



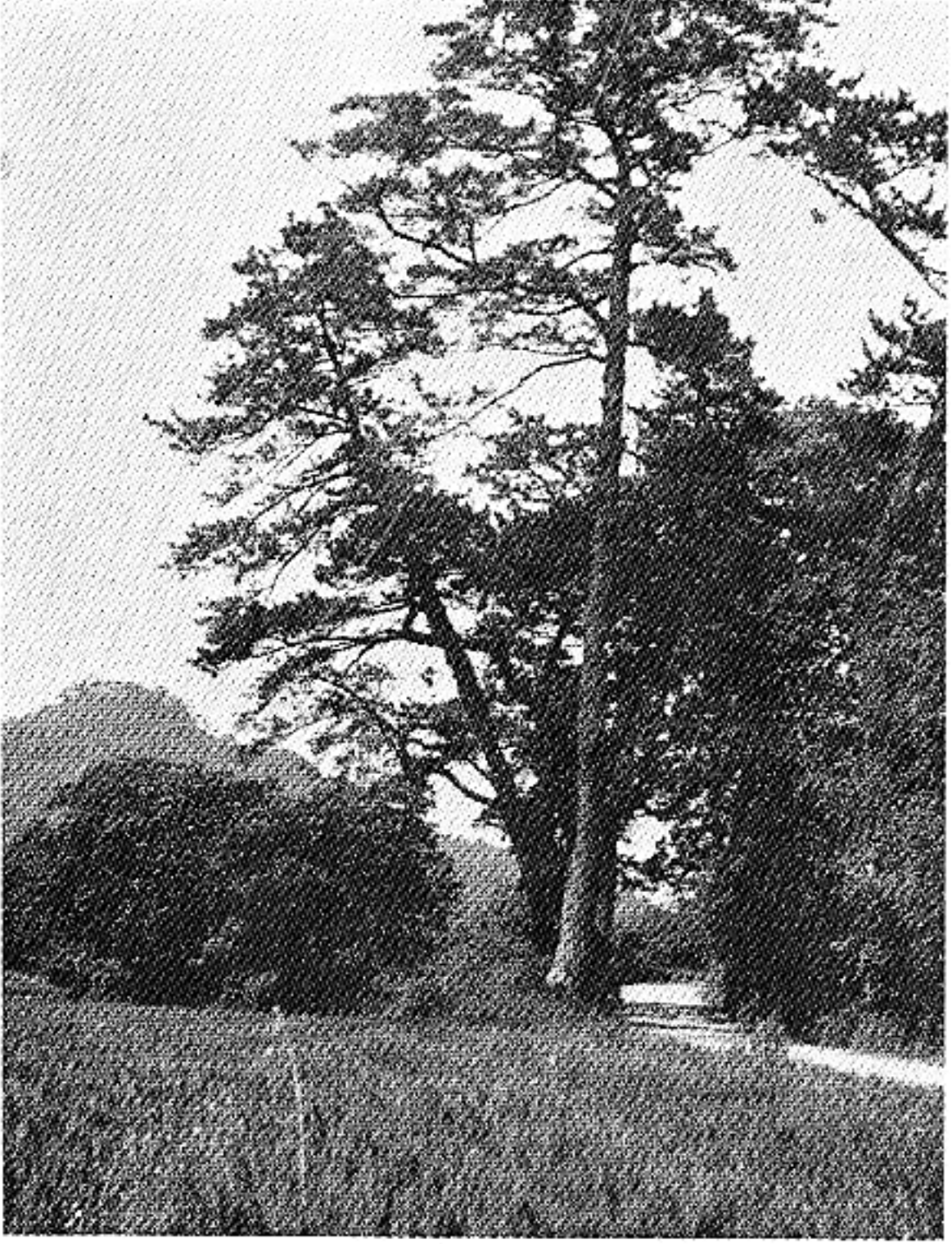
空からの鳥栖市中心街（昭和47年9月撮影）



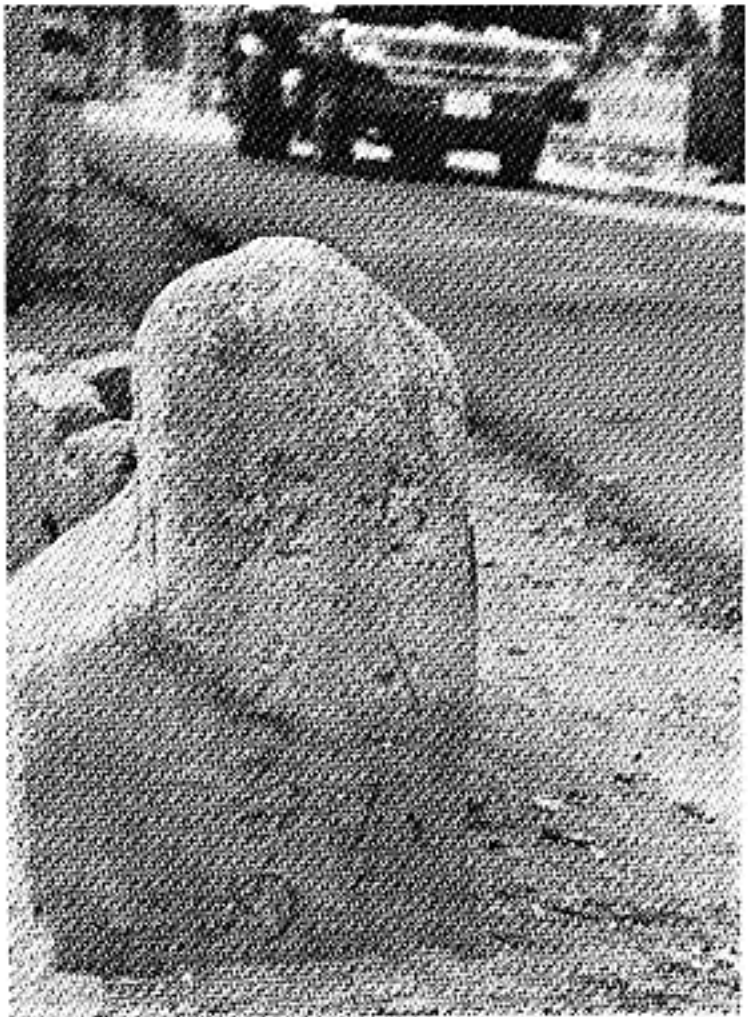
（写真 右）
太田古墳内袖石の壁画（模写）
佐賀県立博物館蔵
本文九九・一〇〇ページ参照



（写真 左）
慶長年間に描かれた絵図（部分）
佐賀県立図書館蔵



長崎街道の往来をしのぶ松―村田町―(昭和二十三年ごろを最後に、落雷、台風、虫害などで相ついで倒れた)
―広尾 寛氏蔵―



長崎街道の分岐点に残る追分石
(田代外町)



宿場の面影をとどめるはたご屋
(轟木町)



西法寺の四脚門

(鳥栖市重要文化財)

市内蔵上町西法寺にある一間一戸の四脚門で総けやきづくり。寛文年間(一六六一〜一六七三)の建立によるものと推定されている。屋根は切妻づくりの本瓦ぶきで、大棟の両端に鯨(しゃち)、屋根の四隅に唐獅子を配している。屋根の豊かさとともに組物や彫物など構造は華麗で、江戸時代前期のすぐれた木造建築物として貴重なものである。

(「鳥栖市文化財保護条例」により昭和四十八年三月三十一日・指定)

復刻を喜ぶ

鳥栖市長 原 忠 實

『鳥栖市史』の初版は昭和四十二年秋に始まり、資料編・研究編各四冊のあとをうけて通史としての本編を上梓したのが四十八年夏であります。

幸い各般の権威ある執筆陣に恵まれたため、好評をもって斯界に迎えられたことは喜びにたえません。その後、さらに多くの市民や研究者から本編復刻の希望が相次いで参りましたのもそのことを裏付ける証左でありましょう。

今回、関係者各位のご助力により復刻のご要望に応えられることができましたのは有難くかつご同慶の至りであります。これによって着実な発展途上にある本市の歴史を、より多くの、また新しい世代の方々がひもとかれ、郷土愛の原点を探ることに寄与できれば、誠に意義深いものと思えます。

昭和五十七年四月

鳥栖市史 目次

△表紙題字 平川朴山▽

I 概説

..... 一

II 地誌

..... 九

1 自然環境

..... 九

(1) 地形と地質

..... 九

(2) 気候と災害

..... 一六

a 四季の変化と生活

..... 一六

b 水害と干害

..... 一八

2 諸地域

..... 二四

(1) 筑後川流域の集落

..... 二九

a 水屋集落

..... 二五

b 開発と治水

..... 二四

c 洪水との戦い

..... 三三

d 条里集落

..... 三五

(2) 洪積層台地の集落

..... 三九

(3) 扇状地の集落

..... 四一

a 神辺扇状地の集落

..... 四三

b 養父扇状地の集落

..... 四三

(4) 谷底平野の山村生活(大木川上流の河内町)

..... 四四

a 河内町の集落

..... 四四

b 土地利用

..... 四四

c 挙家離村(向都離村)

..... 五〇

3	交通の要地としての鳥栖市	二五
	a 交通幹線の東漸と分岐点の南進	二五
	b 道路交通と企業の立地	二五

III 原始時代

1	先土器時代	二六
2	縄文時代	二六
	(1) 縄文時代の生活と文化	二六
	(2) 縄文時代の鳥栖地方	二六
3	弥生時代	二六
	(1) 弥生時代の文化と社会	二六
	(2) 大陸との交通	二六
	(3) 小国家の分立	二六
	(4) 弥生時代の鳥栖地方	二六
	a 高原川水系の遺跡	二六
	b 秋光川水系の遺跡	二六
	c 山下川水系の遺跡	二六
	d 本川川水系の遺跡	二六
	e その他の河川水系の遺跡	二六
	f 永吉低段丘遺跡	二六
	g 曾根崎低段丘遺跡	二六
	h 鳥栖低段丘遺跡	二六

IV 古代

1	古代国家の形成	二六
	(1) 大和朝廷の成立	二六
	(2) 国土の統一	二六
	(3) 大和政権と鳥栖地方	二六
	a 大和政権の伸長	二六
	b 大和政権への対応	二六

c	県主と国造	二六
(4)	大陸との交渉	二六
	a 朝鮮半島への侵出	二六
	b 倭五王	二六
	c 漢部郷の造兵所	二六
(5)	古墳時代の文化	二六
	a 古墳の築造	二六
	b 古墳文化	二六
	c 住居と集落	二六
	d 用具	二六
	e 交通	二六
	f 祭祀	二六

2 古代国家の発展

(1)	古代国家の動揺	二六
	a 内政外交の動揺	二六
	b 磐井の反乱	二六
	c 任那の滅亡	二六
(2)	大化の改新	二六
	a 仏教の伝来	二六
	b 聖徳太子の政治	二六
	c 大化の新政	二六
	d 大宰府と基肆城	二六
(3)	律令国家の確立	二六
	a 近江の都	二六
	b 壬申の乱	二六
	c 大宝律令	二六
(3)	律令制下の鳥栖地方	二六
	a 肥前国	二六
	b 鳥栖地方の郡と郷	二六
	c 鳥栖地方の条里制	二六
	d 軍備	二六
	e 産業と文化	二六

3	古代国家の衰微	100
(1)	荘園の発達	100
a	荘園の発生	100
(2)	地方政治の乱れ	103
a	平安時代の肥前国の政情	103
b	農民の困窮	103
c	武家社会への胎動	103
(3)	神社と仏教文化	106
a	神社	106
b	仏教文化	107
V 中世		
1	鎌倉幕府の成立	107
(1)	鳥栖地方の地頭御家人	107
a	曾祢崎氏	107
b	綾部氏	107
(2)	地頭御家人の生活——藤木氏の娘とその継母	109
2	荘園制の展開	109
3	鳥栖地方御家人の動向	110
(1)	元寇	110
a	鳥栖地方御家人の出陣	110
b	元寇の恩賞	111
c	岩門合戦と鳥栖地方の御家人	111
(2)	神領興行法の施行	111
a	神領興行法	111
b	千栗八幡宮と御家人国分季高	117

(3)	c 宇佐八幡宮と御家人大河幸蓮	116
(3)	鎮西探題と土々呂木氏	120
4	鳥栖地方の南北朝合戦	123
(1)	南北朝争乱の幕あけ	123
(2)	合戦と恩賞	127
(3)	小領主の闘争	130
5	南北朝の進展と幕府統治	132
(1)	鳥栖地方の政治的地位	132
a	南朝と鳥栖地方	132
b	鎮西管領の施政	133
(2)	観心政変と鳥栖地方	134
(3)	荘園制の動揺	139
(4)	征西府の全盛と九州探題今川了俊	139
6	戦乱の時代	149
(1)	戦乱を追って	149
(2)	鳥栖地方と筑紫氏	151
(3)	龍造寺氏の台頭	153
(4)	荘園制の崩壊	154
(5)	豊臣秀吉の全国統一	156

VI 田代領の政治と経済(前期) 155

1	戦国期の田代地域	155
2	田代地域の太閤検地	157
3	対馬藩田代領の成立	159

4	田代領の慶長検地	三三
5	柳川事件と園部村所属の変遷	三九
6	田代代官制の改革と所領構造	三六
	(1) 田代代官制の整備	三六
	(2) 田代領の支配機構	三四〇
	(3) 地方三役・町役人の様相	三四
7	対馬藩の寛文改革と田代領	三四八
	(1) 対馬藩の寛文改革	三四八
	(2) 肥前田代領の改革	三四八
	a 寛文延宝期における貢租量	三五二
	b 田代領の延宝改革	三四四
8	延宝、天和期の貢租制度	二九八
	(1) 郷村の貢租	二九八
	(2) 田代町・瓜生野町の状況と町方の貢租	二九六
9	定免制の実施	二八一
	(1) 定免制の確立過程	二八一
	(2) 定免制の内容	二九〇
10	元禄期田代領と本藩との財政上の関係	二九四
11	園部村、再び対馬藩領となる	二九八
12	享保初期における田代領	三〇一
	(1) 法令、年貢、人口など	三〇一
	a 公儀法度の取扱い	三〇二
	b 宗門改のこと	三〇二
	c 領内法度の取扱い	三〇三
	d 所領規模	三〇三

e	田畠屋敷の石盛	三〇四
g	商売免札と諸営業	三〇六
i	町方の機能	三〇九
k	田畠質入れの進行	三二二
	(2) 郷村の状況	三二五
13	田代領における享保期の改革	三一九
	(1) 借銀借米の進行	三一九
	(2) 改革の実施	三二七
	(3) 大庄屋・庄屋の入札	三二六
	(4) 用銀に関する改革	三二六
	(5) 借銀借米の相対化	三三九
	(6) 改正に対する農民の要求	三四三

VII 田代領の政治と経済(後期)

1	畠田、隠田畠の取締り	三四九
	(1) 畠田の取締り	三四九
	(2) 隠田畠の摘発	三四四
2	延享・宝暦期における領民の困窮化	三五九
	(1) 延享一揆	三五九
	(2) 郷村衰微の進行	三六六
	(3) 町方衰微の状態	三六八
	(4) 人口変動	三七二
	(5) 奉公人の増加	三七六
3	宝暦期における領政改革	三八〇
	(1) 大庄屋、庄屋の総辞職願い	三八〇
	(2) 改革の開始	三八二
	(3) 奉公人の統制	三八五
	(4) 郷村改革	三八八

(5) 庄屋給改正	三九三	(6) 徴税法の改革	三九三
4 宝暦末・天明期の郷村の状況と諸改革	三九八	(1) 郷村の状況	三九八
(1) 天明期の改革	三九八	(2) 安永期における改革	四一六
(3) 天明期の改革	三九八	(3) 天明期の改革	四二二
a 改革の基調	四三三	b 郷村町方に関する改革	四二五
(4) 奉公人の賃金統制	四三三	(5) 天明期の皿山仕法計画	四三三
5 寛政期の貢租制度と郷村	四三九	(1) 徴租法の改正	四四〇
(1) 徴租法の改正	四四〇	(2) 郷村、町方の状況	四四四
(3) 借銀借米の統制	四四〇	(4) 未納差延米の強制徴収	四五一
6 藩札の発行と田代用達商人	四四七	(1) 田代領の用達商人	四六一
(1) 田代領の用達商人	四六一	(2) 藩札の発行	四六一
7 皿山仕法と日田商人	四六九	(1) 文政騒動	四七二
(1) 文政騒動	四七二	(2) 田代銀会所・生蠟会所と日田商人	四七九
(3) 産物主法方の設置と反対一揆	四七七	(4) 幕末期における田代領の地主制	四九一
(5) ロシヤの対馬侵略への対応	四九六		

VIII 田代領の文化と売葉

1 田代領の文化	五〇三
(1) 田代の俳壇	五〇四

2 藩校東明館	五二二
3 田代の藩学と広瀬淡窓	五二四
4 田代領における売葉業	五二八
(1) 売葉渡世の発覚	五二八
(2) 売葉業の成立・定着	五三二

IX 佐賀藩領の通史

1 佐賀藩の成立と轟木御番所	五三五
2 開発の進展と農村支配体制	五四九
3 農民生活の窮乏と享保飢饉	五五四
4 中期における藩制の展開	五七四
5 天保改革と鳥栖地方	五八七

X 鳥栖地方の明治維新

1 新しい地方行政の実施	六〇五
(1) 廃藩置県と戸籍編成	六〇五
(2) 過渡期の大区・小区制	六一〇
(3) 佐賀の乱と鳥栖地方	六一四
2 地租改正と三新法	六一九
(1) 佐賀県における地租改正	六一九
(2) 三新法の地方自治	六二三

3 国民教育の発足……………三三

(1) 学校教育の成立……………三三

(2) 初等教育普及の実態……………三六

XI 明治前期の農村と農業……………四七

1 明治初年の農業の状態……………四七

(1) 上ノ村と下ノ村……………四七

(2) 農家と耕地……………五三

(3) 役畜と農具……………五三

(4) 農業生産の概況……………五七

2 勸業談話会（農談会）と農事試験……………六一

3 明治前期の農業の発展……………六六

(1) 作物表と収穫量の増加……………六六

(2) 小松農談会……………六七

勸業に関する俗語・天気予知の俗諺……………六九

XII 明治前期の製蠟業と売薬業……………六八

1 蠟栽培と製蠟事業……………六八

(1) 明治前期の製蠟業……………六八

(2) 蠟栽培と蠟実の生産……………六九

2 明治維新と売薬業の急展開……………六九

3 売薬業の試練と停滞……………七〇

XIII 鉄道開通と鳥栖町の成立……………七二

1 鳥栖・田代駅の開設過程……………七三

2 鉄道開通による産業上の影響……………七三

3 水田農業の発展……………七四

(1) 明治後期—大正期の農業……………七四

(2) 水田造成と水害防止……………七四

(3) 産米改良と寄生地主……………七五

(4) 農具・肥料の発達……………七五

XIV 明治国家の確立と鳥栖地域……………七六

1 明治国家と「市制町村制」……………七六

2 寄生地主制の確立……………七六

3 鳥栖地方五カ村の発足……………七六

4 明治中期の村財政……………七八

5 国民教育の展開……………八〇

6 明治後期の村財政……………八〇

XV 地場産業と巨大資本の進出……………八二

1	製蠟事業および榼栽培の推移	八〇七
	(1) 製蠟事業の推移	八〇七
	(2) 榼栽培の変遷	八一五
	(3) 製蠟事業の衰退	八二八
2	売薬業の再編	八三三
3	片倉製糸の進出	八三三
4	日清製粉の進出	八三九

XVI

大正期における発展の諸相

1	大正デモクラシーの息吹き	八四七
2	農業団体の発足と拡充	八五五
3	中等教育・公民教育の発達	八六一
4	鳥栖町の発展と郡制廃止	八七〇

XVII

寄生地主制の動揺 —— 基山小作争議の顛末 ——

1	背景・小作農家の農業と生活	八七九
2	発端・農民組合の結成	八八六

XVIII

恐慌・戦時下の鳥栖地方

3	展開・小作争議の経過	八八四
4	結果・調停成立と一部の脱落	九一〇

1	農業恐慌と自力更生運動	九一九
2	戦争の暗雲とインフレ景気	九二六
3	戦時下の産業と生活	九三三
	(1) 深刻化する戦時統制	九三三
	(2) 売薬業における統制	九三九
	(3) 農業における統制	九四二
	(4) 国民生活の荒廃	九四八

XIX

鳥栖市の成立と発展

1	鳥栖市の誕生	九五九
	(1) 戦後の民主主義的諸改革	九五九
	(2) 鳥栖市の成立過程	九七三
	a 五カ町村合併の経過	九七三
	b 各町村の動向	九七六
2	鳥栖市政の発展	九八四
	(1) 新市発展の基礎づくり——第一期市政——	九八四

(2) 工業化への前進―第二期・第三期海口市政―	九二
a 鳥栖市建設十カ年計画	九二
c 工場誘致のブーム	九九
d 海口市政の終焉	一〇四
(3) 調整期を迎えた工業化政策	一〇八
a 長期財政計画の設定	一〇八
b 民生福祉面の強化	一〇三
c 都市計画事業の推進	一〇三
d 安原市長の退陣	一〇五
(4) 総合計画への道	一〇八

XX 鳥栖市発展の現状と課題

1 農業発展の諸問題	一〇九
(1) 農地改革と農業展開の諸条件	一〇九
(3) 農機具の発展	一〇四
(5) 農家の変貌	一〇一
2 商工業の発展と課題	一〇八
(1) 部門別工業発展の様相	一〇八
(3) 商業発展の特徴	一〇四
(4) 在来企業と誘致企業	一〇三
(4) 商工業発展の課題	一〇八
3 結び・「みどりの産業都市」	一〇六
あとがき	一〇七
鳥栖市史年表(慶応二年まで)	一〇九
” ” (明治以降)	一一三

序に代えて

鳥栖市史の刊行は、昭和二十九年市制施行以来の懸案でしたが、同四十二年十月編さんに着手され、市民の皆さんをはじめ内外関係者の熱心なご尽力によってここによく本編の上梓に至りました。誠に同慶にたえません。

その内容も、資料編四巻・研究編四巻と、今回完結をみた本編通史一巻におよび、全編を通じてご執筆いただいた諸先生は、いずれも斯界の権威十四氏にのぼり、その成果の豊かさと共に、聊か私共の自負するところでもあります。

関係各位のなみなみならぬご努力と、市民皆さんのご協力に厚くお礼を申し上げます。これらの歴史をひもとくとき、今日を築きあげた先人たちの知恵と労苦に啓示されることが多く、歴史は常に己の足下につながっていることに思いを新たにさせられます。

かけがえのない郷土の文化遺産を守りはぐくむことはもちろん、よりよい町づくりのための座右の書として本書を活かし、さらに精進したいと念ずるものであります。

昭和四十八年六月

序

鳥栖市史は昭和四十二年に編さんに着手して以来、六年の歳月を経てようやく本編通史の刊行をみる事ができた。その間、執筆担当者の間には不測の故障を生ずることもあって、絶大なご期待とご支援を受けた市当局および市民各位には思わぬご迷惑をかけたけれど、ここによりやく市史全編の完結をとげることができたのは、執筆者の一員として感慨の湧くのを禁じ得ない。

最近、市史、町村史、県史などの企画されることが多く、筆者自身もいくつかの事業に関係した経験を有するが、鳥栖市史の編さん事業ほど、市民、市当局、執筆者の連絡が密接であったことはない。そのため本編通史刊行までの間に、資料編四冊、研究編四冊をすでに公刊して、市史そのものが三本建ての構成とすることができた。これは全国的にもきわめてユニークなもので鳥栖市史の誇るべき点ではないかとひそかに信じている。

この本編通史もまた単純な項目主義、資料主義に陥らず、地域住民の生活と経済の発展という意識の下に一定の筋を通したつもりである。もちろん、執筆者の微力のために提供された多くの資料を充分に処理し得なかったことを惧れるが、それなりの執筆の意図だけは酌んでいただきたいと思います。

終りに編さんの期間についても、費用についても当初の予定をかなり超過したにもかかわらず、終始執筆の便宜をはかられた市当局、また資料提供に協力を惜しまれなかった市民各位に深甚な敬意と満腔の謝意をささげるとともに、鳥栖市がこの市史の跡づけた発展の道を、今後ますますに力強く進まれんことをお祈りする次第である。

昭和四十八年六月

九州大学教授
鳥栖市史執筆委員長

山田龍雄

I
概

説

I 概 説

鳥栖市は、昭和二十九年鳥栖町を中心として、田代・基里・麓・旭の五町村が合併して成立した人口約五万の新興都市である。前に筑後川の漫々たる流れを擁し、背後には基山きざん・九千部山くせんぶの峯々を連ねた筑紫山地が控え、その間には約二千畝の水田が展開する田園都市である。

古来、肥前・筑前・筑後の三国が相接する要かなめの地位にあたるため、わが国で文字によって歴史が記されるようになって以来、鳥栖の名は国史にあらわれてくるようになるのである。爾来、人口が増え、文物の発達とともに交通上の地位は高まってきたが、とくに決定的となったのは明治以後のことである。すなわち近代交通機関の発達によく対応して、明治二十二年九州鉄道の開通とともに地域内に鳥栖・田代の二駅が開設され、さらに鳥栖駅からは長崎線を分岐するに及び交通都市としての性格はゆるぎないものとなった。昭和に入ってからには農村へのバス交通網の中心となり、また鳥栖駅からは久大線を分岐して九州横断の拠点ともなった。最近においては周知のように九州縦貫自動車道、九州横断自動車道が交差する東洋一とも称せられるインターチェンジが造成中であり、全国屈指の交通都市に発展しつつある。

このことは鳥栖市成立直後（昭和三十年国勢調査）の人口四万一、六〇二に対し、同四十五年の国勢調査の結果では四万七、三六九人で、その増加率は一四割となる。これは佐賀県全体が三・八割の減少であるのと対比すれば、顕

著な相違である。また佐賀市を別とすれば、鳥栖市より人口の多い唐津・伊万里の二市は、ともに人口減少の傾向にありこれに対して、鳥栖市は佐賀県で着実に人口増加をみている都市として注目すべきであろう。

このような人口増加が単なる交通都市という性格だけで促進されたものではなく、その交通の便を利用した工業の発達によることはいまでもあるまい。それも戦前から立地していた各種工業の発達に加えて、高度経済成長期における多種多様な近代的工場が、当時の鳥栖市の要望に答えて新しくこの地に立地を求めてきたところが大きい。その結果、鳥栖市は本来の田園都市に加えて、交通都市、さらには工業都市的性格を日に日に濃くして新興都市としての面目を發揮している。

この急速な発展の影響として、農業はもちろん、工業資源・工場立地・交通・環境・住宅・衛生等々の分野に新しい問題が醸成されつつあるが、それは一九七〇年代の新興都市として鳥栖市自らが市民とともに解決し、さらに発展の歩みをつづけるべきであろう。とくに鳥栖市は合併にあたって周辺の純農村と合併したので、豊かな緑の資源を有している。この資源を交通都市・工業都市としての発展過程においていかに有効に市民的に活用するかが今後の課題である。

この間の経済発展については、後に詳述されるけれども、その一指標として市成立以後の産業別就業人口の動向を表I・1によってうかがってみよう。就業人口総数の増加指数は昭和三十年を一〇〇として、同四十五年は一三二であり、前に述べた人口総数の増加指数一一四に比し倍以上である。すなわち、鳥栖市では人口が膨脹しつつあるが、その中でも働き手がより多く増加しており、都市としての活気をしめしている。

次に年次別に就業人口総数の増加率をみると、昭和三十年を一〇〇として昭和三十五年までは六割であるが、同四十年には一七割、さらに次の五年後の四十五年には三二割と増加率の幅が拡大している。すなわち鳥栖市の産業経済

は昭和三十五年から急速に発展してきたことになる。これはわが国経済の高度成長と正に一致することというまでもあるまい。

産業別に就業人口の推移をみると、前に述べた交通都市・工業都市としての成長がはっきりと示される。すなわち、この一五年間に農業就業人口はおよそ三分の二に減少しているが、総就業人口に対する構成比は総数が増加しているために三六割から一八割へ半減している。すなわち農業就業人口が総数の二割を割っているということは、田園都市とはいいながらかなりその性格が変わってきている。そしてこれに對比して昭和四十五年において最大の構成比を占めるのは第三次産業であって、ほとんど五〇割である。その意味では流通関係に重点をおく交通都市の性格が、きわめて強くうち出されている。

けれども、注意すべきはもともと鳥栖市は第三次産業の構成比が高かったもので、一五年間に構成比は約八割高まったにすぎない。これに対して第二次産業の構成比の上昇は一割であって、工業関係の発達が相対的に高かったことをしめしている。多くの都市における近年の傾向は第二次産業就業人口の増加よりも、第三次産業のそれが相対的に大きいのが普通であるが、鳥栖市はこれに對してははっきりと工業重点の成長をとげているのである。

以下、本書の内容を紹介するために、各章の概要を簡単に説明しておく。た

表I-1 産業別就業人口の推移

	第一次産業		第二次産業		第三次産業		総 数		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人	口	指数
昭和30年	6,359	36.0	4,030	22.9	7,244	41.1	17,633	100.0	100
昭和35年	5,719	30.6	4,722	25.2	8,281	44.2	18,722	100.0	106
昭和40年	4,909	23.7	6,151	29.7	9,646	46.6	20,706	100.0	117
昭和45年	4,203	18.0	7,531	33.2	11,633	49.8	23,367	100.0	132

注 鳥栖市総合計画策定資料による

だし紙数の都合があるので重点的にならざるを得ない。

II章は鳥栖市の地誌であって、一般的な自然地理ばかりではなく、人文地理的視点にも立つのが特徴である。例えば、筑後川の漫々たる流れは、治水技術の低い段階では豪雨はたちまち水害に転化するわけで、そのためごく最近にいたるまで住民は水との闘いに苦勞した。その生活誌などを中心に鳥栖市の自然と人間の交渉が具体的に明らかにされている。

III・IV章は原始・古代であって、太田古墳の彩色壁画を頂点とする古墳時代の遺跡に対して、縄文時代の遺物の発見が鳥栖市内ではまだ乏しい。現在わが国の考古学界で問題になっている縄文時代の農耕をしめす遺物は残念ながらまだ発見されていない。

律令制の下ではこの地方における条里制の遺跡と、律令官人の動向が中心となって中世へ展開していく。

V章は中世であって前章をうけて、この地方の多くが当時の政治の中心である大宰府領・安楽寺の荘園となっていたことがしめされる。それは当時すでに交通上の重要性が認められていたためであろう。この安楽寺領当時に勧請されたと思われる市内の多くの社寺については、本史研究編第四集「鳥栖の民俗」においてその由緒・祭事関係を通じて克明な研究がなされている。

中世後期においては元寇以後の鎌倉御家人の動向を具体的に述べ、やがて小豪族に分立して戦国の争乱における帰趨に及んでいる。

VI・VII・VIIIの三章は近世の対馬藩田代領について詳細な論述がなされ、本市史の中心を構成している。とくにVI・VII章の田代領の政治体制・経済構造・農民生活に関する諸改革についての研究は、従来の研究水準をはるかに抜くものであり、本市史として誇るべき業績であろう。

なお、これに関連して研究編第二集として「幕末田代領政争の研究」が公刊されている。

VIII章は同じ田代領に関する記述であるが、いわば特殊問題で、田代領の文化と売薬業に関する研究が収められている。

IX章は近世佐賀領に関する部分であるが、これは周知のように鳥栖市域の中では、地域としてもかなり狭小であるし、位置的には佐賀藩としては東部国境地帯にあたる。すなわち、佐賀藩の政治の中心からは最も遠いわけであって、したがってここでの論述の仕方は田代領とは異なり、いわば佐賀藩にとっての地方史として扱われている。いかえれば、佐賀藩の政治経済の全般的論述は『佐賀県史』等に譲り、もっぱら地域農村内部に観察の眼を向けている。

このばあい、現在の鳥栖市の中心にあたる轟木は佐賀藩東部国境の関門であったが、これは前数章の田代領における田代宿を経て筑前原田宿とつらなり、長崎街道の重要な一環をなす。このことが鳥栖の交通都市としての骨格をなしていたのであるから、とくに研究編第一集「鳥栖地方の宿場」として別に刊行している。また同第三集にはこの地方の民家の詳細な調査が収められている。

X章以下は明治維新以後の近代史にはいる。一般に資料も多く、歴史の推移も複雑であるが、各章を通じて大きな三つの流れが貫いている。第一は経済の発展であって、第二次大戦までは鳥栖市域は何といっても農村であり、したがって農業の発達過程に最も重点をおいている。それに加えて大正初年から旧鳥栖町に立地した製糸・製粉工業の発展と、これより前、明治二十二年に開設された九州鉄道を全国的視野から評価しながら、その発達を跡づけている。

第二は地方行政制度と町村自治の発達における特質である。それは必ずしも鳥栖市関係旧町村だけの特質ではなく、わが国の自治制度そのものが真の自治よりは程遠く、むしろ国家権力の第一線の執行機関たる観を呈するのであるが、この日本の特質を各町村の資料を駆使して明らかにしている。

第三は国民教育の発展であって、これもわが国の特質としての教育理念の国家主義的に偏っていく過程を学校教育の実態から跡づけている。もちろんその間に中等教育や青年教育・社会教育についても同じ傾向であることを具体的に追究している。

こうして満洲事変から第二次大戦へと推移するのであるが、そのはげしい戦争の間の国民の生活について、また佐賀県としては最も人身の被害をうけた空襲の記録をもとめている。

最後の二章は戦後の発展にあてられており、はじめに戦後に行なわれた農地改革・教育改革・農業協同組合・労働組合等民主的改革の動きをとらえ、これらを基礎に市制の確立過程を敘述し、ついで新市制の下に工業都市への志向を主として市政の側から観察するとともに、経済の高度成長の過程において、鳥栖市独自の産業経済の躍進を詳しく跡づけ、さらに地域開発において生じた民生上の諸問題の指摘と展望を行なっている。

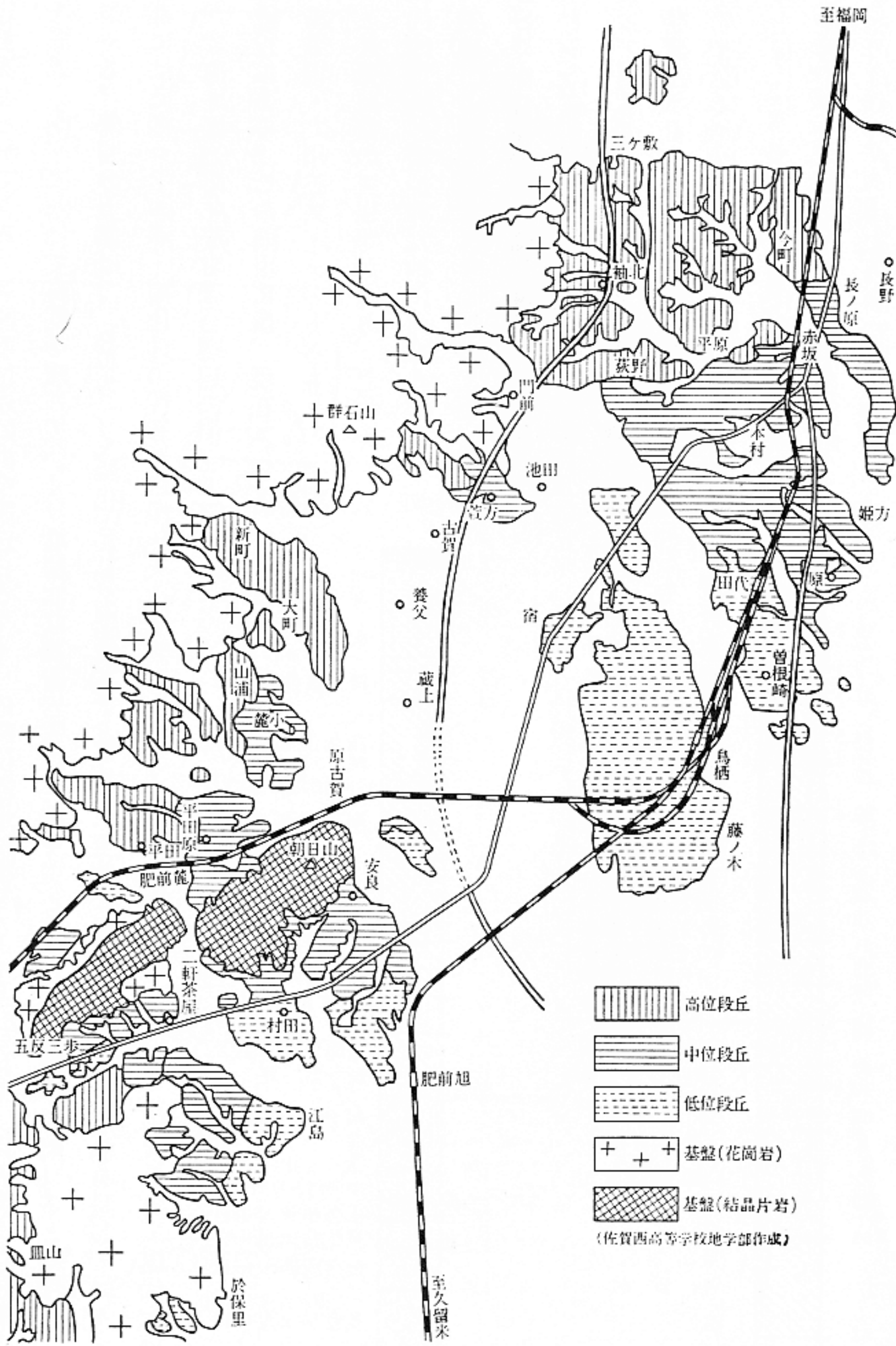
こうして本市史は、単なる回顧的な歴史ではなく、明日の発展のための反省の資料として、またその躍進のためのスプリング・ボード（跳躍板）となることを念願としているのである。

Ⅱ 地 誌

1 自然環境

(1) 地形と地質

鳥栖市は佐賀県の東部にあって、北は九千部山をもって福岡県と境し、南部は筑後川を境に福岡県久留米市と相對する。さらに東部は三養基郡基山町、西部は笛吹山の丘陵地をもって中原町に接する。鳥栖市庁舎の位置は、東経一三〇度三一分、北緯三三度二二分で、距離的には永吉町の国道分岐点から福岡市中心部まで三七キロメートル、佐賀市の中心まで二八キロメートル、久留米市まで一〇キロメートルという文字どおり九州の主要都市を結ぶ交通の要衝にあたる。地勢は、筑紫山地から南東に丘陵地がのび、ついで平坦地となって筑後川に至っている。九千部山(八四七・五メートル)を主峰として、東南および南に向かって走る三支嶺がある。第一は、権現山(六二六・二メートル)より南下して杓子が峰(三一二・三メートル)となり、さらに柚比・今町の高位段丘に通じている。第二は九千部山の南側より起こって城山(五〇一・三メートル)・群石山(二〇一・一メートル)に終るものである。この両支嶺間の断層線に沿って流れるのが大木川で、この川は山麓に神辺扇状地をつくり南流して山下川と合流し筑後川に注ぐ。第三は、九千部山の西南側より中原町界を南へ石谷山(七五四・四メートル)より笛吹山へと低下し、さらに丘陵となって南下し筑後川近くまでのびているが、この第二、第三の支嶺の間に九千部山を水源とする四阿屋川が山麓で養父扇状地をつくり、安良川となる。石谷山を水源とする沼川は蛇行



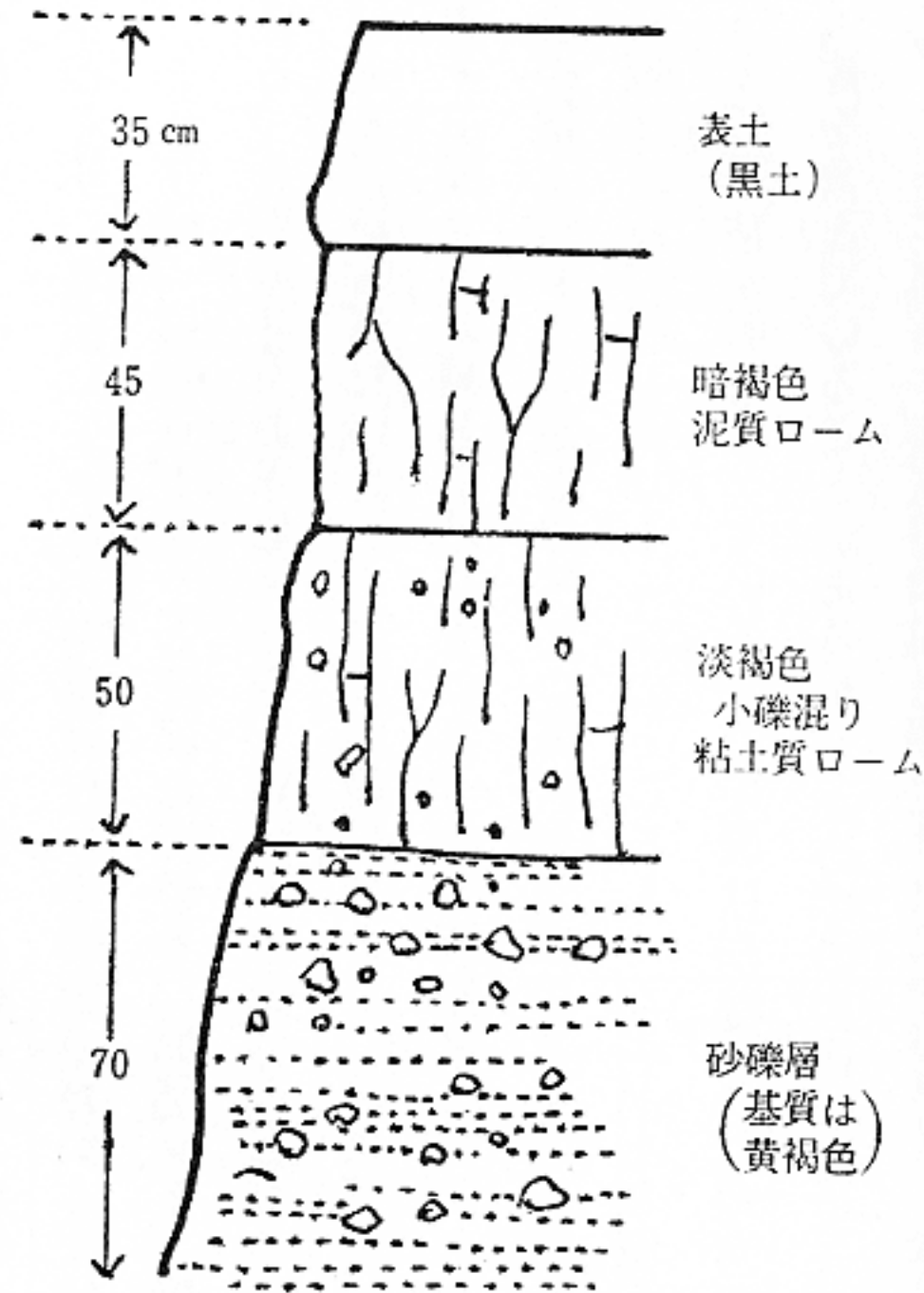
図II-1 鳥栖市の段丘区分図

して南流し、いずれも筑後川に注ぐ。九千部山系の南麓地帯には集落が発達し、水田と園芸農業を展開し、中部の丘陵・台地は市の中心部として市街地を形成し発展している。東南の平坦部には広大な沖積平野が展開している。この平野は水田及び酪農地帯として筑後川流域に面し、筑紫平野の一角をなしている。また筑紫山地の山間・盆地には、水田と高冷地園芸が行なわれつつある。

市街地から見る鳥栖市の山々は、幾重にも重なり合って、断層によって生じた裂け目に沿うて河川が流れ山地を浸食し、山麓に扇状の堆積地をつくっている。筑紫山地の大部分は花崗岩でできているが、一部にはそれよりも古い古生代の結晶片岩を主とする地層や、蛇紋岩のような非常に塩基性の強い変成岩からできているものもある。

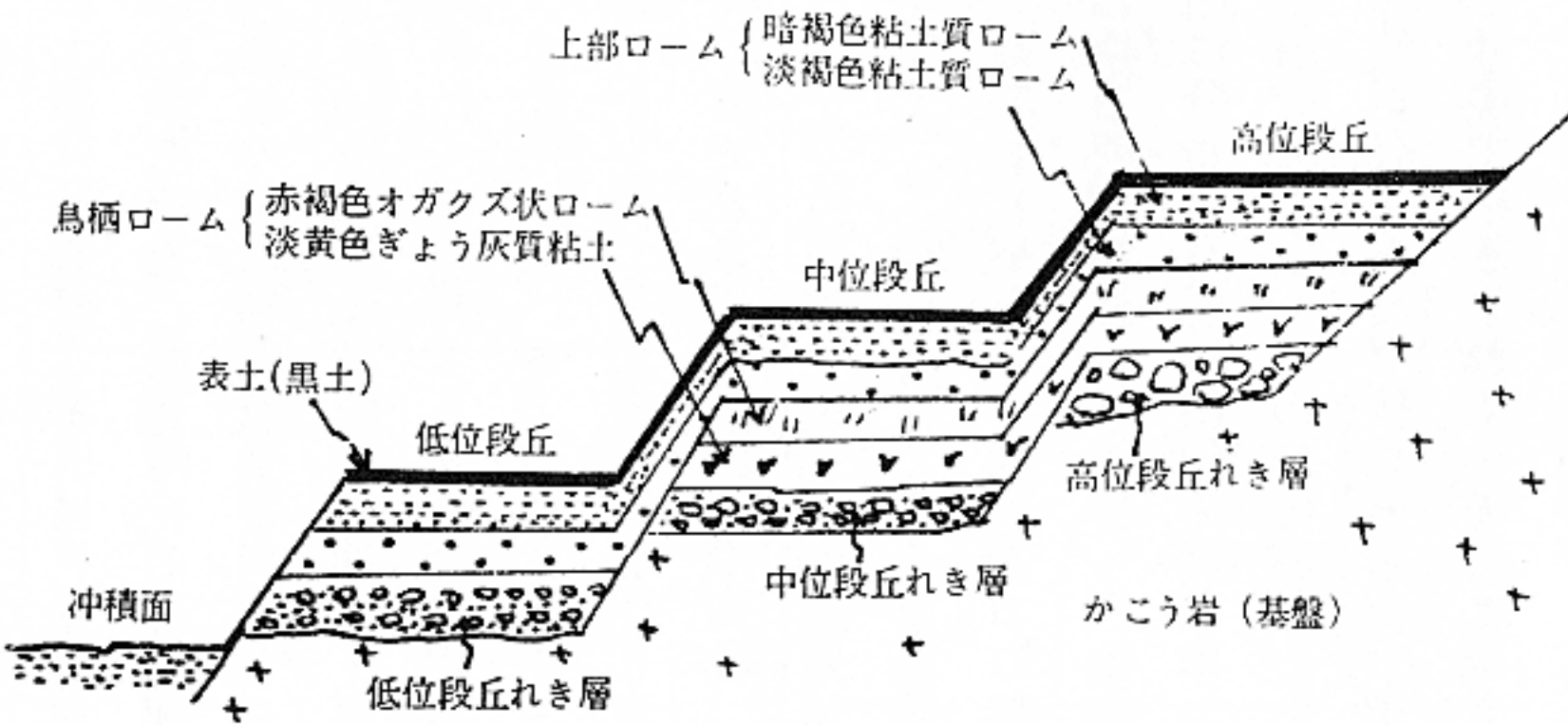
最初はかなり高い山であったと思われる朝日山(一三三三⁽¹⁾)は、長い間の浸食により山頂がなだらかになり平野に面したところに小山となって残っている。県下に於て古生層が発達している部分は、背振山地の南麓に沿う東西の線で、西は東松浦郡厳木町より東は鳥栖市幸津町に及んでいる。

山地は、大体海拔五〇〇〜七〇〇⁽²⁾の辺に平坦面が残存していることから、第三紀末頃に準平原に近い状態にまで浸食され、その後山地が上昇し、いわゆる隆起準平原として現在の山地を形成したと考えられている。第四紀のローム層は噴火による火山灰が地表に堆積し、風化(粘土化)した火山灰である。鳥栖市付近の赤土もいわゆるローム層で火山灰土である。基山町から国道三四号線を通り佐賀へ向かうと自動車は上ったり下ったりするが、下がった所は水田(沖積地)面で、上がった所が丘陵性台地である。ローム層はこの台地上に見られる。赤坂・六本松の地名は、ローム層をあらわした代表的な台地で、地質時代の洪積世にできた河岸段丘である。そしてこの段丘は川が運んできた砂礫の堆積と川の再浸食によってできたものである。洪積世と沖積世を一括して、この約百万年間の時代を第四紀と呼んでいる。背振山塊の山麓にそって、花崗岩上に重なる洪積段丘を高位・中位および低位の三段の段丘に



図II-3
鳥栖市基里中学校の低位段丘露頭
(佐賀西高等学校地学部)

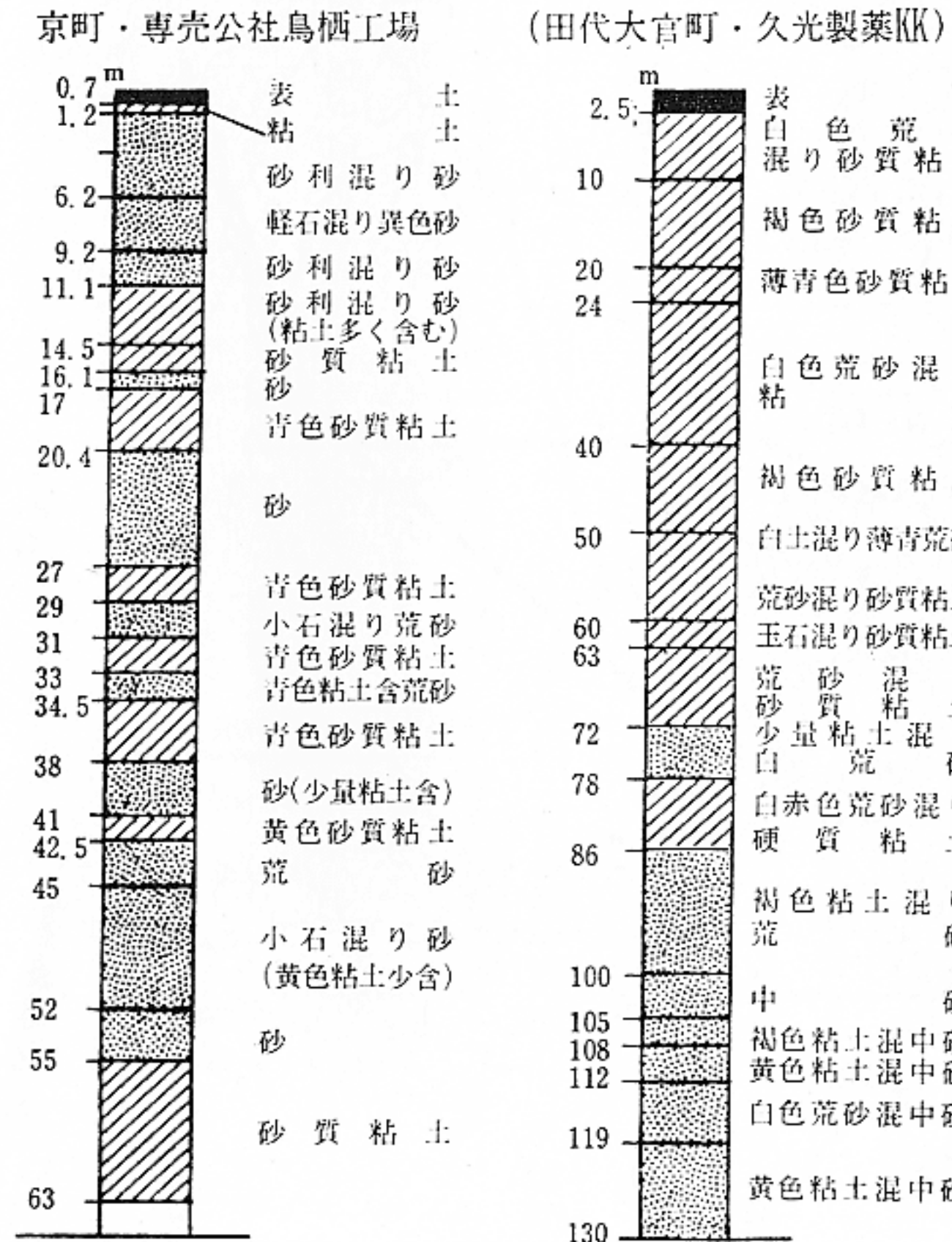
根崎と鳥栖の市街地、江島・儀徳の集落が立地している(図II-1)。これらは標高一五〇三〇の平坦な堆積面を形成し、南方に向かって緩い傾斜をなしている。堆積物は花崗岩に由来する砂礫層で淡黄色を呈し、あまり風化をうけていない。その上位には粘土化の進んだ褐色火山灰層および腐蝕質の黒色火山灰層が整合にのっている。高い位置にある河岸段丘より古い時代に形成されたものである。洪積段丘の中で(図II-4)いちばん新しい段丘は低位段丘であるから、低位段丘にのっている火山灰層は、前から



図II-4
東部佐賀平野周辺地域の洪積段丘の模式断面図(砥川隆二氏原図)

区分することができる。(3) 鳥栖市付近の洪積段丘(図II-1)の高位段丘は標高三〇〇六〇で、巨礫を含む礫層の堆積面を形成し南方に向かって高度を減じていく。堆積物は花崗岩質の巨礫を主とするが、山麓から離れると細粒化する傾向がある。礫層の上部は、いちじるしく風化され花崗岩の礫も軟化し、全体に赤褐色ないし黄褐色を呈している。この上部には鳥栖ローム層・褐色火山灰層及び黒色火山灰層の一連の火山噴出物がのっている。田代上町・田代大官町・田代本町・姫方町・原町は三段丘の低位段丘にある。この面上には、現在太田種鶏場・九州三共・ニッカウエスキ・久光製菓の工場等があり、近世の田代代官所が置かれた地にあたる。また朝日山山麓ではBSサイクル工場・BSゴルフ場等が立地し現河川の河床面からの高さ(比高)は一〇ないし一五である(図II-2)。

堆積物はすべて花崗岩類の礫と粘土質の粗粒ないし中粒砂で構成され、この上位には、下層から順に鳥栖ローム層・褐色火山灰層及び黒色火山灰層が整合におおわれている。低位段丘には

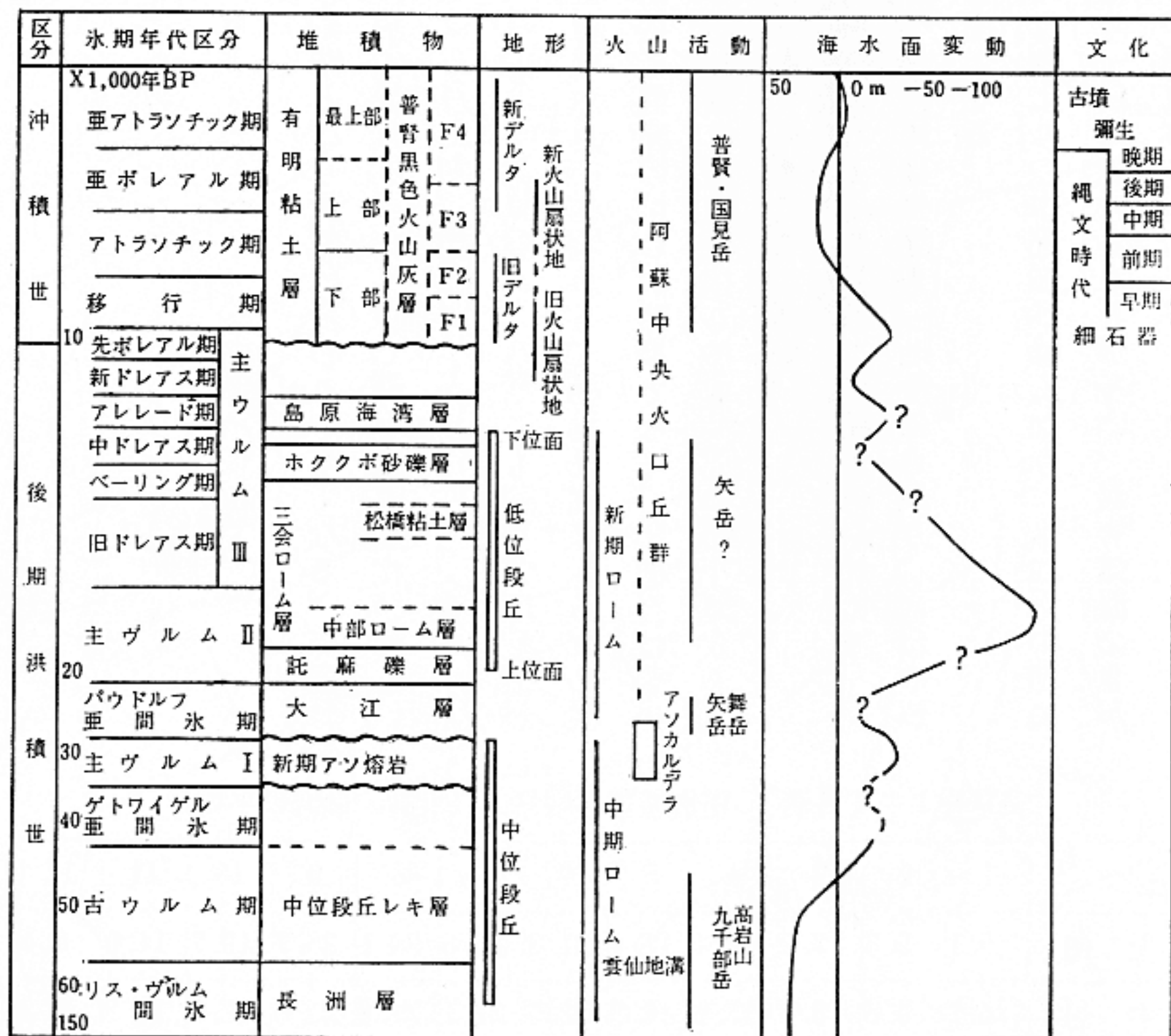


図II-2 低位・中位段丘柱状図

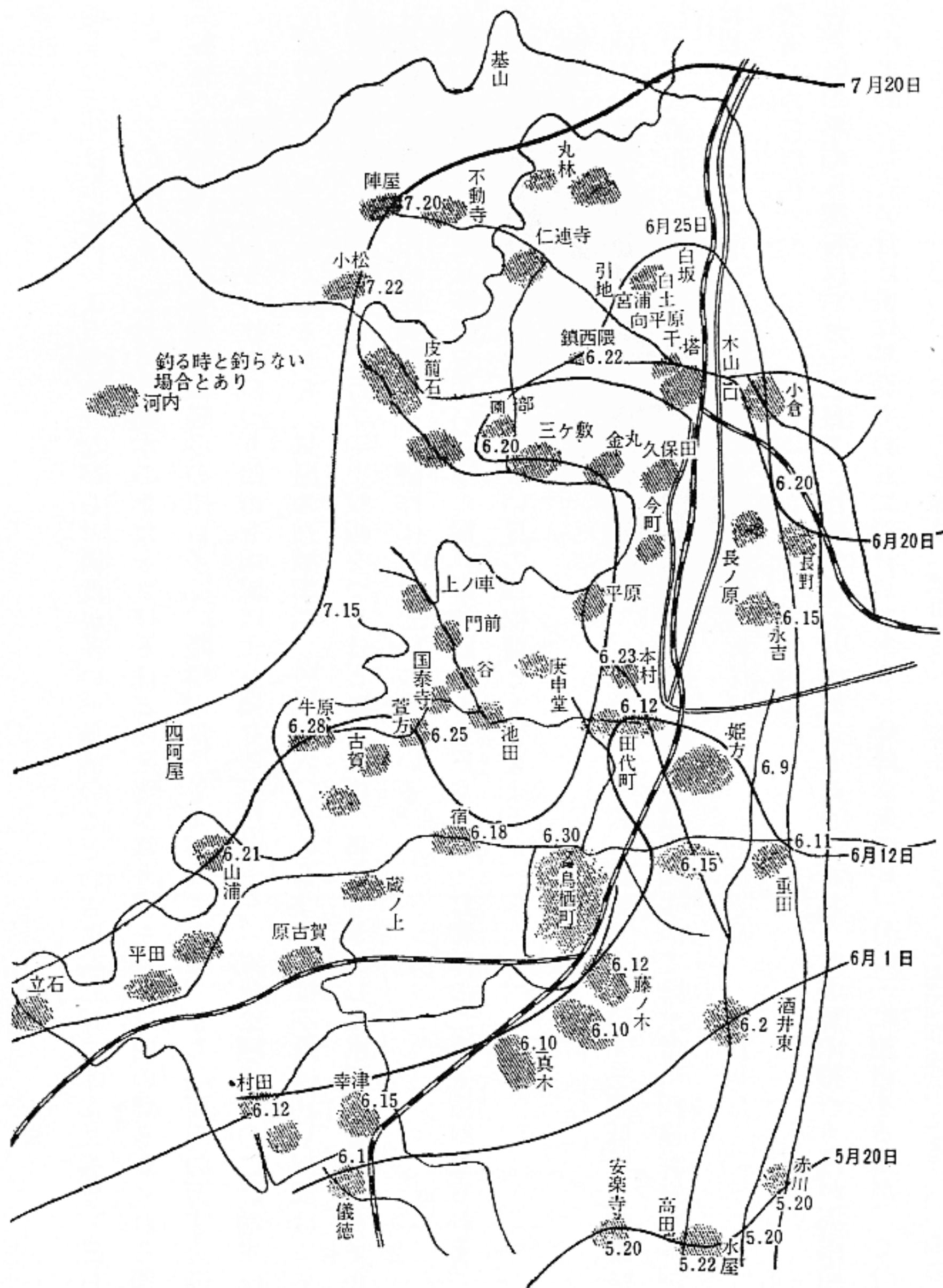
あった段丘の上にも降りつもるので中位や高位段丘上にあっても当然である。佐賀県下でもローム層は鳥栖市周辺にもっとも厚く堆積している。中位段丘の赤褐色のおがくず状ローム層・灰質粘土層は低位段丘上には見られないもので、これらは「鳥栖ローム」⁽⁴⁾と呼ばれている。鳥栖ローム層の時代は、中位段丘の形成後、低位段丘の形成前のものである。鳥栖市北方の赤坂・平原・荻野・柚比付近の高位段丘はその表面が、基盤の花崗岩の浸食平坦面でローム層がほとんど見られないところの浸食段丘である。国鉄肥前釐駅北方の高位段丘には下位から高位段丘礫層・鳥栖ローム層・上部ローム層と堆積している。火山灰層は下位からぎょう灰質粘土層・おがくず状ローム層・淡褐色および暗褐色の粘土質ローム層となっている。最下部のぎょう灰質粘土層は場所によって変化している。つまり黄色・赤色の軽石層ないし、軽石質ローム層のところもあるが、ある場所では赤褐色の泥質ローム層、または灰色ないし淡黄色のぎょう灰質粘土層となっている⁽⁵⁾。この層は福岡県八女地方の「八女粘土」と同じ層である。八女粘土中には、時に炭化木片を含んでいることがあるが、この中の炭素の同位元素 C_{14} (放射能炭素) の測定結果から、その絶対年代が三万三千プラスマイナス三千年前と測定され、(学習院大、木越研究室の測定) 灰色ないし淡黄色のぎょう灰質粘土は、阿蘇の溶結ぎょう灰岩の変化(粘土化)したものであることが明らかにされた。このことから、鳥栖ロームの起源も阿蘇火山の活動によるものということになる。阿蘇溶結ぎょう灰岩という。いわゆる阿蘇溶岩は、世界一のカルデラが形成した阿蘇火山の火山活動の際噴出したもので、阿蘇火山を中心に九州一円に分布し有明海周辺・島原半島・多良岳山麓・久留米・八女・鳥栖・伊万里・背振山中にまで達しており、有明海海底にも広く分布しているといわれている(図II-5)。沖積世である現在は河川が運搬する土砂が堆積してできた沖積平野である。秋光川・大木川・安良川の上流は、いずれも花崗岩地帯である背振山塊であるため花崗岩に由来する砂礫で構成されている。これらの砂礫は現在の河川によって運搬堆積されたもので第四紀沖積世に属している。低平な平野で筑後川中流平野(鳥栖平野)

の一部をなしている。この沖積平野のうち、酒井・高田・水屋・赤川・安楽寺・下野などの部落は周囲の水田面より三〇〜五〇センチ程度高くなっており、各々孤立しているが、ほぼ連続するように連なっている。これは筑後川・大木川・宝満川・安良川等によって形成された自然堤防で、河川堆積物である砂礫層からできている。

- 注 (1) 「九州地方地質」松本達郎外二名 一七頁
 (2) 「佐賀県の地質と地下資源」青山 信雄 一頁
 (3) 「表層地質佐賀五万分の一」国土 調査 経済企画庁 一九六五
 (4) 「有明・不知火海域の第四系」有 明海研究グループ「郷原ら(一九 六四)が鳥栖ローム層となすけた もの」
 (5) 「佐賀の火山灰層のおいたち」砥 川隆二



図II-5 有明・不知火海域における後期洪積～沖積世の編年表 (九州農政局計画部古川博恭氏による)



図II-6 三養基郡東部に於けるカヤの釣り始め (数字は月日)
(昭和28年7月2日調)

(2) 気候と災害

a 四季の変化と生活

※四季の変化

春 大陸高気圧は次第に勢力が弱まって移動性となり天気は変わりやすくなる。気温は平均八度から一八度までに昇り、一〇度近い変化がある。一年中で最も温度変化の激しい季節である。風は北または北東風が多く、雪は三月上旬、霜は四月上旬に終る。(表II-I)
夏 六月になると気温は二二度に上昇、八月には平均気温が二八度にも達し気圧配置が夏型になると南風が卓越するようになる。雨量は六月中旬頃から、梅雨期間に入るため最も多く、この頃が農繁期で、麦の収穫、田植等で農家の忙しい時期となる。田植後は急に気温も上昇し、七月になると高温多湿のため蒸し暑く雷も発生しやすく、八月下旬から九月上旬にかけては、台風の襲来によって災害をもたらすことが多い。

秋 立秋の頃から気温は低下し始め、九月中旬になると気温は二二度くらいになる。時には九月いっぱい残暑に苦しむこともあるが、十月には気温も一七度にさがり、さわやかな秋晴れの日が続いて、生活に最も適した季節となる。

冬 大陸高気圧の発達によって風は北または西よりの季節風が強くなり、十二月中旬になると初雪をみるようになる。しかしこの雪は一日でとけることが多い。最も気温のさがるのは一月で四度まで低下するようになって、寒気がさらにきびしくなる。

表II-1 [鳥栖] 旬別累年平均気温 (最高・最低の平均)

月 \ 旬	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
上旬	5.1	5.3	7.9	12.4	17.4	21.3	25.6	28.1	25.7	19.7	14.6	8.4
中旬	4.7	5.5	8.9	13.8	18.7	22.9	27.1	27.8	23.6	17.9	12.2	7.2
下旬	4.7	6.9	10.4	16.0	19.6	24.1	28.0	26.9	21.5	15.6	11.1	6.6

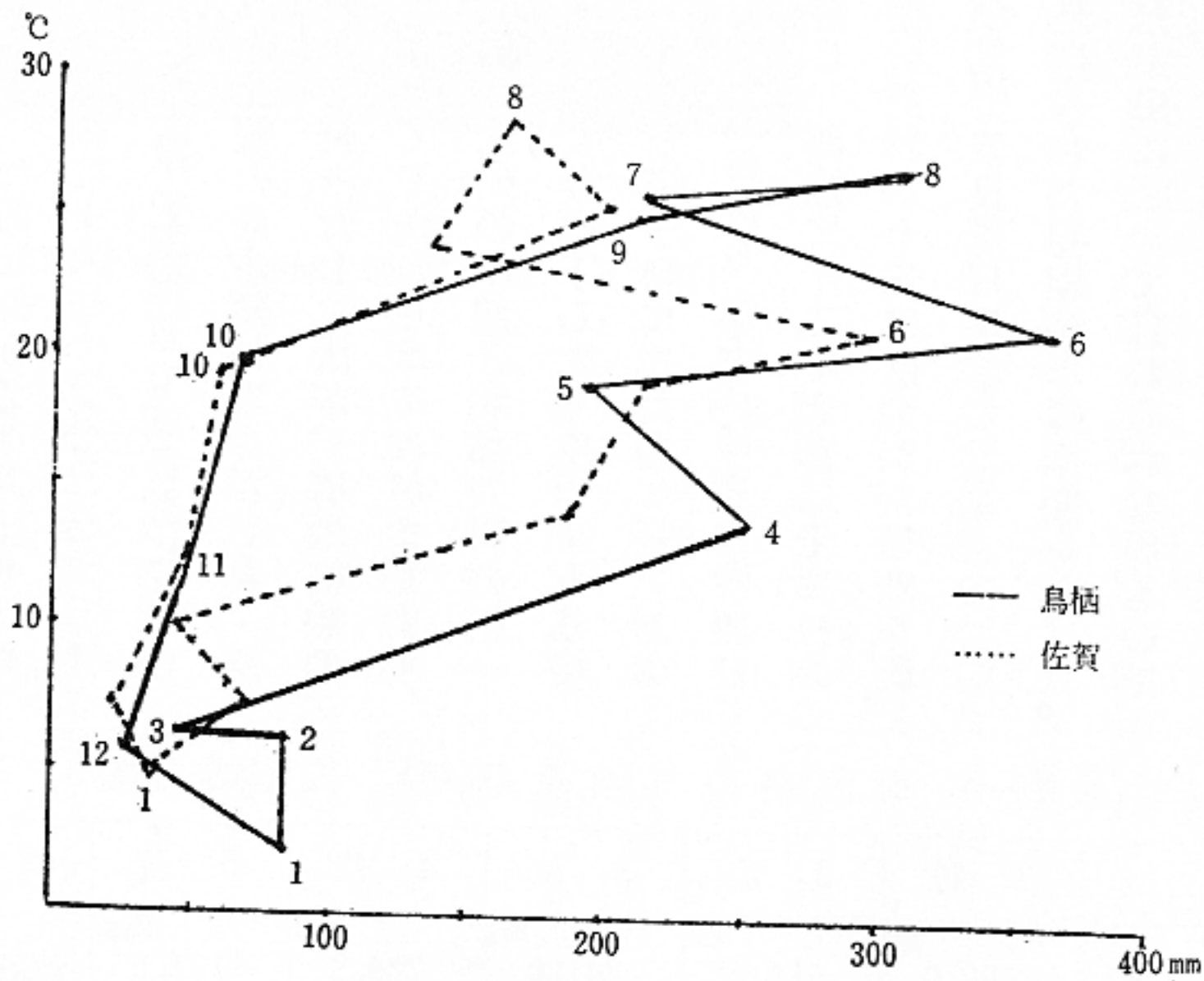
注・統計期間 1931~1960 (佐賀県の気象 245頁より)

表II-2 昭和45年(1970)気温と降水量

鳥栖中学校観測所(経度 130°31'、緯度 33°22')

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
気温 _C	3.5	6.3	6.3	14.2	19.1	21.3	26.5	27.9	25.7	19.5	12.2	6.6	15.7
降水量 _{mm}	86	80	40	253	191	369	210	306	208	64	51	21	1,879

(昭和45年、気象月報、佐賀気象台)



図II-7 鳥栖市・佐賀市のクライモグラフ

表II-3 1,000mm以上の豪雨の原因

(昭和3年~8年) 佐賀気象台調

原因	地名	鳥栖
低気圧		16
梅雨前線		28
秋の停滞前線		0
台風(東側通過)		5
台風(西側通過)		7

※生活

四季の変化は毎年同じようでありながら、異変が多い。鳥栖のことわざに『二月の木また裂け、三月のくれ(畔)かくし』というのがある。二月には樹木のまたもさけるほどの大雪が降り、三月には田の畔もかくれる積雪の時期という気候型を表わす。しかし最近では暖冬の年が多く、降雪の様子もちがってきた。また『河内の万才寺に三日蚊帳ひきやことしや満作』とあり、蚊帳のつり始めも地域により異なる(図II-6)。気温は標高一〇〇mが増すにつれて、〇・五度ないし〇・七度低くなるから(気温の通減率)、海拔三六〇mの万才寺では平地に比し気温は二〜三度も低く、八月の高温多湿が豊作の好条件となり満作になるといわれている。

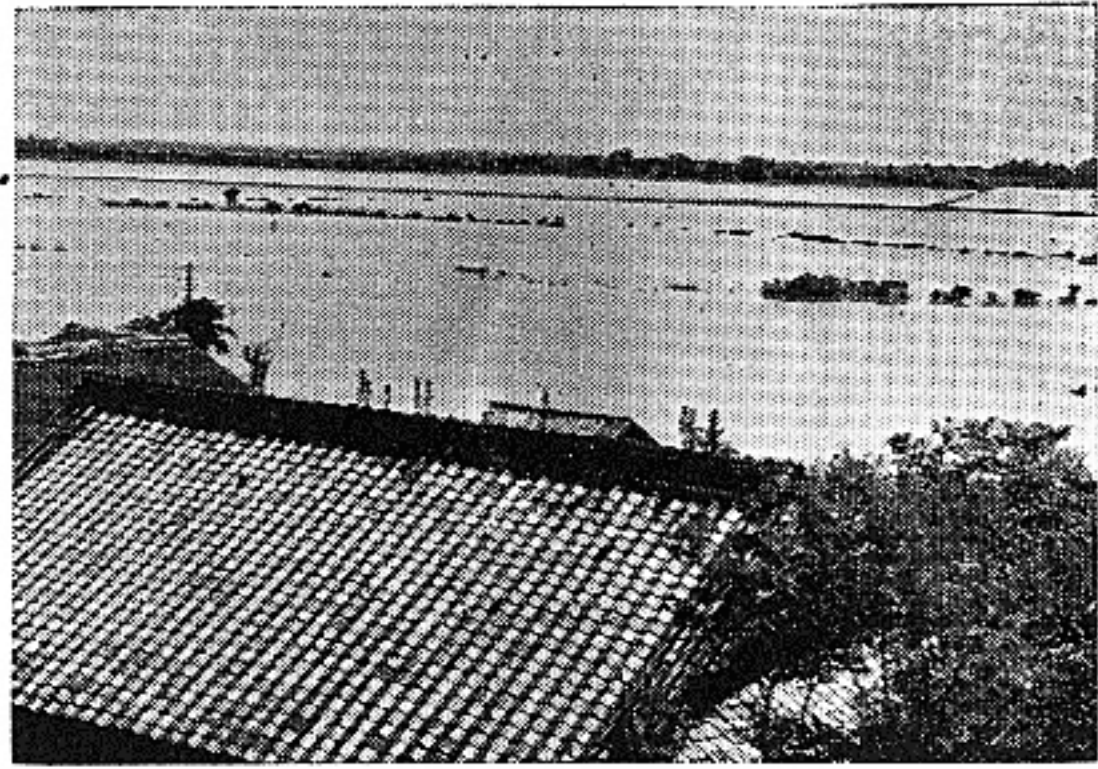
衣服の生活では外では洋服を用い、家に帰れば和服にくつろぐといった和洋の二重生活が見られる。湯あがりのゆかたに涼をとるといった暮しは、むしろ暑い夏の風物詩ともいえよう。

b 水害と干害

鳥栖市の年平均気温は一五・七度で(表II-2)、佐賀市(一六・四度)より〇・七度低い。雨量は年一、八七九mmで、佐賀市(一、四八二mm)より三九七mm多い。地形や位置によって降水量に相違が生ずるが、水害の場合には異変がおこる。

※水害

佐賀県の平均入梅日は六月十三日で、出梅日は七月十五日となっており、この間の約一カ月が梅雨期である。この期間中に降った雨の量は累年平均で約五二〇mmである。年降水量の約三分の一に相当する雨が、この梅雨期に降っていることになる。一〇〇〇mm以上の豪雨(表II-3)の発生は、ほとんど梅雨期間中に多く、この豪雨によって



写真II-1

昭和28年水害で泥海となった水田（三島町）

筑後川流域一帯の救難にあたった。市内を流れる七つの河川が注ぎ込む筑後川は、広大な流域面積をもち有明海に注ぐ河川である。筑後川上流の降雨状況と有明海の六日におよぶ潮差によって生ずる逆流が、前述した昭和二十八年の大洪水の原因であった。

また台風による水害は、八月末から九月上旬にかけて多い。昭和二十四年八月十五日午後九時ごろ宮崎県都井岬付近に上陸した台風は、九州東海岸に沿って北上し、鹿児島・熊本の間断

表II-6 昭和28年 大洪水被害状況

	行方不明	傷者	軒下浸水	床上浸水	流失家屋	その他
鳥栖町	1	1	230	128	4	大木川堤防1カ所決壊
麓村				床下浸水27		橋梁流失5カ所 山崩れ32カ所
旭村			家屋完全浸水20 軒下浸水300		5	

注 昭和28年大洪水・町村報告綴から（県立図書館蔵）

水害が起こるのである（表II-6）。

筑後川の洪水の記録によると、六月下旬から七月上旬の梅雨期に洪水が発生している。昭和二十八年（一九五三）六月下旬の水害では、筑後川上流の熊本県小国地方で五日間に一、〇〇ミリの豪雨が降り、九州全般の最多雨地域を示した。鳥栖市では六月二十五日早朝から降りだした雨が、梅雨前線の北上と共に次第に本降りとなって午後からはそれがますます強くなった。その後梅雨前線は九州の中部と北部の間の幅一〇〇ミリの狭い地域を北上したり南下したりゆっくり往復した。雨の降り方は六月二十五日で一日に二九〇・一ミリの大雨をみた。（表II-7）二十五日から二十八日までの四日間に五八〇・一ミリの記録し、明治二十二年七月二十二日の大雨につづく大水害が発生した。二十五日夜半から市内を流れる主要河川の秋光川・大木川・安良川は増水し、二十六日（午前四時頃）曉闇を破って、乱打された警鐘が水魔来襲を告げた。当時の無気味な感じは未だ市民にとって忘れられないものである。酒井部落を貫流する大木川は筑後川から逆流する濁水と合して、遂に堤防が決壊し、酒井東・西町は一瞬の間、水田三

表II-4 梅雨期の日雨量（鳥栖） 佐賀気象台調

	1位	2位	3位	4位	5位	
雨量	290.0 ^{mm}	266.8 ^{mm}	241.0 ^{mm}	229.3 ^{mm}	197.0 ^{mm}	統計期間
年・月・日	1953・VI・25 (昭和28)	1944・VII・4 (昭和19)	1945・VII・11 (昭和20)	1935・VI・27 (昭和10)	1911・VI・4 (明治44)	(明治25 ～昭和35)

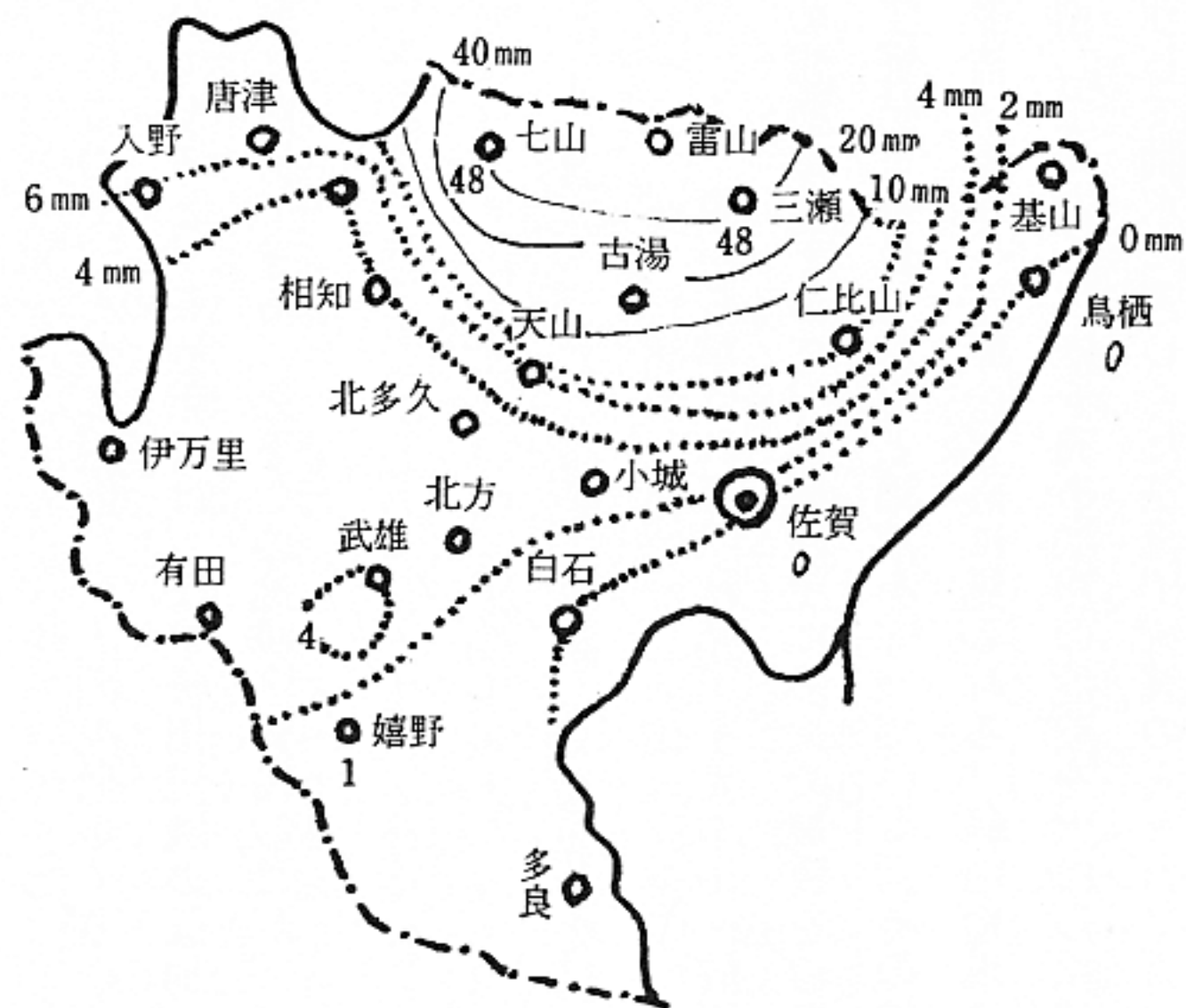
表II-5 ジュディス台風被害状況

昭和24年12月6日 基里村報告書より（県立図書館蔵）

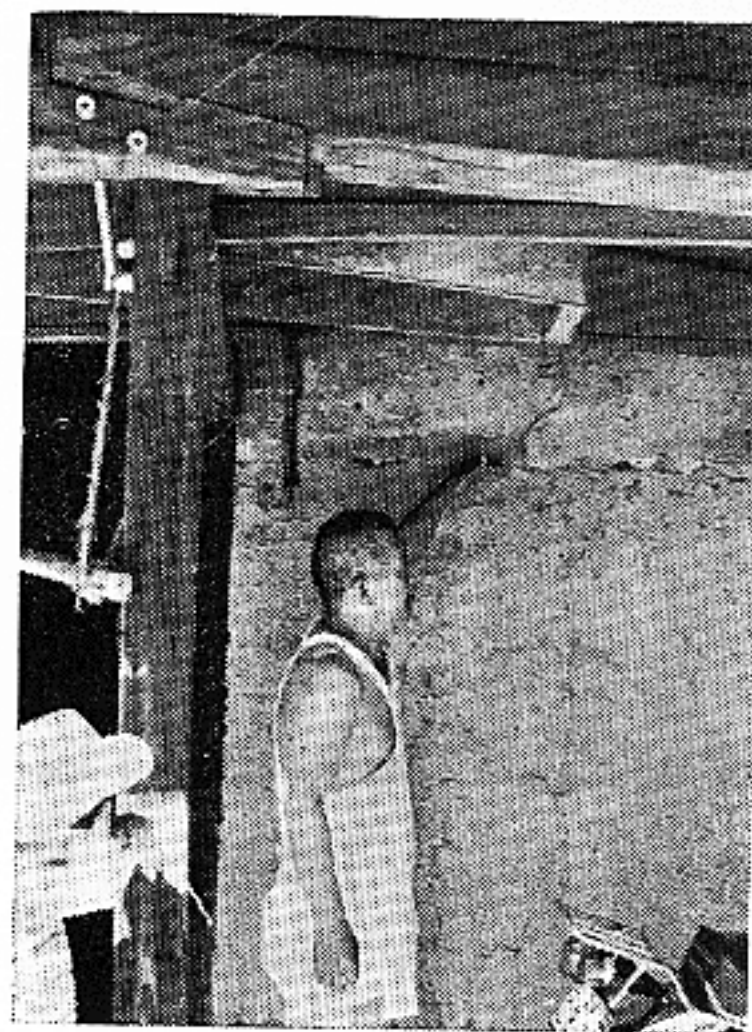
町名	洪水・初現日時	最大水深及日時	浸水		総戸数	総人口
			床上	床下		
酒井東	8月16日 午後8時	2m30cm 18日 午前9時	30	35	65	363
酒井西	"	2m 18日 午前9時	2	9	11	65
水屋	"	2m40cm 18日 午前9時	5	13	18	103

い。その渴望にもかかわらず九月にはいってからの降水量はわずか〇・二ミリ。七年ぶりの大干害」と報じた。県農林部発表によると佐賀県下の水稻約五万軒のうち、二万軒余が被害をうけ枯死は一、三〇〇軒、被害額三十一億、みかんは、十七億六千万円の減収、野菜、その他を合わせると干害総額は約五十五億円にも上った。鳥栖市街でも九月には全く降雨を見なかった(図II-8)。そのために、山浦・原古賀地区では消防タンク車やバキュームカーで連日深夜の給水が続いたほどであった。

注(1) 佐賀県の気象 佐賀気象台 一四頁
 (2) 佐賀県気象月報 昭和四十二年九月 一頁



図II-8 昭和42年9月降水量の平年比(%)



写真II-2
 ≒28水の水かさを示す
 (高田町で昭和45年8月撮影)

コースをとった後、玄海灘にぬけた。この台風は八月十五日夜半本市に襲来し、十六日の豪雨は十七日にも続き、県下一帯にわたって道路・橋梁等の流失甚だしく低平地は一面の泥海と化した。酒井東・同西・水屋・高田・安楽寺方面の筑後川流域に面する洪水地帯

※干害

は、毎年のように梅雨・台風期に洪水が続き住民の生活を悩ましたのである。近年の主な干害を挙げると昭和十四年・昭和三十三年・昭和四十二年となっている。昭和四十二年に至っては、明治二十三年八月測候所創立以来の少雨であった。八月十五日以来九月三十日まで四七日間の長期にわたり、ほとんど降雨を見ず晴天が続いた。佐賀新聞(昭和四十二年九月二十九日)には当時の干害状況について、「畑にクワを入れるとカチンとはね返る。ミカンの葉は落ち葉のように手のなかでカサカサ鳴る。雨がほしい。水がほし

は、毎年のように梅雨・台風期に洪水が続き住民の生活を悩ましたのである。近年の主な干害を挙げると昭和十四年・昭和三十三年・昭和四十二年となっている。昭和四十二年に至っては、明治二十三年八月測候所創立以来の少雨であった。八月十五日以来九月三十日まで四七日間の長期にわたり、ほとんど降雨を見ず晴天が続いた。佐賀新聞(昭和四十二年九月二十九日)には当時の干害状況について、「畑にクワを入れるとカチンとはね返る。ミカンの葉は落ち葉のように手のなかでカサカサ鳴る。雨がほしい。水がほし

表II-7 鳥栖・昭和28年6月24日~29日までの降水量と風向

	24日	25日	26日	27日	28日	29日	25日から28日まで(降水量)
風 向	NW	S	SW	S	W	S	(降水量)
降 水 量	5.6	290.1	133.0	139.0	18.0	4.7	580.1mm

2 諸 地 域

地形・地質や気候などが要素となって自然環境をかたちづくっている。それに適応した人間生活がくりひろげられている。ほぼ一樣な自然と人間生活の広がりをもとに地域区分をみると、鳥栖市では ①筑後川流域の低地 ②背振山地の山麓・台地 ③大木川・安良川等の上流の山村の諸地域に区分できる。以下この地域区分にしたがって、その地域の集落の特色を述べることにする。

(1) 筑後川流域の集落

鳥栖市では七つの川が南端の宝満川に向かって北から南へ注いでいる。東から挙げれば、秋光川・大木川・前川・轟木川・薬師川・沼川・安良川である。この下流は古くから洪水の常襲地帯として、地域住民に多大の被害を与えていた。だから河川の氾濫を防ぐために本流・支流の両側に高い人工堤防を連ねて水田と集落を守っている。その堤防に囲まれたいわゆる輪中景觀が、酒井・水屋・北古賀・高田・安楽寺・赤川・下野の集落に見られる。輪中地帯は一般に低湿で古くから河川が網状に流れ、河床には土砂が自然に堆積して年ごとに底を高め洪水の危険を大にした。そのため大雨のたびに輪中は一面の海となって幾日も湛水した。こうして洪水に苦しんだ筑後川流域の人々の生活の知

恵は、洪水に対する特別の施設をつくり、山麓・山間地域に見られぬ対策をたててきた。集落は水害をさけるため自然堤防上に立地し、二階建や高床の多いのも筑後川流域に立地する民家の特色である。また多くの家ではその軒下に水害に備えて揚げ舟（上げ舟）さえ吊った（写真Ⅱ-4）。

a 水屋集落

低湿地の集落は水害をさけるために微高地である自然堤防上に立地し、さらに「やじもり屋地盛」と称し水田の土を盛り上げて屋敷を高くした。母屋おもやの面よりさらに二以余高く「やじもり屋地盛」をし、その高くなった屋敷に建てられた家が「水屋」とか「水塚」と呼ばれている。この水屋は鳥栖市の筑後川流域では二間と三間の二階建で、一階は米倉で二階は洪水の際の避難部屋となった。⁽²⁾大地主はこの一階の米倉に味噌部屋をも付設した。筑後川流域の低湿地域の村々には、殆んどの家に水屋があった（図Ⅱ-9）。さらに家屋全体が石垣の上に立つ堂々とした「水屋住居」もあった。水屋を持たない家は洪水の際には、仏壇や米・麦・牛・馬等を水屋のある家にあずけた。また平生、本家・分家の間に洪



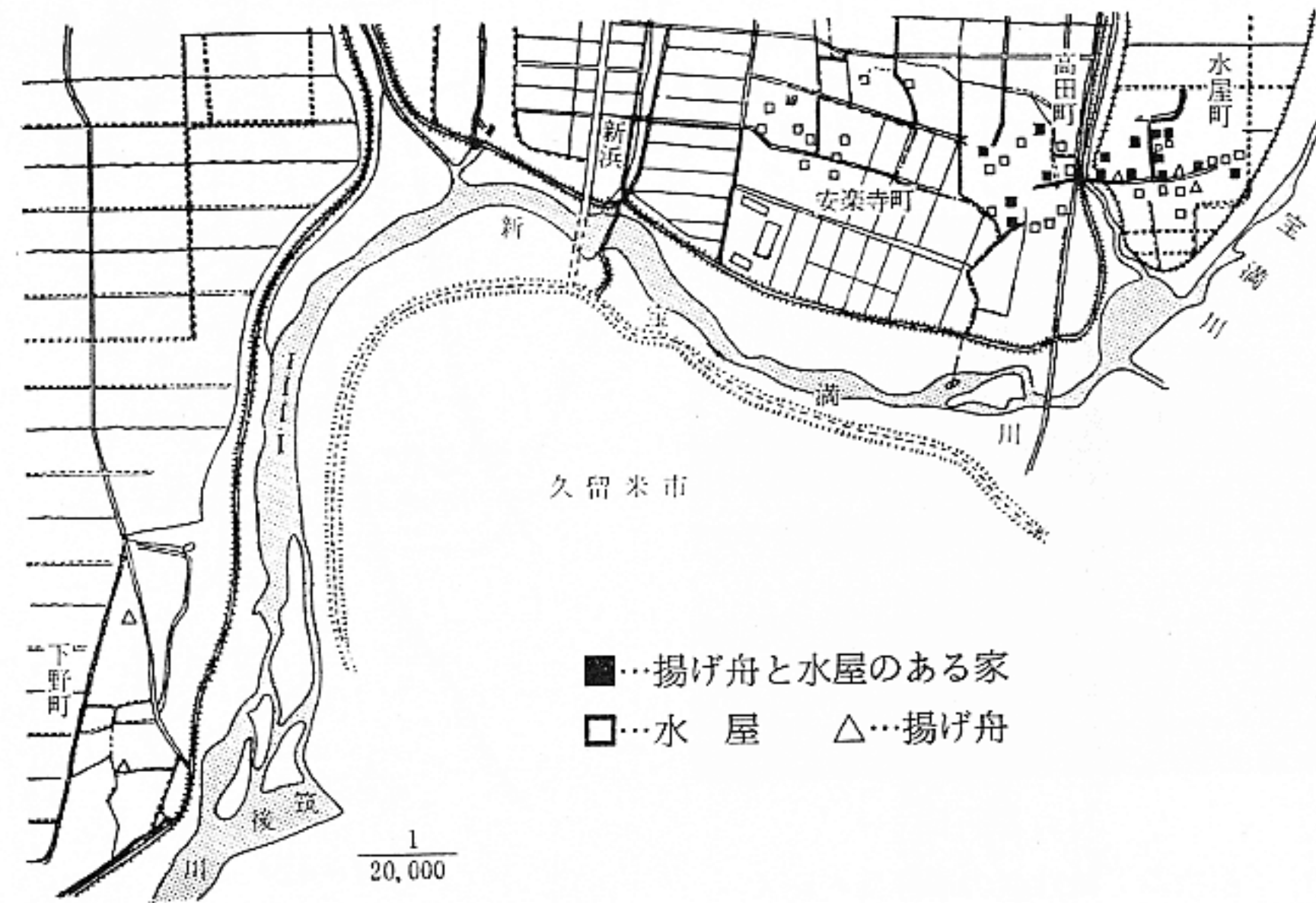
写真Ⅱ-3

洪水時に避難する場所（水屋）
は一段高い屋敷にある
（水屋町で撮影）

水時の話し合いがもたれた。それは本家は水屋を持つているが分家は持たないという例が多かったので、洪水時の避難などが約束されていたのである。大地主や庄屋は水屋を数軒所有していて小作人たちを避難させたという。最近では新しい排水機の普及と堤防の補強によって洪水もほとんどなくなつたといつてよい。そのため水郷の指標であった揚げ舟も次第に減少し、水屋も残存にとどま

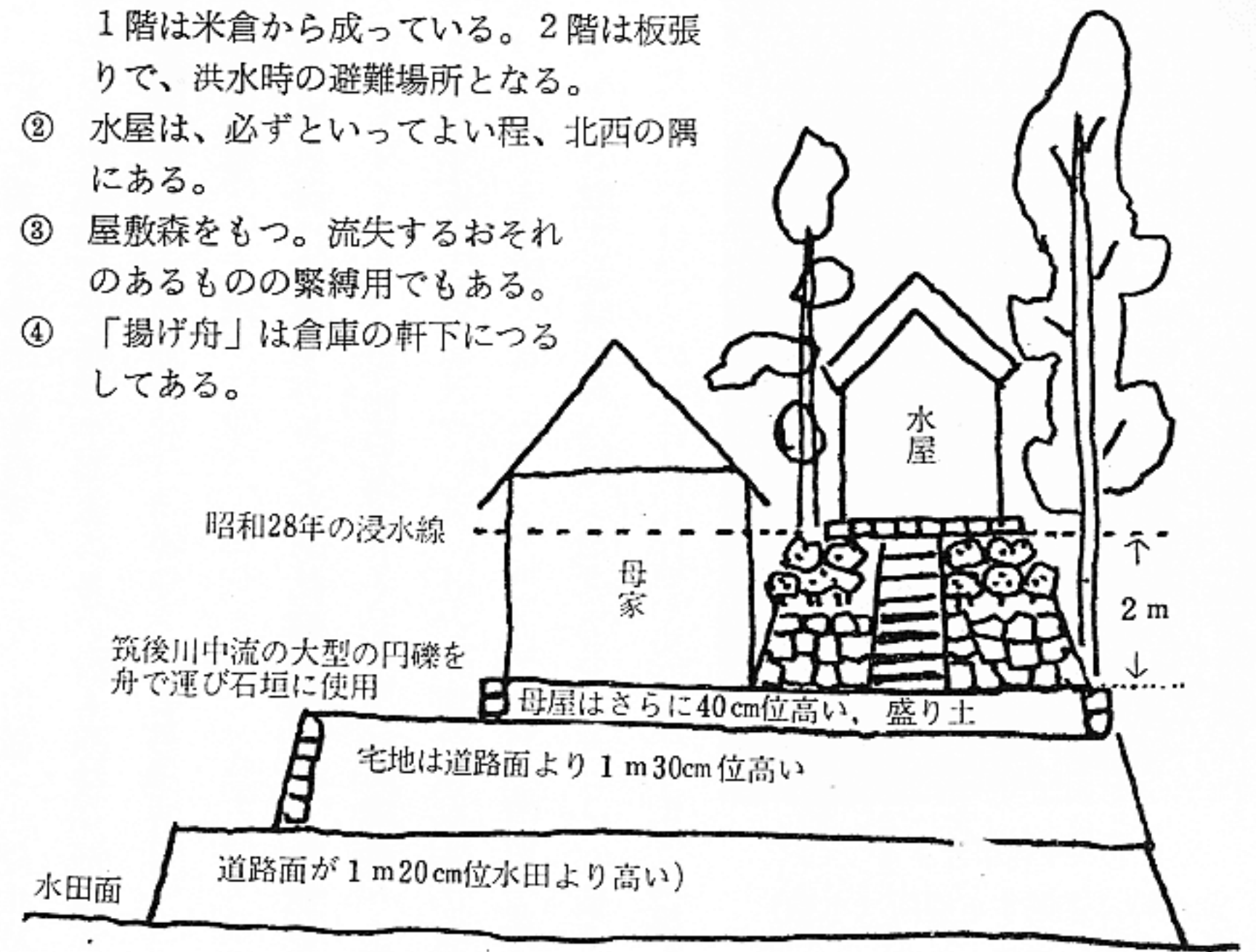
水屋の位置は、屋敷内の北西の隅にきまっている。これは家相学からくる考えであろうか。この方向にがっしりした土蔵があれば、台風や洪水時に母屋を守ってくれ(2)るといふ発想だろうが、狭い日本でも地方により風向きは異なる。別に北西をさす乾(戌亥||いぬい)の字は、古語に「乾(かわら)げる」とあるように、最も乾燥しやすい方位ゆえ健康的な場所とも解される。しかし鳥栖地方では北西季節風が強いので、水屋の周辺(北と西)母屋の北側には巨木が生い繁る屋敷森がある(写真II-5)。これは洪水時の流木をささえたり、牛馬をつないだり、

るといふのが現状である(写真II-3)。そのような状況のところへ昭和二十八年(一九五三)大洪水に見舞われたのである。筑後川堤防が決壊し大水害をうけたため、いま再び「水屋」や「揚げ舟」の若返りを計画する必要を痛切に感じさせたようである。昭和二十九年(一九五四)に「揚げ舟」を集団的に大量建造した部落や家が多くあらわれた(図II-10)(図II-11)(図II-12)。

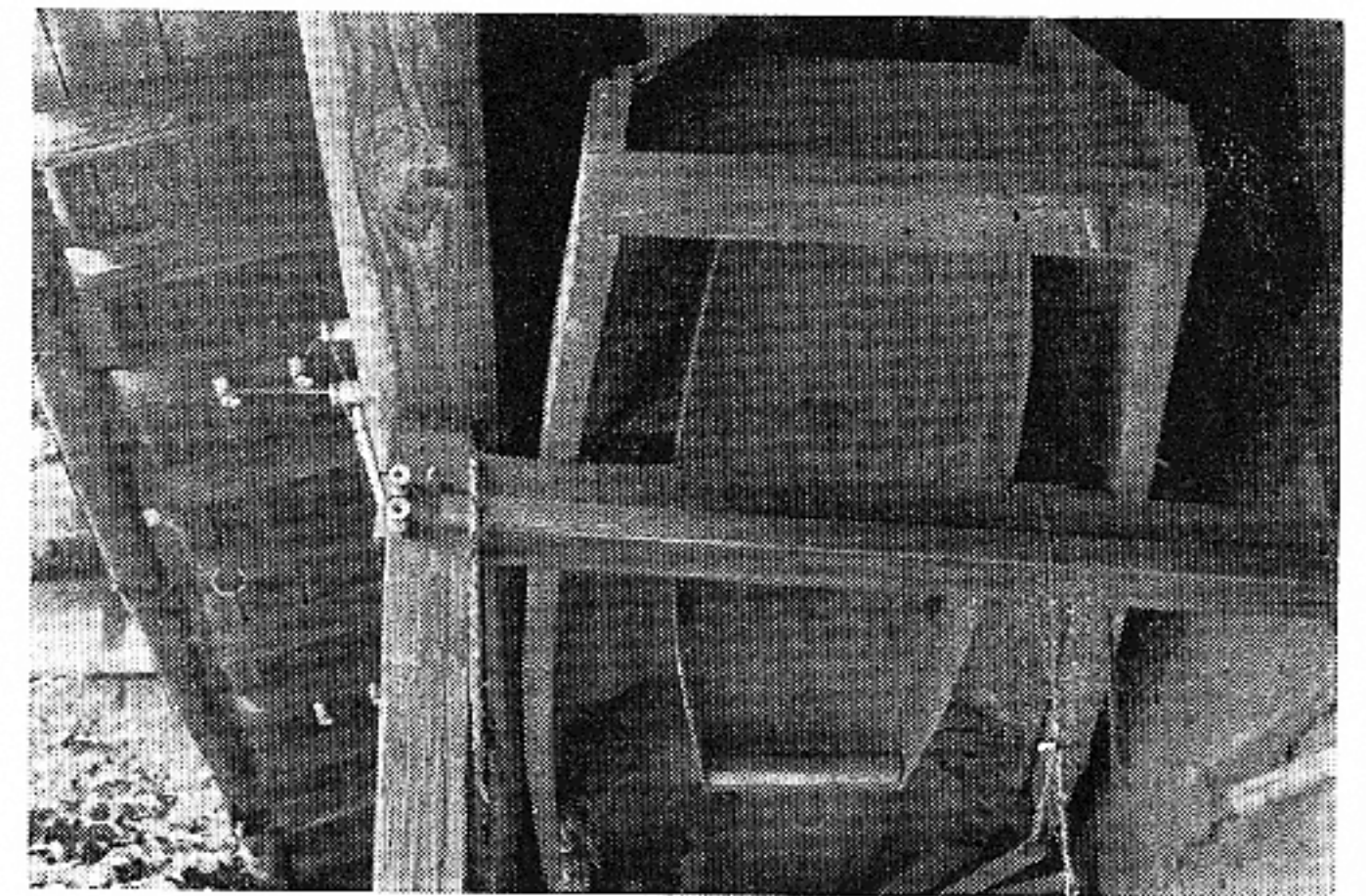


図II-10 市南部地区の水屋・揚げ舟の分布図
(昭和45年8月・調) 筆者原図

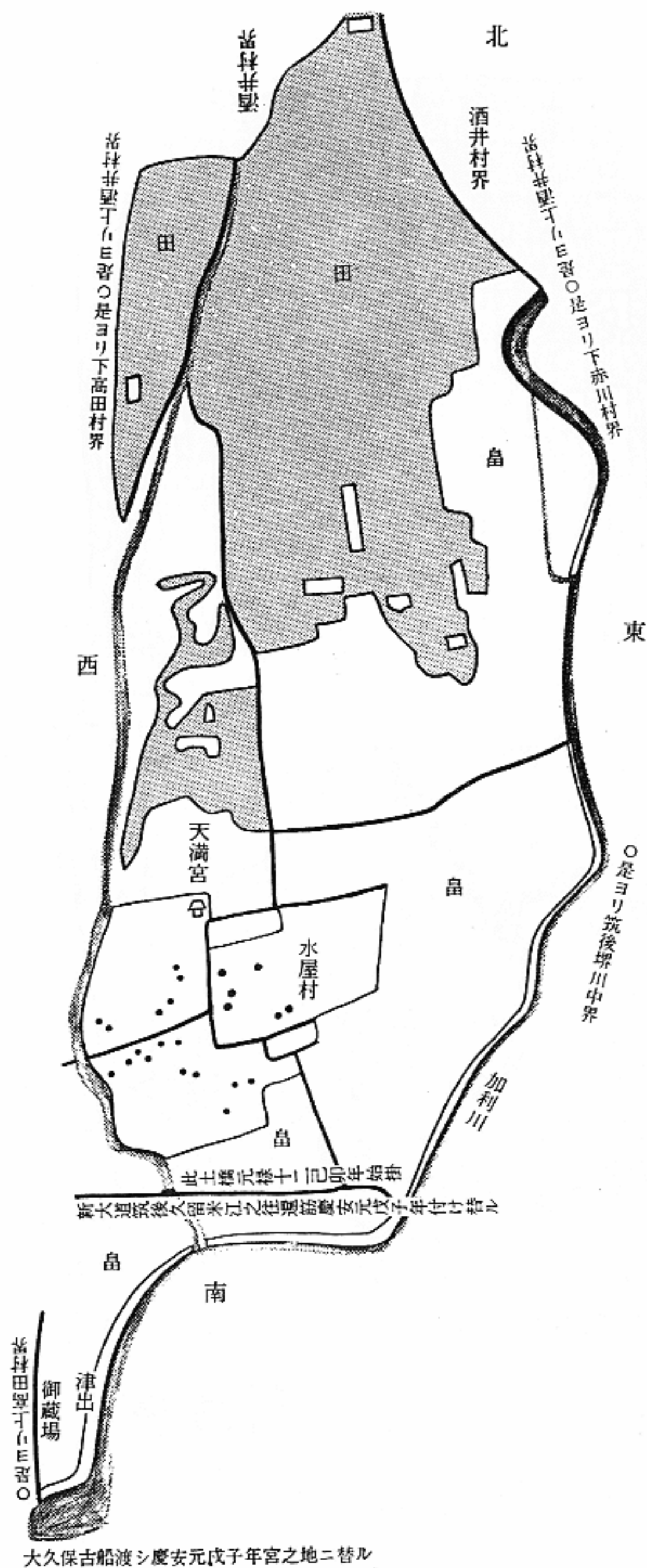
- ① 水屋は2間と3間の家で2階建である。1階は米倉から成っている。2階は板張りで、洪水時の避難場所となる。
- ② 水屋は、必ずといってよい程、北西の隅にある。
- ③ 屋敷森をもつ。流失するおそれのあるものの緊縛用でもある。
- ④ 「揚げ舟」は倉庫の軒下につるしてある。



図II-9 筑後川流域高田町の水屋の例
(高田町、松隈 萬氏宅、昭和45年8月 原図筆者)



写真II-4 小屋の軒先に吊るされた揚げ舟
(高田町で昭和45年8月撮影)

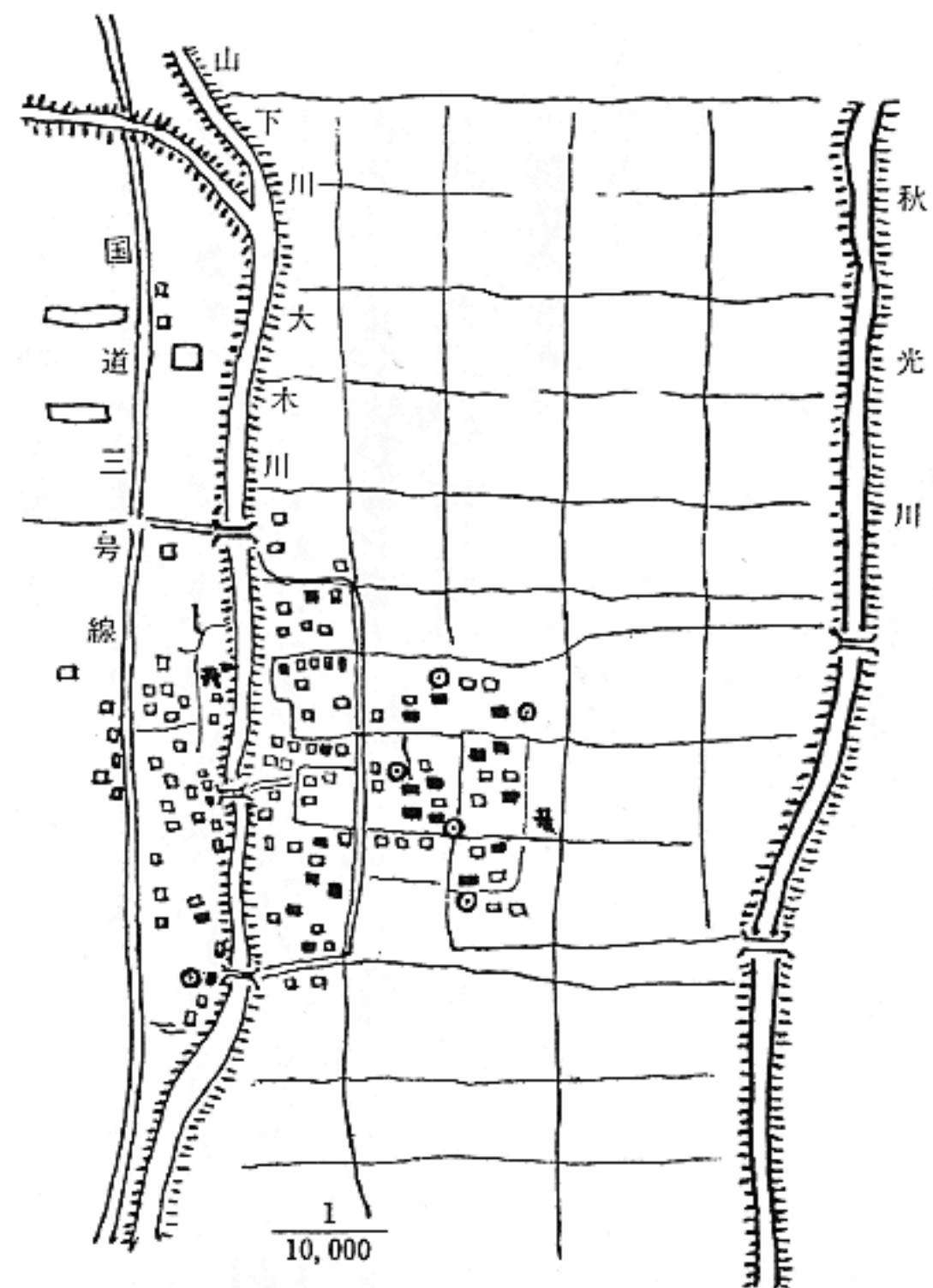


図II-13 基肄郡下郷水屋村元禄絵図より (筆者複写)

家財道具を流さぬよう縄で結んだりして、水害を防いだものであろう。樹種は榎・棕えのき・棕ひくの落葉樹が多い。北古賀のよう
に部落全体が屋敷森に覆われているところもある。⁽³⁾

b 開発と治水

低湿地の開発は何代にもわたり容易なことではなかった。村人たちは氾濫による堆積土を利用したり、川筋の土地や耕地を掘り起こして「一荷、一荷」の土を人力で運び、その土で「屋地盛」して家を建てた。そして他方では開いた荒地を水田化したり(図II-13)(図II-14)沼地を干拓する努力も続けた。水屋・高田村の元禄絵図を見ると、集落

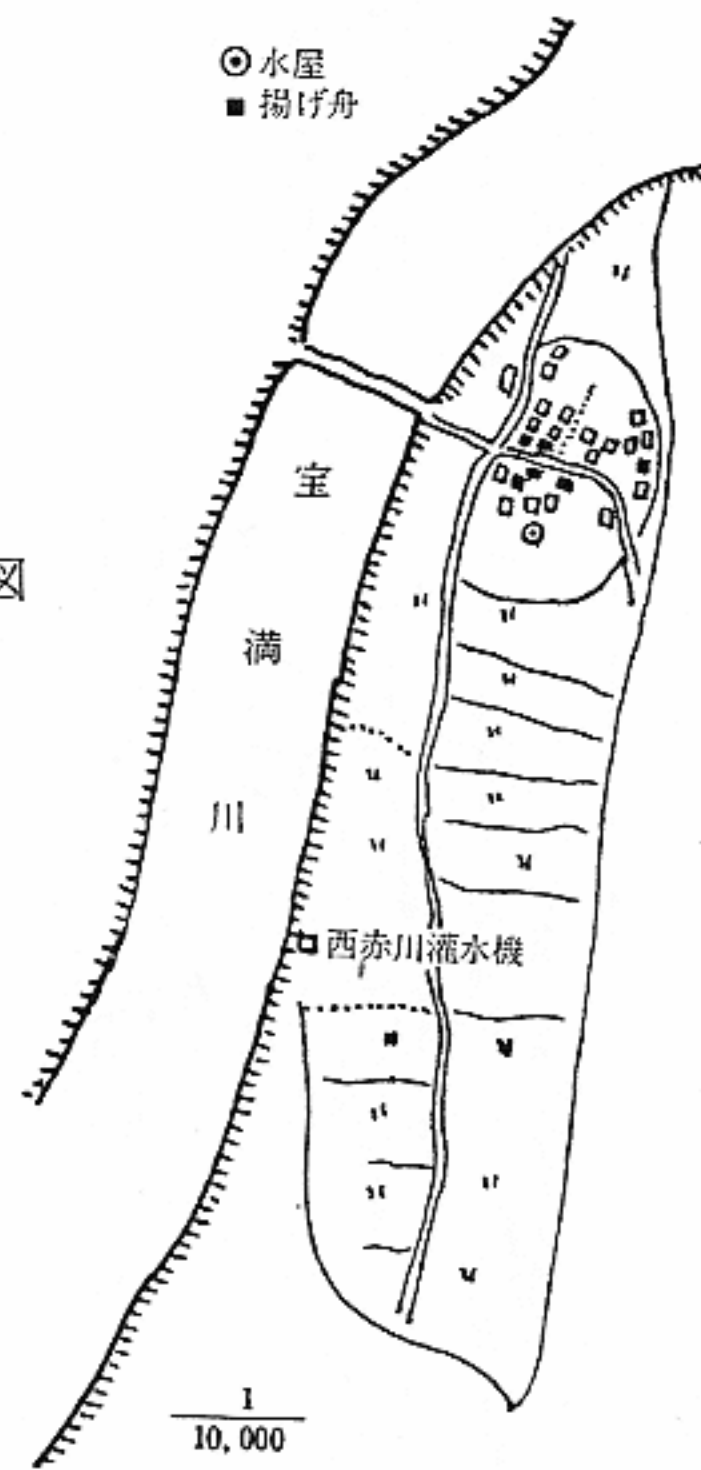


図II-11 酒井輪中の「水屋・揚げ舟」の分布図(昭和45年8月調)筆者原図



写真II-5

「屋敷森」は北西の季節風を防ぐと共に、洪水時には木に登ったり流木を防いだりするのに役立つ(北古賀部落で撮影)



図II-12 赤川輪中の「水屋・揚げ舟」の分布図(昭和45年8月調)筆者原図

低湿地である筑後川流域は、ちよつと雨が降りすぎると、すぐ「たまり水」ができた。常時排水している筑後川へは水位が高くなると流せないで冠水をうけた作物は大被害にあう。特に宝満川に注ぐ七つの河川が合流する鳥栖市付近は、古くから水害常襲地帯として知られている(図II-15)。

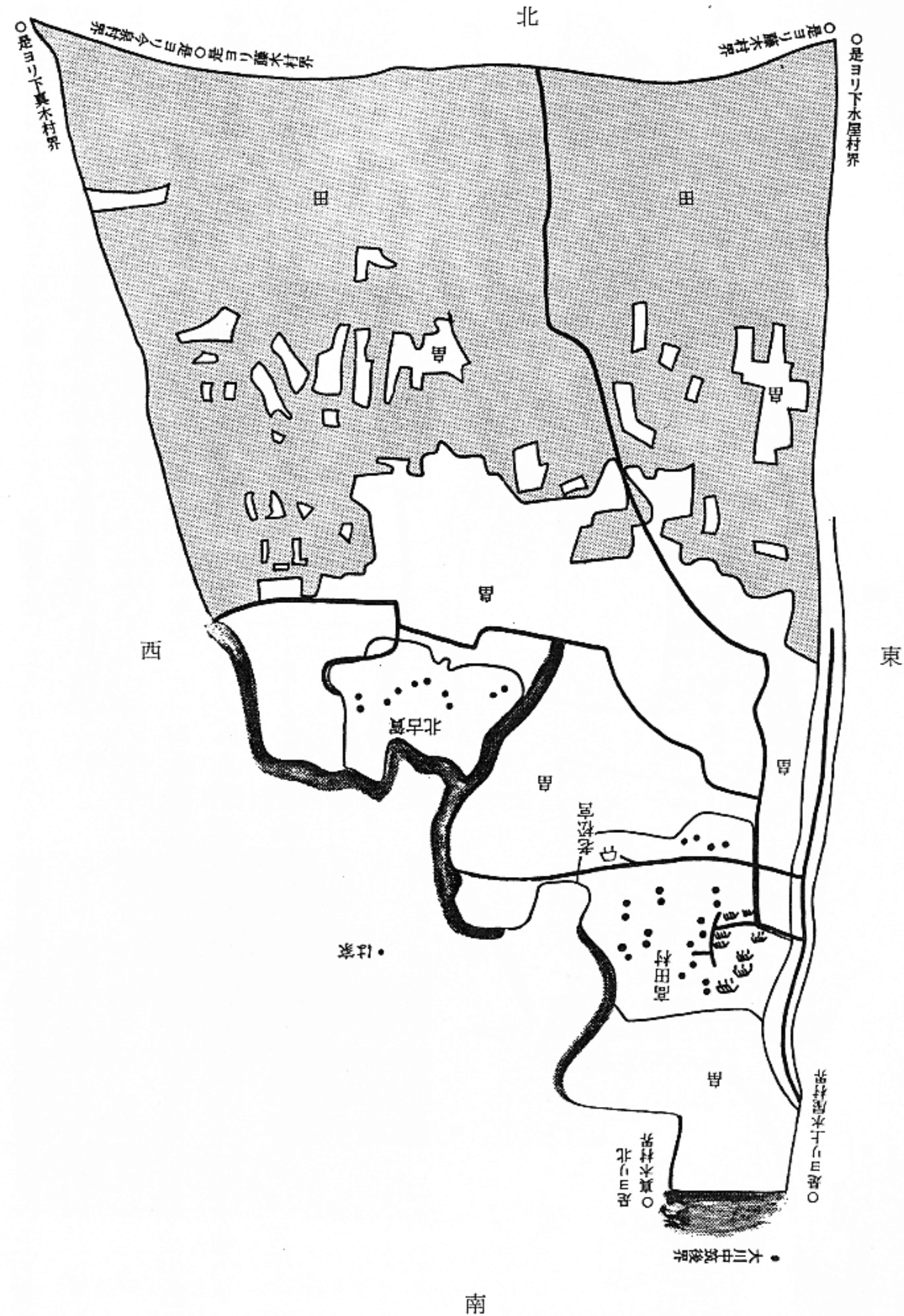
c 洪水との戦い
一致団結し復旧のため不眠不休の努力をはらったことを記している。この大洪水を契機として、揚げ舟が大量生産されたことは前にも記した。



写真II-6
記録的な「28水」の水害復旧記念碑の一で、当時の水かさが刻まれている。昭和34年建立(酒井東町で)

は自然堤防上に立地し、その集落の周辺は畑地になっている。これを今日の土地利用図と比較すると、この畑地はほとんど水田化されていることがわかる。堤防の上に水神を祀ったり、洪水時に上流から流れてきた御神体を安置したり、薬師如来や阿弥陀如来を安置していることから防災加護を祈る村民の姿がわかる。それは村人の水と戦う歴史の浮きぼりといえないだろうか。しばしば大水害におそわれた地域の祖先の人々の命がけの水防の悲願と努力は今日なおも、うかがうことができる。明治二十二年(一八八九)の洪水線を記入した柱は、今に洪水の恐怖を伝えている。

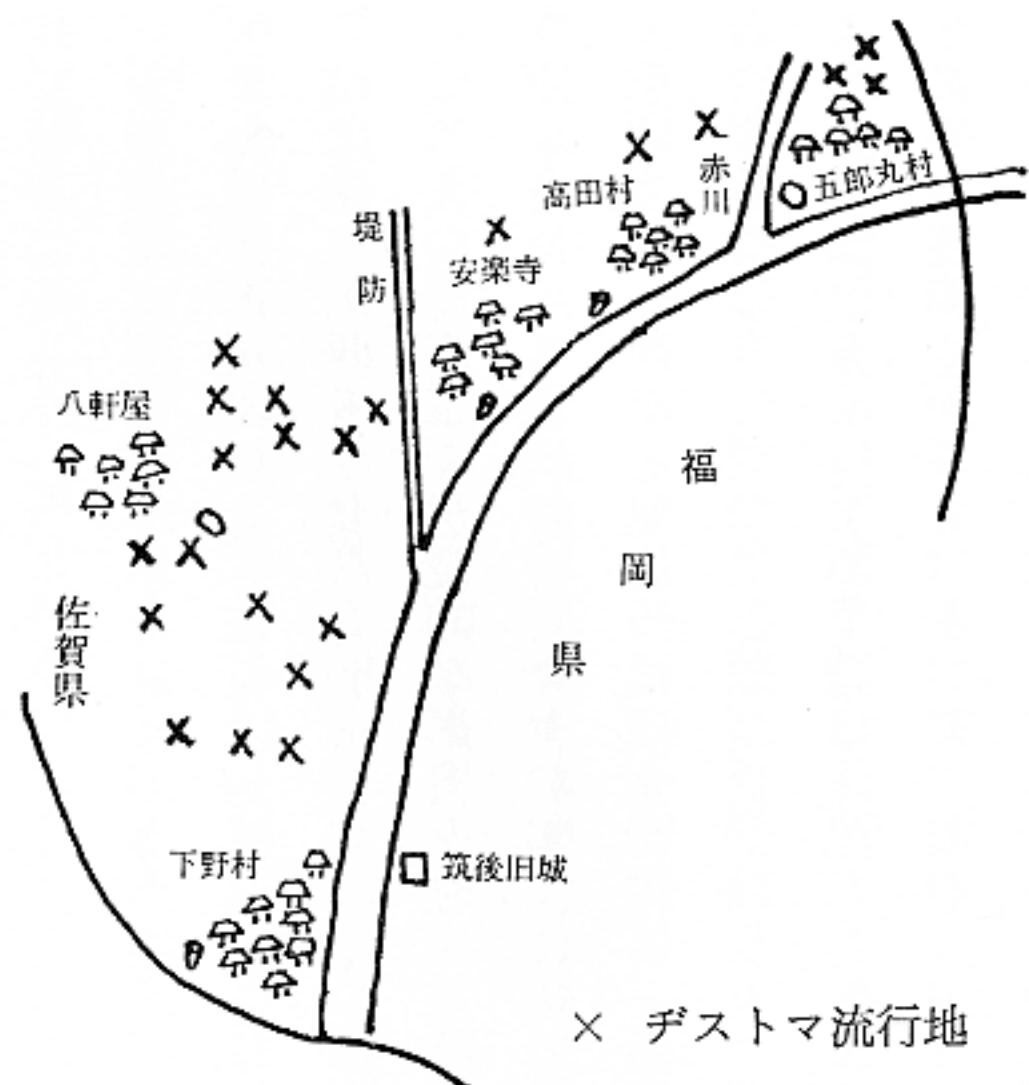
昭和二十八年(一九五三)の洪水で水びたしになった村々は、今日でも水没した部分だけ色の変った壁や襖が残っている家や、また被害のありさまを後世に残すため壁に洪水線を記入した家などもある。この大洪水の記念碑(写真II-6)が水屋町・酒井西町・酒井東町に建立されている。その碑文は、当時惨状をよく伝え、かつ区民一致団結し復旧のため不眠不休の努力をはらったことを記している。この大洪水を契機として、揚げ舟が大量生産されたことは前にも記した。



図II-14 高田村元禄絵図より(筆者複写)

天正六年（一五七八）より大正七年（一九一八）に至る、三四〇年間に筑後川の洪水総回数は一八回を記録し、洪水は三年に一回という割合を示し、顕著な被害の記事があるもの五四回のぼり、六年に一回という割合を示し特に激烈で多大の損害があるものは十八年に一回現われている。(6) この洪水は、地域住民に大被害を与えるばかりでなく、日本住血吸虫病流行の条件ともなった(図II-16) (表II-8)。

対馬藩田代領では水害に備え、人馬の避難のため水揚用船一五艘を被害村へ配付していたほどであった。また、「基肄養父実記」によると酒井東村・同西村・水屋村・真木村・安楽寺村・高田村などに三五艘を配分し、また個人所有の船も二〇艘を数えたとある。今日で



図II-16

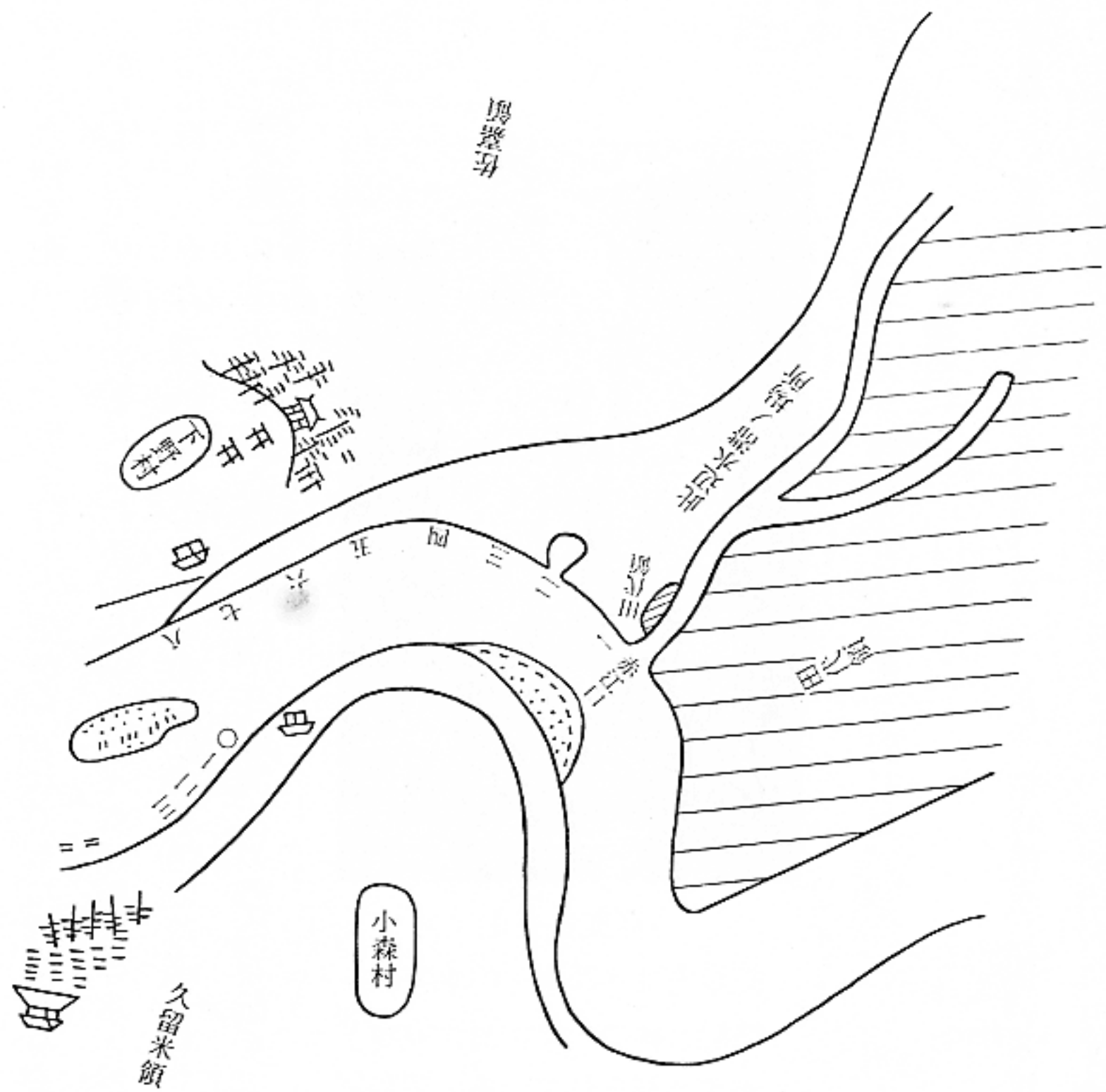
佐賀県養父郡旭村字下野近傍ノ肝臓「ヂストマ」虫病流行略図
下野村 行徳俊庵の手写によるもの
(佐賀県の日本住血吸虫病研究史より)

表II-8 日本住血吸病患者数
明治26年(1893)3月
(佐賀県の日本住血吸虫病研究史より)

村名	戸数	人口	患者数
下野	146戸	812人	19人
不動島	25	170	7
田出島	33	224	7
八軒屋	9	61	3
高田	29	162	13
安楽寺	68	392	10
水屋	59	342	14
赤川	16	82	5

もこの低地域には揚げ舟(上げ舟)が残っている。酒井西町共有の舟は明治十八年(一八八五)十月製造のもので、今日までの調査では現存する最古の舟である。長さ八・六五呎、最大幅一・七二呎のこの舟は、遍照寺の高床の下に保存されている。

諸地 洪水時の水量測定用の柱は、基肄郡水屋村・養父郡高田村との中間を流れる川の東岸(水屋分)に立て、千歳川(筑後川)水面より取出し長さ二〇丈(六〇・〇六呎)として尺度を刻んだ。そうして出水、壺丈参尺五寸(四・九五呎)より水が引くまで両村より朝夕の水量を田代代官所に届け出た。「洪水度数之覚」によると、安永八年(一



図II-15 天保5年4月赤江口付近図

(疏導要書卷之上より転写)

七七九)には、四月から八月までに洪水が十度におよび、死人も出、古来まれにみる大洪水であった。⁽⁷⁾その結果「八ヶ村之水入之田畠八九分通之損毛と相成申候」とあり、毎年の洪水による農民の生活は苦しくなるばかりであった。田代の有名な副代官(郡佐)賀島兵介は延宝三年(一六七五)に赴任以来十一年間、水害・旱魃・飢饉・借銭・借米の解決・救済など、その治績はまことに偉大なものであった。「基肆養父実記」によると「兵介様御領中御廻り被成、所々に百姓被召寄、私なる水争ひ不在、水のある限り何者の田にも掛候へと……」ある。賀島兵介という人は各村々の家をまわり、百姓と対話し、これらの諸問題を一つ一つ解決した人情豊かな人であった。後世、人々はその徳を慕い、今日に至るまで賀島祭を続けている。また安楽寺町では賀島兵介の肖像画が保存され、五軒の家で毎年賀島祭を実施している。

昭和初期までは排水機もなく、水田は三、四日の雨でさえも冠水の被害をうけた。そのため年々の収穫もその量が決まらず、皆無のことさえしばしばであった。また湛水の被害をうけると、稲の植えなおしを必要とするため下野町では田植えが遅く、七月も梅雨が終る頃に田植えをするという風習は今日まで続いていた。

田植えの農作業に決定的な影響を与える洪水は、堤防の決壊からくる。殊に筑後川が満水すると、水は宝満川・大木川・安良川に逆流し堤防を脅かす。低地でも微地形に応じて自然堤防上は排水が早いのが、後背湿地は湛水も深くその期間も長かった。筑後川に注ぐ七川は、上流が花崗岩からできていて風化した砂が下流に運ばれ、河川は天井川に近い状態になり、堤防はしばしば決壊をくり返した。

この洪水からくる堤防決壊は住民たちが営々として築いた田畑、家、そして生命まで奪い去った。農民はこの天災からのがれることができなかった。しかしできるだけ洪水の災害を避けるために、家を建てるには田畑よりも高く土盛りをし、さらに母屋とは別に「水屋」という避難家屋をつくったり、また戸別に避難用の「揚げ舟」を所有して常時

水害に備えた。

d 条里集落

大化の改新によって、豪族が私有していた土地人民を公地公民とし、男子二反・女子一反二〇歩を与える班田制が実施された。このために灌漑排水路・畦道^{あぜ}を作る耕地整理が行なわれ、この制度は奈良時代から平安時代初期頃まで続けられたのである。筑後川中流平野の一部をなす鳥栖平野は航空写真によると溝や畦道が一町(一〇八^八)間隔に整然と配列されたものが、今も明瞭である。これはこの時代に開発された条里制の遺構である。耕地整理の方法は、六〇間(一〇八^八)、一町四方の正方形の区画を基礎に排水路や畦道をつけ、碁盤目状に区画したものである。

条里の地番づけの呼称は、一町四方を坪といい順次一の坪から三六の坪まで数える。鳥栖平野の場合この数え方は千鳥式がとられている。条里の基線については、「東亜の集落」に「肥・筑の国境線が御原郡の条里の基線となつて

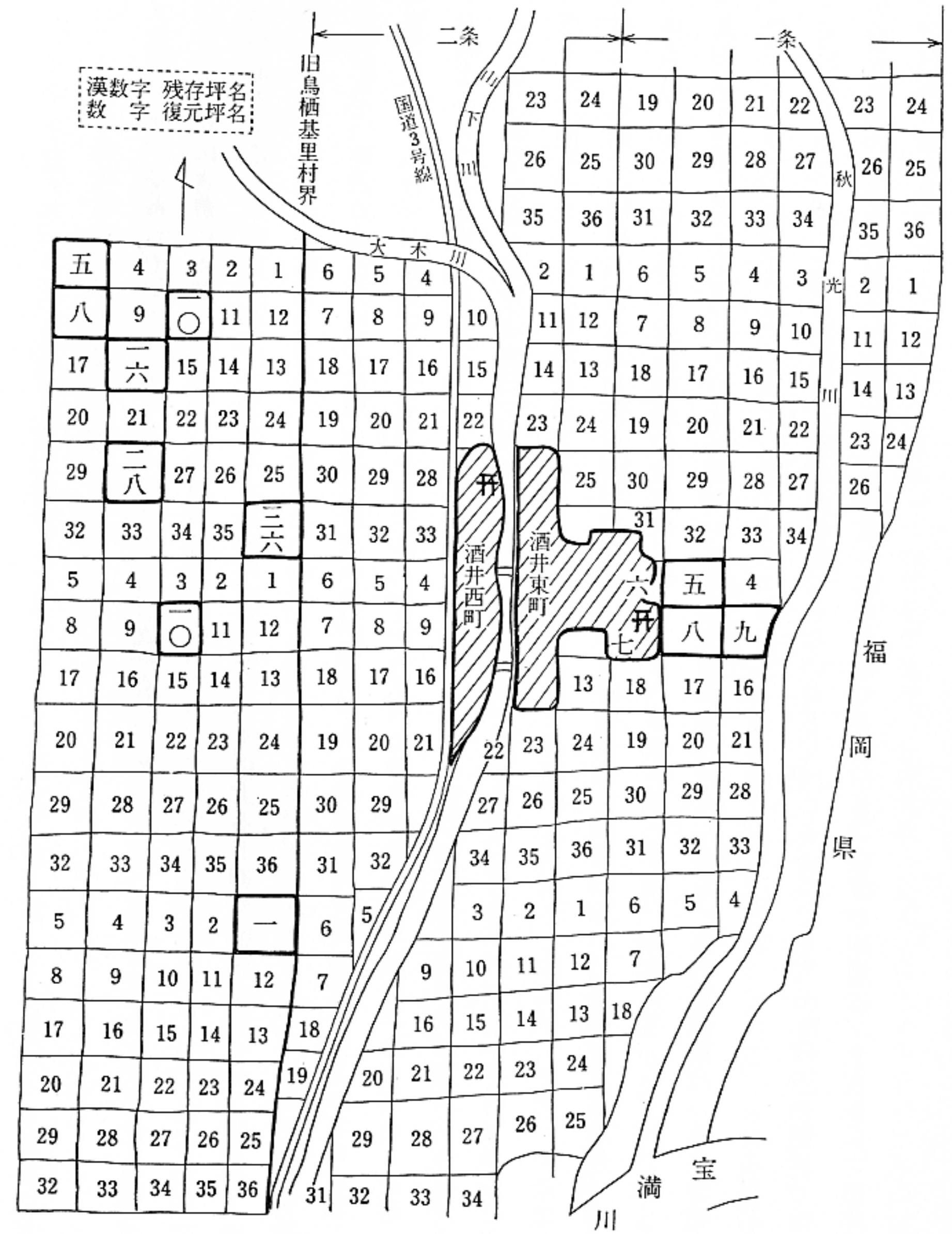
いることがわかる。すなわち、条里を施行して、これにより国界を正確に決定したのである。」⁽⁸⁾と述べてあるように、

鳥栖平野の酒井東、西町付近の条里制遺構復元図(図II-17)⁽⁹⁾によると福岡県(筑後)と佐賀県(肥前)の県境を基線として条里は正しく南北に方向づけられ、西へ向って一条二条と呼んだその二条の線が旧鳥栖町と基里村との境界線に一致している。このことから少くとも国郡の境が条里によっていることがわかる。国郡の境がきまったのは、地方

によって時間的な差異があったとはいえず、大体において大化改新以降と考えられる。落合重信氏は「条里呼称は、郡単位に呼ばれている以上、郡界が定められて以後のものであることは当然である。」⁽¹⁰⁾といっている。また条里が地勢に

応じてつくられたであろうことは、河川の氾濫地域に見られないこと、同じ鳥栖市でも村田町以西の丘陵では、三根・神埼・佐嘉の条里のように、北一三度西の傾きが見られることでもわかる。条里の南限は、北古賀(高田町)の北方約二〇〇^〇^〇附近であろう。

図II-17 鳥栖南東部平野の条里制遺構



元禄絵図によると、筑後川流域からこの北古賀付近までは自然堤防の微高地であった。ここは、土地が屋敷畑地であつた。水田化されてはいないことやまた現在残っている坪名、さらに航空写真を見ても、方一町の溝・堀・川等の水系・道路・畦畔などが明瞭に存在していない。従つて、ここが筑後川流域の遊水地帯であつたといふことができる。

安楽寺町が、寺社莊園集落の名残りと考えられるのは、安楽寺町の天満宮が鳥羽天皇の永久元年(一一一三)大宰府よりの勧請と伝えていることによつてもわかる。なお『安楽寺草創日記』によれば、高田町の老松社(祭神 菅原道真)は承保元年(一〇七四)、北野天満宮を勧請したものといふことから、高田・水屋・安楽寺は莊園時代の集落といえるのである。条里集落の理想型について「方六町一里の耕地の中央部の方一町に、三〇戸の家族が、計画的に集村したものとされるであろう。」⁽¹²⁾とあり、酒井東町、酒井西町に見られるような集村形態をとり、神社を中心の一つの坪に部落が集まり、さらに発展すれば隣の坪に集落ができるということになつたものである。酒井東町・酒井西町は地形的には自然堤防上に立地し、古い条里村落の代表的な集落といえよう。人間が、共同生活を営むという点に於ての集村のもつ価値の大きさを知らることができる。

今日一部に「結」⁽¹¹⁾などの慣行が残つてゐることから、古代の条里集落の水田耕作においては灌漑用水・排水をはじめ、播種・収穫などには村落住民の共同作業が行なわれたことを知ることができる。

注(1) 赤川町 古賀光男氏宅の水屋二階、床柱に「奉上棟大元尊神家門長久栄昌守護所」とあり。明治二十八年二月二十五日の建築である。

(2) 水屋町の新築落成の時の呪文に「乾(いぬい)の隅に倉を建て 倉の横によし植えて 我よし 人よし 世間よし 一家一門皆よかれ」といふ伝えている由(大石作美氏談)

(3) 「佐賀県の日本住血吸虫研究史」片瀨秀雄 明治二十六年三月「此の地の各村の多くは、連年水害を蒙るを以て 家屋は先づ 地上凡そ四〜五尺許り 土砂を盛りて地形を高くし 其上に建築せられるが故に 土地の平面より 稍や高く

且 庭園の周囲には 竹林・雜樹を密生せしめ風水・雨害を遮らんと企つるもの如し」とある。

(4) 酒井東町宝満宮境内に 水害復旧記念之碑あり その碑文に (昭和三十四年一月建立)
被害面積 三太郎東 壹町壹反貳畝

三太郎西 六反七畝

ハキヤ 壹町壹反五畝

小柳 七反七畝

(5) 酒井西町の天満宮境内に 水害復旧記念之碑あり その碑文に 「昭和二十八年六月二十五日より四日間に亘る大豪雨の爲 宝満川・秋光川・大木川が氾濫し 堤防の決潰六ヶ所 農地の潰滅 六町壹反歩 両区は全戸軒下浸水の未曾有の災害を蒙った 国庫補助及県村当局の絶大なる援助と区民の一致団結不眠不休の努力により 見事復旧工事を完成した 仍って之を永久に記念するため 此の碑を建立する」とあり。浸水最高水位線を示している。

(6) 「佐賀県災害誌」佐賀測候所(一・二巻) 昭和二十七年

(7) 「対馬領田代売葉史」小林 肇 一七五頁

「右之通十度に及候洪水之内八月の式丈四尺五寸之洪水ニ而人家之軒を浸し死人を出て古来稀成大洪水ニ而八ヶ村之水入之田畠八九分通之損毛と相成申候」安永八年

(8) 「東亜の集落」米倉二郎

(9) 「鳥栖平野・酒井町付近の条里制遺構復元図」作成にあたって、米倉二郎・松尾禎作先生の文献的研究を参考にし、現地を調査し、古地図(肥前国基肄郡酒井東・西村・肥前国養父郡藤ノ木村・真木村・立石村・下野村・鳥栖村)・地籍図特に酒井東村九ノ坪(七番字三太郎全図)大塚梅次氏所有等を参考に作成した。

(10) 「条里制」落合重信

(11) 「鳥栖町案内」松尾禎作 八頁

(12) 「東亜の集落」米倉二郎 一七〇頁

(2) 洪積層台地の集落

洪積層台地は水害のおそれもなく、住居に適するので古くから集落ができ、政治経済の中心ともなった。

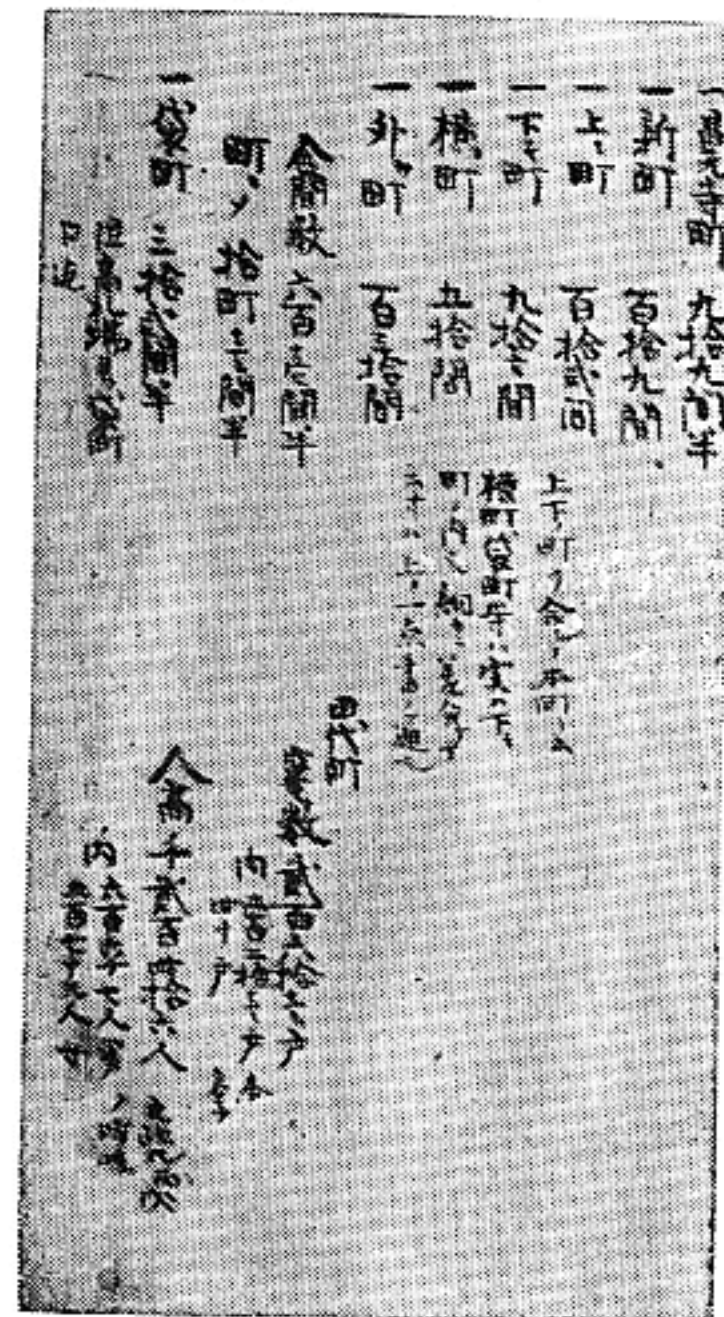
田代領は対馬藩の飛地で、対馬本国から代官が派遣され、草高一万三千石の田代領を治めた。その政治の中心地である代官所の所在地が田代町であった。慶長四年(一五九九)に田代領が対馬藩領になり、寛永十二年(一六三五)から代官が常置されてより、明治二年(一八六九)まで代官所が置かれた土地である。基肄郡および養父郡を管治し隣国との交際、折衝および幕府諸公の通過に関する事務を処理した。田代代官所は御屋敷(御屋舗)と呼ばれその間取図が現在残っている。(二三七頁VI—1図参照) 御屋敷には敵原派遣の代官が在任勤務し、その御屋敷のまわりには塀をめぐらし、さらに田代五町は濠に囲まれた小城下町としての構造を有した。

田代代官所の位置は現在の田代小学校の敷地にあたり、地形的な面では洪積層台地が、柚比町から南方に舌状に続く地形を利用した。地質的にはローム層をのせた中位段丘上にあり、地下水位は浅い。田代下町には段丘上に湧水があり、水が得やすいところに立地した⁽¹⁾。地理的位置は近世における田代領のほぼ中心にあり、陸上交通の要地でもあった。

また河川交通は大木川を通じて筑後川に注ぐ河口に、河港(蔵所)を有し、さらには海上交通に通じ、陸海交通に不便でない地理的位置を保っていた。こうして集落は、田代代官所を中心に東西に発展をした。「基養提要」によると田代上町・下町を本町といい、この本町には御屋敷・上使家・高札場があり、政治や宿場町としての中心的機能を有していた。(写真II—7)

本町の東西には浄覚寺・光徳寺があり、特に東方には天台宗の昌元寺・浄土宗の西清寺・浄覚寺・祇園社等寺社が集中し、東の防禦に備えての寺町といった性格を持っていた。田代上町と田代新町との境界は「基養提要」の地図によると石段になっている。地形的には東西に連なる台地が田代本町を境に東方の田代新町に通ずる地点で、ここから東方へ低くなっている。

田代新町の集落は、田代本町が次第に東へのびた江戸時代にできた新しい町である。さらに街道にそうて、北に発展した昌元寺町は、承応二年（一六五三）にできた集落で、今日この田代新町・田代昌町には武家門や土塀が残り、城下町田代の武家屋敷の残像がみられる。田代代官所より西方の田代下町には「上使屋」「高札場」があり、西にのびて袋町の集落ができた。また高札場から南の横町と外町の街道にそうて人家が増加し新しく集落が発生し、明暦元年（一六五五）に町となり、横町・袋町は下町にふくまれた。代官所を中心に田代五町（上町・下町・新町・昌元寺町・外町）の外側には濠をめぐらし、城下町の性格を有していた。街道にそう町屋の地割は短冊形で、道路・宅地・畑地・山林・濠となっていた。台地の先端に立地した田代五町は、防災上からも水を必要とした。そのため大木川上流の「木井手」から水を引き、「太田の堤」に水を通じ、灌漑用水に利用するとともに環濠にも水を引いた。その環濠は田代下町の西端に現在も残っている。代官所南の久光製薬球場の一部は濠を埋立てたもので、濠に面するところに櫓、榎等の巨木が残っている。



写真Ⅱ-7
田代五町の人口と町並の長さを示す記録（「基養提要」から）

同じく代官所北にあたる田代中学校の南側に環濠の一部である溝があり、これが田代小学校の北側の崖下に通じ祇園社の北側に通ずる川で境をなしていた。

注(1) 田代小学校建設 ボーリング柱状図(昭和四十五年八月)による

(3) 扇状地の集落

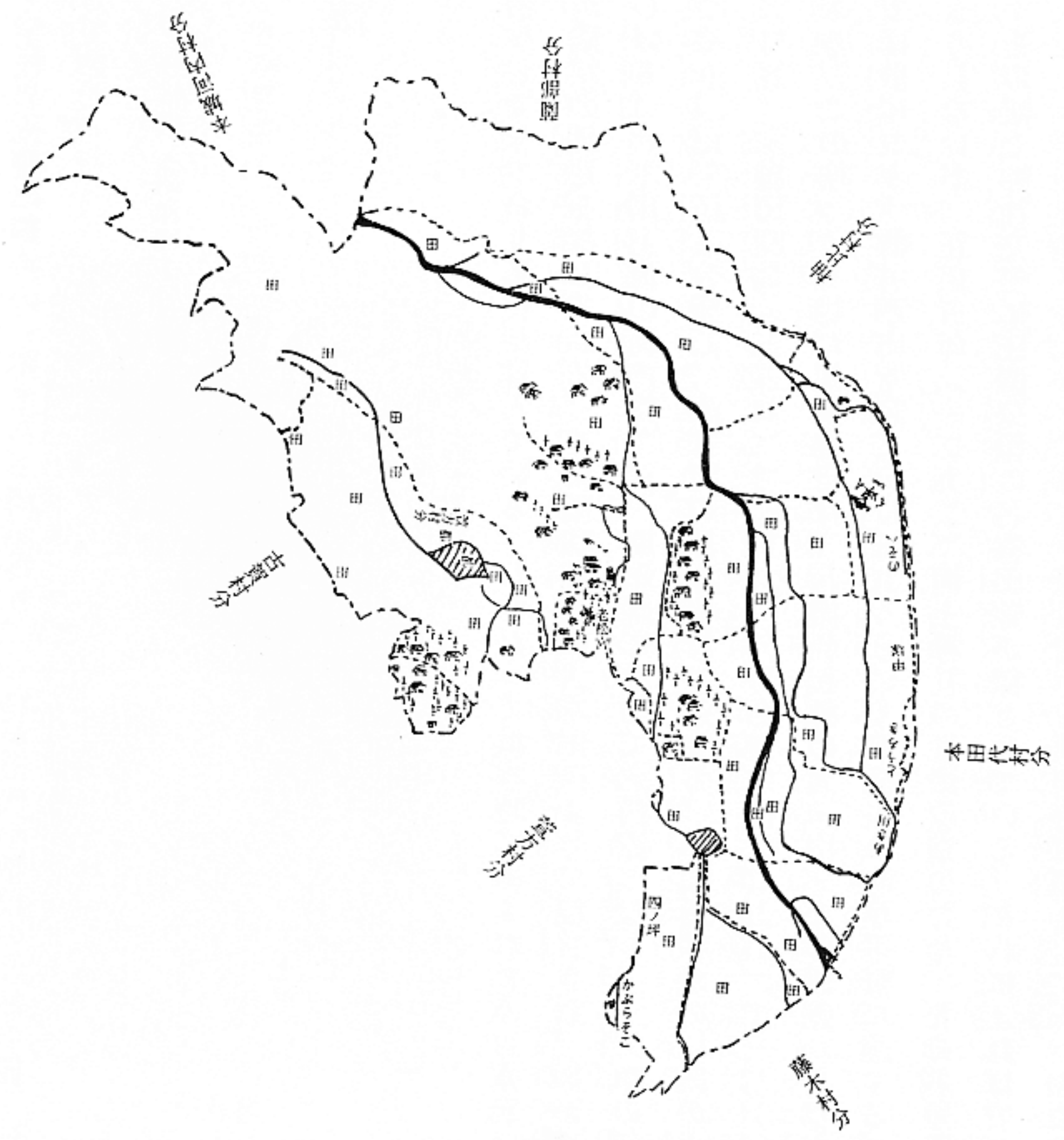
a 神辺扇状地の集落

大木川の上流は、ほとんど花崗岩からできており風化が進んでいる。したがって洪水時にあふれた水は本流より周辺低地にあふれ、運搬された砂礫が扇状の地形をなしている。その扇状地面は大木川によって浸食され、いわゆる開析扇状地をなして河岸段丘が発達している。大木川上流の河内町では、断層線に沿って北西流となり、上ノ車の谷口橋付近からは南流して神辺扇状地をつくり、山下川と合流し、酒井町の沖積平野に達する。神辺扇状地の円礫の大きさは、門前(四五段)付近で直徑一二センチ、加藤田団地(三五段)で七センチ、外町西側水田(二五段)で三センチ、水影神社付近(二〇段)で一センチ程度である。このゆっくりとした傾斜地帯は、花崗岩起源の大・中・小の円礫からなり、扇頂付近は大きな円礫であるが扇端では砂になり、酒井西町を経てほぼ五センチくらいで筑後川の沖積平野に達する。

神辺という地名の起りは、はっきりしないが、正応五年(一二九二)河上神社の社殿改造のため、その費用を肥前全国の荘園並びに公領に賦課した。その河上神社文書に庄園公領の名称田数が記されている。それによれば安楽寺御領五七二町七反の内訳として、神辺庄八〇町の記録があるので、鎌倉中期以前から安楽寺御領としてあったことにな

る。中位段丘上の庚申堂には前方後円墳があり、おそらく神辺平野を支配した豪族の墳墓と考えられる。

神辺扇状地に条里制が施行されたか否かについては、研究の余地があると思うが、四ノ坪という地名が残っているし、航空写真から見ても古い農道が条里の地割線と一致する。また元禄絵図(図II-18)によると、扇状地面はほとんど開発されて水田や畑地となっている。これは近世に至っては井堰・溜池等が開設され扇状地の開発が進められたからである。堰頂の上ノ車は古くから落差を利用した水車による製粉・精米業が発達し、



図II-18 元禄十年の肥前国基肄郡下郷神辺村図 (神辺町所蔵、筆者複写)

明治・大正・昭和の戦前まで利用されたが、戦後ほとんどその姿を消した。かつて水車は農村工業の中心的性格を有し、その収入は米作や林業と並んで経済生活の支柱となっていた。(図II-19)

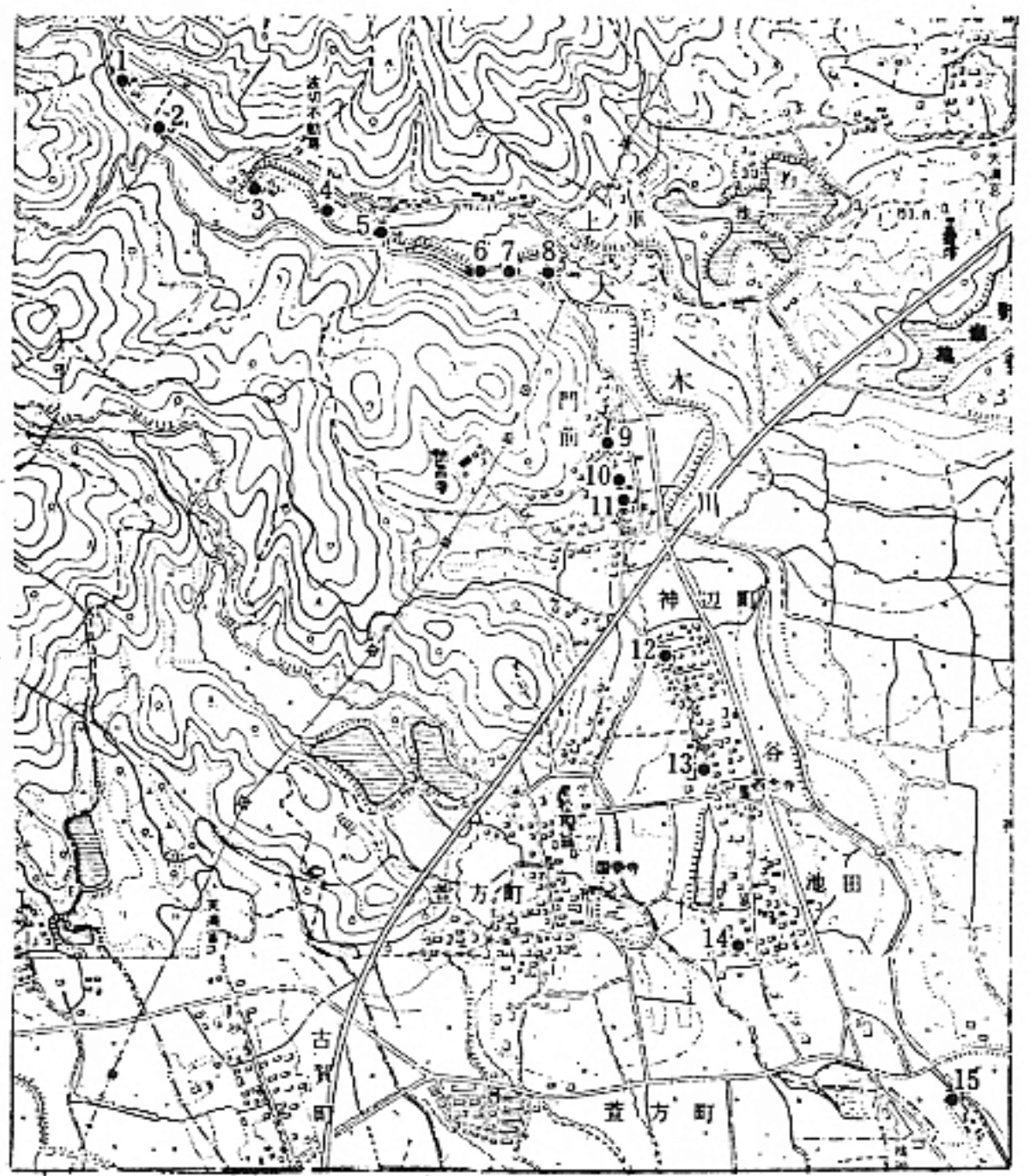
上ノ車の耕地は扇頂部と山合いの谷底平野にかぎられ、経営面積も反収も少ない。集落は散村が南向きの山麓に立地し、湧水を飲料水に利用している農家もある。

b 養父扇状地の集落

四阿屋川は源を花崗岩よりなる草横山に発し、東橋より上流の約一三〇m付近で大谷川と合流し水量を豊富にして、谷口にあたる東橋付近を扇頂として、養父町(三五m)、蔵ノ上町(二五m)、桑木添、国道三四号線へと通じている。轟木町の中牟田(一〇m)に至るなだらかな傾斜をもった扇状地で、扇端の中牟田は地名の示すごとく、湿地で、地下水の豊富なところである。

四阿屋川の流路は上流では東流し、東橋付近(谷口)では東南流、それが養父付近に至ると全く南流して山浦東部の丘陵地(道庵山)沿いに流れ安良川となり、最後に筑後川に注ぐ。

昭和二十八年の大洪水に安良川流域は甚大な被害を受けた。その原因は上流から流れてくる土砂のため川床が高く



図II-19 大木川上流の水車分布(1~15)

なり天井川であったためである。

養父扇状地の集落は、古くから扇頂の東橋付近に水車集落が立地したことは、神辺町・立石町に見られるのと同様である。水車は扇頂から低地に移行する落差を利用するものだが、水車集落は近世から近代までの農村工業の中心地であった。

東橋付近の集落から群石山(二〇一¹⁾)南方の山麓の集落に連なる牛原町(六〇²⁾)は、山麓の湧水をもとに早く集落ができた。今日では井戸水を使用しているが古くは湧水を利用していた。また農業灌漑用水には四阿屋川の本流から水を引いたが、この用水路は元禄五年(一六九二)牛原の磯野寿延が私費を投じて作ったものである。磯野寿延は用水路開設のため、重谷居住の一七戸を山麓の裏手の方に移転させ、跡地を水田にした。そして現在の牛原の別石の水路や溜池をつくったり、耕地整理を行ったりして公共事業に力をそそいだ。⁽²⁾

養父扇状地にはこのような用水路が数条に分れて流れている。しかしなお水不足をきたすので、昭和に入ったのち溜池は造成された。養父町はまた肥前風土記にも見える。それによれば、養父町は奈良時代の集落であり、その八幡社は聖武天皇のころのものであることがわかり、また正応五年(一二九二)河上神社文書にも、養父庄二七町荘園分とするされていることから養父町の集落は扇状地面では最も古い集落であるといえる。養父町、蔵上町は地下水も浅く、比較的水にめぐまれた集落である。扇端の轟木町は長崎街道の宿場町として栄え、明治初年までは、鳥栖市の中心的機能を持っていた。集落の起源は藤原時代頃といわれている。⁽³⁾今日では轟木工業団地ができ、多くの工場が出現した。東部工業用水道完成前は、扇端の豊富な地下水が工場立地の主因になったともいえる。今日では用水型の日米コカ・コーラ工場やフランスベッド、サンウェーブ、小西ポンド、BSタイヤ工場などが進出し、既存のBSサイクル工場と共に内陸工業地帯の中心地となりつつある。

- 注(1) 「磯野寿延記」に「神辺村四ノ坪畝町倒の普請仕畝町数五拾九有之候を拾四ニなし申候」とある。
(2) 「磯野寿延記」に「牛原村の内原重谷と申所ニ居来候百姓拾七竈の者共を重谷裏と申山手の悪所畠に移跡の屋敷・藪裏畑外畠共に田に開申候」とある。
(3) 「鳥栖町案内」松尾禎作 三二頁

(4) 谷底平野の山村生活(大木川上流の河内町)

a 河内町の集落

集落は二〇〇〜四〇〇¹⁾の高地にあり、周囲は花崗岩からなる六〇〇〜九〇〇²⁾の山地に囲まれ、その間を蛇行する大木川の形成した狭小な谷底平野に立地する。集落の起源については、弥生時代、古墳時代の土器発見や、横井町の古墳の残存によって先住民族の居住地となったことが明らかである。河内町にある本城山万才寺は、後鳥羽天皇の建久九年(建久元年との説もある)源頼朝時代に、日向の人僧以亨謙という禅僧によって建てられた臨済宗の寺であると伝わることから、鎌倉時代以後の集落と考えられるのである。⁽¹⁾近世における河内町の集落は宝永二年(一七〇五)六七軒とある。また「基養精細録」によると文政九年(一八二六)の竈数六九軒、人口は、男一九八名・女一四一名計三三九名となっている。江戸時代を通じて約七〇軒の集落であった。その集落の分布を対馬万松院文庫の元禄絵図(元禄十四年)にみると、本城河内村では山神宮付近から天神松付近にかけて分布し、しかも大木川の両岸の日向にあたる場所に四十五軒程の集落が立地している。山ノ貝方村には大山祇神社があり、横井村は寛文三年(一六六三)の新村で三軒程ある。大谷村は横井村と同じく、寛文三年(一六六三)の新村で三軒程の集落である。大木川につく

表II-10 10アール当たり収量

収 量	町 名
390kg	河内
420	立石
480	萱方・今町・柚比・桜町 原古賀・松原
500	養父
510	山浦・今泉・轟木・田代 外町・藤木・本鳥栖
540	幸津・江島・下野・三島 平田・宿・蔵上・牛原水 屋・真木・元町・曾根崎 ・儀徳・田代昌町・神辺 ・田代本町
570	姫方・原・飯田・酒井西 ・安楽寺
600	高田・酒井東・幡崎・村 田

(1970年世界農林業センサスより)

表II-11 河内町の産業
(昭和32年・河内小学校要覧より)

	面 積	一戸平均
田	16 町	5 反
畑	9反6 畝	5 畝
山 林	35 町	1 町
茶	収量6石	2 斗
木 炭	1000 俵	
椎 茸	200 貫	

※山林は多いが地元のものよりも他町村の所有が多く、村民は木材の切出し、土引きの日雇業で収入を得ている。

「田 一町五反一六歩 畑 一畝三步」(宝暦年間) となつてゐる。今日における水稲耕作面積は一七町三反九畝で、耕地は谷底平野や山麓の斜面を利用し高度四五〇mまで分布している。山にかこまれた谷間の水田が多く棚田になつてゐる。耕地一反(一〇アール)当たりの平均枚数は九枚で、最も多いところでは二九枚となつてゐる。反当たり(一〇アール)収量は低地の米作地域に比較して六割程度の生産である。機械化が遅れ土地生産性の低い地域である。(表II-10) このことは傾斜地農業のゆきづまりを示している。

日照は傾斜・谷底の広さ、方向、太陽の高度、季節などが関係することはいうまでもない。北西の断層線にそつて谷の方向をもつ河内谷においては、自然とくに土地を直接に対象とする生産活動が営まれている。生活資源に恵まれないので、生活は農耕ばかりでなく林業に依存しなければならなかつた。(表II-11) 秋分の日の日向と日陰の調査で

つた扇状地上の神辺村が江戸時代に六九軒であることから、河内町はかなり大きな集落であつたといえる。庄屋の屋敷は、庶民集落が左岸の日向集落であるのに対し右岸の旧道に面した日陰に位置していた。これは左岸の庶民集落全体の見通しをきかせるための立地であろう。今日の集落の位置も江戸時代・明治時代の分布地域にそのまま存在している。家屋はトタン屋根・瓦屋根もあるが葺葺屋根が最も多い。家の付近には屋敷林はあまり見られないが、谷底の氾濫原に立地している集落のみに南東風を防ぐための防風林(杉)がある。住居はほとんど平屋建である。家の向きは南向きが多いが地形的な面で東や西向きの家もある。飲料水は湧水を水道管で引き飲料として使用している農家が多い。電燈は昭和三十二年頃までは自家発電による電燈・ランプ使用の農家もあつたが、今日では電燈になつてしまつた(表II-9)。

表II-9 河内町の電燈
(昭和32年5月調査)

種 類	戸数
自家発電	10
電 燈	34
ラ ン プ	2

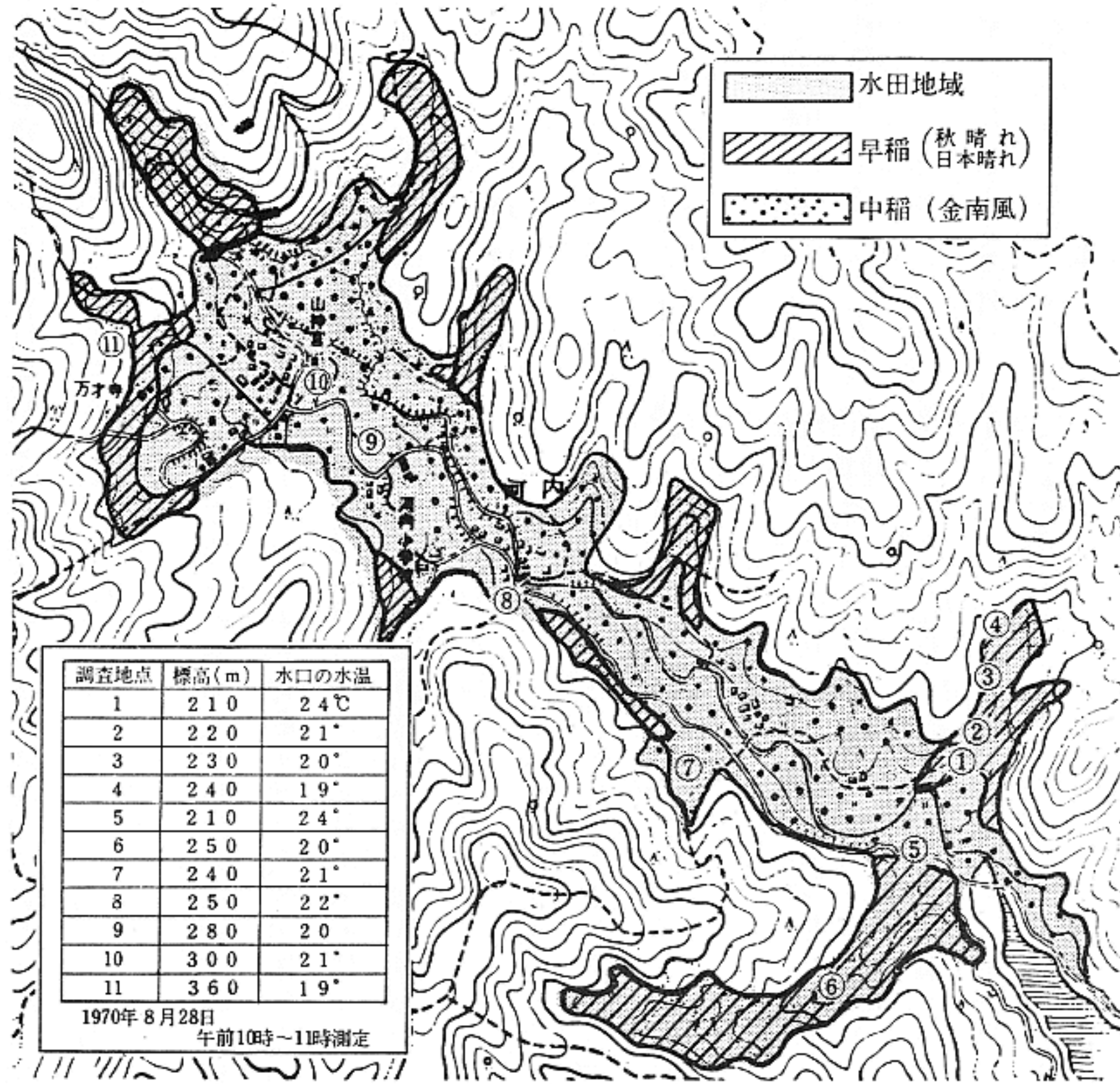
河内町(山ノ貝方・横井を除く)は鳥栖市街地より六km離れた山村で、山村独自の機能を持つてゐる。これまでは自給自足の生活が強く、無医村でかつては「陸の孤島」といわれてゐたが、ダムの完成や積雪期間の長かつた旧道に代わる新道の開通により、雪どけが一週間余早くなつた。また林道が日向の方に通じ、市街地への通勤が便利になるとともに生活圏が拡大し、生活面でも都市化してきた。将来は観光・避暑地として発展の可能性があると思われる。日向斜面は早春の融雪が早く、作物の成育期間中に多量の熱を受けるなどの自然現象は農耕にも有利な点が多い。農耕や集落の立地は地形上谷底が望ましいように見えるが、谷底の集落は二、三軒で大部分は谷底より少し高い緩斜面を利用している。

b 土地利用

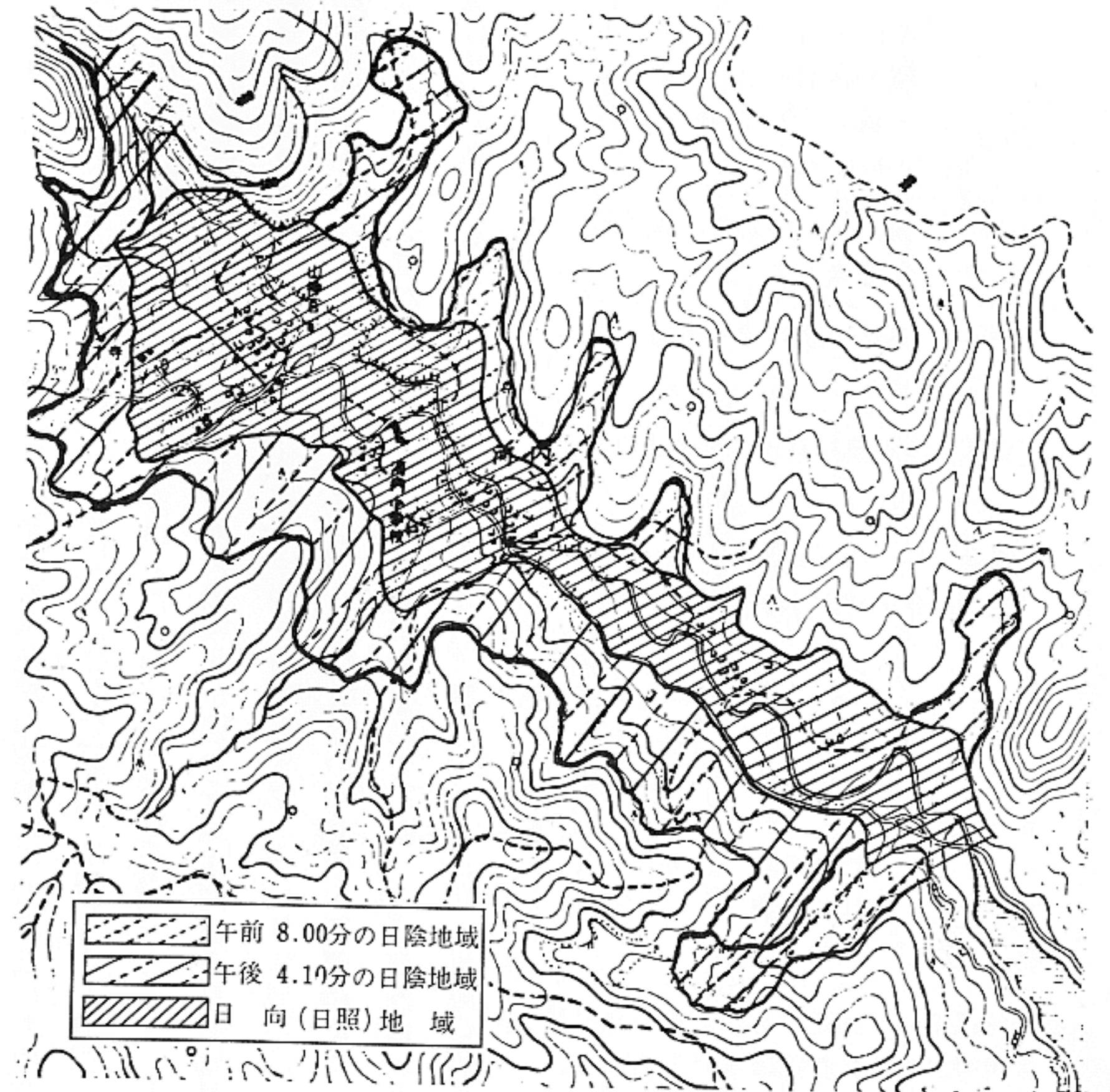
近世における河内町の田畑は、基養郷土誌によると、「田 一町二反八畝一二歩 畑 一反九畝二二歩」大谷村は

の水温が低いと収穫は減少するので二〇度以下の冷水がはいるような田では、株分けせず秋になっても穂が出ず、また穂が出てみものらないことがある。また穂が出てみものらないこと。このため灌漑水温の上昇をはかるために温水路・遊水池（温水溜池）がつくられている。最も広い平野をもつ山神宮付近は準平原化された平坦面が残り、河内谷の中でも盆地状を呈している。この地域は本流（大木川）からの灌漑水でなく、水温も高地に比して高く盆地であるため土壌も深いので、河

わかるように、北西の谷底平野をもつ河内谷では、日向の地域に集落が立地し、水田が分布している。（図II-20）しかし山間の東北の谷には水田が分布しているが、日照時間が短いため、稲の品種は成育期間の短い早稲（日本晴）の品種が栽培されている。また晩期出荷の野菜（胡瓜）の露地栽培地域と一致する。水温は一般的には高度差によって違いますが、河内平野では南向きの日照時間の長い左岸と、日照時間の短い右岸とでは同じ高度でも、水田温度が二度も違う。また水温は水取口からの距離によっても違い、水取口付近の温度は低く、その末流の水田温度が高い。高度三〇〇以上の水田で直接谷間の湧水が注ぐ水田では、一枚



図II-21 水口の温度と水稻品種 (昭和45年8月28日 筆者調)



図II-20 河内谷の日向と日陰 (昭和45年9月23日 秋分の日 調)

内町で供米の等級に入るのはこの地域だけといわれている。他は腐植土の層が浅いことと水温が低いことため等外米が多い。

c 挙家離村 (向都離村)

河内町の戸数は江戸時代の文政九年(一八二六)には六九軒、明治二十二年(一八八九)には六三軒、その後、若干の増減はあるが第二次世界大戦までほとんどその戸数に変動はなかった。ところが昭和三十年(一九五五)以降次第に戸数も人口も減少してきた。(表II-12) 他方昭和三十五年(一九六〇)頃よりプロパンガスの普及による製炭業の衰退と時を同じうして高度経済成長にともなう鳥栖市街地の工場誘致により、労働者の需要が多くなった。(表II

表II-12 河内町・河内小学校の人口変遷

年 代	河内町の戸数・人口		河内小学校児童数の推移		
	戸数	人口	男	女	合計
昭和 30	56	321			42
31	56	320			45
32	51		24	22	46
33			27	21	48
34	49	292	30	20	50
35			26	24	50
36			27	20	47
37	49	278	25	16	41
38	46	267	27	16	43
39	43		19	11	30
40	39		14	11	25
41	38	130	14	7	21
42	33	168	11	7	18
43	33	168	10	7	17
44	33	167	9	7	16
45・4月	31	158	8	6	14
45・8月			5	5	10

表II-13 河内町在住者で町外に耕地を有する者

町 名	田 (人)	畑 (人)	宅 地 (人)
萱 方	2	1	1
牛 原	1		
今 町		1	
酒 井	1		
神 東	2		2
藤 木	2		
本 鳥	1		
平 栖	1	1	
外 田		1	
計	10	4	3

(市役所「土地家屋名寄帳」より
昭和45年8月25日調)

13) ために工場勤務者が増加してきた。

昭和四十年(一九六五)には、この地区に大規模な農業・防災用のダムが建設されることとなり、いろいろな方面に大きな影響を与えた。このダムは総貯水量一九万六千立方メートルで四十五年に完成したが、その間、ダム建設のための付替道路工事による労働力の需要やその後の立木補償・土地売却金の支払・土捨場の補償金などがつきつきに支払われた時期である。このダム補償金・土地売却金による資金こそ河内の農民が、農業合理化を實行しえた重要な原動力でありまた挙家離村を誘発したものといえる。農業機械の普及・自動車の購入・他町村への農地の拡大により次第に離村現象がめだつようになった。

河内ダム建設により耕地はつぶれ、地域住民はこれを転機として離村したが、残された者は一九七〇年代の農業にとり組もうとしている。内で失った農地を外(町外)に求め、道路の開設・自動車の普及等により出耕作がはじまった。最近十年間における離村者数を市の住民登録簿でみると河内から一九戸、同員方から九戸でその転出先の分布を調べてみると、鳥栖市内六七・八割、佐賀県下一〇・七割、福岡県下一七・八割、東京都三・五割となっている。転出先分布で高率を示している市内は、河内町に近いところである。それは山林を売却せず離村している農家で、山林の財産管理のために河内町に近接する市内に転出しているのである。

つぎに目立つ転出先は水田単作地域の酒井・藤木である。この理由は、河内が傾斜農地・反収の低い地域であるのに比し、酒井・藤木は地価が比較的安く米の生産高の多い地域であるためである。今日河内に残っている農家は土着性が強く、耕地や山林の所有規模の大きい家である。

挙家離村の傾向をみるに、土地を所有しないものから始まり中農層に及び、戸主の年齢層は二十代の青年層・壮年層・高年層にわたっている。離村の直接の原因となったものは、ダム建設の補償金(表II-14)の収入や、工場勤務な

どによるものである。

近隣の離村によって残存者が残されたくないという住民心理と、本家・分家の関係から離村しても同じ地域(同一場所)に二軒以上が立地した場合もある。

農家戸数の減少は村落共同体の維持を困難ならしめ、地域社会の存立基盤を大きく揺るがしている。

河内町では昭和三十二年(一九五七)頃まで部落の隣り組は谷口・本村・中・春ノ前・下の五つに分れていたが、今日では上組・中組・下村の三つに、また貝方は山ノ貝方上・山ノ貝方下の二組が一つに統合されるというような社会組織の再編がなされた。山ノ貝方は生産性の低い、二八〇坪の線が離村・転作(杉・檜の植林)線である。河内ダムの開通により道路が新設されて、交通の要地にあたる転石が中心的集落となった。また河内小学校は明治十二年(一八七九)四月、田代小学校付属分校として設立、明治三十五年(一九〇二)四月、小学校令改正により田代小学校から分離し、河内尋常小学校となり創立以来九〇余年を経過した今日児童数一〇人となり遂に廃校となった。(写真II-8)

注(1) 「田代を語る」松尾禎作

(2) 対馬万松院文書

(3) 江戸時代から明治時代までの文書録(復写本)

(4) (図II-21)の調査資料より。

表II-18

河内ダム建設によって水没または買収された水田・畑・山林・宅地・原野
(佐賀県河内防災ダム事業概要書より)

	ダム関係	道路その他	計
水田	72,847 ^{m²}	9,329 ^{m²}	82,176 ^{m²}
畑	1,591	1,729	3,320
山林	100,809	36,380	137,189
宅地	672	722	1,394
原野	15,370	5,023	20,393
計	191,289	53,183	244,472

※ダム水没地内の家屋移転 1棟



写真II-8

92年の歴史を閉じた河内小学校の閉校式
(昭和46年4月2日)

3 交通の要地としての鳥栖市

古代の交通路をみると、古代大宰府から、筑後国府（御井町枝光）のある高良山下に至る筑後路は、おそらく城の山道を通った。⁽¹⁾つまり、大宰府と高良山を結ぶ最短路は、基山町を通っていたのである。駅路は今日の基山町木山口関屋を通ったが、丸林から「うその谷越」をして辻・才ノ上を通り秋光川を越え、「うつる坂」から柚比・田代本村に出、さらに原から酒井・水屋を経て、筑後川を渡ったのである。⁽²⁾肥前国府への駅路は、城の山道から一度関屋の基肄駅に出て、木山口・今町・赤坂・六本松を経て田代本村に出た。徳川時代の参勤交代の道は、木山口から今町・赤坂・六本松を通り、田代五町から宿・養父を経て、中原方面に出るコースがあった。しかしさらに時代がたつと、肥前路は南漸して元瓜生野・轟木・村田を経て中原方面へと変っていった。田代は宗藩の政治の中心であるばかりでなく、宿場町としての機能も有していた。

明治七年（一八七四）佐賀の乱に於て大久保利道は、博多―田代を乗馬、田代―轟木は人力車を使っていて、轟木に四、五日間本営を置いて滞在していることが記されている。⁽³⁾これは鳥栖市が当時政治・軍事の要地であると同時に、久留米・御井・その他の地方への交通の要地であったことがわかる。

明治二十二年（一八八九）十二月十一日、九州鉄道株式会社によって博多―久留米間に鉄道が開通し鳥栖駅が開業した。この後鉄道輸送は急激に伸長、明治二十四年（一八九一）鳥栖―佐賀間の路線開通に至り鳥栖駅は、鹿児島線

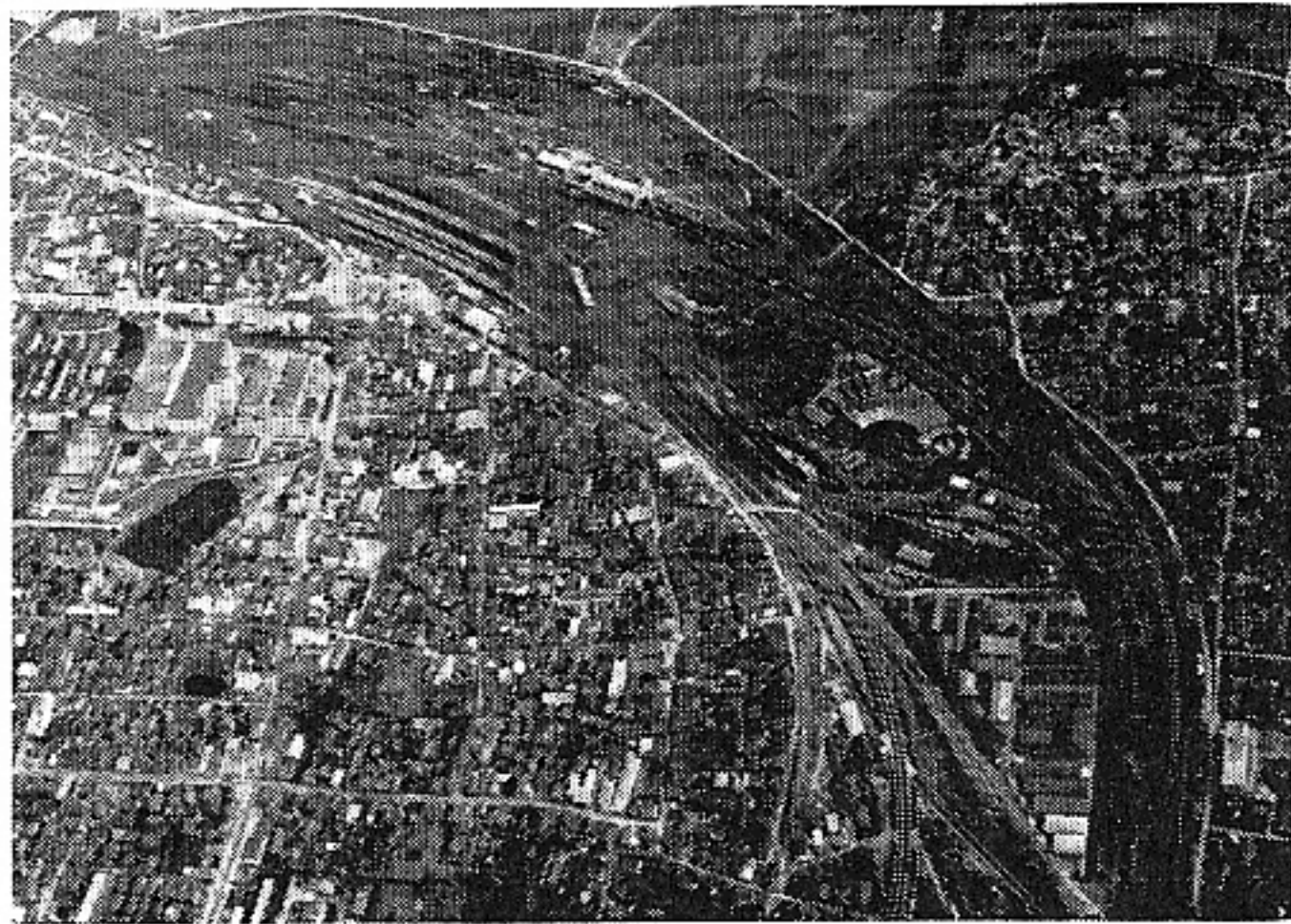
・長崎線の分岐点となった。

さらに明治三十六年（一九〇三）には構内路線の拡張や駅舎の新築など施設機構が充実し、新たに運輸・保線・機関区の三事務所も設置された。くだって明治三十九年（一九〇六）には機関庫が落成、鳥栖機関庫の名を揚げるに至った。

産業の発展にともない貨物輸送は増加の一途をたどり、鳥栖は交通輸送の要としての存在となった。大正十年（一九二一）には、田代方面と鳥栖―肥前旭間が複線となり、さらに大正十四年（一九二五）には百二十万円の巨費を投じて、約二万坪の敷地を買収して鳥栖駅構内は拡張され、大貨物操車場の完成となった。（写真Ⅱ―14）昭和九年（一九三四）には久大線が開通し、鳥栖駅はその始発駅となり、ますます鉄道交通上の重要性を増した。交通の便がよくなるとともに、商工業も発達し、売薬荷の輸送、行商人の日本各地への発展、片倉製糸会社・日の本石鹼工場などが誕生した。

a 交通幹線の東漸と分岐点の南進

この鉄道は旧街道の東側を通ったが、さらにその東側に西鉄急行電車が開通した。こうして、時代が下ると共に交通幹線は東漸する傾向にあったが交通の分岐点は基山から田代へ、さら



写真Ⅱ―9 鳥栖駅構内（昭和39年12月）



写真Ⅱ-10 日本一の規模を誇る鳥栖市のインターチェンジ
(日本道路公団模型)

に鳥栖へと南下したことになる。この分岐点の南下により、政治経済も南下し、鳥栖はその中心的機能を持つようになった。

昭和二十九年(一九五四)広域圏としての新鳥栖市が誕生して、北は北九州工業地帯、西は貿易港長崎、南は久留米・熊本・鹿児島
島の主要都市を結ぶ交通要衝の地となり、いよいよ重要性を加えてきたのである。

この南進した交通の分岐点は、再び北進し、九州縦貫自動車道と九州横断自動車道の交差する、永吉町の「鳥栖インターチェンジ」は、面積の広さ四十二万平方メートルという国内一のクローバ型のインターチェンジである。昭和四十八年秋一部開通予定で(写真Ⅱ-10)完成後は鳥栖インターチェンジから、東(大分)・西(長崎)・南(熊本)・北(福岡)へ直進でき、鳥栖市は、九州の陸の港となる可能性もできつつある。

b 道路交通と企業の立地

バスの急速な普及は、その利用度を飛躍的に上昇させた。大正十四年(一九二五)当時鳥栖・田主丸バス路線の陳情にはじまって、その後の隣接都市の発達と道路数の増加によってバスは加速度的に増加していった。鳥栖駅を起点とする東廻り久留米行(曾

根崎—榊原經由国鉄久留米駅)・西廻り久留米行(立石—中原—北茂安—豆津經由国鉄久留米行)・佐賀行(中原—神埼—国鉄佐賀駅)・端間行(曾根崎—飯田—西鉄端間駅)・甘木行(太刀洗方面)のバス路線が、つぎつぎに開通し、道路交通は飛躍的に発達した。

産業の発展にともない、鉄道および道路とともに近時自動車の長距離輸送が可能になり、貨物輸送量も急激に増大している。また輸送車両の大型化、高速度化により、道路交通は重要性を増大し、その結果は各種産業の立地を見るようになった。国道三号線は、鳥栖市の東部を南北に縦断し、北は福岡市を経て本州に至り、南は久留米市を通り、鹿児島に至る主要幹線の動脈である。初期の誘致工場はこの国道三号線ぞいに立地した。⁽⁴⁾ 国道三四号線は、永吉町を分岐点とし、鳥栖市の東北より南西に斜めに横断し、佐賀を経由して長崎に至っている。この沿線には食品工業・機械・金属・電器・化学工場が立地している。⁽⁵⁾ なお三号・三四号線の分岐点付近には、倉庫業や農薬・種鶏・飼料工場が立地した。こうして三号線、三四号線は流通基地として注目を集め、また交通拠点としての性格をいよいよ高めようとしている。県道は鳥栖駅を起点として放射状をなしている。市道は狭小な道路であり産業経済面の伸長を阻害しているのが実情である。県道鳥栖筑紫野バイパスは、国道三号線の通行車両の激増に伴う交通混雑を解消するため、佐賀県鳥栖市と福岡県筑紫野市とを南北に結ぶ有料道路で昭和四十七年五月に開通した。

また、河内ダムの完成とともに、河内町と福岡県那珂川町を結ぶ林業開発のため峰越林道の完成をみた。

注(1) 万葉集にでる 筑後守 葛井連大成が「今よりは城の山道はさぶしけむ。我通はむと念ひしものを」とある。大宰帥 大伴旅人 帰京・送別のときの歌によっても察することができる。

(3) 「鳥栖市と古代交通史」松尾慎作

(4) 「佐賀県の工業地域」新郷士八・九月号より

Ⅲ
原
始
時
代

1 先土器時代

旧石器時代と呼ばれている何万年あるいは何十万年ものむかしに、この日本列島にすでに人類が住みついていたということは、もはや動かすことのできない事実となっている。この石器時代は、地質学的には洪積世に属するものであって、わが国ではこの時代を土器を作る技術はまだ知らなかった時代、すなわち土器に先行する時代として、一般に先土器時代または無土器時代と呼んでいる。この先土器時代の遺物として発見されているのは、石器だけであるので、石器の推移にもとづいて時代の新旧を推定し、この時代の編年が行なわれている。

本県内においても、この先土器時代に属する各種の石器が県内各地から相当発見されているが、その研究はまだ十分に行なわれていないので、この時代の歴史については今後の研究にまたなければならぬ。

鳥栖地方に人類が住みついた始まりは、やはり遠く先土器時代までさかのぼるのではないかとということが考えられる。鳥栖地方の低丘陵地帯の白土や向平原、あるいは金丸・梅坂・三ヶ敷・柚比などから先土器時代に属すると推定される石刃(ブレード)を主体とする石器類が相当数発見されている。⁽¹⁾

しかし、これらの石器類の大部分は、次の縄文時代まで引き続き使用されているものであるため、遺跡の精密な調査の結果をまたなければ、確実なことは明らかでない。

(1) 木原武雄著「新鳥栖市史」昭44・6・20

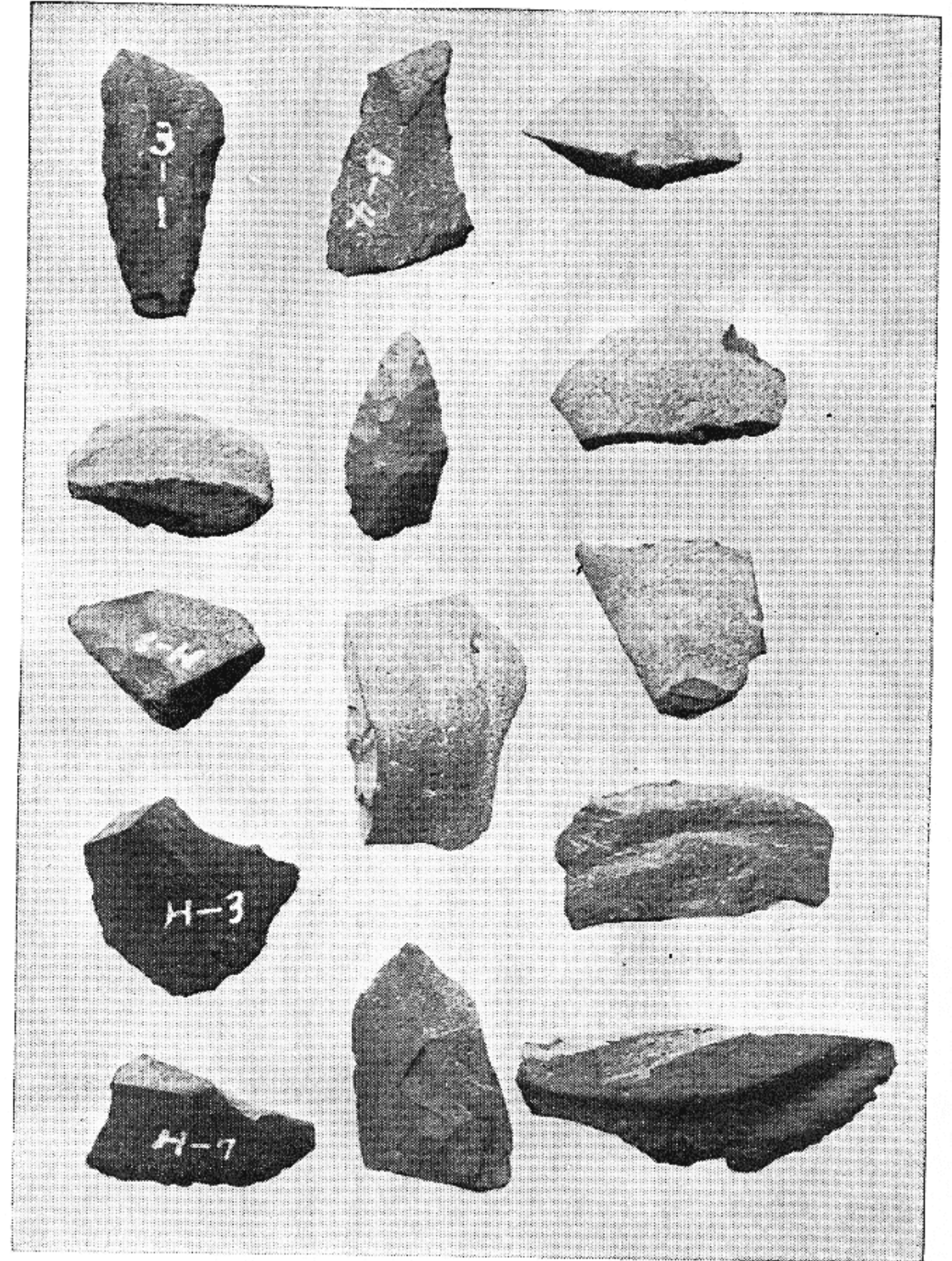
2 縄文時代

(1) 縄文時代の生活と文化

先土器時代に続く時代を縄文式時代または縄文時代とも呼んでいるが、この縄文というのは土器の文様からきたことばである。この縄文時代の文化が、先土器時代の文化から直接発達したものであるかどうかは、今日まだ明らかになっていない。

しかし、縄文式文化が沖積世のある時期に始まり、およそ七千年間の長期にわたって継続したと推定されていて、最初から土器・磨製石器・弓矢・骨角器などを使用していた点、これらを欠いている先土器時代の文化との間に明確な一線を引くことができる。縄文式文化の消滅の時期は、地域によって異なり一定していないが、西日本地区では西暦元前後には弥生式文化の普及に伴って姿を消してしまっている。

縄文式文化は、本州を中心に四国・九州・北海道および周辺の島々にまでおよんでいて、多様な地域性が認められる。また、時の推移によって次第にその文化も変化していて、地域差と年代の変遷を示す縄文式文化の内容は、決して簡単に割りきれられるものでなく、単純から複雑へと次第に推移していったことが考えられる。



写真Ⅲ-1 基山町金丸出土の先土器時代石器

(ポイント・スクレイパー・ブレード) —基山町 木原武雄氏蔵—

縄文時代の人びとは、狩猟や漁撈あるいは採集を業として生活を営んでいた。当時の気候は今日と余り相違がなかったと推定されていて、そのため海陸の動物や植物などにも、今日と大差はなかったと考えられている。ただ、現在と違って山野はことごとく原生林におおわれていて、そこには多数の鳥獣が生息し、また、河川の水量も豊富で、魚貝類が無限に繁殖していたと思われる。

このように、山川海の動物性食料に恵まれた当時の人びとが、鳥獣魚貝類を捕獲することを主な生業としていたことは、いうまでもないことであって、この自然の恵みに依存した生活が、狩猟や漁撈などの技術と文化とをはぐくんでいったのである。

縄文式文化は、実に採集経済を基盤としたところの自然への絶対依存の文化であって、農業発生以前における文化的様相を帯びているものである。縄文時代早期の石器に、打製石器が多く、時がたつにつれて磨製石器の量と種類が増加し、晩期には特異な磨製石器が現われてくる。この石器の推移は、ちょうど先土器から縄文へ、そして弥生前半の石器へと移行したかのような状態を示しているが、縄文時代の石器には独特の形式のものが多く、狩猟・漁撈生活に即応する石器として、先土器や弥生の石器とは区別されるものである。

縄文式土器は、絵画性に乏しくて彫塑的であり、土偶の多くは写実的というよりも象徴的である。縄文時代における文化の特色は、実にこの象徴性にあるといわれていて、呪術思想・精霊信仰を背景とするところの採集経済の社会に、必然的に形成された文化であることを物語るものであろう。

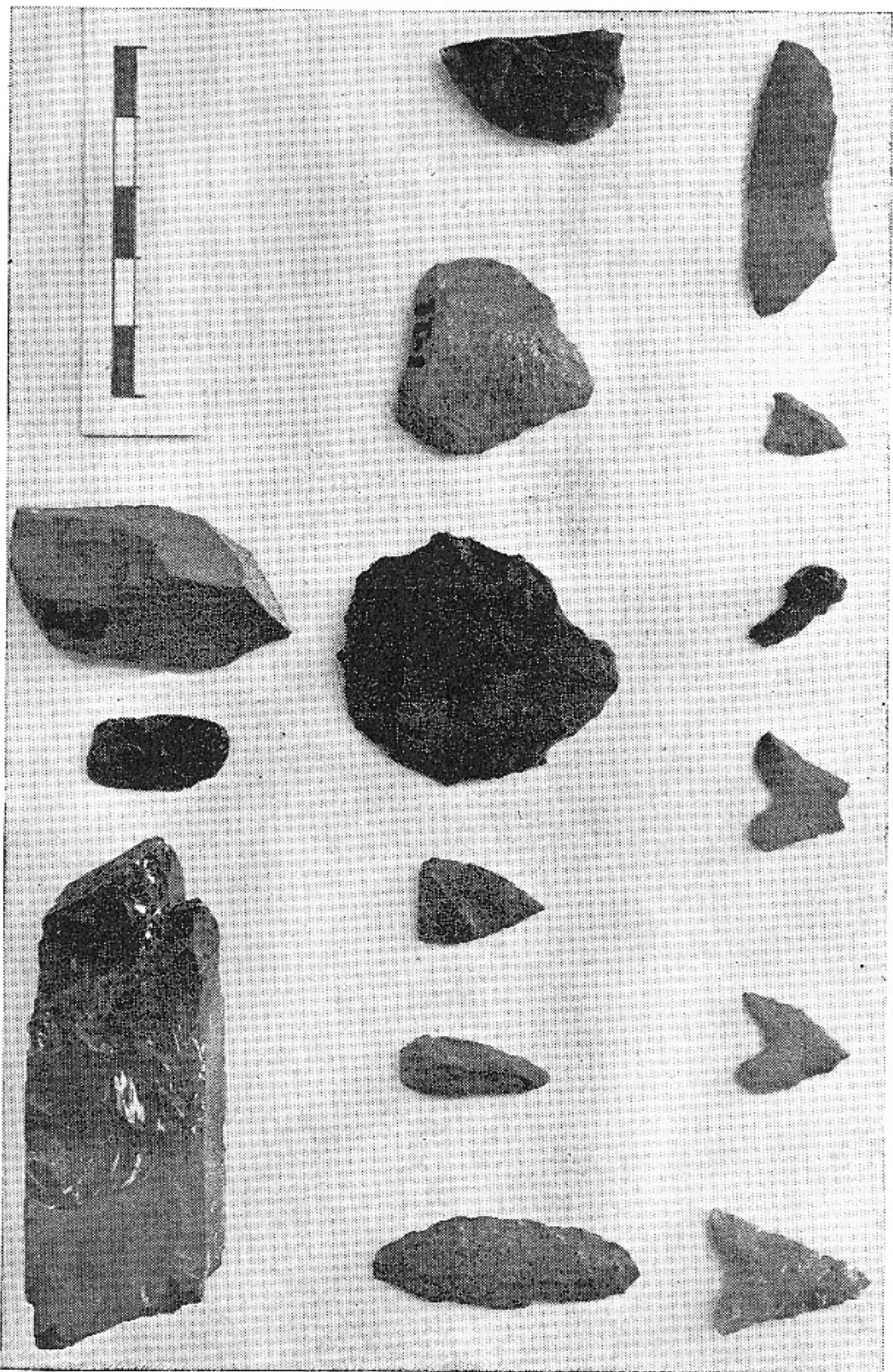
(2) 縄文時代の鳥栖地方

縄文時代前期に属する土器としては、基山町伊勢山遺跡から押型文土器片が発見されている⁽¹⁾だけであって、中期の阿高式土器は、柚比や笛吹山⁽²⁾あるいは安永田等⁽³⁾から出土しており、晩期の夜臼式土器が基山町伊勢山から発見されている。また、縄文式土器や石鏃・石匙などの石器が、金丸・三ヶ敷・向平原・梅坂・轟木・安良・中原鷹取山⁽⁴⁾などから出土しているといわれている。

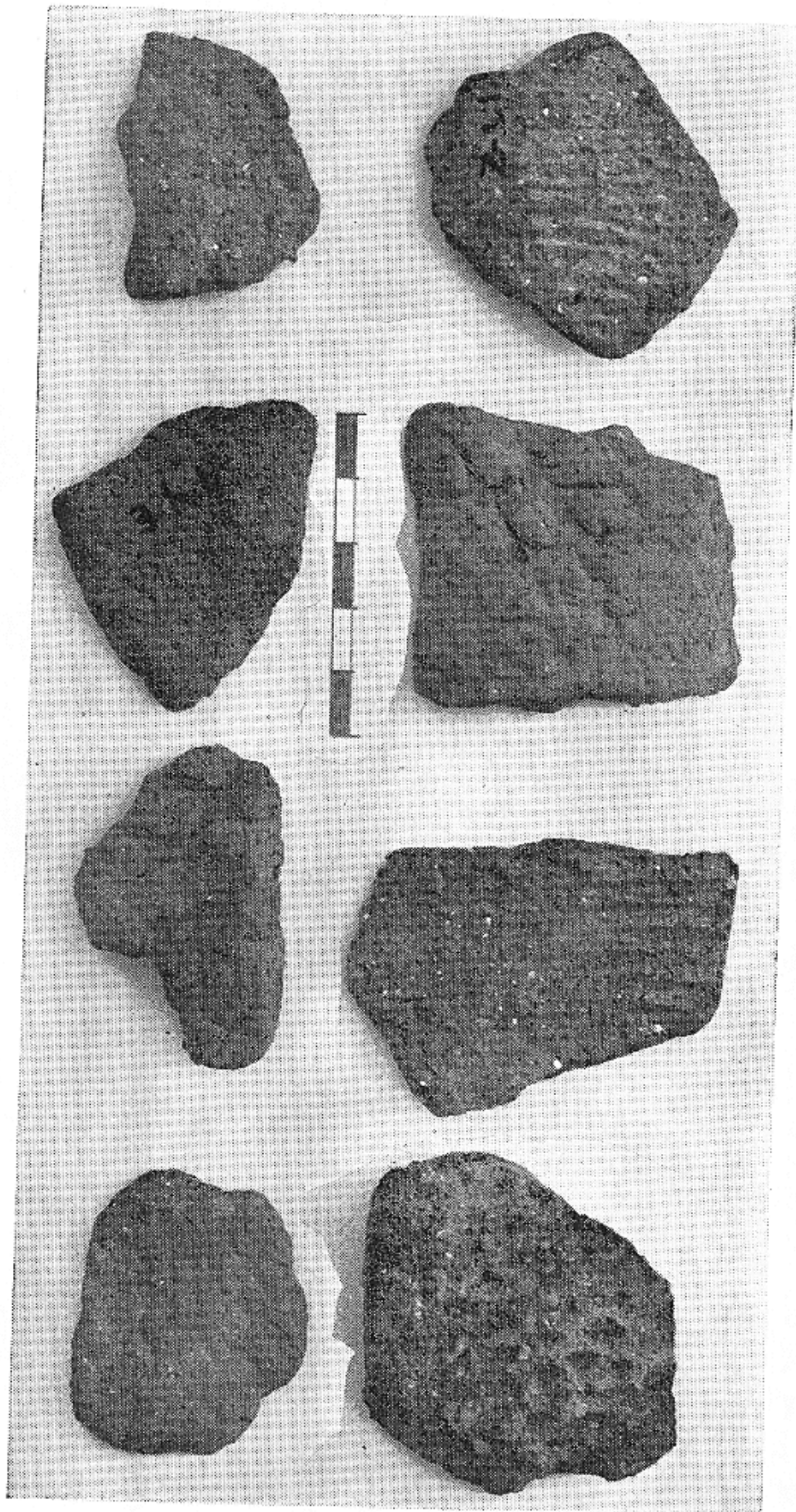
縄文時代にはいると、鳥栖地方の山麓や低丘陵地帯の諸処に人びとが居住していたことが考えられるが、その居住の場所は、比較的到高燥で、しかも流水や湧水に近いところが選ばれているようである。人びとは、^{たて}竪穴式住居に住み、土器や石器を作り、狩猟や漁撈をして生活を営んでいたことであろう。

しかし、現在までのところ鳥栖地方から発見されている道具は、狩猟に関係のある石鏃や石匙などが主であって、漁撈関係のものを欠いている点からみて、生業の主体が狩猟におかれていたのではないかとということが考えられ、丘陵や山地が複雑に起伏しているこの地方の地理的環境にもとづくものではないかと思われる。

縄文時代の石鏃の大部分は、黒曜石が用いられているが、この黒曜石はこの地方には産出しないので、おそらく伊万里市の腰岳から運ばれてきたものであろう。数千年をさかのぼる当時においても、生活に欠くことのできない道具の原料などは相当の遠隔地からも運ばれてきているということは、原料の産地への通路の存在が当然考えられるし、また、縄文時代の社会が孤立したものでなかったことが推定されるのである。



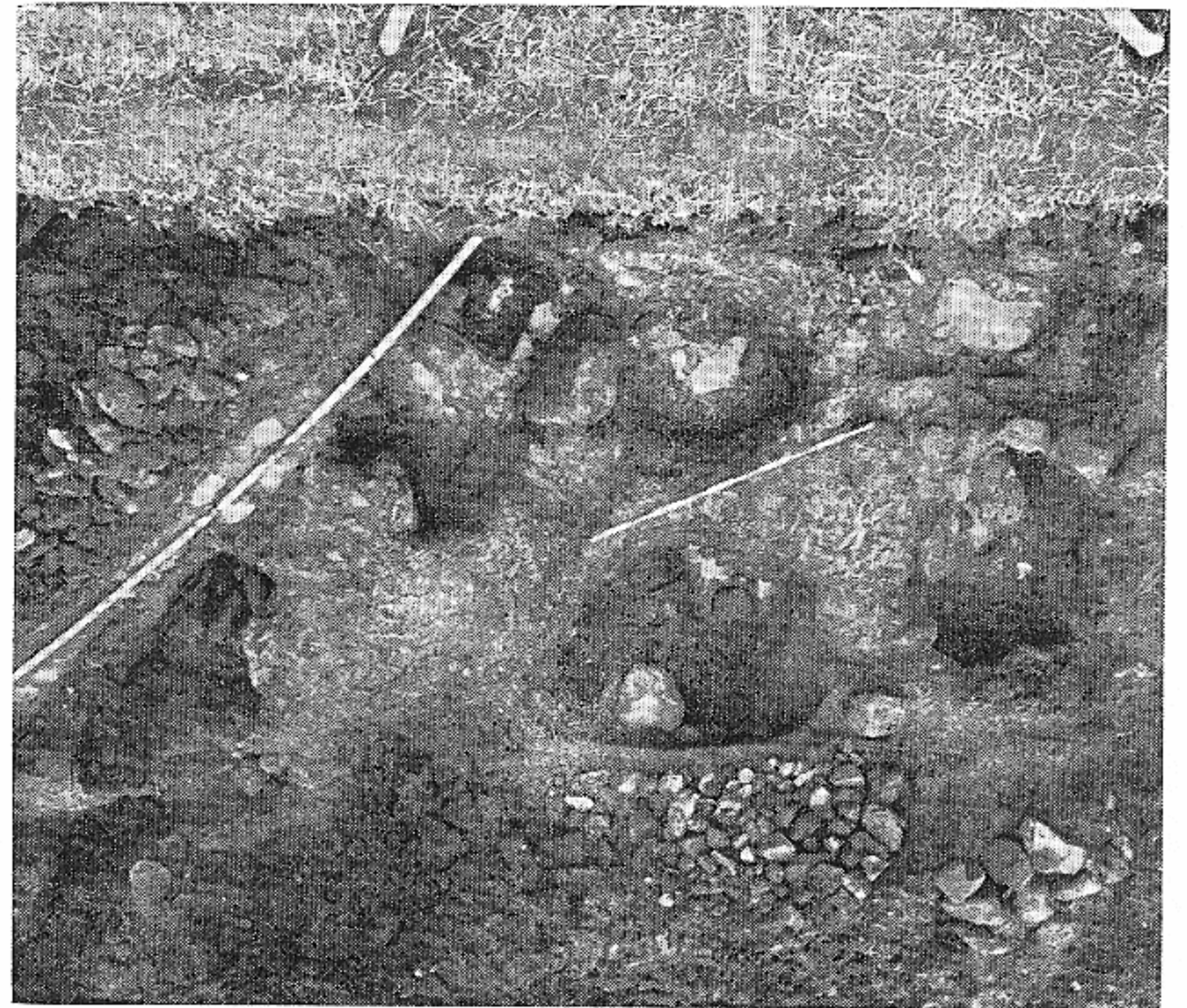
写真Ⅲ-3 基山町伊勢山遺跡出土の石器類(縄文時代)



写真Ⅲ-2 基山町伊勢山遺跡出土の押型文土器(縄文時代)

西有田町坂の下遺跡では、縄文時代の中期後半、多くの貯蔵穴を作って食料の木の実を貯蔵していたことが明らかにされたが、この鳥栖地方でも、おそらく食料貯蔵の風がすでにこの縄文時代に始まっていたのではないかと考えられる。

- 注(1) 佐賀県教育委員会発行「基山町伊勢山・鳥栖市永吉遺跡」昭45・2・28
(2) 佐賀県史・上巻 昭43・9・1
(3) 松尾禎作「原始時代の鳥栖」(鳥栖史談 第二号) 昭33・1・15
(4) 木原武雄著「新鳥栖市史」昭44・6・20
(5) 佐賀県教育委員会発行「西有田縄文遺跡(本文編)」 昭44・3・31



写真Ⅲ-4 西有田町坂の下縄文遺跡の貯蔵穴群
(写真2~4 共県立博物館蔵)

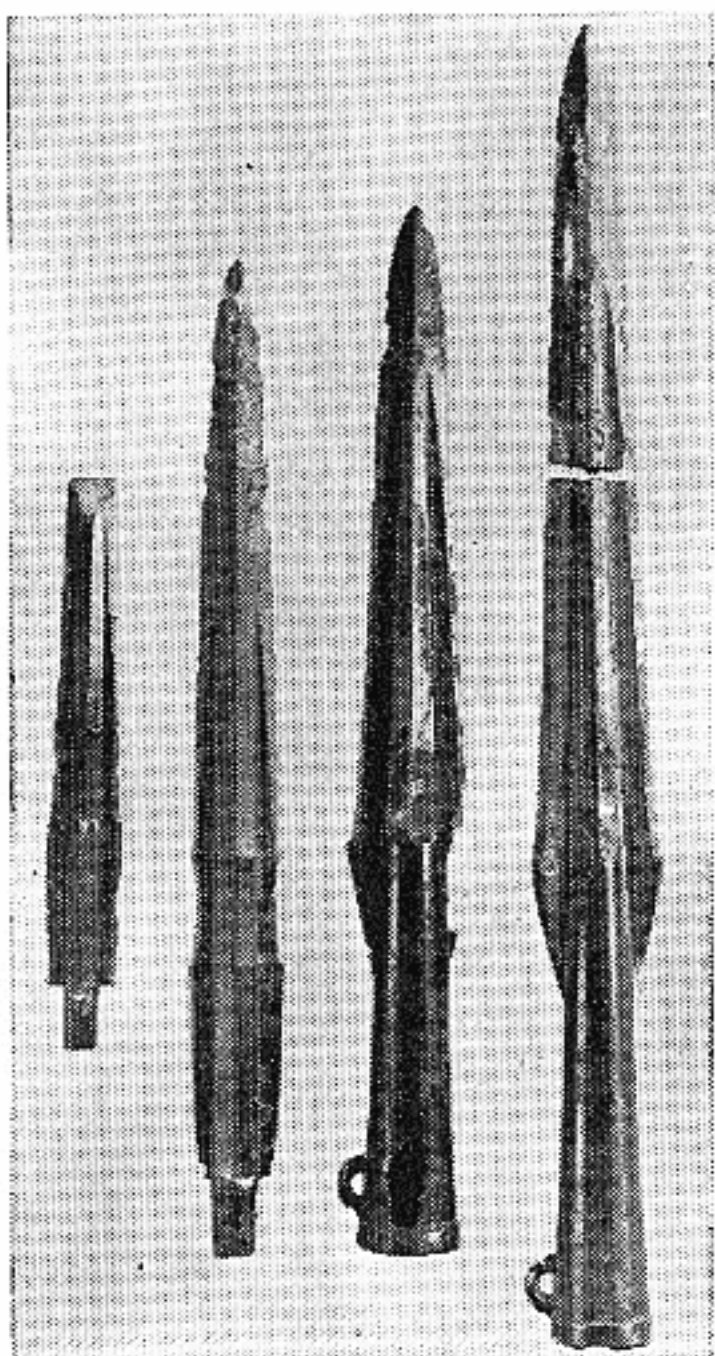
3 弥生時代

(1) 弥生時代の文化と社会

数千年間におよび採集生活を基盤とする縄文時代が終って、紀元前三百年ごろから新しい弥生時代へと移行するが、紀元後三百年ごろまでのおよそ六百年間を弥生時代と呼んでいる。この時代の文化を特色づけるものは、稲作を中心とするわが国最古の農耕文化の発生と、鉄器および青銅器などの金属文化の伝来である。

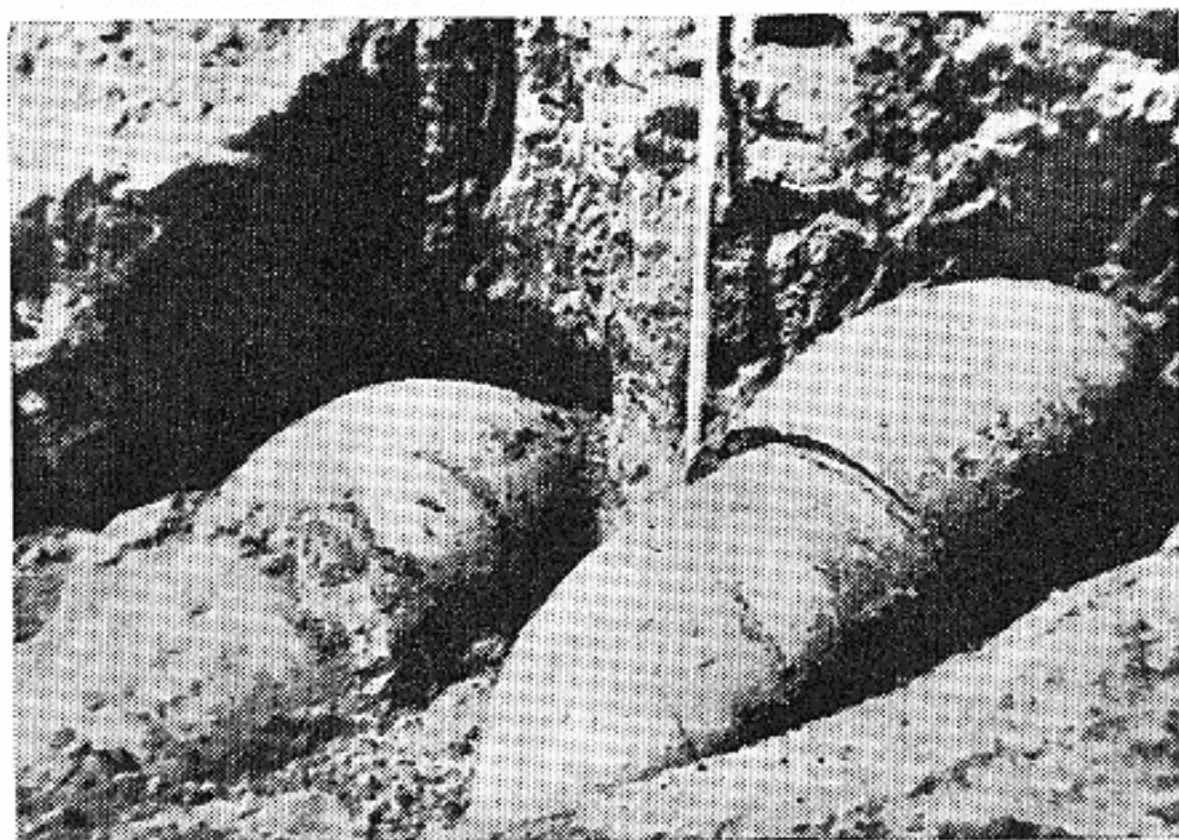
弥生時代というのは、縄文時代と同じように、使用された土器にもとづく時代区分であって、弥生式土器は器形や焼成などに縄文式土器と異なる点が見られるばかりでなく、特に、器面に施された文様は著しく退化して、独特の土器様式となっているが、これは農耕生活という新しい生活基盤が反映して現われたものと考えられる。弥生式土器という名称は、東京都文京区本郷弥生町から縄文式土器と異なる土器が明治十七年に発見され、発見された土地の名にちなんで、弥生式土器と呼ばれるようになったものである。

農耕文化が縄文時代の採集生活文化の中から自然的に発生したのではなく、金属器文化とともに大陸からの伝来文化であるために、この弥生文化が大陸と地理的に関係の深い北九州地方に最初に定着し、次第に各地へ波及してい



写真Ⅲ-6

唐津市宇木出土の銅剣、銅鉞
(国重要文化財)



写真Ⅲ-7 上峰村切通し出土の弥生式甕棺

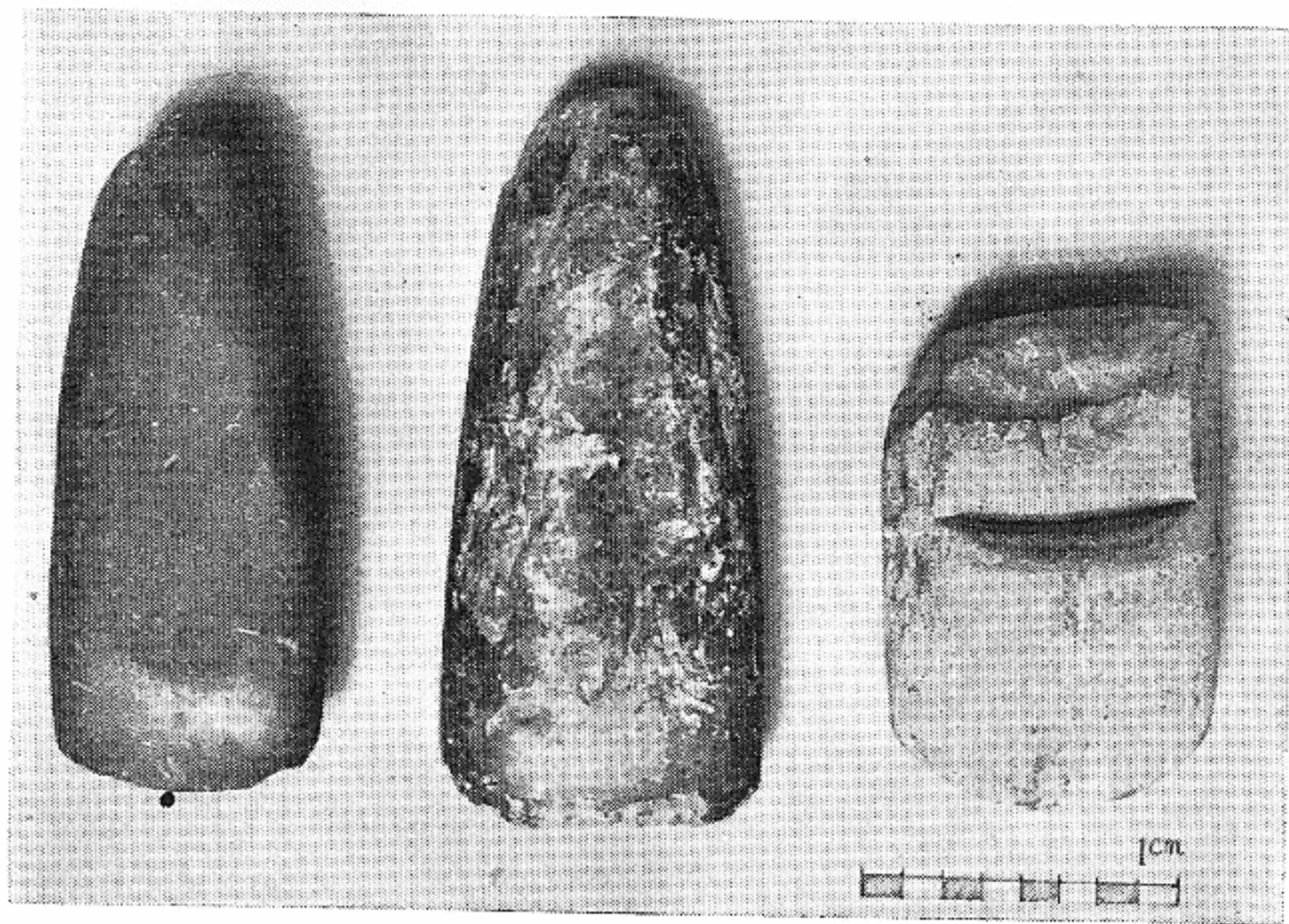
代の中期に、朝鮮半島の細形銅剣・狭鋒銅鉞・多鈕細文鏡や中国製の鏡などが伝来し、後期になると巴形銅器や銅製腕輪などの伝来もみられるようになる。しかし、後期には、北九州を中心として広形の銅剣・銅鉞・銅戈、畿内を中心として銅鐙が出現するが、これはわが国における青銅器製造の始まりとして注目されるとともに、北九州と畿内に内容を異にする二大文化圏が形成されていたことは、当時における政治状勢の一面をも反映しているのではないかと考えられる。また、これらの銅器が実用品としてではなく、祭器として用いられたということも注目される点であろう。

墓制には、土壙墓・石圀墓・組合せ式石棺墓などが、全国的にみられるのであるが、北九州地方においては、大形の合口甕棺墓が顕著であり、また、南朝鮮の影響を受けた支石墓も含まれていることは北九州における弥生時代墓制の特色である。

たもので、その発生の時期は地方によって相当に差があることはいうまでもないことである。入母屋造りの住居や高床式の倉庫があらわれ、機織具ができ、板材を組み合わせた舟が造られるようになったことなどは、鉄製工具の伝来にもとづくものである。

しかし、石器もお多方面に使用されていて、大形蛤刃石斧・柱状片刃石斧・抉入石斧・扁平片刃石斧などの工具用石器、打製石鏃・磨製石鏃・打製石槍などの戦闘用石器、石庖丁・石鎌・石鋤・打製石斧などの農耕用石器がみられるが、石器はその機能によって形態がそれぞれ異なっているところに特色がある。縄文時代と同様に、この弥生時代も弥生式土器と呼ばれる土器の製作が盛んに行なわれていた。弥生式土器には、文様で飾られた壺・碗・高坏などと、あまり文様の施されない甕や鉢などの二系統がみられる。北九州地方の弥生式土器を特色づけるものは、とつ帯をめぐらした大形の甕であって、土器製造技術の著しい発達を物語っている。

青銅器は、鉄器よりもやや遅れて伝来した。弥生時



写真Ⅲ-5 弥生時代の蛤刃石斧 (旭小学校蔵)

弥生時代は、生活技術の面からは古代国家的文化の段階であるが、集落や墓地の調査結果からは先古代的、共同体的な色彩の濃い社会であったといわれている⁽¹⁾。北九州においては、共同墓地の中に青銅器等の副葬品を伴うものが発見されるが、これは族長に対する厚葬の萌芽であって、共同体的社会から階級社会への発展過程をしめしているものである。要するに、弥生時代の社会は、半階級社会であって、族長の統治地域からみれば、小国家の時代といえることができる。

(2) 大陸との通交

前漢書の地理志に、「楽浪海中倭人有り、分かれて百余国となる。歳時をもって来り献見すと云う。」とある。前漢は、紀元前二〇二年に成立し、紀元後八年に滅亡して、王莽の新王朝がこれにかわった。紀元前一〇八年に、前漢の武帝は衛氏の朝鮮を討って、楽浪郡のほか三郡を設けて朝鮮を統治した。その結果、北朝鮮の楽浪郡を中心に朝鮮に漢文化が栄えたが、わが国にもこの漢文化が波及して、金属器文化をはじめとする新しい弥生文化を形成する原動力となった。

後漢書の東夷伝に、「倭は韓の東南大海の中に在り、山島に依りて居を為す。凡そ百余国あり。武帝、朝鮮を滅してより、使駅漢に通ずるもの、三十許国なり。」とあり、また、「建武中元二年、倭の奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜うに印綬を以てす。」「安帝の永初元年、倭の国王、帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う。」などと誌されている。

後漢は、紀元後二五年に成立し、二二〇年に滅亡して、魏・蜀・呉の三国分立の時代を迎える。この後漢の時代に

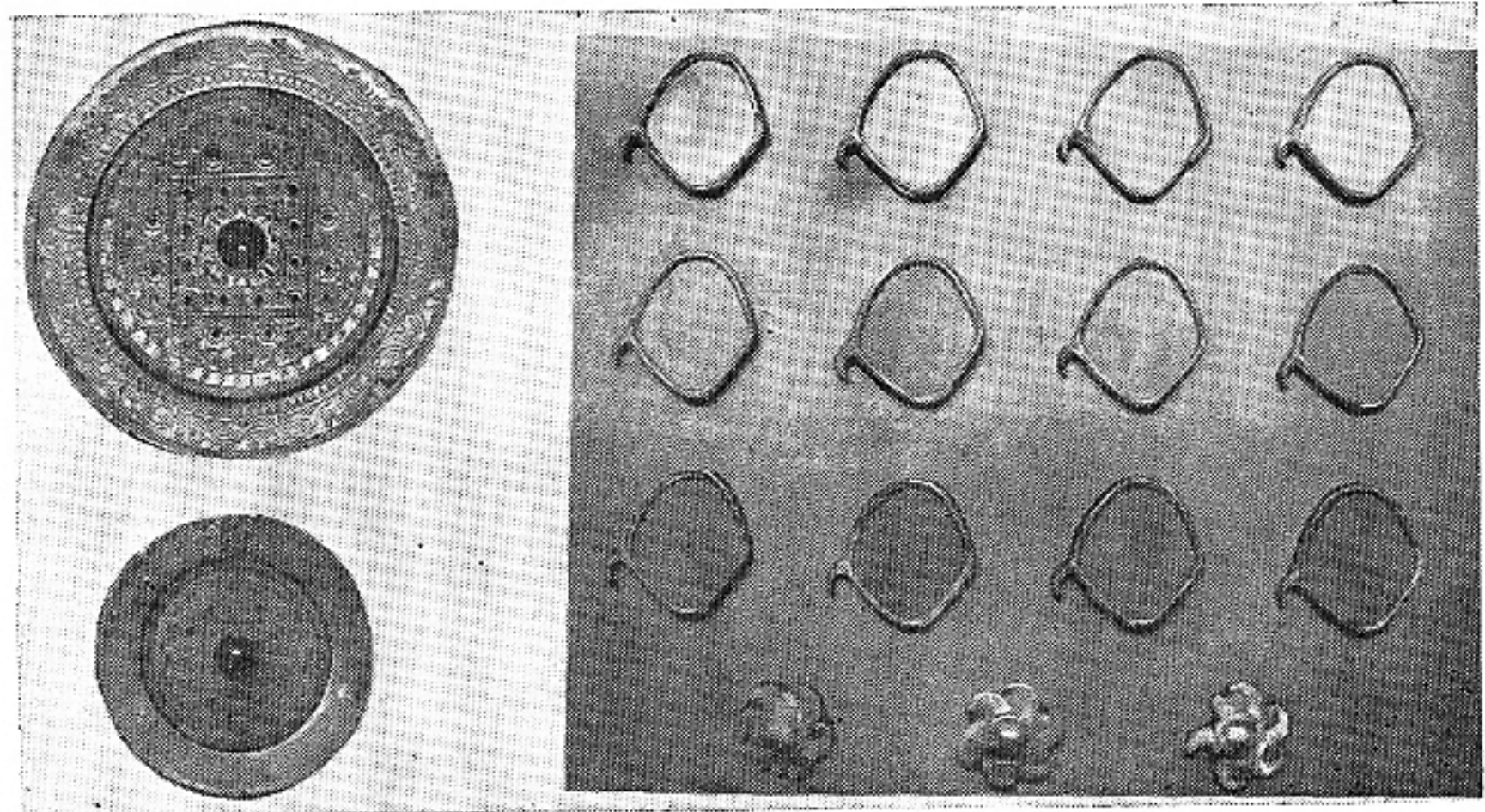
も、前漢時代に続いて、わが国から朝貢するものがあり、漢の文化を積極的に移入していたことが知られるのである。

唐津市宇木汲田⁽²⁾・唐津市桜馬場⁽³⁾・唐津市久里小学校⁽⁴⁾・神埼郡東脊振村三津永田⁽⁵⁾などをはじめ、県内各地の弥生遺跡から銅剣・銅鉞・銅鏡などが出土しているが、これらの遺物は右の諸地域と朝鮮半島を通じての漢王朝との通交を物語るものである。

弥生時代も終末期を迎えると、二二〇年に後漢が滅び、三国分立の時代に入るが、邪馬台国の女王卑弥呼は、三国の中の魏国と親交を結んだ。魏志の東夷伝倭人の条に、「倭人は帯方の東南大海の中に在り、山島に依りて国邑を為す。旧百余国。漢の時朝見する者有り、今、使駅を通ずる所三十国。」と誌しているが、この魏の時代に入ると、わが国から魏へ朝貢するばかりでなく、魏の使者も訪れてきて、中国との通交はますます緊密の度を加えていった。

(3) 小国家の分立

弥生時代になって、稲作を中心とした農耕生活が始まると、稲作に便利な低地へ人びとは移住していった。三瀬村・富士町・西



写真Ⅲ-8 唐津市桜馬場遺跡出土の鏡と有鉤銅鉞(右)鉞は弥生時代から古墳時代にかけて用いられた装身具の一つで、貝輪を模して銅でつくられた腕輪。(国重要文化財)

有田町などの比較的到高処に位置しているところは、当時の未熟な農耕技術では農耕に適しないことはいうまでもないことであって、これらの地に採集生活を営んでいた縄文時代人は山をおりて低地へと移っていったってしまったものと考えられ、縄文時代の遺跡は相当に発見されているが、弥生時代の遺跡は存在していないのである。

稲作には、耕地の開発・水利・害鳥獣の防除等共同作業の必要性があり、また、水利や耕地などの面から地勢に左右されて適地は限定されてくる。そして、農耕の適地に集落が次第に形成されていくのであるが、集落の規模が大きくなると、共同体を統制し指導する指導者が必要となってくる。また、収穫物の貯蔵が可能となるにつれ、共同体内部においても次第に貧富の差が生じてくる。

指導者と被指導者・貧者と富者の発生は、共同体内部に階級的社会をはぐくみ、為政者としての族長が現われるにいたった。集落の発展と共同体の拡大につれて、原始的小国家が各地に形成され、族長は小国家の君長へと成長していった。弥生時代は、実にこのような小国家の分立時代であって、中国の前漢書・後漢書・魏志などに、「分かれて百余国となる。」としるしているのは、このような小国家の分立している当時のわが国の政治的状況を伝えたものであろう。

甕棺や石棺などが群集している弥生時代の共同体の墓地の中に、大陸から伝来した銅剣・銅鉞・銅鏡などを副葬したものが稀に発見されているが、この墓のあるところ生前において共同体内の族長、あるいは小国家の君長であったろうと推定されている。中国の史書に伝えられるように、この小国家の君長の中には、大陸へ使者を送り、中国の漢などと通交していたものもあって、中国から舶載された青銅製の剣や鉞あるいは鏡などを宝器として所有し、宝石でつくられた玉で身を飾り、その権威を誇示していたものであろう。

魏志に、邪馬台国の女王卑弥呼について、「鬼道につかえ、能く衆を惑わす。」と、のべているが、当時の小国家の

君長の性格は、為政者と司祭者としての両面をかね備えた宗教と政治の不分離の状態にあったものと考えられている。司祭は族長あるいは君長の手掌握されていて、遺跡から発見される鹿の肋骨や肩胛骨などの灼骨から、鹿の骨などを火にあてて占なうところの原始的呪術が行なわれていたことが推定される。

弥生時代も後期に入ると、魏志に伝える邪馬台国のように、三十か国余りを統属した強大な連合国家も出現し、次第に小国家が強大な国家によって統合されてきたことを知ることができる。邪馬台国は、新しい古代国家出現の前奏ともみることができるのである。

(4) 弥生時代の鳥栖地方

鳥栖地方の弥生時代における遺跡は、その立地上から山麓地帯と平地に接する低段丘地帯に分布するものとの二系統に分類することができる。また、これらの遺跡は、水系によって一つのグループを形成しているが、これは水田耕作を基盤とした当時の集落の構成を考える上から重要な意義を有しているものであると考えられる。

① 高原川水系の遺跡

宝満川の支流である高原川の流域には、白坂・関屋・伊勢山などに弥生時代の遺跡が分布している。これらの遺跡は、ともに基山町大字小倉に所在していて、高原川をのぞむ山麓の低丘陵上に位置している。白坂遺跡からは、石甕丁や石斧などが出土しているといわれるが、関屋・伊勢山の二遺跡はほとんど破壊されてしまっている。

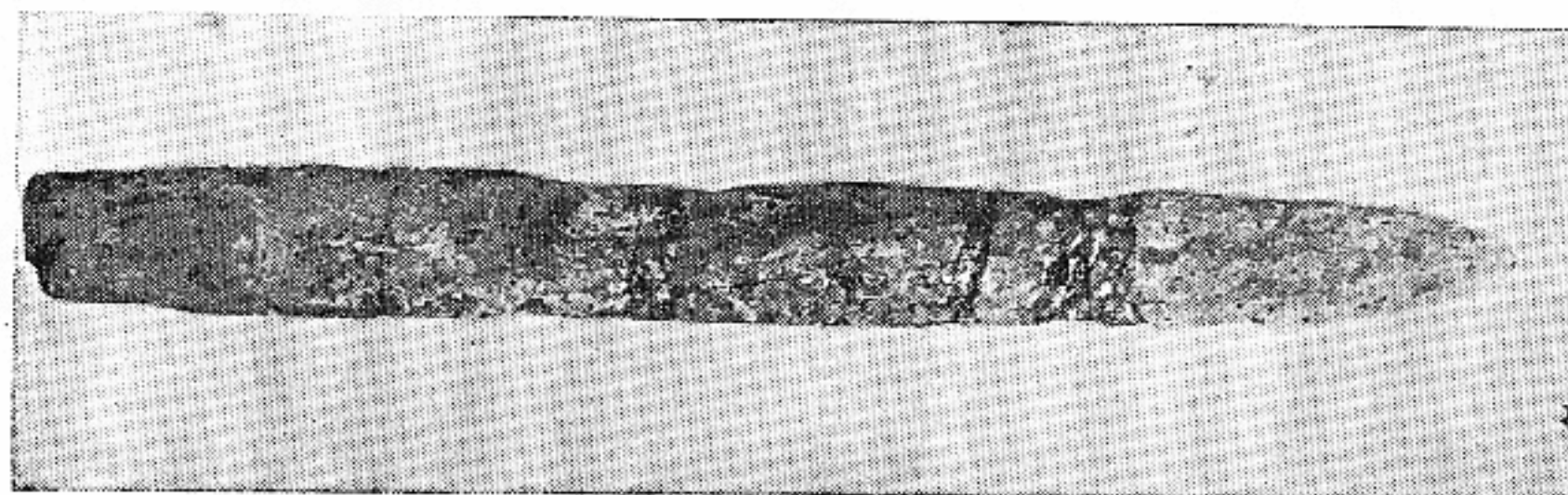
㊦ 秋光川水系の遺跡

秋光川をのぞむ山麓の低丘陵地帯に向平原・玉井などの遺跡がある。向平原遺跡は基山町大字宮浦に所在し、玉井遺跡は基山小学校のところに位置している。玉井遺跡からは、基山小学校のプール建設工事中に石廂丁などが出土したと伝えられるが、この両遺跡の規模は余り大きくないようである。

㊧ 山下川水系の遺跡

山下川の上流の低丘陵地帯には、三ヶ敷・金丸・岡本などの弥生遺跡が分布している。これらの遺跡は、基山町に所在しているが、鳥栖市との境界線に接していて、ともに規模の大きい甕棺遺跡である。岡本遺跡は、基山町久保田の低丘陵地帯にあって、昭和四十六年五月に三十組以上の合口甕棺が出土した。この遺跡では、弥生前期と弥生中期の甕棺群がそれぞれその埋葬地域を異にしている、前期の甕棺群が中期のもの比べて高処に位置している点が注目される。また、中期の甕棺群中から鉄剣一口が発見されたが、これは弥生中期の副葬品として発見例の少ないものの一つである。

金丸遺跡からは、弥生前期の甕棺のほか、磨製石斧・磨製石剣などが出土しており、三ヶ敷遺跡からも磨製石斧が出土していて、この山下川水系の弥生遺跡群は、注目すべき重要なものであることが考えられる。



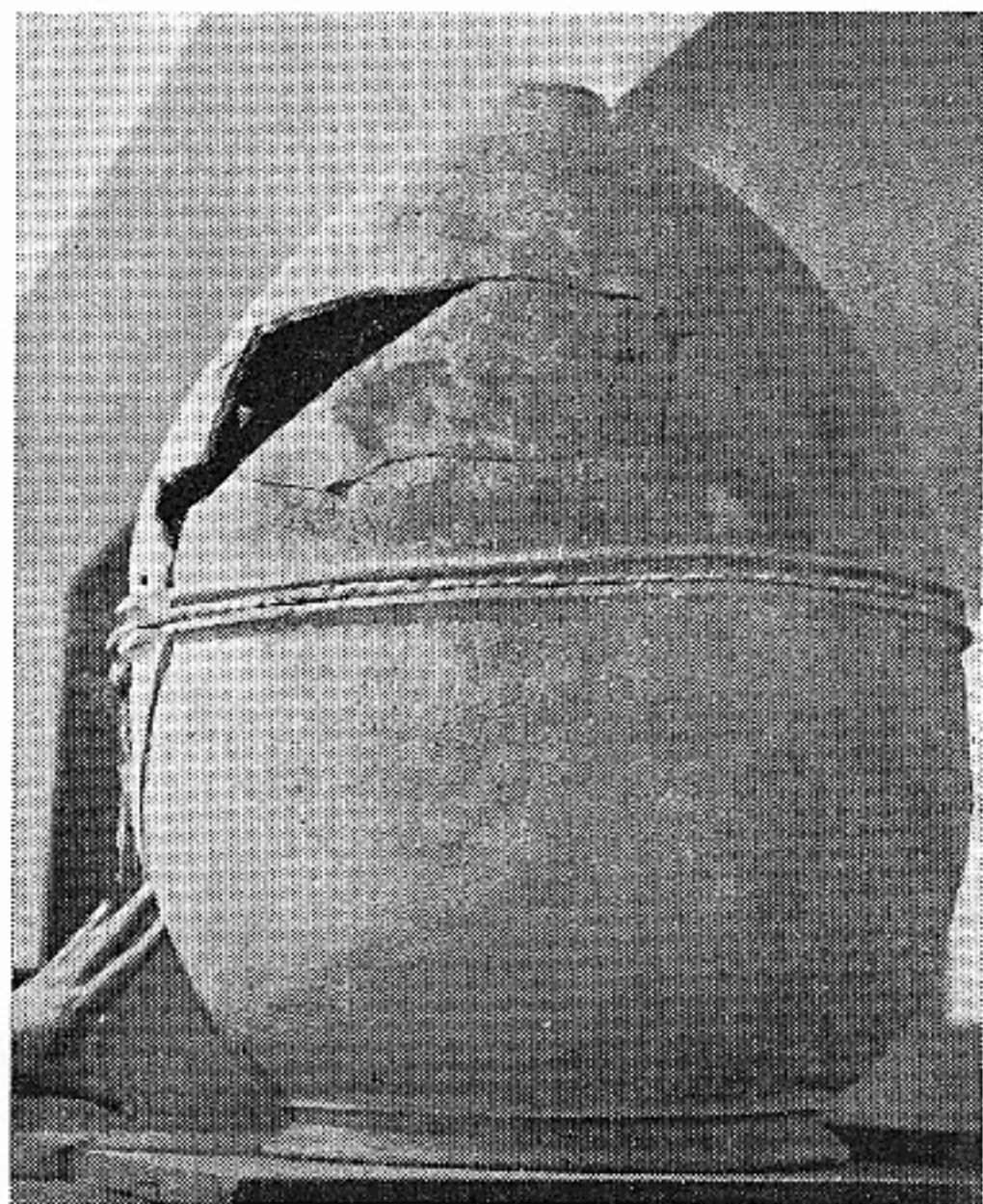
写真Ⅲ-9 岡本遺跡の甕棺から出た鉄剣

㊨ 本川川水系の遺跡

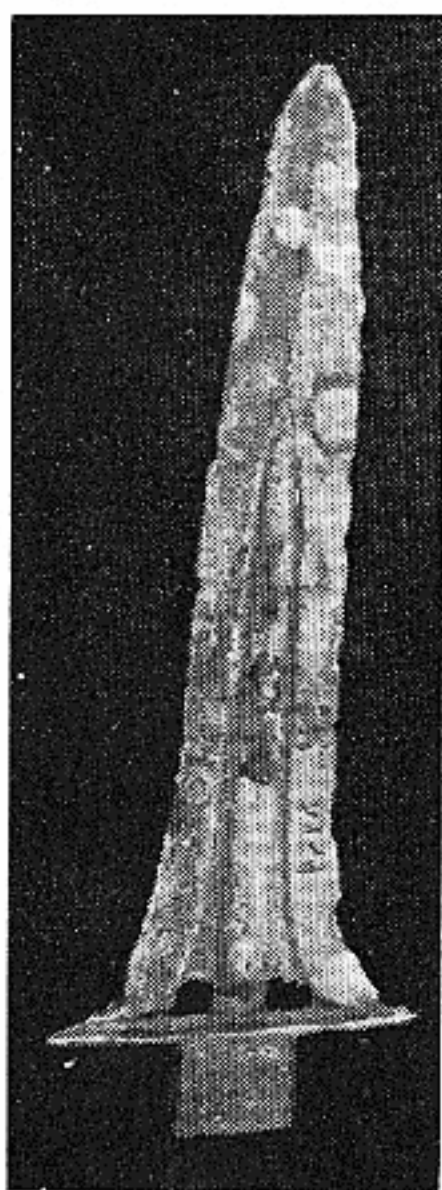
本川川の上流は、多くの小支流に分かれてそれぞれ峡谷を形成し、この小峡谷に挟まれて带状に低丘陵がのびている。この低丘陵地帯に、荻野・安永田・柚比・平原・梅坂・今町など広範囲にわたって弥生遺跡が分布している。この遺跡群は、鳥栖地方の弥生遺跡の中では最も注目される重要なものである。

大正二年に安永田遺跡から数十個の合口甕棺が出土し、その中から銅戈どうか一口と鉄剣二口が発見されている。⁽⁷⁾銅戈一口は、狭鋒銅戈さほうどうかであって、

大陸から渡来したものであり、東京国立博物館に所蔵されている。また梅坂の開墾地から竪穴住居址や炭化米が出土している。この梅坂遺跡については九州大学の鏡山猛教授が、「道路によって切りとられた丘陵上の断崖に竪穴があらわれ、多数の炭化粒を包含していた。竪穴は



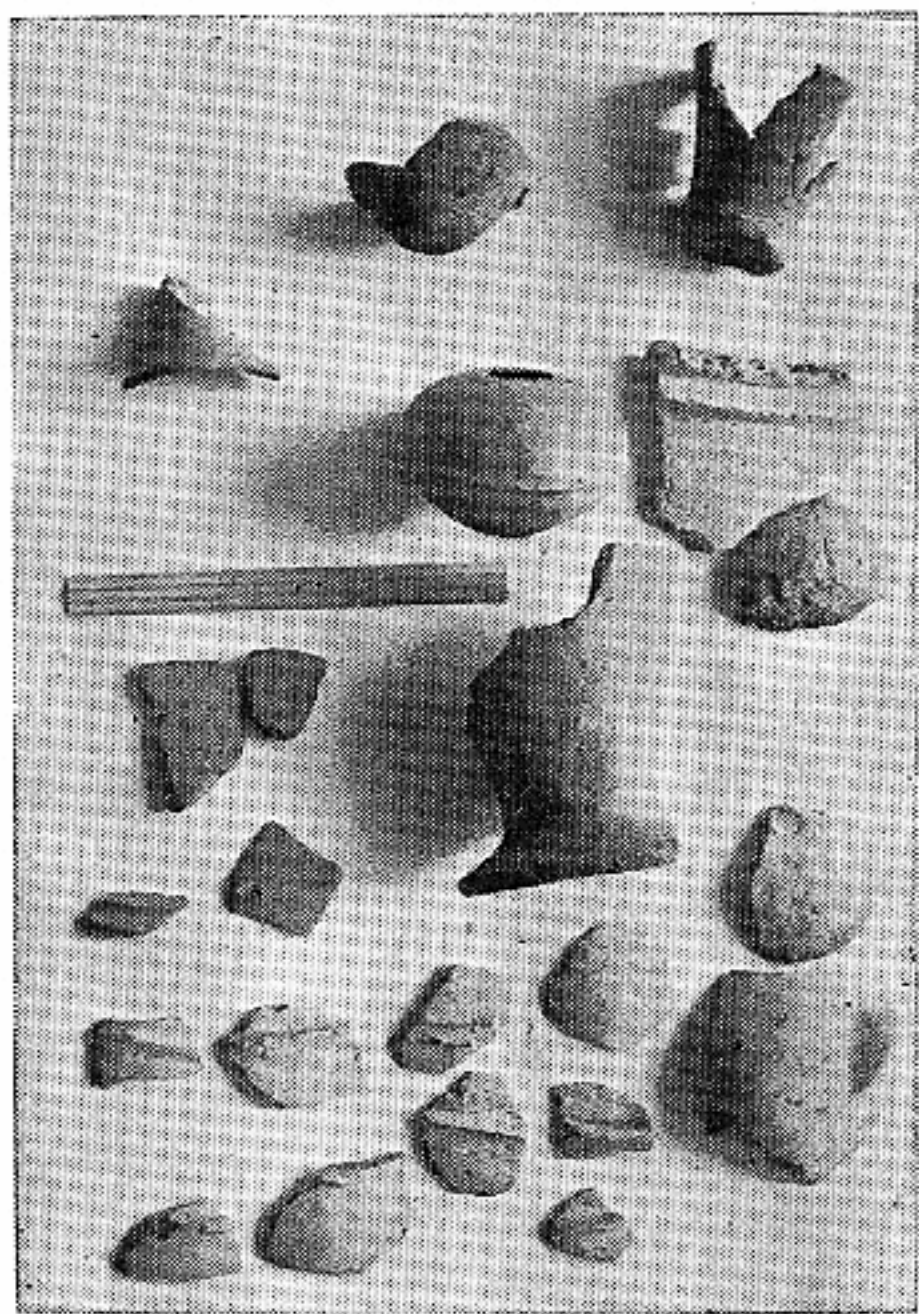
写真Ⅲ-10 田代今町遺跡出土の弥生後期の甕棺
(田代小学校蔵)



写真Ⅲ-11 安永田遺跡出土の銅戈



写真Ⅲ-13
今泉町庄屋屋敷の竪穴住居址



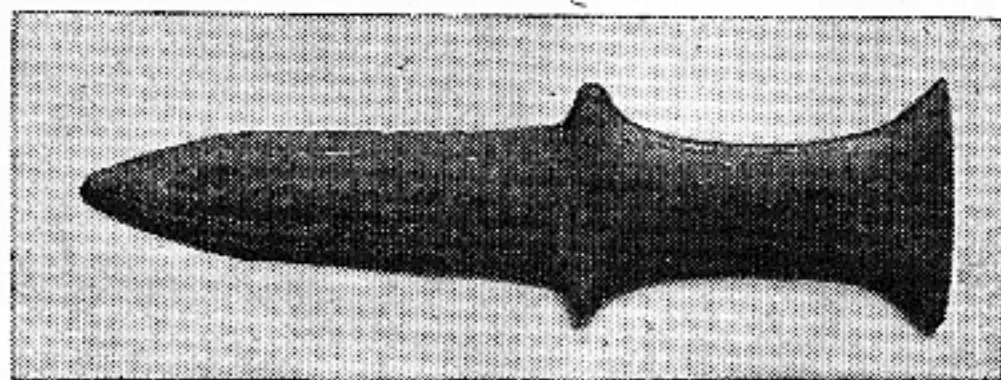
写真Ⅲ-14
今泉町竪穴住居跡出土の土器

大木川と轟木川とに囲まれた鳥栖の低段丘地にも広い範囲にわたって、弥生時代の遺跡が分布している。鳥栖小学校付近からは、土錘・石斧・甕棺などが出土し、今泉から藤木方面へかけての地点や、天満宮の北側などから遺物が

㊦ 鳥栖低段丘遺跡

弥生時代の前期から人びとが居住していた遺跡であろう。また、この低段丘の原からは、竪穴住居址も発見されたと
いわれている。

一般の住居用のものより深く、貯穀用のものと思われた。採集された米粒は多く粒の方向が揃っていたので、穂に
いたまま貯蔵されていたものと思われた。竪穴内の土器の細片は弥生式後期(末期)のものである。」と述べている。⁽⁸⁾
⑥ その他の河川水系の遺跡
安良川の水系の低丘陵には、山浦・安良・幸津などの弥生遺跡が分布し、沼川の流域
には江島弥生遺跡が所在している。
⑦ 永吉低段丘遺跡
秋光川と山下川とに挟まれた低段丘にある永吉遺跡からは、有柄式石剣が出土してい
る。これについては、「遺物は磨製石剣と壺形土器各一例で、整地中一部に黒色の柔か
いくぼみを発見し、この土層中からいっしょに掘り出された。付近は以前から弥生式甕
棺が多く発見されているところから推して遺跡は無蓋あるいは失蓋土壙墓であり、遺物
はその副葬品であったと思われる。」さらに、「本遺跡は朝鮮半島との交渉関係を物語る
のみならず、その影響を強くうけた墓相を示すものといえよう。」と報告されている。⁽⁹⁾
⑧ 曾根崎低段丘遺跡
山下川と大木川とに挟まれた曾根崎の低段丘地一帯からは、甕棺・高塚・土錘・石剣などの弥生時代の遺物が発見
され、⁽¹⁰⁾御野立所付近からは、弥生時代前期の遠賀川式から中期の須玖式甕棺まで出土しているといわれているので、



写真Ⅲ-12
永吉遺跡出土の有柄式石剣(基山中学校蔵)

出土している。鳥栖駅東裏の森園付近は、早くから知られた弥生遺跡であって、石器・土器などの遺物や箱式石棺・甕棺などが出土したといわれている。⁽¹¹⁾この付近の弥生遺跡でとくに注目されるのは藤木遺跡の竪穴式住居址である。⁽¹²⁾標高七メートル余りの低段丘の南端、平地との接点に位置していて、付近には泉が湧き、居住には好適の場所であったと考えられる。

鳥栖地方に分布しているこれらの弥生時代の遺跡からみて、当時すでに農耕集落が相当広範囲にわたって形成されていたことが推定される。しかし、これらの集落が統合されて小国家的な社会を形成していたかどうかは、明らかでない。

後漢書には、建武中元二年（五七）に、後漢へ奉貢した奴国^{なこく}という小国家があったことを誌している。この奴国というのは、博多湾付近にあった小国家であるといわれていて、弥生時代中期には、すでに中国と通交するまでに成長した小国家も北九州には存在していたことが知られるのである。

弥生時代の後期に当る魏志には、対馬国・一大国（志岐国）^{まじら}・末盧国（松浦国—唐津湾周辺）^{いと}・伊都国（怡土国—福岡県糸島郡）^な・奴国（儼国—博多湾付近）を挙げ、次いで不弥国・投馬国・邪馬台国、さらに二二の国名を誌している。この三十余りの国名の中で、現在その所在地を確認できるのは、対馬国から奴国までの僅か五か国にすぎず、しかも本県内に所在しているのは、末盧国の一国である。

魏志に誌された邪馬台国の所在地が、畿内説と九州説とに分かれて、その決着をみない現在では、畿内説をとるものと九州説をとるものとの間で、魏志に伝える国名の所在地の比定も大きく違っていて、定説がない。

邪馬台国九州説をとる学者の中に、魏志の支惟国を基肄国に比定している人もある。もし、支惟国が基肄国であつ

たとすれば、当時における基肄国の君長の本拠は、銅戈や鉄剣などを出土している袖比付近⁽¹³⁾ではなかったろうかと考えられる。また、当時支惟国（基肄国）という小国家が実在していなかったとしても、鳥栖地方の弥生遺跡の分布からみて、すでに小国家的な地域社会が形成されていた可能性があるように考えられる。

注(1) 杉原荘介「弥生式時代」(日本考古学辞典) 昭37・12・15

- (2) 宇木汲田遺跡は、弥生時代の甕棺埋葬地で、重要文化財に指定されている細形銅剣二口・狭鋒銅鉞二口・硬玉製勾玉二個・碧玉製管玉二〇個の他、銅剣・銅鉞・銅戈・多鈕細文鏡・銅釧・玉類などの副葬品が数多く出土している。
- (3) 桜馬場遺跡は、弥生時代後期に属する甕棺遺跡で、重要文化財指定の方格四神鏡・方格渦文鏡・銅釧二六個・巴形銅器三個・ガラス小玉一個の他、内行花文鏡・平形銅鉞・管玉などが出土している。
- (4) 久里小学校遺跡は、弥生時代中期の甕棺遺跡、細形の銅剣・銅鉞、銅戈や玉類などが出土している。
- (5) 三津永田遺跡は、脊振山系南麓の弥生遺跡としては、最も重要な甕棺遺跡であって、内行花文鏡・流雲文獣帯鏡・四蛇鏡・銅鏃・素環頭太刀・鉄剣・鉄釧・貝釧・玉類など多数の副葬品が出土している。
- (6) 後漢のすえ公孫康が設けた朝鮮の郡。黄海・京畿両道の地。
- (7) 松尾禎作「原始時代の鳥栖」(鳥栖史談第二号) 昭和33・1・15
- (8) 九州考古学第一五号「九州出土古代米一覽」昭37・4・20
- (9) 小田富士雄「佐賀県田代発見の石剣と土器」(九州考古学第七・八号) 昭34・7・20
- (10) 松尾禎作「原始時代の鳥栖」(鳥栖史談第二号) 昭33・1・15
- (11) 同前
- (12) 佐賀県教育委員会発行「佐賀県の遺跡」昭39・3・13
- (13) 「鎌倉時代に書かれた梅尾文書によれば、田代の永瀬正種氏が古くから銅鉞をもっていると書いてあるので、おそらくこの地域から出たものであろう。」(松尾禎作、原始時代の鳥栖)とあって、この袖比付近からは銅戈や鉄剣のほか銅鉞も出土していたことが知られる。

IV
古
代

1 古代国家の形成

(1) 大和朝廷の成立

三世紀のなかばごろのわが国の情勢を魏志^{ぎし}によってうかがってみると、女王卑弥呼^{ひみこ}のいる邪馬台国^{やまたい}に属している国が、末盧国^{まろ}・伊都国^{いと}・奴国^ななどをはじめとして三〇カ国ばかりあって、邪馬台国を中心とした連合国家が成立し、国土は次第に一つの政権によって統一されつつあったことが知られる。しかし、「これ女王の境界のつくる所なり。」⁽¹⁾「その南に狗奴国^{くぬ}有り、男子を王となす。女王に属せず。」などと魏志に誌されていて、邪馬台国に属している国は、分立している小国家の中の一部であったことが推測されるのである。また、「卑弥呼^{ひみこ}以つて死す。更に男王を立てしも、國中服せず。こもごも相誅殺し、当時千余人を殺す。復た卑弥呼の宗女台与^{とよ}年十三⁽²⁾になるを立てて王となし、國中遂に定まる。」とあって、邪馬台国の政権は、まだ不安定であったことを物語っている。

この邪馬台国の女王卑弥呼が亡くなった年は明らかでないが、二四〇〜二四八年の間であると推定されている。⁽²⁾二六六年に倭の女王が使者を遣わして朝貢したことが記されているが、⁽³⁾この女王は台与のことであろうと推定され、これ以後五世紀の倭国の五王が、宋書の倭国伝にあらわれるまで、わが国のことは中国の史書から全く消えてしまっている。

二六六年を最後として、わが国のことが中国の史書から姿を消してしまった時期に、大和朝廷が成立しているため、大和朝廷の成立に関する確実な文献資料を欠いて、大和朝廷の成立の真相は今日なお謎に包まれているというべきであろう。大和朝廷の成立の時期は、三世紀終末から四世紀初頭にかけての間であると推定されているのであるが、三世紀後半まで続いた邪馬台国はその後どうなったのか、邪馬台国と大和朝廷とはどんな関係にあるのか、大和朝廷の成立の真相とともに邪馬台国の最後まで全く謎に包まれていて明らかにすることができない。

(2) 国土の統一

倭王武(雄略天皇)が宋の順帝に昇明二年(四七八)献呈したという上表文に、「昔より祖禰⁽⁴⁾みずから甲冑をつらぬき、山川を跋渉し、寧処にいとまあらず、東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国。」とされる、日本書記には、崇神天皇の四道將軍派遣説話や景行天皇の九州親征、または日本武尊の熊襲平定と東征の物語などを伝えている。これらによって大和朝廷の国土統一事業は、天皇または皇族などが陣頭に立って進められたこと、また、相当に歳月を費やし多くの困難を克服してなしとげられたものであることが知られるのである。

統一の事業は、大和から畿内一円におよび、畿内から瀬戸内海沿岸の要所を飛び石伝いにまず西へ向かって進められたといわれている。北九州は、弥生時代から畿内文化圏に対立する高度の文化圏を形成していたことや、大陸と深い関係にあったことなどから、いち早く大和朝廷の勢力下に包含されたことが考えられるのである。しかしながら、九州や東国へ大和朝廷の勢力がのびていくのは、北九州地方より相当に時期が降っており、蝦夷地と呼ばれていた東北地方は平安時代に入ってから東征の事業が続けられていて、国土が大和朝廷によって統一される時期は各地方そ

れぞれに異なっていることは、いうまでもないことである。

(3) 大和政権と鳥栖地方

a 大和政権の伸張

大和政権の伸張の過程において、四、五世紀ごろに成立したと考えられている^{あがたぬし} 県主の存在や、大和政権と密接な関係にあるといわれている古墳の発生の時期などから考察して、佐賀県地方へ大和朝廷の勢力が及んできたのは、五世紀前半をくだらないといえることができる⁽⁵⁾。しかしながら、四世紀後半にはじまる大和政権の朝鮮半島への進出に際して、唐津湾周辺もその前進基地となっていたことを考慮するとき、唐津湾周辺は遅くとも四世紀の半ばごろまでには大和政権下に包含されていたことが推定されるのである。この大和政権が朝鮮半島へ進出するための食糧・兵器等の供給基地として、重要な役割を果たしたのではないかと考えられる脊振山脈南麓の佐賀平野への大和政権の浸透も、やはり唐津湾周辺とほぼ時を同じくして行なわれたのではないかと考えられる。

佐賀市久保泉町川久保の熊本山出土の舟形石棺や佐賀市金立町の銚子塚前方後円墳など、五世紀前半に築成された⁽⁷⁾と推定される古墳が分布しており、また、佐嘉⁽⁸⁾主や嶺⁽⁸⁾主などがおかれていたことからみて、佐賀平野一帯への大和政権の伸張がごく早い時期であったことを知ることができる。

肥前風土記の記事は、佐嘉から以東と以西では大和政権の伸張に際して異なった対応を示したことを記している⁽⁹⁾。すなわち、佐嘉以東は大和政権への従属説話を、佐嘉以西は反抗説話を伝えているところからみて、佐嘉以東が以西よりも大和政権へ統一される時期が、より早かったことを意味していると考えられ、また大和政権の統一事業が佐賀

平野においては、脊振山脈の南麓を東から西へ向かって押し進められていったことが推定される。日本書紀に、景行天皇が筑紫の後の国、御木の高田の行宮においてになった説話を記しているが、これは筑後地方をいち早く大和政権下に包括した事実を反映しているものではなからうか。また、筑後国に接し、佐賀平野の東端に位置している鳥栖地方は、遅くとも四世紀の後半には大和政権下に包含されていた可能性が強いように思われる。

b 大和政権への対応

大和朝廷が国土統一の事業を推進していく過程において、従属し、あるいは反抗して討伐を受けたのは、各地に割拠しているところの小国家の君長であったことはいままでもないことであろう。大和政権は各地に割拠している君長の本拠地向かって、討伐の軍を進めていったことが考えられるのであるが、特に地方の有力君長を統一することに重点がおかれ、飛石伝いに点と点を結んでいくという統一事業の進め方ではなかったかと考えられる。大和朝廷の成立から国土の統一、朝鮮半島への進出という一連の大事業が、実に短期間の中に遂行されている事実は、統一事業が面を対象としたものでなく、点を対象として行なわれたために可能であったということが考えられる。

大和政権の力がおよんできた四世紀の半ばから後半にかけて、今の佐賀県にはどんな小国家が存在していたであろうか。魏志にあらわれている末盧国・伊都国または奴国など北九州の小国家が、大和政権のもとで松浦県・伊都県または難県として統属されていることは、注目される点であって、かつての小国家は大和政権下で県として国県制に組み入れられたものが多いといわれている⁽¹⁰⁾。そこで、当時における県の存在から本県内に成立していた小国家を復原してみると、松浦・嶺・佐嘉・杵島の四つの小国の存在が考えられ、唐津湾周辺に松浦国、三養基と神埼との郡境付近

に嶺(三根)国、佐賀郡大和町付近に佐嘉国、杵島郡北方町付近に杵島国が存在していたとみられるのであるが、これら四つの小国家の存在は当時の遺跡や遺物の上からも十分認められるのである。

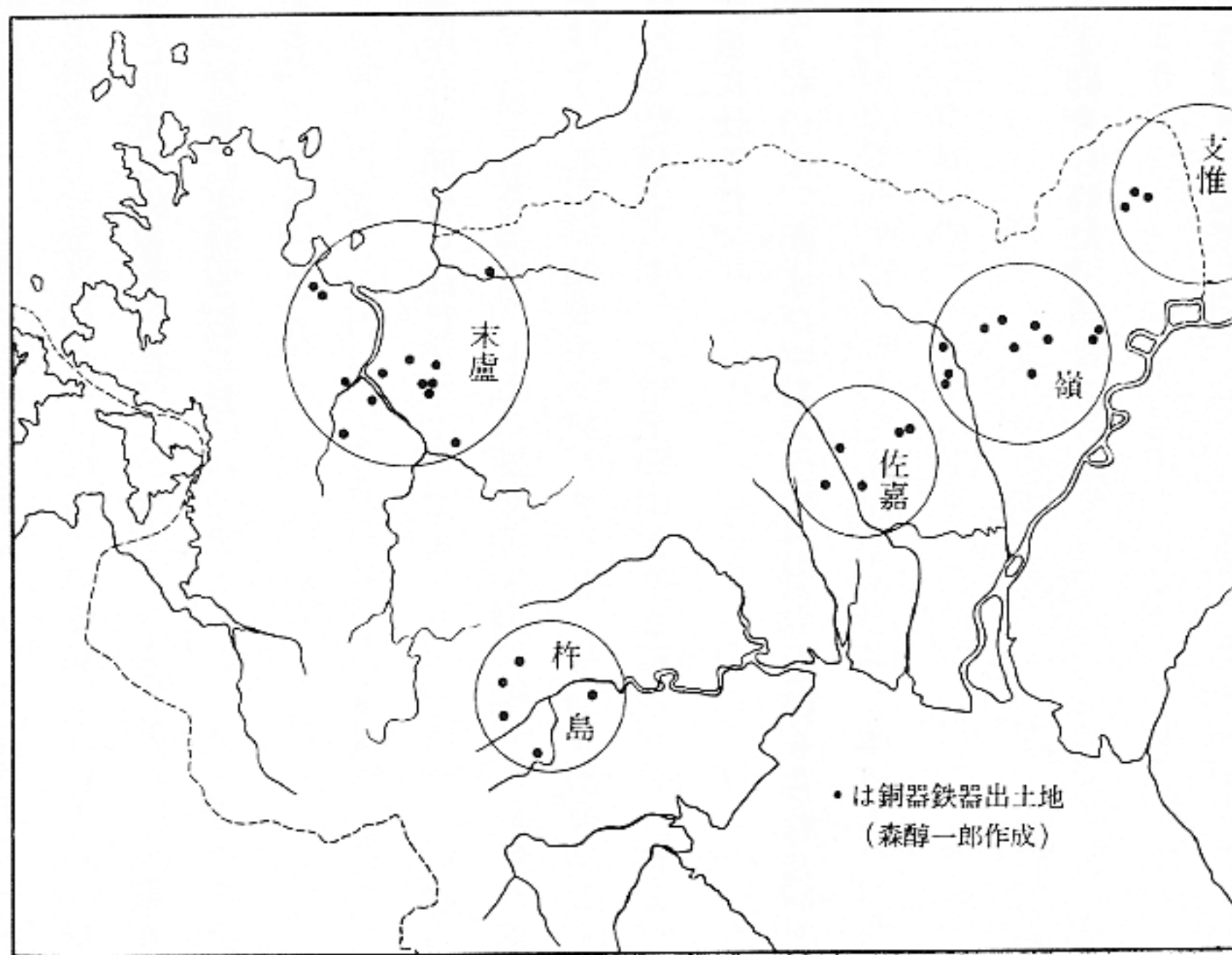
しかしながら、これらの小国家の地理的な分布からみて、今日記録の上では知ることができないけれども、他にも小国家がいくつか存在していた可能性が考えられるのではなからうか。鳥栖地方は、地理的に、また、古墳時代の前の弥生時代における遺跡や遺物の点からみて、とくに、魏志の支惟が基肄国に比定されることなどから、基肄国の存在の可能性が十分考慮されるのである。

肥前風土記の中の天皇および皇族等の巡幸説話を要約すると、次のとおりである。

基肄郡

○長岡神社―景行天皇がお出でになった時、この地の神がよろいを欲しているというので、天皇はよ

図IV-1 小国家分立の想定



ろいを与えられた。

養父郡

○景行天皇がお出でになった時、犬が吠えたが、妊婦をみると吠えるのをやめた。

○曰理郷—渡瀬が広くて渡るのが困難であったので、船を造って景行天皇を渡した。

○狭山郷—景行天皇がこの山の行宮で、四方分明と仰せられた。

三根郡

○米多郷—景行天皇が、井の底の海藻をご覧になって、海藻生井と仰せられた。

神埼郡

○荒神がいたが、景行天皇がお出でになった時に、和んだ。

○三根郷—景行天皇がおとまりになり、安らかにやすみになった。

○船帆郷—景行天皇がお出でになった時、こぞって集り、天皇に仕えた。

○蒲田郷—景行天皇が食事をなさる時、蠅が多くやかましかったので、かまびすし（やかましい）と仰せられた。

○琴木岡—景行天皇が岡を造らせて宴を催し、琴をたてられた。

○宮処郷—景行天皇が行宮を造られた。

佐嘉郡

○日本武尊が栄えている樟をご覧になって、栄国というべしと仰せられた。

小城郡

○土蜘蛛がいて皇命に従わなかったので、日本武尊がみなほろぼされた。

杵島郡

○景行天皇がお出でになった時、船のかしの穴から冷水が出てきた。

○嬢子山—景行天皇がお出でになった時、土蜘蛛八十女が降服しなかったので滅ぼされた。

藤津郡

○日本武尊が海岸に船をとめ、ご覧になると、船は大藤につないであった。

○能美郷—景行天皇がお出でになった時、土蜘蛛が三人いて降服しなかったので討伐させられたら、あやまった。

○託羅郷—景行天皇がお出でになった時、海物が多いのをご覧になって、土地は狭いが食物は豊かであると仰せられた。

この風土記の説話から考えられることは、佐嘉郡から以東と、その以西とは、大和政権に対する対応が全く異なっているということである。佐嘉郡以東においては、大和政権に対する反抗説話を全く欠いていて、天皇が巡幸になると、船を造って渡し（養父郡曰理郷）、こぞって集り天皇に仕えた（神埼郡船帆郷）などの積極的従属説話や、荒神があったが天皇が巡幸になると和平した（神埼郡）、天皇が巡幸になると人々がこぞって集まったが、犬が吠えた、しかし妊婦をみて吠えるのをやめた（養父郡）、天皇がお泊りになったが非常に安らかにやすみになった（神埼郡三根郷）、天皇が山の行宮で四方さやけしと仰せられた（養父郡狭山郷）などの説話を伝えている。

これに反して、小城郡・杵島郡・藤津郡など県西部では、土蜘蛛の反抗説話をそれぞれ伝えているのが、極めて対照的である。これは県の東部と西部とが大和勢力の伸張に当たったの対応が違っていたというよりも、風土記が編さんされる頃、県の東部はすでに反抗説話を亡失しており、県の西部ではなお記憶されていたとみるのが正しくはないかと考えられる。要するに、県の東部と西部とでは、大和朝廷に統一される時期が相当に異なっていたのではないか

ということも推定され、大和勢力が脊振山脈の南麓を東から西へ伸びていったという時間的な経過を物語っているものであろう。

県の東端に位置している鳥栖地方では大和勢力に対して従属した説話を風土記は伝えている。しかし、これは風土記が編さんされるころには、すでに反抗説話を亡失していたとみるべきであって、鳥栖地方がその位置からみてもより早い時期に大和政圏に包含されたことを物語るものであろう。

c 県主と国造

大和朝廷の勢力圏が拡大するとともに、中央および地方の官制が次第に整備されていった。伴造や品部の制が、部族的・原始的な組織から官僚制的な中央官制に移行したのと軌を一にして、国造・県主という地方官制が整えられた。

国造と県主は、行政制度の上ではある程度の上下関係を有していて、国造の下に県主は位置づけられてはいるが、その成立の時期や事情は異なっている。県主については、「辺境の筑紫の県主たちは、本来独立小国の首長としての在地性をつよくもったまま編成されたので、系譜も国つ神系であり、大和朝廷から征服された伝承をもっている。県の存在は、三世紀後半より五世紀にかけての大和政権の拡大過程を反映するものとみられる。」といわれており、また国造については、「国造制の成立は、県主制の解体過程が大きな前提を形づくるが、四世紀末の朝鮮侵攻の失敗にもとづく支配体制強化のコースとして考えられ、五世紀から六世紀にかけて、国造制による新しい支配体制が樹立された。」といわれている。

成立の時期が古い県主は、かつての小国家の君長であったと考えられ、県内には先に述べたとおり、松浦・嶺・佐嘉・杵島の四県主の存在が推定されるが、鳥栖地方の基肄県主についても考慮の余地があるように思われる。

国造について、最も組織的に体系づけられている文献は、国造本紀である。しかし、この国造本紀は、その成立に問題があるため史料として使用すべきではないという説もあって、問題の多い文献であるけれども、国造本紀以外の日本書紀や古事記などには、佐賀県に本拠をもつ国造は記されていない。そこで、佐賀県は筑紫国造または火国造に統属されていたと考えねばならないが、これらの国造の治所が余りにも大きすぎるくらいがあるようにも思われるのである。

国造本紀によれば、竺志米多国造・松津国造・末羅国造・葛津立国造が挙げられている。この中、竺志米多国造は、三養基・神埼の両郡境付近、末羅国造は唐津湾周辺、葛津立国造は鹿島市付近にそれぞれ本拠があったと推定されている。国造が任命された時期を考慮に入れないで、これらの国造の統治圏を古墳文化との関連の上から考察してみると、これらの地域に国造が配置されていた可能性は強いように思われる。ただ、竺志米多国造に末羅国造の本拠は、それぞれ嶺県主と松浦県主の本拠と重なっているが、このような例は全国的にみると他にも類例が多く存在していて、奇とするにたらないことである。竺志米多国造の都紀女加王の墓は、上峰村にある上のびゅう、前方後円墳に治定されている。

この四国造の中で、松津国造のみは、その本拠が明らかでない。松津国造については、古くは度会延佳校訂鼈頭旧事記に、「松津疑杵肆之誤今肥前国基肆郡乎」と誌されており、最近の学者でも松津国を基肆国に比定する学者も多い。鳥栖地方における数基の前方後円墳を中心とする数多くの古墳の分布からみても基肆国造の存在の可能性は、当然考えられるのではなからうか。

松津国造については、「難波高津朝御世。物部連祖伊香色雄命孫金弓連定賜国造。」とあって、仁徳天皇の御代に物部連系の金弓連が任命されたと伝えられている。

(4) 大陸との交渉

a 朝鮮半島への侵出

朝鮮半島の南部は、馬韓・辰韓・弁韓の三つに分かれ、しかもそれぞれ多くの小国家に分割されていた。四世紀に入つて、高句麗が北朝鮮に侵入してくると、朝鮮南部も統一の動きが激しくなつて、三四六年に馬韓五十三カ国を百済が統合し、三五六年には辰韓十二カ国を新羅が統一した。このように朝鮮南部に国家統一の気運が高まると、国土統一の途上にあつた大和朝廷は、弁韓への侵出をはかり、四世紀後半には積極的に侵出が開始されるに至つた。

わが国が弁韓一帯に軍事的・政治的支配権を確立するに伴ない、その支配下におかれた地域を任那と総称した。三六六年ごろからわが国と百済との接触が始まったが、翌三六七年には百済の肖古王が使者をわが国に派遣している。ちよどここの頃、南下する高句麗と北進をめざす百済との間には激しい戦いが展開されていたのである。

高句麗の広開土王（好太王）の功績をたたえた碑文に、「辛卯の年（三九一）に倭は海を渡つて、百残・〇〇・新羅を破り、これらを臣民とした。」としるしている。百残は百済のことで、〇〇は加羅であろうと考えられ、わが国の朝鮮進攻のはげしさがしのばれる。

四〇〇年には、わが軍は新羅に侵入し、四〇四年には百済と同盟して漢江を渡つて高句麗に侵入したが、広開土王碑に、「倭寇潰敗し、斬殺すること無数なり。」とあるように、高句麗の大軍の前に完全に敗北してしまつた。この大敗で大和朝廷は深刻な打撃を蒙つたものと考えられる。

b 倭五王

四〇四年倭軍が朝鮮半島において高句麗軍に敗退してから九年後の四一三年に、倭国は中国の東晋へ使節を派遣した。その後、宋・齊・梁と五〇二年まで約一世紀にわたつて中国の王朝と通交が行なわれた。

宋書倭国伝には、讚・珍・濟・興・武という倭五王がしるされている。濟・興・武の三人は、允恭・安康・雄略の三天皇に当るが、讚と珍は異論があつて定説がない。しかし、讚を仁徳天皇、珍を反正天皇に当てるのが最も穩当であろうと考えられる。この倭五王の時代である五世紀の朝廷は、朝鮮や中国との交渉の関係から河内（大阪府）に移り、河内を中心としてその権力が強化されたと考えられ、仁徳天皇陵をはじめとする各天皇の陵は、巨大な前方後円墳であつて、河内王朝の勢威を誇示しているかのようである。

倭王武（雄略天皇）が、「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王」という称号を宋よりもらつてにることによつても知られるように、中国の宋との通交は、朝鮮の経営が不利な情勢下にあつて、中国の宋を背景として朝鮮の支配権を確保しようとする極めて政治的なものであつたといふことができる。

c 漢部郷の造兵所

肥前風土記の三根郡のところに、「来目皇子、新羅を征伐せんとして、忍海漢人に勅して、将来て此村に居て、兵器を造らしむ。因て漢部郷という。」とある。

漢部郷といふのは、中原町綾部を中心とする一帯であろう。来目皇子については、日本書紀の推古天皇の項に、「十年二月、来目皇子を征新羅將軍として、二万五千人の軍を授けられた。四月に来目皇子は、筑紫に来て鳴郡にとどまり、軍船を集め兵糧を運ばれた。六月に大伴連や坂本臣が百済からやつて来たが、来目皇子は病にたおれ新羅討伐を果すことができなかった。こえて十一年二月に来目皇子は筑紫でなくなつた。」とあるので、漢部郷（中原町綾部）で兵器を造らせられたのは、推古天皇の十年（六〇二）の四月〜六月ごろと考えられ、わが国の朝鮮経営が

完全にいきづまってしまった困難な時期に当たっている。

漢部郷へつかわされて、兵器の製造に当たった忍海漢人は、新羅の俘虜の子孫であって、当時工芸の多くは帰化人が掌っていたので、この忍海漢人もやはり工人であったといわれている。⁽²¹⁾

漢部郷に兵器製造所が設けられたのは、長年月にわたる朝鮮経営のため、兵器の需要が増加した結果であることはいうまでもない。しかし、風土記の同じ三根郡のところに、「推古天皇、来目皇子を將軍として、新羅征伐に遣わされた。皇子は勅を奉って筑紫に到り、物部の若宮部を遣わして、社をこの村に立て、その神を鎮め祭られた。そこで、物部郷という。」とある。⁽²²⁾ 当時、この地方が朝鮮出兵のための兵站地として、重要な役割を果していたとともに、住民に対しての政治的考慮から物部社が祭られたのではなからうか。

物部社は北茂安町板部の物部社で、物部郷は、板部・中津隈付近であろうといわれている。⁽²³⁾ しかし、来目皇子が漢部郷で兵器を造らせられたという場所がどこであるか、今日なお明らかにされていない。

(5) 古墳時代の文化

a 古墳の築造

土を高く盛りあげてつくられた高塚式墳墓である古墳の発生については、その要因や時期など今日なお多くの未解決の問題を残してはいるが、大体三世紀の終りごろから四世紀の初めごろにかけて、まず畿内に出現し、次第に地方へひろまっていったと考えられている。この古墳の出現から、畿内で古墳の築造が衰亡する七世紀末までの約四百年間を一般に古墳時代と呼んでいるが、飛鳥時代以後は、一応歴史時代として区別し、四世紀から六世紀までの約三百

年間を古墳時代とするが適当であろうと考えられる。しかし、古墳築造のはじまりが各地異なっているように、その終末の時期もやはり同じではなく、奈良時代に入ってもなお古墳が築造されているところもある。

発生期における古墳の副葬品に顕著である玉類と刀それに鏡の組合せは、北九州地方における弥生時代の甕棺や石棺などの副葬品に相通するものがある。しかし、弥生時代の甕棺や石棺などは、一種の共同墓地内であって、しかも、その埋葬施設も他と異なっていないのに対し、古墳は、共同体構成員の墳墓との隔絶性がいちじるしく、また、封土を有することや内部構造などにおいても共同体構成員の墓地といちじるしい違いがある。要するに古墳は、弥生時代の墓制を漸進的に継承して発生したものは考えられず、大和朝廷の成立というような社会的な変動が古墳発生の要因となっているのではないかと思われる。

地方における古墳の築成は、大和政権の拡大を物語るものであって、大和政権の国土統一事業の進展につれて、古墳文化が地方へ次第に伝播の輪をひろげていったものであろう。そのため、各地方における発生期の古墳は、その封土や内部主体の構造および副葬品にいたるまで、極めて畿内文化的である点が注目されるのであって、その被葬者は大和朝廷と密接な関係にある人ではなかったらうかということが考えられる。

b 古墳文化

鳥栖地方に古墳が発生した確実な時期は明らかでないが、この地方へ大和朝廷の勢力がおよんできた時期は四世紀後半を降ろすことはないかと推定されるので、遅くとも五世紀前半ごろには古墳の築成が行なわれるようになったのではないかと考えられる。中原町栗崎遺跡の雌塚は、五世紀初頭ごろのものと考えられる県内でも古い古墳であって、鳥栖市田代本町にあった太田東方古墳は五世紀後半に比定されるものである。この古墳は盗掘墳であるため副葬品は残っていないが、羨道のない横口式と呼ばれる例の少ない石室の構造で、石室内には一面に鉄丹が塗布されている。

この五世紀の後半は、前半に続いて倭五王の治世の時期に当たっていて、大和政権の支配圏がほぼ九州の全域におよび、それに伴って畿内型古墳の分布が九州全域にひろがっていった。

六世紀に入ると、横穴式石室墳が普及し、その後半には巨大な石材を使用した石室がつくられて、石材の運搬や築造などの技術に大きな進歩がみられる。また、群集墳が出現

して次第に盛行し、共同体的な体制がくずれて家父長制的な家族層が台頭していく社会の構造的変化がうかがわれる。

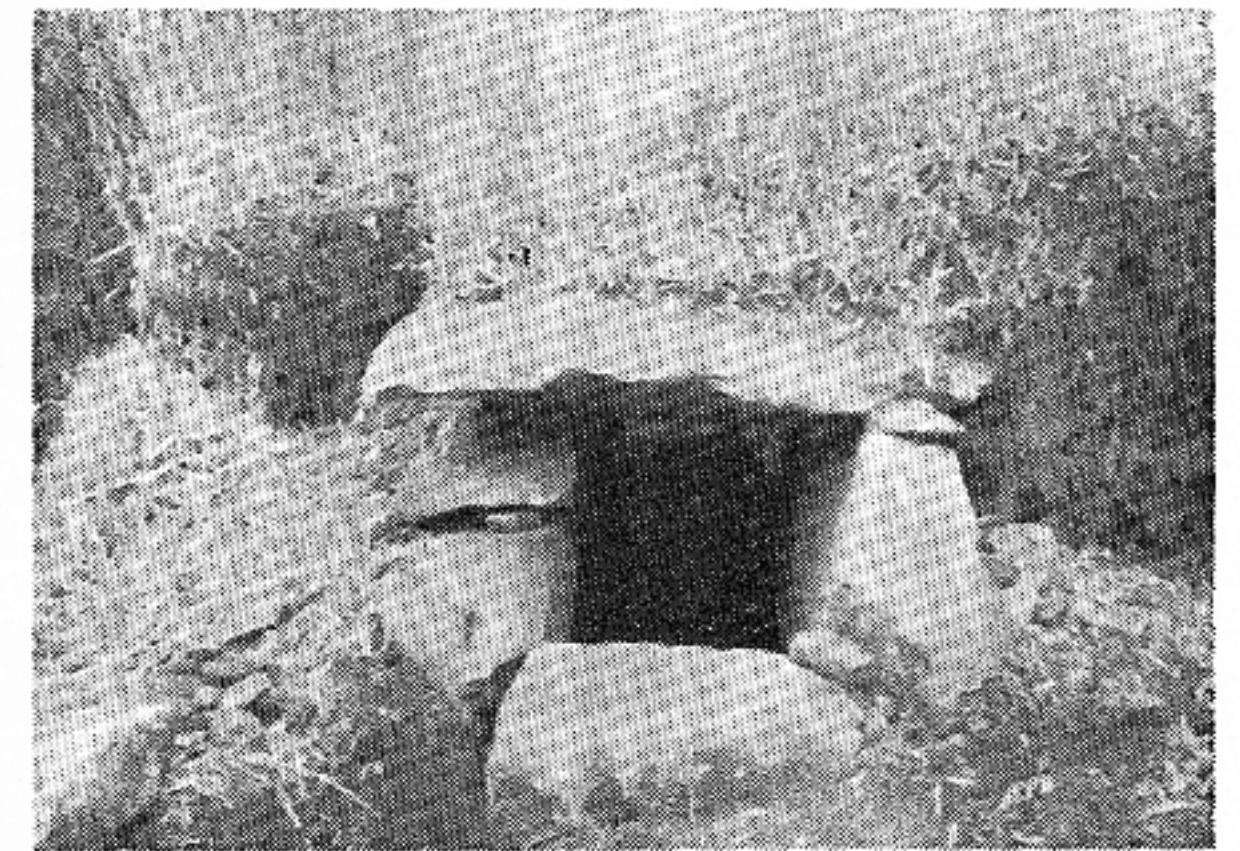
この六世紀前半の古墳には、鳥栖市田代本町にある岡寺前方後円墳、田代本町柿添の剣塚、神辺町の庚申堂塚の三基かでなく、岡寺前方後円墳と剣塚から埴輪が発見されているだけである。前方後円墳は、全国的に分布している古墳ではあるが、歴代天皇陵のうちで古いものの大部分が前方後円墳であることをみてもわかるように、前方後円墳の被葬

者は、有力な社会的地位を占めていたことが推定されるのである。

この六世紀における古墳文化の特色の一つである群集墳としては、鳥栖市平田町の薄尾古墳群（県立商業高校一帯）がある。低丘陵上に築造されていた封土の径四〜五メートル、二〇基余りからなる小円墳群で、小口石積みたてあなの竪穴式石室を有し、副葬品としては仿製鏡一・勾玉四・管玉五・鎌一・のみ一・鉄斧一・鉈一・鉄剣一のほか鉄刀子や鉄鏃などが出土している。石室の構造や農具を主体として土器類を含まない副葬品などに古い要素がみられるが、狭い石室内に大部分は二体埋葬され、しかも追葬の痕跡をとどめていることは竪穴式石室という在来の石室の構造を踏襲しながらも家族墓的性格をあらわしている点からみて、六世紀初頭ごろのものとみるべきであろう。また、副葬品を埋蔵したものとなないものとがみられることは、家族集団内部における階層的な分化という事態を反映しているとみるべきであろうと考えられる。

六世紀の古墳文化に異彩を放つものに、鳥栖市の太田古墳のような壁画系の装飾古墳がある。この壁画系の装飾古墳は、六世紀の前半ごろにあらわれ、次第に彩色が発達してくるのであるが、その背後には、五・六世紀を通じて楽浪・帯方遺民と称する新技术を有する漢人系の人びとの渡来をみのがせないであろうといわれる。⁽²⁴⁾この壁画系の装飾古墳は、福岡・佐賀・熊本・大分の四県に分布がみられるが、その中心は筑後川と菊池川の流域にあると考えられる。

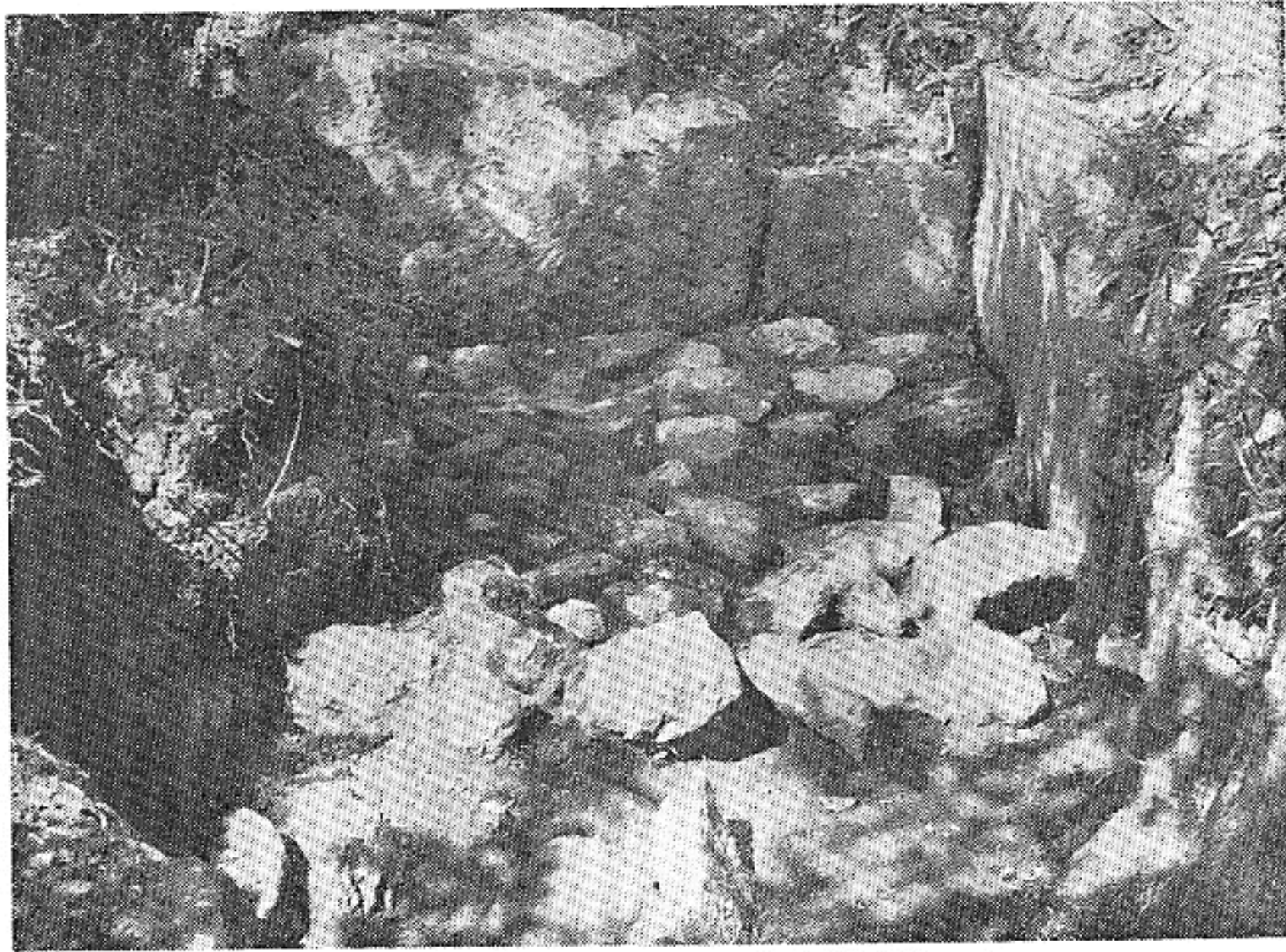
太田古墳は、壁画系装飾古墳の代表的なものの一つであって、低い台地上にある封土の径四二メートルの大円墳で、内部主体は三室からなる横穴式石室である。奥壁と袖石および側壁の一部の四か所に、赤・緑・黒の三色を用いて三角形の幾何文様と、人物・舟・日輪・楯・花文様・馬などの図像とが描かれているが、石材の色を利用して四色の効果をあげている。



写真IV-1 田代本町にあった太田東方古墳
(現在破壊)

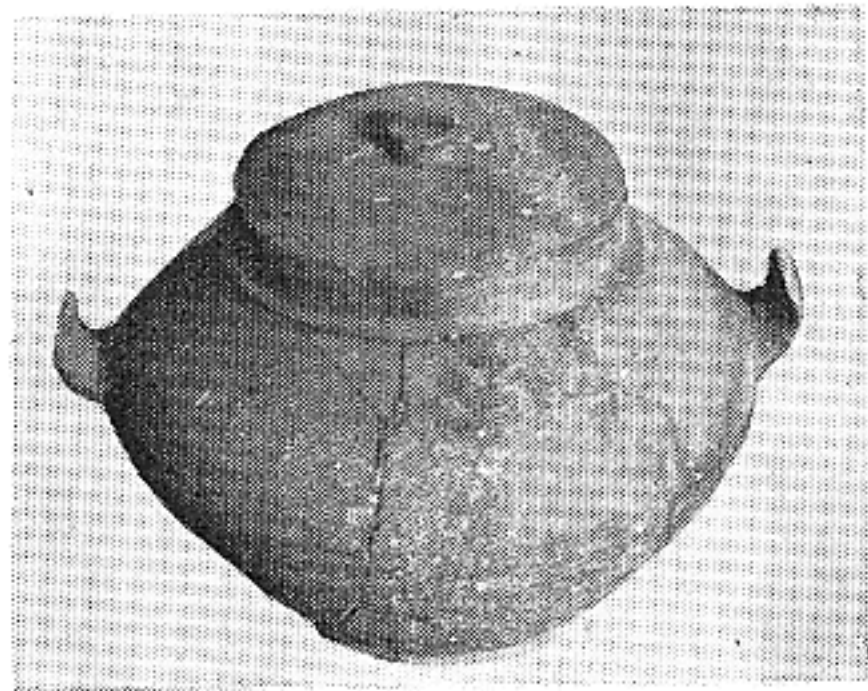


写真IV-2 田代本町の剣塚



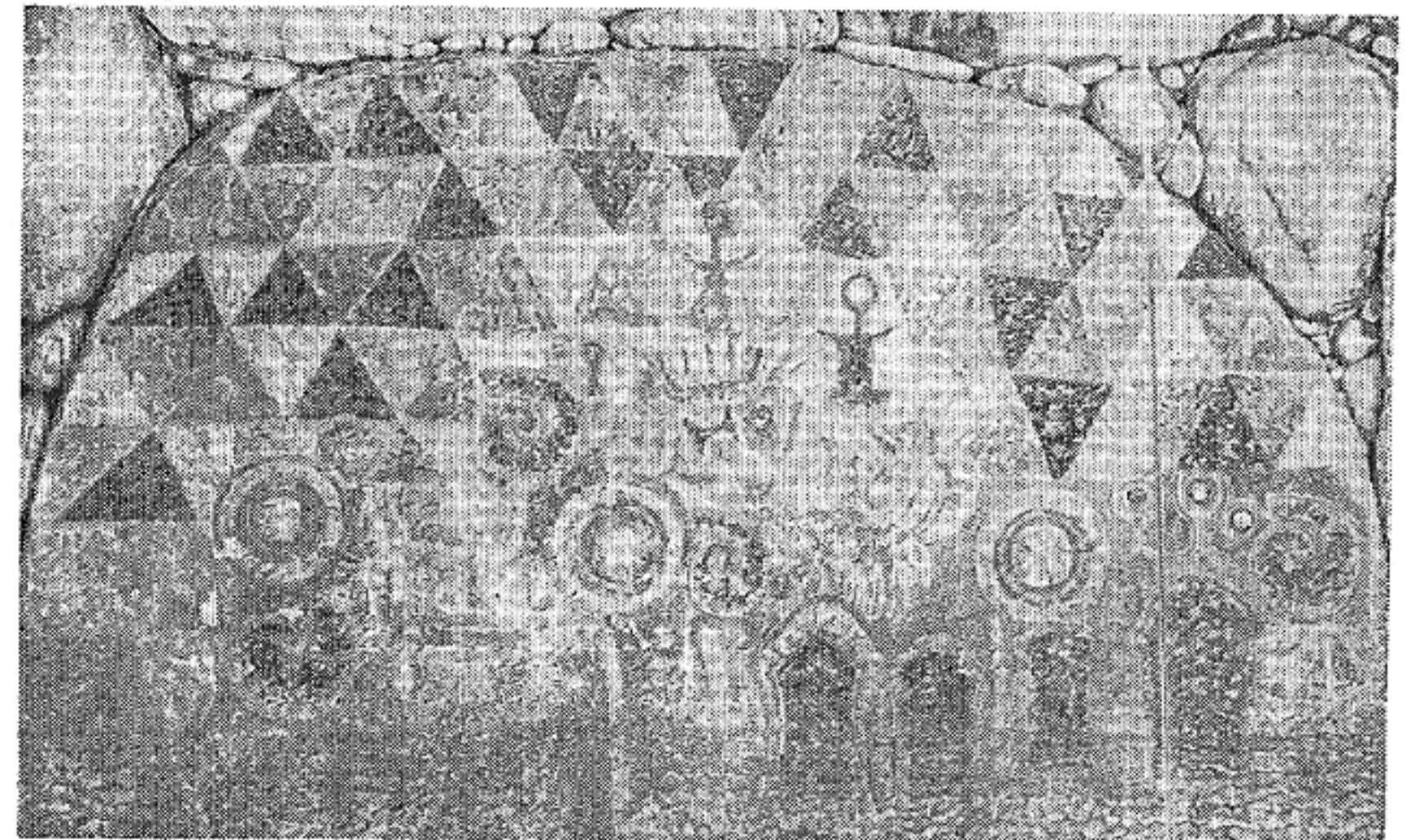
写真IV-4 東十郎古墳群の小石室

この小石室内に果して遺体を埋葬したものか
 この小石室内に果して遺体を埋葬したものか
 のが特に注目される。
 築成されている
 小石室墳が
 行も幅も僅か一
 らの玄室の奥
 も含まれてはい
 るが、
 造の伝統が残っていて、杓子ヶ峰の南斜面にある東十郎古墳群は七世紀後半から八世紀前半にかけての相当長期間にわたって築造されたものと考えられるが、多くの小峡谷を境として、幾つかの群を形成し、その群ごとに一つの特色がみられるのは、古墳築造の時期の差や背後にある集団の社会的な差を物語っているものである。
 東十郎古墳群は、すべて横穴式石室を内部主体とする小円墳であって、副室を有する比較的規模の大きい古墳



写真IV-5
 東十郎古墳群出土の双耳つぼ

鳥栖地方には、杓子ヶ峰古墳群をはじめ、実に多くの古墳が築成されていて、一大古墳群を形成しているが、巨石を用いた横穴式石室を内部主体とする古墳が大半を占めていて、六世紀後半から七世紀前半にかけての古墳文化に光彩を放っている。
 七世紀の後半は、古墳の衰退期であって、副葬品としては、太刀や鉄鏃などの武器、玉類や耳環などの装身具あるいは馬具などもみられるが、これらは次第に減少して須恵器や土師器などの土器類が普遍的となってくる。封土の規模は小さくなって小円墳のみとなり、石室の構造も均斉さを欠いてくる。
 この七世紀の古墳を考える上で注目されるのは、皇族から庶民にいたるまで墳墓の規模や送葬などについて規定した大化二年（六四六）の喪葬制である。この詔は、古墳の築造を衰退しつつある気運の中で、新しい政治的な秩序だてが墓制にもおよぼされたものと考えられるが、他方では仏教文化の浸透も影響して、この七世紀中ごろから古墳の築造は急激に衰退していった。鳥栖地方においても、この七世紀後半をもって、古墳の築造はほとんど行われなくなったものと推定される。
 しかし、鳥栖地方の一部には、八世紀に入ってもなお古墳築



真IV-3 田代本町の太田古墳奥壁に描かれた壁画
 (日下八光氏筆 復原模写図・県立博物館蔵)

疑問であり、また、八世紀に蔵骨器として一般に用いられている須恵器の双耳壺そうじつぼが古墳の石室内から二個出土していることもこの古墳群の性格を考える上に一つの暗示を与えているように思われる。

副葬品は、終末期の古墳の通例として、土器が大部分であって、しかも土器の中では須恵器が優位を占めている。須恵器は坏つぎがその大半をしめていて、高台のついたものが多く、土師器の坏の平底のものには糸切底のあるものもあって時代の下降することを物語っている。

c 住居と集落

大和朝廷によって古代国家が形成されたころを、考古学では古墳時代と呼んでいる。古墳時代になると、住居は高床や平地式、または前代から引続いたたてあな竪穴式の三種が建てられていて、弥生時代後期に出現した高床建築が古墳時代になると、支配級の住居として急速に発展していった。しかし、佐賀県ではまだ高床建築の住居は明らかにされていない。

基山町小倉の伊勢山遺跡で発見された住居(25)は、一辺が四・五×五・七の方形プランの竪穴式住居であり、鳥栖市永吉遺跡の住居(26)は平地式住居であった。この両遺跡は、五世紀後半ごろのものと推定されるが、この地方では、その当時竪穴式住居と平地式住居が一般的ではなかったろうかと推定される。

住居のほぼ中央に炉がつくられているが、壁面に接して粘土でつくられたかまどかまどが設けられている点や住居内の一隅または住居に接した屋外に、地下式倉庫が構築されていることなどは、特に注目される点であって、生活の進化を物語るものであろう。

また、伊勢山遺跡では、八戸の住居址が相接して発見され、まだその周囲に未調査の住居址が存在している可能性が考えられる点から、当時の集落の規模が推定できるようである。

古墳は、山丘の山腹から山麓へかけ、あるいは低丘陵上に築成されているが、やはり各河川の水系別に古墳群を形成しているのが認められる。このことは、弥生時代に水系にそって発生した集落が、古墳時代にもなお引継がれてきたことを物語るものであろう。

弥生時代においては、本川川ほんがうの上流に位置する柚比付近が、鳥栖地方の中心的地位を占めていたと考えられるが、古墳時代にはいると、本川流域の開発が相当に進み、平原と太田を結ぶ線あたりに中心地も移向したのではないかと考えられ、剣塚・庚申堂・岡寺の三前方後円墳や田代太田古墳の存在は、このことを暗示しており、養父郡に本拠をおく筑紫君の一族である筑紫火国の治所がこの田代付近であったことが推定されるのである。剣塚・庚申堂をばじめとする田代古墳群は、この筑紫火君の数世代にわたる墳墓であったことが当然考えられるのではなからうか。

古墳時代も後期になると、大木川流域の開発も進んだと考えられ、大木川上流に群在する東十郎古墳群などは、この大木川流域の開発によって集落が発生したことを物語っている。

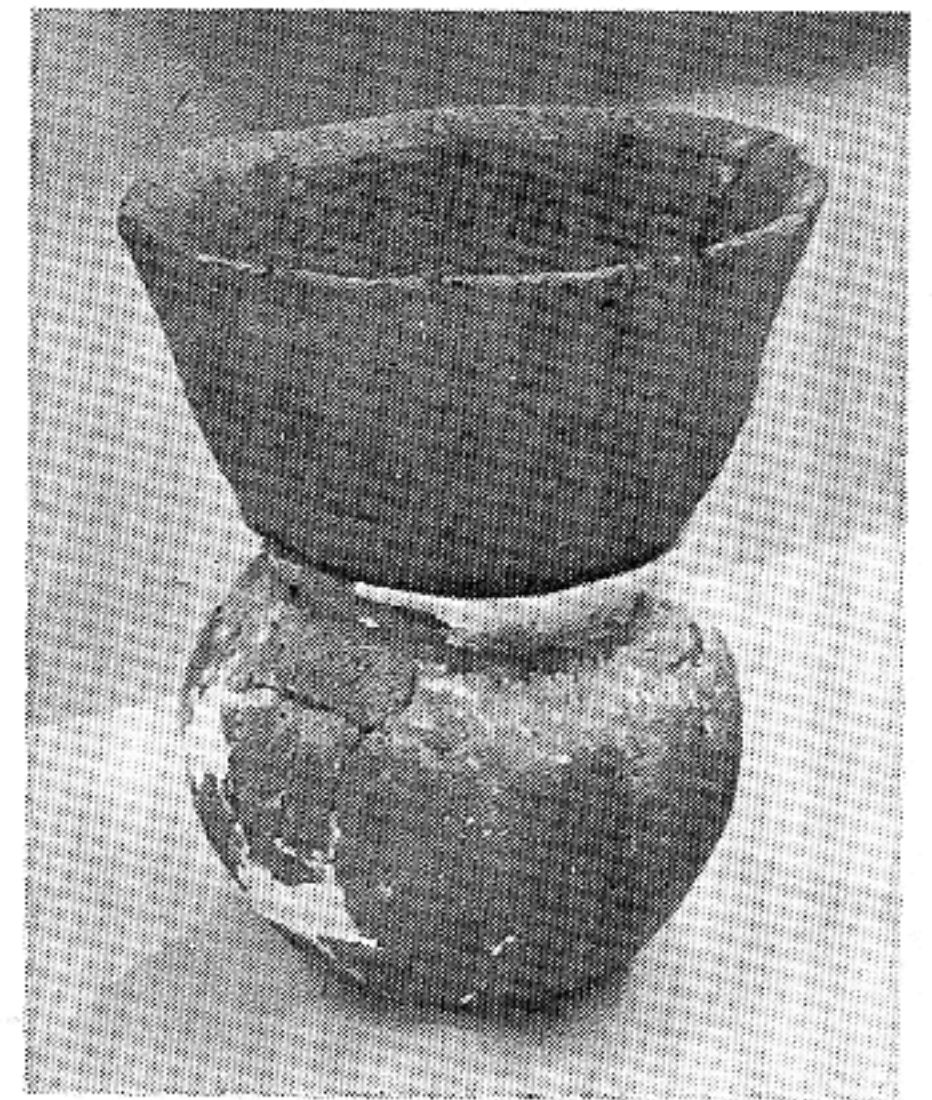
d 用具

日常の容器としては、土器が前代の弥生時代と同じように用いられた。しかし土器には、前代の弥生式土器の系統をひく土師器はじきとともに、古墳時代も後期になると、大陸系統の須恵器すえきもともに使用されるようになった。土器の中で注目されるのは、農耕生活の定着によって、米をむすためのこしこしきが多くつくられていることであろう。また、食物を貯蔵したり、水をたくわえたりするための大形の甕かめも数多く作られているが、こしこしきは土師器で、甕かめは須恵器である。

農具も発達し、土地を耕やす鍬や鋤などにも鉄製のものが使用されるようになり、収穫用の鎌も鉄製が普及していった。しかし、久光製薬会社の敷地から発見された木製鋤のように、木製の農耕具もまだ広く用いられていたことが

考えられる。

古墳時代における生活用具の特質の一つは、鉄製品の普及である。農具をはじめ、斧・のみ・のこぎりなどの工具も広く用いられるようになった。この鉄製農具の普及が、農地の拡張をうながし、土木事業を推進する原動力となったと思われるが、また一面では大きな石をも



写真IV-6

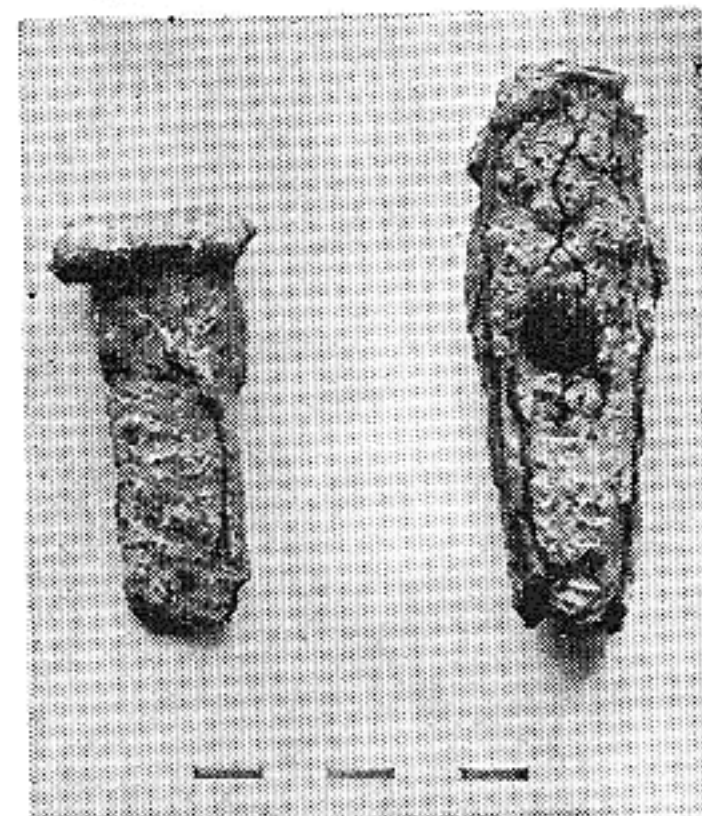
基山町伊勢山遺跡出土のコシキ

って築かれた巨石墳の発生をもうながしたものと考えられる。刀・鐵等の武器や甲冑などの武器もすべて鉄製品となり、古墳時代後期になると、鉄製馬具の副葬が古墳に多くなって、乗馬の風がこの鳥栖地方にも普及してきたことを物語っている。

鳥栖市東十郎古墳群からは、たがねとあてびしが発見されているが、鉄器の普及によって、古墳時代も終末期になると、この地方で鉄器製作がすでに行なわれていたことを知ることができる。この地方での鉄器製作は、風土記に、来目皇子が漢部郷に忍海漢人をやって兵器を造らせられたとある記事と相まって、興味のある問題である。

e 交通

古墳時代における集落の発達、国造・県主などを頂点とする地方行政制度の確立、または乗馬の風がおこったことや、鉄製農具の普及などを考慮に入れると、主要な集落間を結ぶ道路は一応整備されて、陸上交通は相当に発達したのではないかと考えられる。とくに、脊振山脈の南麓には、古墳群が帯のように分布していて、山麓地帯に集落が点在していたことを物語っているが、この集落間を結んで、東西の方向に陸路が通じていたものと考えられる。



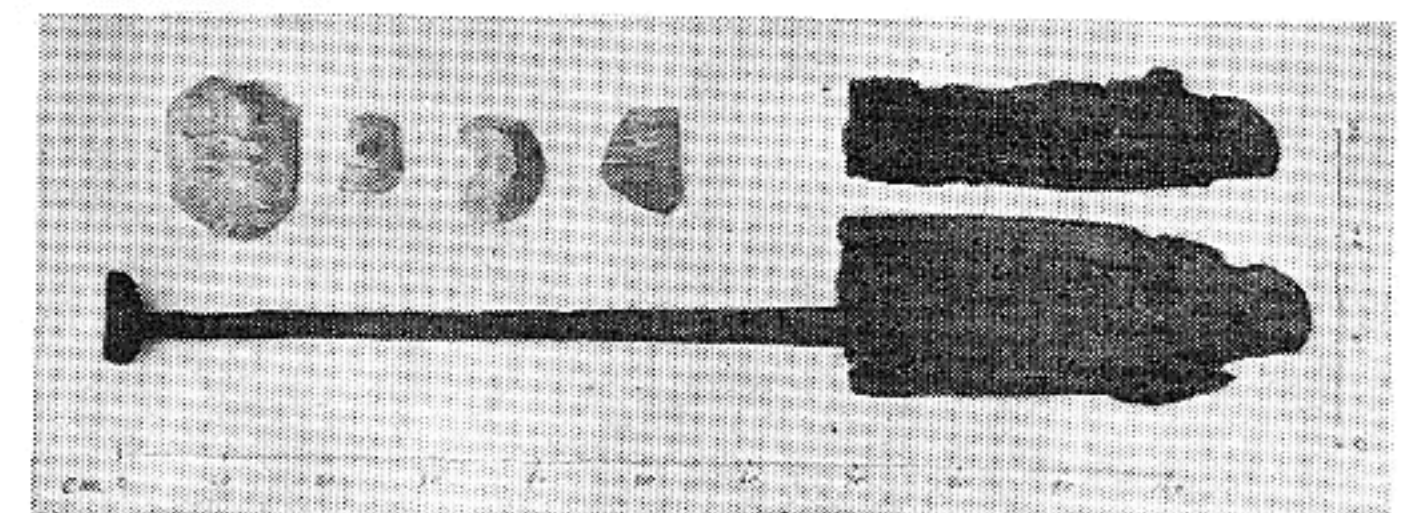
写真IV-8

東十郎古墳群出土のタガネとアテビシ

陸路の他に、海上または河川を利用する舟運も相当に開発されてきたことが推定される。肥前風土記に、「景行天皇、球磨贈賂を誅して、筑紫国を巡狩の時、葦北火流浦より発船して火国にいでまさんと海を渡りたまひし間に」という説話を伝え、また、養父郡曰理郷のところに、「筑後国御井川の渡瀬甚だ広く、人畜渡り難し。ここにおいて景行天皇巡狩の時、生葉山に就いて船山となし、高羅山に就て梶山となし、船を造り備え人と物を漕ぎ渡す。」と、河川の渡し舟について伝えている。また、神埼郡船帆郷・杵島郡・藤津郡などに船の記事があり、海上のみでなく、河川の舟運も相当に発達していたことが知られる。

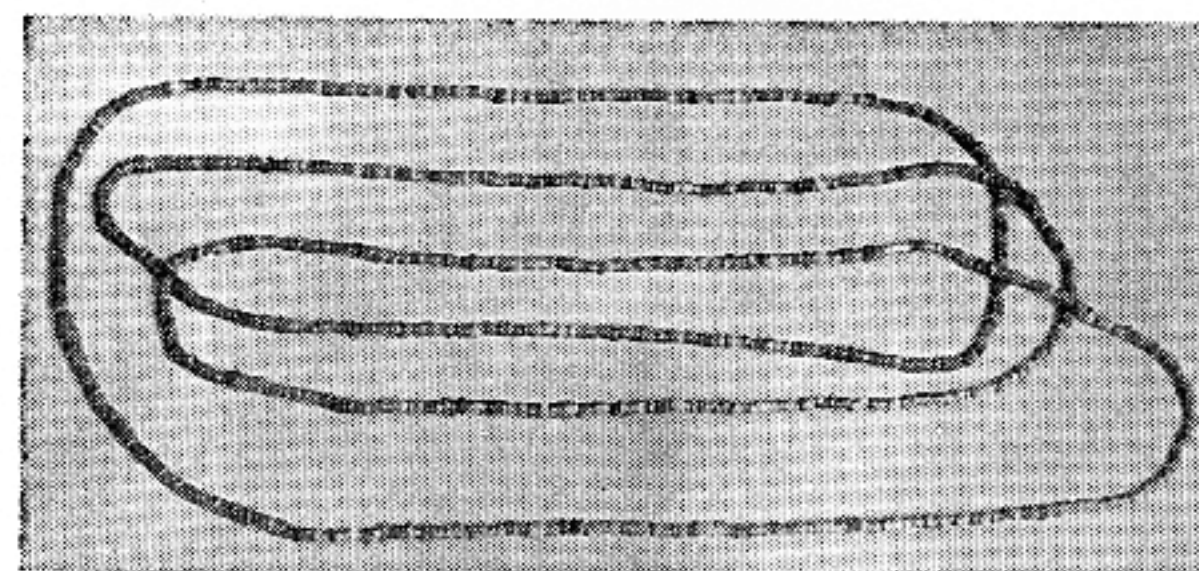
f 祭祀

神奈備型を典型としてそびえ立つ山の頂や巨石に神が降臨し、あるいは海のかなたから神が渡来する。また峻嶒な峠路にたちふさがる峠神、平野を大人佩ぐ国魂といった神々の具体的な存在を考え、憑り代に神の降臨をおおぎ、滑石製の祭祀模造品を奉斎して、神にたいし祭りの儀礼が行なわれるようになったのは、五世紀にはいつてのことである。



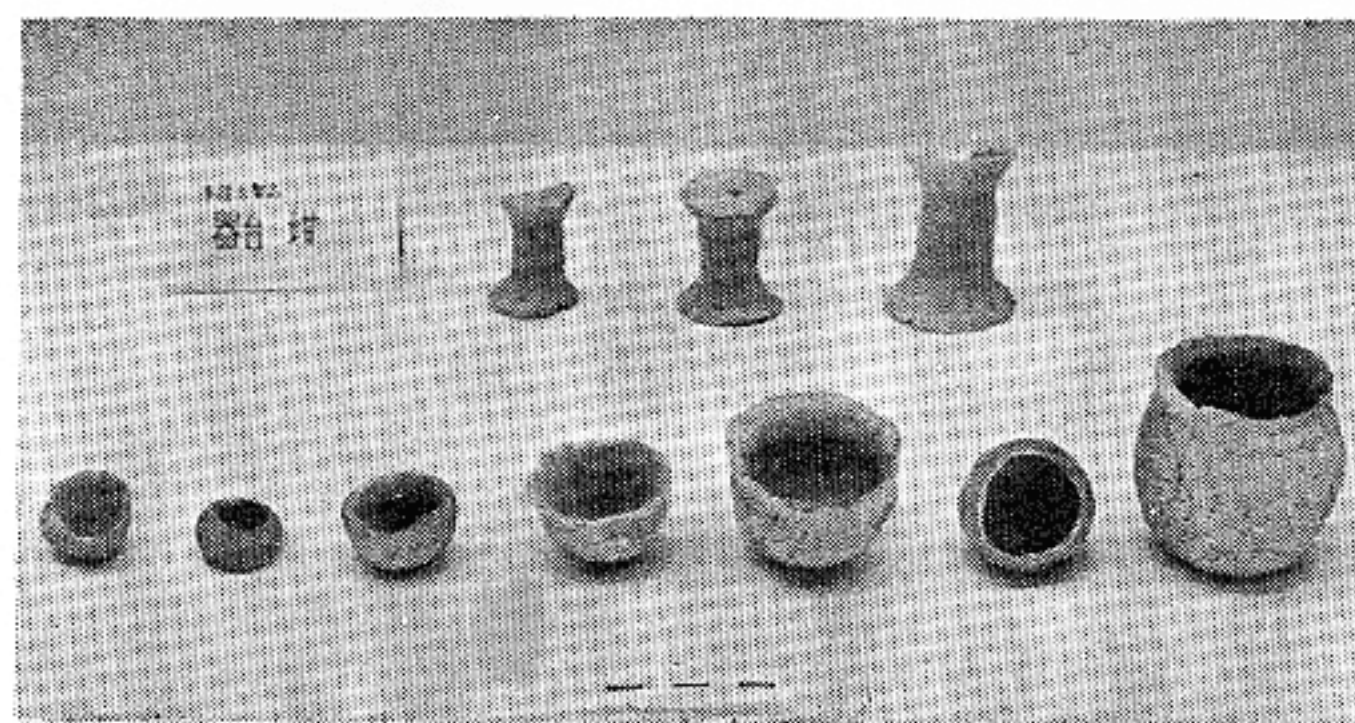
写真IV-7 久光製薬敷地から出た木製鋤と土器

るといわれている。(28) 要するに、喪葬祭祀と神祭祭祀とが分離して、卜占や喪葬儀礼をとおしてわずかに推測しうる程度の呪術的宗教観の世界に、神祭りを直接対象とした遺跡が新しく現われ、神社の原初形態がほぼ統一され、祭祀も全国的に類型化したのが、古墳時代である。



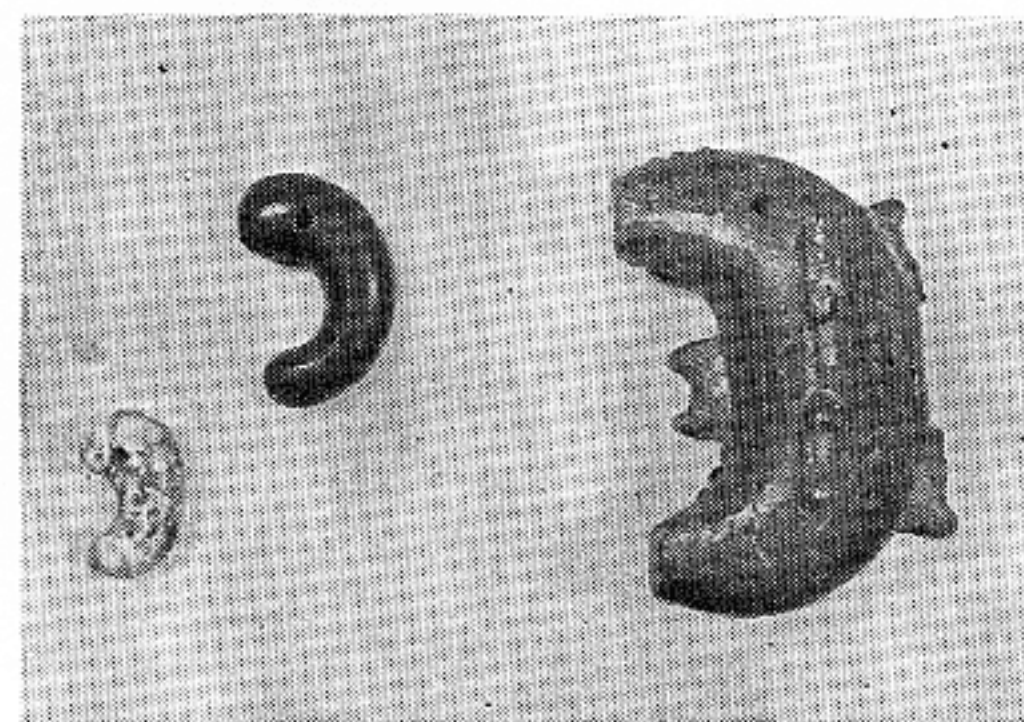
写真IV-9

基山町伊勢山祭祀遺跡出土の滑石製平玉



写真IV-10

基山町伊勢山祭祀遺跡出土の手づくね土器



写真IV-11

柚比町安永田出土の子持まが玉
(写真4~11 県立博物館蔵)

基山町小倉の伊勢山から祭祀遺跡が発見されている。(29) 同じ古墳時代の住居址の床面に、約一〇センチ盛土をして、清浄となし祭祀場として転用されたことが推定される。この伊勢山からは、二か所から祭祀遺跡が発見されているが、一か所は滑石製円板や平玉など滑石製模造品が主体となっているのに対し、他は滑石製模造品は少なく、土師器の高坏・坏・壺などを中心とした数多くの祭祀用土器類がその主流をなしている。

この祭祀遺跡は、五世紀後半ごろのものと推定され、滑石製模造品は神のより、しるとして用いられ、土器類は神への献供あるいは直会(なほらい)の容器として用いられたものではないかと考えられ、土器類は、一回限りの清浄なものとして継続使用を絶つために、その場に埋置されたものであろう。この祭祀遺跡からは、滑石製の円板・勾玉・平玉・器台(てつくね)などの手捏土器、勾玉・丸玉・鏡・鈴などの土製品その他、献供または直会用の壺・坏・高坏などの土師器が出土しているが、祭祀の対象については明らかでない。

鳥栖市神辺町上ノ車から滑石製の子持勾玉一個が出土しているが、この子持勾玉は古墳時代における祭祀遺物として全国的に発見例が知られているものの一つである。しかし、この子持勾玉は、単独出土する場合が多く、祭祀遺跡の主流的遺物とは考えられず、むしろ特殊な意味をもつものと解される(30)といわれているが、この神辺町上ノ車出土の子持勾玉も単独出土であったといわれている。

肥前風土記には、長岡神社(基肄郡)・姫社(基肄郡)・物部社(三根郡)の三社を挙げているが、これらの神社と祭祀遺跡との関係は明らかでない。

注(1) 魏志には、「苞与」とあるが、梁書や北史には、「台与」と誌されている。

(2) 北史(唐代の李延寿の著)に、卑弥呼の死を、正始年中(二四〇~四八)としている。

(3) 晋書(唐代の房玄齡の著)の起居註。

- (4) 宋書の夷蛮伝、倭国
- (5) 佐賀県史上巻「古代国家の形成」昭43・9・1
- (6) 日本書記、神功皇后記「北到_二火前国松浦県_一。而進_二食於玉嶋里小河之側_一。」
古事記、仲哀天皇記「亦到_二坐筑紫末羅県之玉嶋里_一而御_二食其河辺_一之時。」
- (7) 肥前風土記佐嘉郡の条「此川上有_二荒神_一、往来之人半生半殺。於茲県主等祖大荒田占問。」
- (8) 日本書紀、雄略天皇記「別本云。是鵜為_二筑紫嶺県主泥麻呂大_一所_レ嚙死。」
- (9) 佐賀県史上巻「古代国家の形成—大和政権への対応」昭43・9・1
- (10) 井上光貞「国造制の成立」(史学雑誌第六〇編第一号)昭26・11・20
- (11) 古事記、仲哀天皇記に、「筑紫末羅県」日本書紀、神功皇后記に、「火前国松浦県」とある。
- (12) 肥前風土記逸文に、「杵島郡県南二里有_二孤山_一。」とあるが、井上通泰氏は「海道風土記逸文新考(昭10・4・5)」で「杵島郡県南二里は、他の例からみて、杵島県南二里のあやまりであろう。」と述べている。
- (13) 三日月町を境にして、小城町以西には前方後円墳がほとんどみられず、また、五世紀にさかのぼる古墳も発見されていない。要するに小城町以西は、三日月町以東よりも大和文化に接する時期が相当に遅れていることが古墳の上からも推定される。
- (14) 上田正昭「国県制の実態とその本質」(歴史学研究二三〇号)昭34・6・15
- (15) 新野直吉「国造と県主」(日本歴史新書)昭40・4・25、斎藤忠「国造に関する考古学上の一試論」(古墳とその時代(三)昭33・4・10
- (16) 東晋は、三一七年におこり四二〇年に滅んで、宋がおこった。四一三年の東晋への遣使について、晋書に、「倭国方物を献ず」としている。
- (17) 四二〇年に武帝がおこした中国の王朝。
- (18) 齊の高帝の建元元年(四七九)に、「倭王武を鎮東大將軍とす」(南齊書)
- (19) 梁の武帝の天監元年(五〇二)「倭王武を征東大將軍となす」(梁書)
- (20) ○冬十一月庚辰朔甲申。議_レ攻_二新羅_一。十年春二月己酉朔。来自皇子為_二擊_二新羅_一將軍。援_二諸神部及国造_一。伴造等并軍衆二万五千人。○夏四月戊申朔。將軍来自皇子到_二于筑紫_一。乃進屯_二嶋郡_一。而聚_二船舶_一運_二軍糧_一。○六月丁未朔己酉。大伴連嚙。坂本臣糠手。共至_二自_二百濟_一。是時。来自皇子臥_レ病以不_レ果_二征討_一。○十一年春二月癸酉朔丙子。来自皇子薨_二於筑紫_一。
- (21) 井上通泰「肥前風土記新考」昭9・12・10
- (22) 物部郷、在_二郡南_一。此郷之中有_二神社_一、名曰_二物部経津主之神_一。曩者小墾田宮御宇豊御食炊屋姫天皇令_二来自皇子為_二將軍_一、遣_二征_二伐新羅_一。干時皇子奉_レ勅、到_二於筑紫_一、乃遣_二物部若宮部_一、立_二社此村_一、鎮_二祭其神_一。因曰_二物部郷_一。
- (23) 松尾禎作「改訂肥前風土記の研究」昭6・6・15
- (24) 小田富士雄「古墳文化の地域的特色 九州」(日本の考古学、古墳時代 上)昭41・6・30
- (25) 佐賀県教育委員会発行「基山町伊勢山・鳥栖市永吉遺跡」昭45・2・28
- (26) 同 右
- (27) 佐賀県教育委員会発行「東十郎古墳群」昭41・3・15
- (28) 小出義治「祭祀」(日本の考古学 古墳時代 下)昭41・12・10
- (29) 佐賀県教育委員会発行「基山町伊勢山・鳥栖市永吉遺跡」昭45・2・28
- (30) 小出義治「祭祀」(日本の考古学 古墳時代 下)昭41・12・10

2 古代国家の発展

(1) 古代国家の動揺

a 内政外交の動揺

允恭天皇（倭王濟）がなくなると、その子の木梨輕太子と弟の穴穗皇子との間に皇位継承をめぐる争いがあったが、穴穗皇子が立って安康天皇（倭王興）という。しかし、安康天皇は、目弱王によって殺されたので、天皇の弟である大長谷王子が、目弱王や市辺忍齒王などを倒して天皇の位についた。これが雄略天皇（倭王武）である。

倭王武の宋への上表文に、「まさに大挙せんと欲せしも、にわか父兄をうしない。」と、しるされているのは、これらの皇位をめぐる朝廷内部の争いによって、朝鮮へ大挙して遠征する機会を失ってしまったことを述べているものである。

朝鮮においては、四七五年に高句麗軍が百済の首都である漢城をおとし、四七九年には加羅国の荷知王が中国の南斉から輔国將軍加羅国王の称号をえている。朝鮮におけるわが国の勢力の弱体化と経営の不振の現われであって、これに乗じて任那日本府がおかれている任那諸国も中国から称号を与えられて次第に自立の方向をとりはじめたことが注目される。

皇位継承をめぐる争い、朝鮮経営の不振、という内政外交両面の危機に直面した雄略朝に、地方豪族の反乱が生じた。特に、強大な勢力を有していた吉備地方の豪族の反乱は、朝廷に大きな動揺を与えたと考えられる。政治の行きづまりは、中央権力の介入に対する地方豪族層の不満と相まって、地方に動揺をもたらしていった。

b 磐井の反乱

朝鮮半島の情勢が悪化の一路をたどっていた継体天皇の二一年（五二七）朝廷では近江毛野臣に六万の兵を率いさせて、朝鮮へ向かわせた。筑紫国造の磐井は、筑紫の国を中心に、火（肥前・肥後）の国、豊（豊前・豊後）の国に援助を求めて、朝鮮へ向かう近江毛野臣の海路を断ち朝鮮への発向をさえぎってしまった。朝廷では、物部鹿火を派遣して、一年有余を経た翌年の十一月に筑紫国御井郡で磐井を倒し、この乱をしずめた。

磐井のこの反乱は、朝鮮出兵の負担に苦しんでいた北九州地方の族長層の動揺にもとづくものといわれていて、磐井の背後には北九州地方の住民の強力な支持があったのではないかと考えられる。

c 任那の滅亡

宣化天皇の二年（五三七）に、新羅が任那を侵したので、大伴磐と大伴狭手彦とを遣わして任那を助けさせた。肥前風土記に、大伴狭手彦と弟日姫子（松浦佐用姫）との物語を伝えているのは、この時のことに起因するものである。

欽明天皇の朝にはいると、朝鮮半島の情勢はますます悪化していった。新羅の勢力が強くなり、わが国からは百済救援のため軍隊が派遣されているが、その間に任那諸国は次第に新羅に征服され、五六二年遂に任那は新羅に滅ぼされて、三世紀におよんだわが国の朝鮮における拠点は消滅してしまった。

(2) 大化改新

a 仏教の伝来

五三八年、欽明天皇の朝に百濟からわが国に仏教が伝えられた。蘇我氏と物部氏が崇仏をめぐって対立したが、五八七年に物部氏は倒されて、崇仏派である蘇我氏の全盛期をむかえた。蘇我氏の専制政権が確立した崇峻天皇の朝から仏教が国家の保護をうけてきたことが推定されるが、五九二年に推古天皇の治政をむかえて、仏教文化は開花するに至った。

b 聖徳太子の政治

六世紀前半ごろから、朝廷の直轄領である屯倉が全国的に設置される傾向や、天皇・皇族などの経済的・軍事的基礎として全国的に設けられた子代・名代などにみられるように、大和朝廷は中央集権化を強めていった。

聖徳太子は、推古天皇の元年（五九三）から約三十年間摂政として、天皇権力の強化や中央集権的官僚機構の確立のため、冠位十二階を制定し、十七条の憲法を定め、また、国史の編集を行なった。更に、遣隋使を派遣し、法隆寺の建立をはじめとして仏教の興隆につとめ、積極的に中国の文化をとり入れていった。要するに聖徳太子の新政は、来るべき大化改新の前触れであったといえることができる。

隋書の倭国伝に「軍尼一百二十人有り、猶中国の牧宰のごとし、八十戸に一伊尼翼を置く、今の里長の如きなり、十伊尼翼は一軍尼に属す。」とあって、軍尼は国造の支配する国を指し、伊尼翼は稻置の支配する地域を指すものと考えられ、当時におけるわが国の地方行政の一端をうかがうことができる。

c 大化の新政

聖徳太子亡きあと、蘇我氏が朝廷内の主導権をにぎり専横の振舞が多かったが、蘇我氏を倒して国政を改革せんと図った中大兄皇子や中臣鎌足らは、突如事をおこして蘇我入鹿を殺し、蝦夷を自殺させて、朝廷内の実権をにぎった。時に皇極天皇の四年（六四五）で、大化の新政がここに開始されたのである。

孝徳天皇が即位して、中大兄皇子が皇太子となり、この年に大化の年号を制定して、都を難波長柄豊碕宮へ遷し、新政策が次々と打ち出されていった。大化二年正月に四箇条からなる改新の詔が宣布され、第一条で皇室・豪族の所有する土地・人民を廃止して公地公民の制とすること、第二条で中央集権的な地方行政組織の確立、第三条で戸籍・計帳の作成と班田収授法の採用、第四条で田調・戸調をはじめとする統一的税制の制定、など改新の基本政策が打出された。

この改新の詔は、新政府が公地公民制の実施によって、天皇を頂点とする中央集権国家の建設を根幹とし、それともなう人民支配体制を設定したものである。しかし、この詔が実施に移され、軌道にのるまでには相当の期間を要したものと考えられ、約五十年後の大宝律令の制定施行によって、一応完成されたとみるべきであろう。

d 大宰府と基肆城

宣化紀に、「筑紫の国には、海外の国から使者がやってくる場所であるので、穀物をたくわえ、凶年の備えとして、海外使節をもてなすのに用いたりしてきた。また、各地の屯倉の穀を運ばせて、那の津のほとりに官家を修造させていた。」とあって、古くから那の津官家というものが設けられているが、これが大宰府の先駆的な役割を果していたと考えられる。

筑紫大宰の語は、日本書紀の推古天皇十七年（六〇九）に、初めて見えるので、七世紀初頭に設けられた可能性が強く、中国に隋帝国が出現し、積極化した推古朝の外交政策の一環として、従来の那の津官家の機構を整備する形



写真IV-12 基肆城址(基山)



写真IV-13 基肆城内兵舎などの礎石群

連合軍は、陸戦でも惨敗してしまった。
 わが軍は、南鮮の弓礼城てれきしにしりぞき、亡命を望む百済人をもなって日本に帰還した。百済は完全に亡び、四世紀後半から三百年におよんだわが国の朝鮮経略は終り、中大兄皇子がいただいた雄大な夢は、はかなく消え去ってしまったのである。

新羅と唐の来襲の危機に直面したわが国は、翌年の六六四年には防人さきもりと烽とびひを対馬・壹岐・筑紫に置き、筑紫に水城みづきを築いて防備を固めるとともに、六六五年には筑紫に大野城、肥前に基肆城きしを築いた。基肆城は、日本書紀・続日本

で筑紫大宰が設けられたものであろうといわれている。⁽¹⁾ 降って、大宝令の新制で、筑紫大宰府の制にひきつがれ、外交・防備および九州全域の行政に当ることになったのである。

律令時代における大宰府の官人構成は、養老職員令によると、主神一人・帥一人・大式一人・少式二人・大監二人・少監二人・大典二人・少典二人・大判事一人・少判事一人・大令史一人・少令史一人・大工一人・少工二人・博士一人・陰陽師一人・医師二人・算師一人・防人正一人・佑一人・令史一人・主船一人・主厨一人・史生廿人ししようとなっている。

大宰府の政庁には、後殿・正殿・東西の両対殿・中門・南門などが設けられていた。また、大宰府の郭内には、国衙や軍団の他、観世音寺・浄明寺(覆寺)・般若寺はんんにやなどの寺院があり、郭外に、安楽寺・内山寺・筑前国分寺などがあつた。大化改新の後、阿倍比羅夫あべのひらふによる蝦夷えぞの征討に力がそがれていた。そのころ朝鮮では、新羅が唐の援助を受けて百済攻撃にのりだしていたが、六六〇年には百済王の義慈と太子の隆は捕えられて唐に送られ、遂に百済は滅亡してしまつた。十月に、わが国に百済から救援依頼の使者が来朝し、十二月二十四日に齐明天皇は難波宮なにわのみやにいき、みずから筑紫におもむいて救援軍を派遣する覚悟を表明した。齐明天皇七年(六六一)正月六日、天皇は軍船に乗り、筑紫へ向かつて難波を出帆し、三月二十五日に筑紫の那津なつ(博多港)に着いたが、七月に朝倉橋広庭宮(福岡県朝倉郡宮野村)で没した。

中大兄皇子なかのおうえのおうしは、筑紫にとどまって遠征軍の指揮に全力をそそいだ。六六二年正月に、先発部隊が朝鮮へ向かつて出発し、六六三年には、第二軍二万七千人が朝鮮へ渡つた。わが国の軍隊は、合計三万二千人で、まさに国運をかけた大出兵であつた。しかし、八月の白村江はくすきのえの戦で、「旧唐書」に、「四たび戦つて勝ち、日本の船四百艘をやく。煙とほのほ天にみなぎり、海水みな赤し。」としるされているように、わが国の水軍は大打撃を蒙り、一方百済とわが国の

紀・万葉集等に、椽城きぎまたは紀夷城きいのみなどとするされていて、大野城と南北相對し、唐と新羅の來襲に備えて大宰府都城防衛のために築かれたわが国における史上最古の朝鮮式山城である。

基肆城は、基山町の基山にあって基山と坊住山の間を、北は築堤によって結び、南を石垣で連結したものであって、その延長線は四二〇〇よにひゃくにおよび、展望所・土塁・石垣・水門・礎石・門址などが残っている。門址は、北帝・萩原越・仏谷の三か所にあり、北帝門址は北端にあって大宰府に面した正門で、二重の土塁線と石垣とが残っている。水門は南端近く

にあって、基山

と坊住山の両峰

の谷の水を排水

する施設で、高

さ七・三しちさん余り

の石垣が左右に

築かれている。

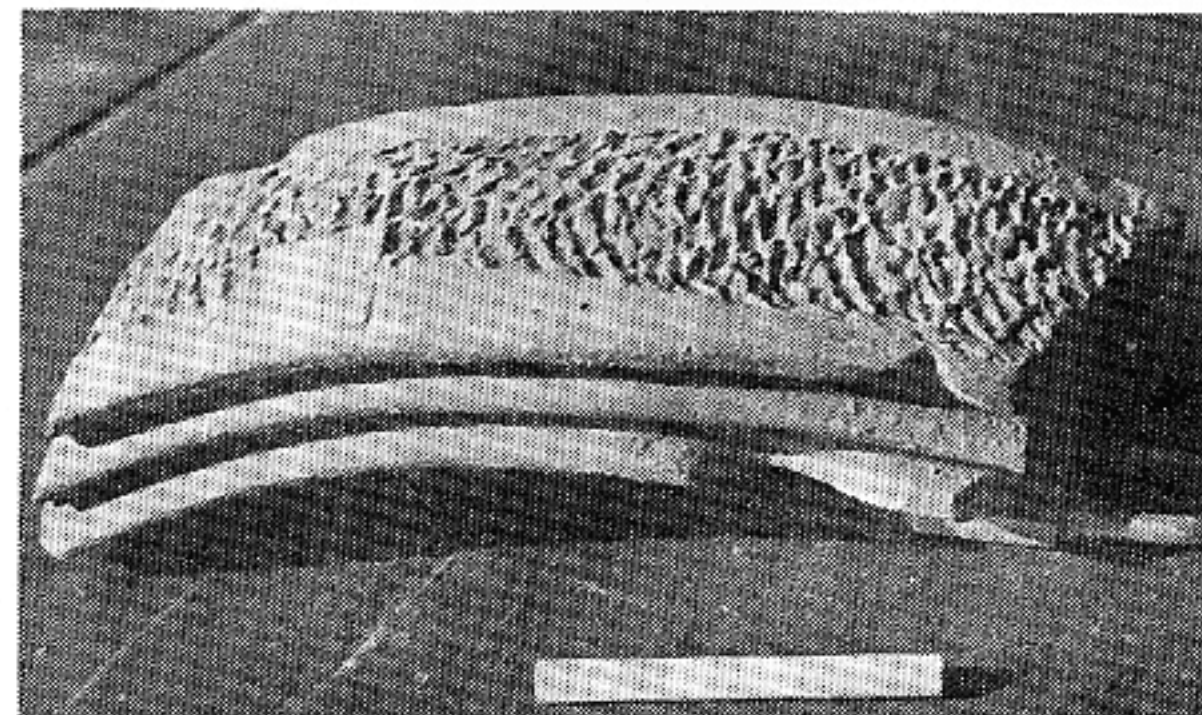
基肆城の防備

を視察するため

大宰府の高官た

ちは、しばしば

基肆城を訪れて



写真IV-14 基肆城址から出た瓦
(基山中学校蔵)



写真IV-15 基肆城の水門

いる。神亀五年(七二八)に大宰帥ださいのそちであった大伴旅人の妻が長逝し、石上堅魚いそのかみかつおが勅使となって下向し弔問したが、その時、基肆城に登った。石上堅魚は、

「ほととぎす 来鳴きとよもす卯の花の ともにやこしと 問わましものを」

と詠じた。それに答えて、大伴旅人は、

「橘の花散る里の ほととぎす 片恋いしつづ 鳴く日しぞ多き」

と歌った。大伴旅人の傷心は、この基肆城に登っても、なお晴れないものがあつたのであろう。基肆城の終焉については、明らかでない。

(3) 律令国家の確立

a 近江の都

六六七年に都は近江の大津京に遷され、翌六六七年に都は近江の大津京に遷され、翌六六八年の正月に中大兄皇子が皇位につき天智天皇と称した。天智天皇は、天皇を中心とする中央集権政治の完成を目指し、大化改新の理想の実に努めた。六七〇年にわが国で初めての戸籍ここのねんじやくが作られ、庚午年籍こうこのねんじやくというが、これは中央集権政治の成立を示す指標である。また、近江令おみりやうが六六八年に制定されたといわれているが、これについてはその存在を疑う説があつて、確かでない。

近江の都には、平和が訪れ、貴族たちは華やかな生活を楽しむことができた。奈良時代に編纂された懷風藻の序文には、「ここに三階平煥へいかん(宮殿の豪華なこと)、四海殷昌いんしやう(国内はにぎわう)、流紘無為りゆうこうむい、巖廊暇多がんらういさま(天子は何もしないのに、

世の中は平和で朝廷にひまが多い)しばしば文学の士を招き、時に置體ちんたいの遊(宴會)を開く。この際に当りて、宸翰しんかん文を垂らし(天子みずから詩文を作り)、賢臣けんしん頌しょうを献たてまつる。雕章麗筆ちようしやうれいひつ(美しく飾った詩文)、唯に百篇のみに非ず。」とあって、朝廷ではしばしば宴會が催され、漢詩文が盛んに作られたことが推察されるのであるが、この詩文の隆盛のかけには、百濟から亡命した学者の力があつたことを見のがすことができないであろう。また、漢詩文のほかには、わが国古来の歌もさかんに作られ、各句の音数が三音から八音まであつて、一定しなかつたのが、このころ五音と七音とが交互にくりかえされるようになり、長歌と短歌の二つの形式が完成したといわれる。

b 壬申じんしんの乱

天智天皇は、六七一年八月病床につき、十二月三日に近江の大津宮で永眠したので、大友皇子が代つて政務を執つた。十月に都を出て吉野にあつた天智天皇の皇弟である大海人皇子おほあまのおうじは、翌六七二年六月に吉野を出て東国の兵をつり、七月二日に近江の都へ向かつて軍を進めた。七月二十三日に大津宮は陥り、大友皇子は山前やまさきの地で自から命を絶ち、近江朝廷は亡んだ。これを壬申じんしんの乱という。

この壬申の乱は、皇位継承をめぐる争いが直接の原因となつてはいるが、その背後には大化改新以後における中央集権政治によつて大きな打撃を受けた、国造クラスの地方豪族の不満をはじめとする多くの複雑な事情がひそんでいるといわれている。

c 大宝律令

大海人皇子は、壬申の乱が鎮まつた九月十二日に大和の飛鳥あすかにかえり、翌年二月飛鳥浄御原宮あすかきよみはらのみやで皇位についた。天武天皇である。天武朝の政治は皇親政治と称され、天皇を中心とする専制的中央集権国家の体制が整えられていた。官司が整備されて、官僚制が発達し、従来の氏族制は官僚制へと脱皮しつゝあつた。六八一年二月、天皇は律令

制定の計画を発表し、飛鳥浄御原律令あすかきよみはらりつりようの編纂に着手した。しかし、この律令は天武朝には完成されなかつたと考えられているが、完成をまたずに必要に応じて部分的に施行されたところもあるといわれている。六八六年九月、天武天皇は世を去り、鸕野皇后うのの(のちの持統天皇)が政務を執つた。六八九年六月、令一部りよう二十二卷が頒布されたが、これが飛鳥浄御原令である。近江令の存在を否定する立場をとると、これがわが国最初の総合的法典である。翌年の六九〇年正月に皇后は即位した。持統天皇である。この持統朝に、国・郡・里の地方制が整備し、古代専制国家が完成されつゝあつた。

都は藤原京に移り、都の東西には、薬師寺と大官大寺が建立された。六九七年八月、持統天皇は退位し、天皇の孫に当る軽皇子が即位した。文武天皇という。七〇一年には、三十一年ぶりに遣唐使が任命され、大宝元年(七〇一)に大宝律令が完成した。この大宝律令は、施行後五十余年で養老律令に代つたが、大宝律令の完成は中央集権的古代国家の確立を意味するものであろう。

和銅三年(七一〇)に都は、平城京(奈良)にうつり、この奈良時代七十余年間に天平文化が開花した。

(4) 律令制下の鳥栖地方

a 肥前国

地方行政組織は、国・郡・里に分けられ、国司つかさ・郡司おさ・里長おさという地方官がそれぞれ任命されたが、郡司は国造のうちから選任された。肥前風土記に、「火国ひのくにといつたが、後に兩國に分けて、前みちのくちと後みちのしりとにした。」とあつて、もともと火国(肥国)といつていたのを、肥前国と肥後国の二国に分けられたと述べているが、その分割の時期は明らか



図IV-2 肥前東部の国境線と基肄郡条里
(佐賀県史上巻より)

でない。

各国は、大・上・中・下の四等級に分けられたが、延喜式によれば肥前国は上国になっているので、守一人・介一人・掾一人・目一人の官人が任命され、大宰府の統轄下におかれていた。国の政庁は、国府・国衙・国庁などと呼ばれ、肥前国の政庁は佐賀郡大和町久池井付近にあったと推定されている。肥前国司の初見は、天平勝宝二年(七五〇)に肥前守となった吉備真備である。(2)

b 鳥栖地方の郡と郷

令に規定された郡制は、戸数を標準にして大・上・中・下・小の五等級に分けられ、一六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、三里以下を小郡としている。郡の政庁は郡家と称され、郡の政務を担当する郡司は、大領・少領・主政・主帳の四等官からなっていて、郡の等級によって郡司の数はそれぞれ異なっていた。郡司には、国司と異なって在地の者から選ばれ、終身官であった。そこで、大化前代の国造や県主等から選任されるものが多く、由来の在地豪族層が令制下の地方行政組織に組み入れられたといえることができる。

肥前国は、基肄・養父・三根・神埼・佐嘉・小城・松浦・杵嶋・藤津・彼杵・高来の一郡からなっていて、彼杵・高来の一郡と松浦郡の一部が現在長崎県に属し、他は佐賀県となっている。

基肄郡 風土記によれば、郷陸(六)所、里十七となっているが、和名類聚抄には五郷をあげている。基肄郡は、

和名抄(和名類聚抄)には、姫社・山田・基肄・川上・長谷の五郷を挙げている。風土記には、姫社郷の一郷をあげ、

姫社郷は、姫方・幡崎・原地方で、基肄郷は、基山町の木山口・小倉・宮浦付近であることは、異論のないところである。長谷郷は、長谷川という地名が残っている基山町の鎮西隈・三ヶ敷・園部付近に推定されるのではないかと

考えられるが、山田・川上の二郷と郷名を欠失している一郷の三郷とは、条里制遺構などをもとにして今後歴史地理学上から究明さるべきであろう。

郡家は、基肄郷におかれていたと推定され、郡司については三代実録の貞観八年(八六六)のところに、「基肄郡擬大領山春永⁽⁵⁾」が見える。擬大領は正任郡司ではなく、律令体制が弛緩していく過程において増加していくところの擬任郡司であるといわれている。

養父郡 風土記には、郷肆(四)所、里十二とあって、鳥櫛郷・曰理郷・狭山郷の三郷をあげているが、一郷が欠失している。和名抄には、狭山・屋田・養父・鳥栖の四郷をあげてはいるが、風土記の曰理郷がなくなっている。この養父郡は、基肄郡の西に位置して、現在の鳥栖市の大半がその郡域となっている。風土記の曰理郷は、和名抄の屋田郷であろうと推定されており、⁽⁶⁾養父郷は、養父・宿・蔵上付近で、この養父郷に郡家がおかれていたと推定される。

鳥栖郷は、轟木・瓜生野・真木・藤木付近で、水屋・高田・安楽寺付近を曰理(屋田)郷に推定することが可能であるが、残る狭山郷が村田・幸津・儀徳付近か、山浦・平田・立石付近か明らかにすることができない。

続日本後紀の仁明天皇嘉祥元年(八四八)八月の条に見える、肥前国養父郡の筑紫公文公貞直⁽⁷⁾については、筑紫火君(火公)貞直とする説もあるが、かつて筑紫一円に勢力を振った筑紫国造あるいは筑紫君などの裔であろうと考えられる。

三根郡 風土記に郷陸(六)所、里十七とあって、物部郷・漢部郷・米多郷の三郷をあげ、和名抄には、千栗・物部・米多・財部・葛木の五郷をのせている。「この三根郡は、神埼郡と合せて一郡となっていたが、海部直鳥が請うて三根郡を分けた。」と、風土記にしろされている。三根郡は、中原町・北茂安町・三根町・上峰村の一帯で、養父郡

の西に位置している。

千栗郷は、北茂安町の東端付近で、千栗八幡宮が鎮座している。財部郷は、北茂安町の西尾・東尾付近に、葛木郷は三根町天建寺付近、漢部郷は中原町綾部付近、米多郷は上峰村米多付近、物部郷は北茂安町板部の物部神社を中心とする一帯であろうと推定されている。しかし、この三根郡の郡家はどこにあったか明らかでない。

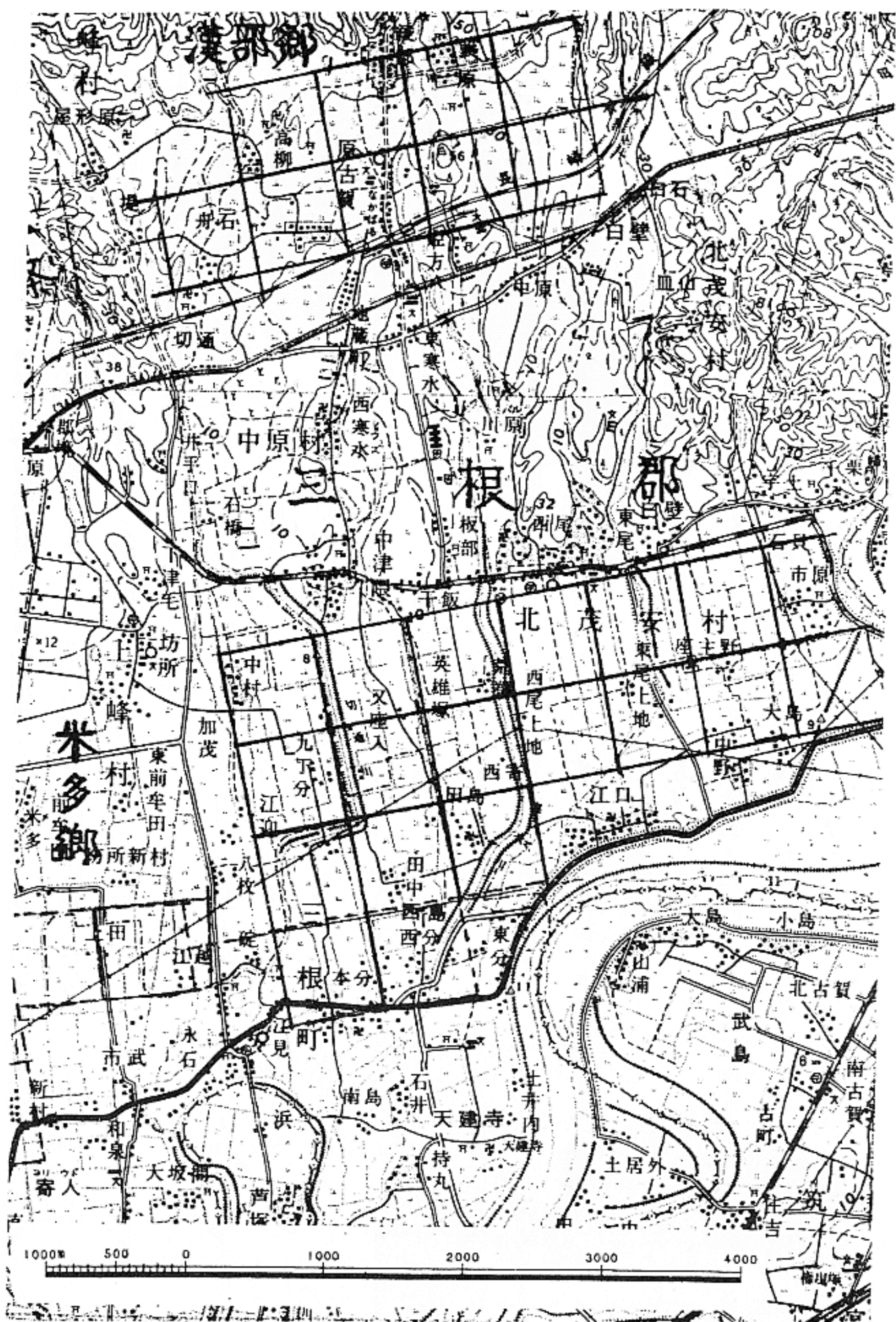
三根郡と分離する前の神埼郡は、十五郷からなる肥前国内第一の大郡であって、かつての竺志米多国造の勢力圏を基盤として成立した郡であろうと考えられる。しかるに、この中には、嶺(三根)県主の本拠も含まれていて、複雑な要素が介在していたため「神埼郡三根村の名によって、三根郡とした。」という風土記の記事からすると、この分離を請うた海部直鳥は、三根を本拠とする嶺(三根)県主の裔かとも考えられ、また、各地に勢力を有する海部(海人)族がこの地でも勢力を強めてきたことを物語るものであるかも知れない。おそらくこの三根郡分立の後には、この海部直鳥が三根郡司に任ぜられたものではなからうか。

続日本紀の慶雲元年(七〇四)に従五位下に叙された米多君北助は、かつての竺志米多国造の裔と考えられ、神埼郡司を世襲した家柄ではなからうか。

c 鳥栖地方の条里制

大化改新の詔に、「凡そ田は長さ三〇歩、広さ一二歩を段となし、一〇段を町となせ」と規定してあるが、これは班田の施行に便するための耕地区画の整理を指令したものであった。詔の耕地は、長さ三〇間、幅一二間で、三六〇坪に近い面積で、これが段であり、一〇段を町とした。町の区画は、方六〇間で、佐賀平野では六〇間に六間という細長い長地と呼ばれる地割りになっている。

耕地の大単位として方六町を里と呼んでいるが、里の中には、方一町区画が三六個含まれ、その個々を坪と呼び、



図IV-3 三根郡の条里
(佐賀県史上巻より)

一の坪から三六坪に至っている。また、方六町ごとに地番がつけられたが、佐賀平野では各郡の東端から六町ごとに一条・二条と西に数え、北の山麓から南へ向かって六町ごとに一里・二里と数えられた。このように条と里による地番呼称に基づいて、条里制と呼ばれた。

基肄郡の条里 鳥栖市酒井東町の東南方に五・六・九・八の坪名が残っており、条の進行方向へ一坪から六坪まで進み、七坪から一二坪へと反対に折返している。基肄郡条里の一条の基線は、肥前と筑後の国界、従って佐賀・福岡両県の県界と一致していて、国郡の区画と条里の施行とが極めて密な関係にあったことが知られる。

養父郡の条里 藤木町東方に五・八・一六・二八・三六の坪名が残っており、基肄郡と同一方向をとっている。下野に三条の名が残っているため、これを基準にすると鳥栖町と旧基里町の町村界から六町西の南北線が養父郡一条の基線であったと推定されている。

三根郡の条里 中原町東寒水に六坪橋があり、北茂安町中津隈南部に三六坪・八坪、北茂安町座主野に一五、上峰村九丁分に五坪、上峰村江辺に九坪、三根町市武に一・三・四坪、三根町新村に一八・一九、三根町直代に三・一〇坪、三根町向島に一三・二三・五坪、三根町袋に三六などの坪名が残っている。三根郡の一条は、郡の東端筑後川の旧河道にのぞむ千栗神社付近と推定されている。⁽⁸⁾

d 軍備

古代律令国家の確立とともに、軍備も整えられたが、特に注目される点は、対外的軍事施設の整備であろう。郷戸内の正丁三人のうち一人の割合で兵士に徴収され、国毎に設けられた軍団に勤務することになっていたが、糶・塩などの食糧や衣服などは各自持参して軍団の庫に貯えておくことになっていた。また、城や堀を築き、四十里毎に烽を設けたが、これらの軍備は国司の管轄下におかれていた。

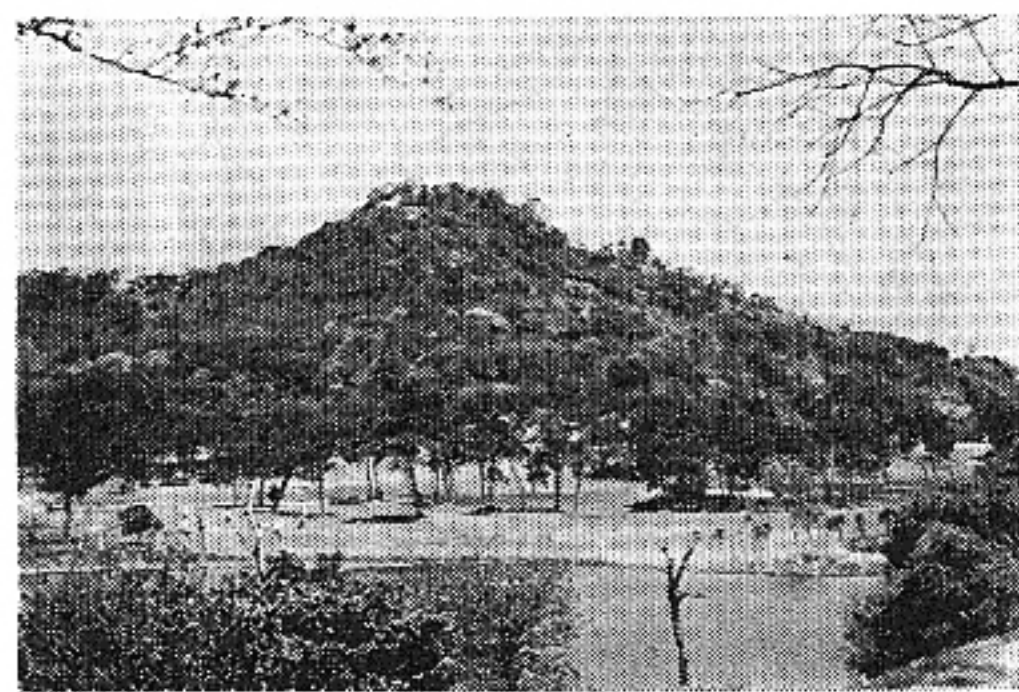
肥前国には、三軍団がおかれ、兵士は合計二、五〇〇人であったが、弘仁四年（八一三）には減員されて一、五〇〇人となり、一軍団に五〇〇人づつが配置された。基肄軍団の他に、佐嘉・杵島の二軍団があったことが推定されている。弘仁四年（八一三）二月、新羅人が船五艘で小近島へ来て土民と戦っているが、その事件に基肄団校尉（兵士二百人を統率する将）真弓の名が見えている⁽⁹⁾。

烽は、見通しのよい山丘を選んで、四十里毎に設けられたもので、外敵の来襲・外国使節の来航等を早急に通報するためのものであった。烽長二人・烽子四人が置かれ、昼は烟、夜は火を放って、烽から烽へと引きつぐことになっており、外国使節の来航には一炬、外敵来襲には二炬、二百艘以上の来襲には三炬を放つことになっていた。風土記には、烽式拾所とあり、養父郡に一所設けられている。この養父郡の烽は朝日山におかれていたと推定されており、神埼郡の日の隈山の烽から朝日山、そして基肄城、それから大宰府へと継いでいったと考えられる。

風土記に城壱所とあるのは、基肄城のことであって、北九州に配置された防人とともに、律令国家の対外的軍備の一翼をになうものであった。

e 産業と文化

産業 古代の産業の主体が農業であったことはいうまでもないことであって、律令国家は公地公民制によって土地と農民とを国家権力の支配下におき、班田収授法（六歳以上の者に一定の口分田を支給し、死すると収公する）によって農民生生活を維持するとともに、租・庸・調のほか雑徭・義倉・公出挙・兵役など多くの負担を課した。



写真IV-16 朝日山

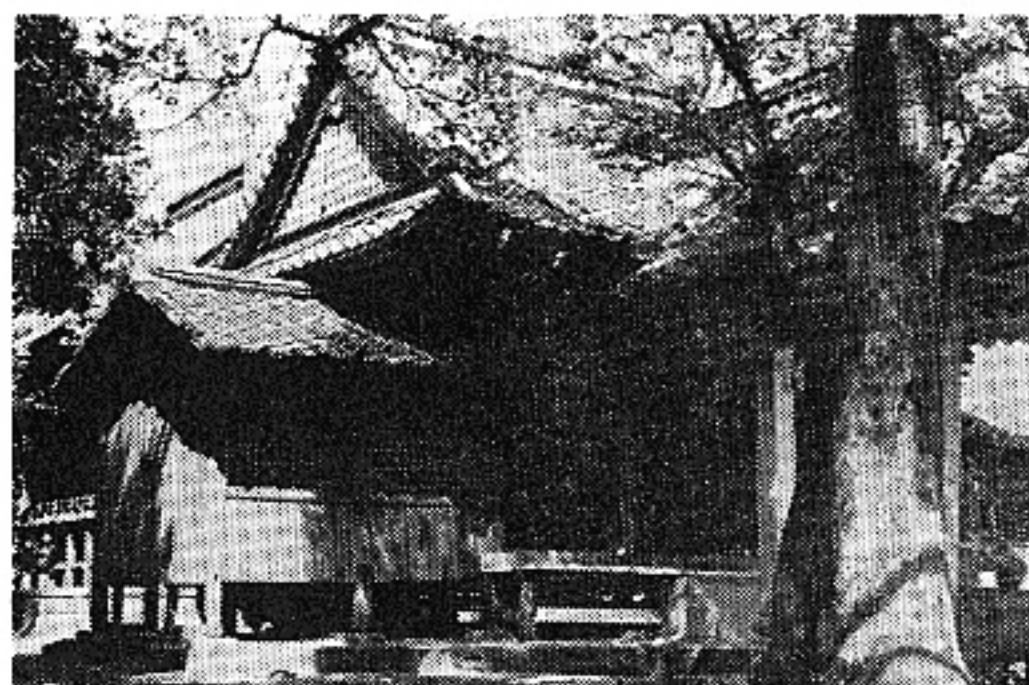
耕地は、水田・陸田・園地などに分けられ、水田には稲、陸田は畑のことで雑穀が栽培されたと考えられ、園地には桑や漆を作った。水田から収穫した稲の中から租と公出挙などを農民は納めた。肥前国では、租と公出挙として稲を納めた他に、調として綿・紬・絹・御取・短・長・羽割・いりこ・塩・絹・糸・綿・むしろ・薄・庸として綿・米・薄・中男作物として麦皮・葉・苦・防壁・韓・蒲・折・簀・閉・荏・荏油・鮫・服漬などが課せられている。

絹・糸・綿・紬・質布などの織物類、鮫・いりこ・塩などの水産物、薦・簀・油などの製品が肥前国の特産物であったと推定され、平城宮跡から出土した木簡（木の荷札）にも養老二年（七一八）と神亀二年（七二五）の神埼郡と藤津郡の調綿があるところからみて、鳥栖地方でも綿がひろく栽培されていたのではないかと考えられる。

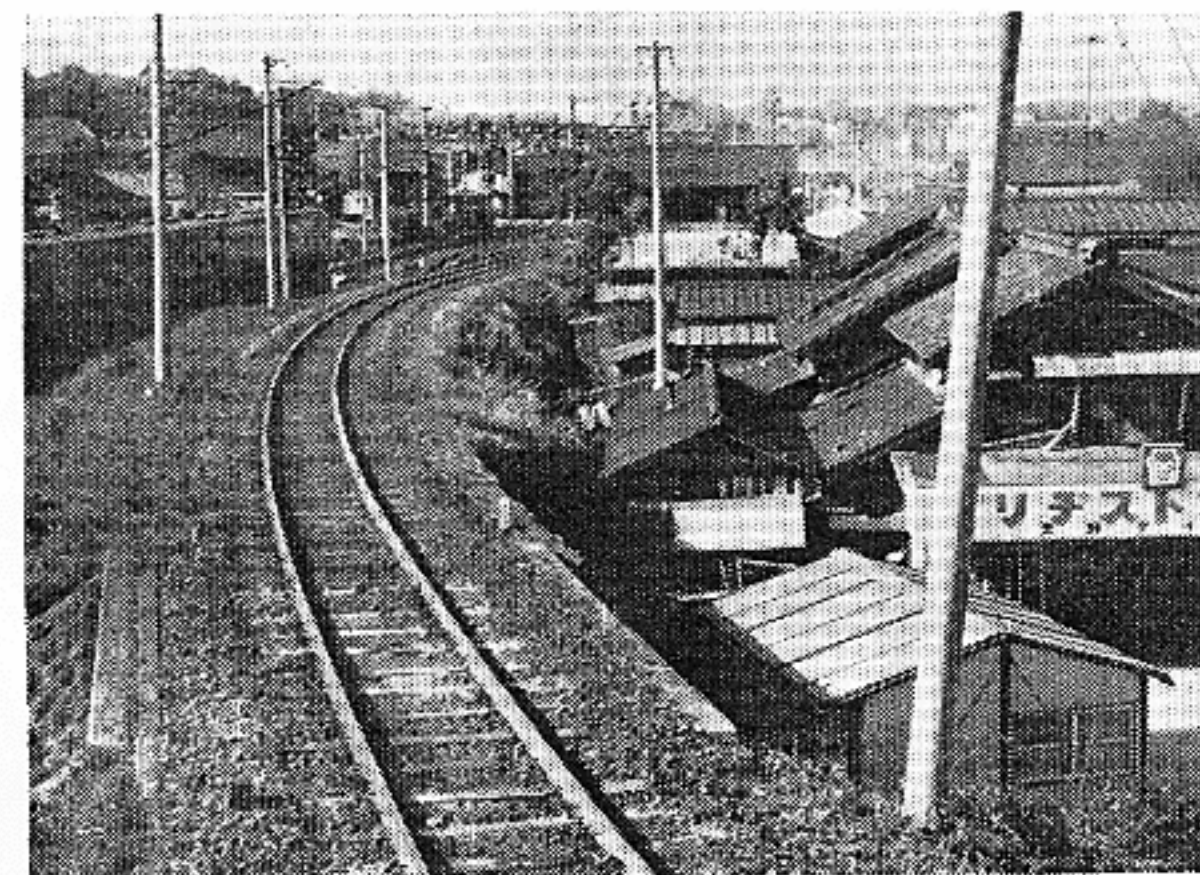
風土記の基肄郡姫社郷の条に「珂是古、自ら神の在す処を知りき。其の夜夢をみるに、臥機と絡塚とが儼い遊び来て、珂是古を押し驚かせた。そこで珂是古は、神が女神であることを知り、社を建ててこの神を祭った。」とあるが、これが鳥栖市の姫方社である。

臥機は織機の一つであり、絡塚は糸繰り道具である。姫社神は新羅系の女神であるといわれているところから、この地に姫社神が祭られたということは、新羅系の新しい製織技術が伝えられたことを物語るものであろう。

交通 中央と地方とを結ぶ東海・東山・北陸・山陽・山陰・南海・西海の七道をはじめとして、道路が整備されていった。主要道路である官道には、大路



写真IV-17 姫方町の姫社（こそ）社



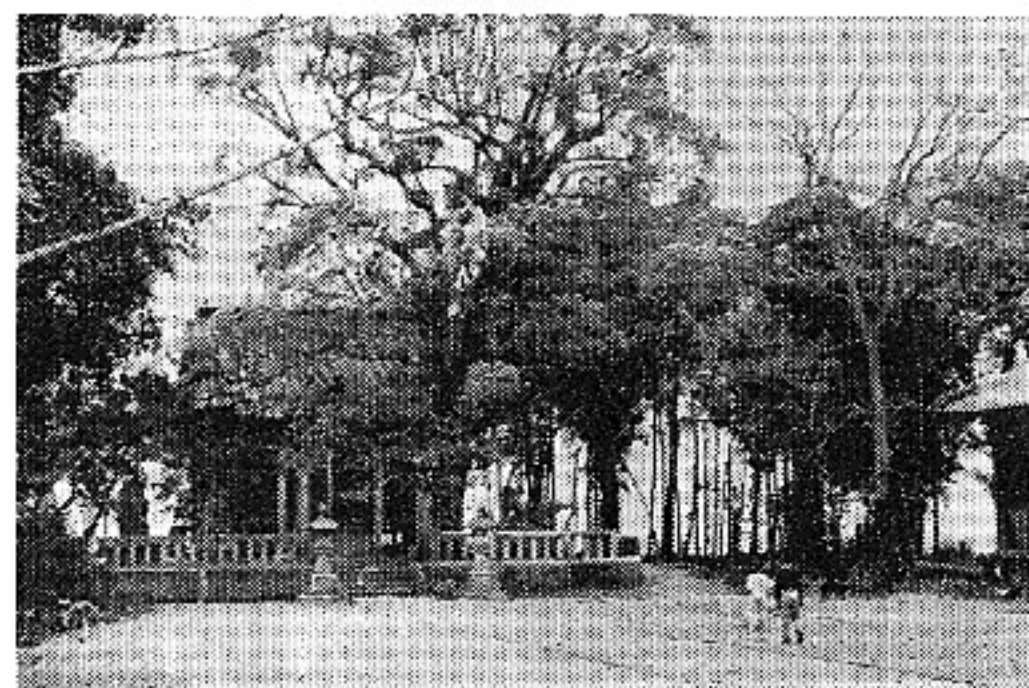
写真IV-18 現在の基山町木山口付近

たことが知られる。

基肄駅は、筑後・肥後方面と肥前方面との二官道の分岐点に当たっており、現在の基山町木山口付近であろうと推定されている。三根郡の切山駅の所在地については、中原町東寒水・上峰村切通・北茂安町中津隈な

・中路・小路の三種があり三十里（現在の一五〇町）毎に駅が設けられ、駅には駅長と駅子がおかれ、駅田が支給された。駅馬は大路二〇・中路一〇・小路五疋であって、別に郡ごとに伝馬五疋をおくことになっており、駅馬と伝馬は官吏の公用の時に利用された。

大宰府から北九州の各地へ官道が開かれたが、肥前国を通る官道は小路であって、風土記によると一八の駅が設けられていた。大宰府から肥前国衙への官道が通ずる基肄郡と三根郡にはそれぞれ一カ所ずつ駅が設けられているが、延喜兵部式によって基肄郡に基肄駅、三根郡に切山駅が設けられていたことが知られる。基肄駅には、駅馬一〇疋と伝馬五疋とおかれ、切山駅



写真IV-19

永吉町の長岡社（永世神社）九州縦貫道用地で移転前のもの

どの諸説があって一定していない。

神社 風土記に、基肄郡に長岡神社と姫社の社、三根郡に物部社を挙げている。長岡神社は鳥栖市永吉、姫社の社は鳥栖市姫方、物部社は北茂安町板部にあつて、長岡神社が景行天皇の鎧を祭り、物部社が物部の若宮部によって奉祠され、姫社の社が新羅系の織機の女神を祭っている。これらの神社からみて、鳥栖地方が古代において肥前国における重要な位置をしめていたことを物語るとともに、中央との政治的・文化的接触が極めて深かったことをしめしているものである。

注(1) 「筑紫の大宰と九州三島の成立」(古代の日本・九州) 昭45・2・28

(2) 続日本紀

(3) 源順が醍醐天皇の皇女勤子内親王の命をうけ、意義により分類編修した辞典であつて、承平年間(九三一〜八)ごろになつたものであるといわれている。

(4) 松尾禎作「改訂肥前風土記の研究」昭6・6・15

(5) 七月十五日丁巳。大宰府馳し駅奏言。肥前国基肄郡人川辺豊穂告。同郡擬大領山春永語豊穂云。……

(6) 松尾禎作「改訂肥前風土記の研究」昭6・6・15

(7) 肥前国養父郡人大宰少典従八位筑紫公文公貞直、兄豊後大目大初位下筑紫公文公貞雄等賜姓忠世宿禰貫附左京六条三坊。

(8) 佐賀県史上巻「郡郷と条里制」昭43・9・1

(9) 日本紀略

3 古代国家の衰微

(1) 荘園の発達

a 荘園の発生

古代における耕地は、班田収授法によって給される口分田くふんでんが主体となっているが、神社・寺院が所有する不輸租の神田・寺田、五位以上の者に与えられる輸租の位田、大納言以上の中央官および国司・郡司などの地方官に与えられる職田、功績のあった者に与えられる功田、臨時に与えられる賜田などの特権的土地所有が認められていた。また、天平十五年（七四三）に墾田永世私財の法が出てからは、権力者による山林原野の開墾が進み、大土地所有が積極的に行なわれるようになった。この墾田や神田・寺田・位田・職田などを荘園しやうえんと呼んでおり、開発領主である名主みやうしゅは国司などの干渉を排するため墾田を中央の権勢のある者に寄進して、その保護を受けた。

荘園は、次第に不輸租権を獲得するとともに国衙の検田使や警察権の介入を拒否する不入権をも獲得して国衙権力の及ばない独立地帯の様相を呈するに至った。寄進を受けた貴族や大寺院などを本所・領家と呼び、名主は荘官と呼ばれ、現地で荘園の経営に当った。荘園については種々対策も講じられはしたが、何らの効果も見られずかえって増加の一途をたどり、律令国家体制を土地制度の面からくつがえし、農民の多くは荘民と化していった。

b 鳥栖地方の荘園

県内の荘園については、鎌倉時代の正応五年（一二三九）の「河上宮造管用途支配惣田数注文」によって、ほぼその全貌が知られるのであって、荘園の増加によって国衙権力のおよぶ公田が鳥栖地方においても著しく減少していたことが判明する。

宇佐神領 宇佐八幡宮の荘園であって、基肄郡重枝荘二十四町二反、三根郡米多荘三十四町があった。重枝荘は鳥栖市重田、米多荘は上峰村米多で、宇佐八幡宮の荘園内には八幡宮の分霊を奉祀している例が多い。

安楽寺領 大宰府天満宮の前身である安楽寺の荘園であって、鳥栖荘四十五町二反・小倉荘五十六町八反・幸津荘五十町二反・幸津新荘五十五町・米多荘五十七町三反・神辺荘八十町などがある。鳥栖荘は鳥栖市本鳥栖付近で、永保三年（一〇八三）の寄進である。鳥栖に安楽寺という部落名があり、安楽寺天満宮をはじめ、水影天神、菅原道真を祭神とする高田の老松社、今泉天満宮など天満宮が多く奉祀されているのは、この地が大宰府天満宮の荘園であったことと深い関係があると考えられる。

小倉荘は、基山町小倉付近、幸津荘は鳥栖市幸津天満宮を中心とした地域、幸津新荘は幸津の北、新庄天満宮付近であろうと考えられている。⁽¹⁾ 米多荘は上峰村米多付近、神辺荘は鳥栖市神辺町付近に比定されていて、鳥栖付近に大宰府天満宮の荘園が広く分布しているのが注目される。

その他の荘園 中原町綾部付近に綾部荘七十町、中原町養原付近に三野原荘四十町、鳥栖市養父付近に養父荘二十七町、鳥栖市村田付近に村田荘百二十七町、北茂安町中津隈付近に中津隈荘百六十町などがあった。

また、基山町荒保（荒穂）社の神領十九町五反、鳥栖市東屋（四阿屋）社の神領三町三反、北茂安町千栗社の神領三町などの荘園が設けられていた。

(2) 地方政治の乱れ

a 平安時代の肥前国の政情

国司は中央から赴任して国政を担当したが、八世紀後半頃から中央の貴族の間で国司を競望する者が多くなり、治績よりも私利を追求する傾向が強くなった。そして、平安時代になると、兼官や権官が続出し、地方政治を乱れていた。肥前国における権官は、弘仁元年（八一〇）に紀良門が肥前権介、兼官は天安元年（八五七）に内薬正・侍医の職にある物部広泉が肥前介になったのがその始まりで、物部広泉は肥前国には赴任しないで介としての収入のみを得る遙任であった。この遙任の風潮が次第にひろまって地方政治を乱す大きな原因となったが、郡司層や郷長層もその地位を利用して、課役などをのがれるとともに、富を蓄えて在地豪族に成長していった。

公領は、基肆南郷・北郷、養父東郷・西郷、義得保・瓜生野保などのように、郷保に分割されて郷司や保司によって支配され、国の政務は在庁官人によって掌握されていた。肥前国の在庁官人には、十二世紀頃に酒井宿禰・船宿禰・上宿禰・橘朝臣・源朝臣・藤原朝臣・伴朝臣・県朝臣・筑紫宿禰・佐伯朝臣などがいた。その中には、県・筑紫など伝統的な在地豪族の系譜につながる者と、橘・藤原・源・伴などのように中央貴族の系譜につながるものがあつた。

b 農民の困窮

口分田と悪党 貞観四年（八六二）九月廿二日の太政官符によると、諸国から京へ運ぶ雑米の期日が非常に遅れているため、京では欠乏して困っている。そこで国司や郡司は懈怠がないようにと厳しく命ぜられ、筑前・筑後・肥前の三カ国は新しく納入の期限を六月三十日以前と定められた。⁽²⁾

元慶五年（八八〇）に肥前介であつた笠朝臣宗雄は、大宰府を通じて、「肥前国は、海西に僻在して行程が遠いため、口分田の班給について大宰府を通じて言上しているが、数年経って通知が届くという状態である。そのため口分田は遂に班給されないで延引し、遂に四十年間に及んでいる。」⁽³⁾と述べている。口分田の班給は六年毎に行なわれ、男女ともに六歳になると支給されることになっていたが、肥前国では四〇年間も実施されなかつたのである。また、「国司などの役人をやめた者の子孫が党を結んで群居し、百姓の佃糧を奪って苦しめ、また、かつてに百姓に稲を貸しつけてその利益をむさぼり、公事をさまだけているので、前の役人であつても一般の百姓と同じように、公営田を耕作させ、勢力のある者で従わないものがあれば追放するようにして欲しい。」⁽⁴⁾と願いでている。当時、肥前国には公権に従わず、人びとを苦しめる特権的な悪党がいて、社会の秩序を乱していたことを知ることができた。

飢饉 延暦十八年（七九九）の勅によって、肥前国をはじめ十一カ国が前年旱害で稲が稔らなかつたため田租を全免され、大同元年（八〇六）には、旱害と疾病のため百姓は窮乏し田地は荒廢してしまつたため筑前と肥前の二国は二カ年間田租を免除され、弘仁四年（八一三）は大風による稲の損耗がひどかつたので、肥前国ははじめ九州の五カ国が租と調を免除されている。⁽⁵⁾

弘仁六年（八一五）には、五月から九月にかけて霖雨が続き稲が稔らなかつたので、大宰府管内の九州各国は、三年間田租を免除され、⁽⁶⁾承和十年（八四三）には、飢饉のために肥前国を始め三国一島が賑給されている。⁽⁷⁾

また、天安二年（八五八）五月には、大暴風雨のため官舎は悉く破壊され、苗は朽失してしまつて、九州地方はひどい被害をこうむつた。⁽⁸⁾ 飢饉と疾病は、慢性化して平安時代の社会を重苦しく覆つていた。

c 武家社会への胎動

貞観八年（八六六）七月十五日、「大宰府駅を馳せて奏して言う。肥前国基肆郡の人川辺豊穂告ぐ。同郡の擬大領

山春永が豊穂に語って云うには、新羅人珍寶長と共に渡って新羅国に入り、兵器を造るの術を教わり、還り来って対馬の島を撃取らんと。藤津郡領の葛津貞津、高木郡の擬大領大刀主、彼杵郡人の永岡藤津等是同謀者なり。よって射手四十五人の名簿をそえて之を進む。」⁽⁹⁾

この対馬撃取の陰謀事件には、基肄郡の擬大領である山春永が主謀者の一人として加わっているのが注目される。基肄・藤津・高木・彼杵の広範囲に及ぶ郡司層の豪族が連合して、射手四十五人を輩下に組み入れ、徒党を結んでいゝことは、当時すでに地方行政が完全に弛緩していたことを物語るとともに、豪族は武術にすぐれた私兵を養わない武装化していたことが知られる。この事件で、基肄郡司の山春永が、どう処分されたかは明らかでない。

この対馬撃取の陰謀事件がおこる八年前の天安二年(八五八)に対馬では、百姓が蜂起して、対馬守である立野連正岑を殺害し、官舎や民宅を焼くなどの暴挙を行っており、貞観十二年(八七〇)六月には、対馬に選士五十人が置かれて、⁽¹¹⁾対馬の治安が極度に悪化していたことがうかがわれる。

貞観十二年(八七〇)六月には、杵島の兵庫が震動したため、⁽¹²⁾近隣の兵士に警備を命ずるとともに、肥前国など二国二島に不虞を戒慎せしめている。九年後の元慶三年(八七九)には武備の強化を図るため、肥前国では史生一人を減じて代りに弩師を置くという処置が講じられている。⁽¹³⁾

これら一連の事件は、当時肥前国の社会不安が深刻化していたことを物語るものである。やがて、荘園の荘官層や公領の在庁官人あるいは郡司・郷司等の豪族は、血縁で結ばれた家の子、配下の名主・下人などの郎党をもって武士団を形成していった。その武士団の代表的なものが、松浦郡を中心に中小武士団の党的結合を実現した松浦党であろう。

松浦党は、肥前国松浦郡を中心に、中小武士団が結合して、中世にめざましい活動を展開するのであるが、その成

立の過程などは明らかでない。嵯峨源氏の流れをくむ源久が松浦党の祖であるといわれ、源久は源(渡辺)綱の子とも三世孫とも伝えられていて、その系譜は明らかでない。

鳥栖地方においては、三根郡綾部城に拠った日向太郎通良がある。通良は、肥前権守となって三根郡綾部に下向してきた藤原幸通の子であって、⁽¹⁴⁾検非違使であり肥前国総追捕使であった。ところが平治の乱に際して平氏に従わず、綾部城に拠って兵を挙げた。時に平治元年(一一五九)で、平清盛は筑後守平家貞をして綾部城を攻めさせた。しかし、綾部城が落城しないので、翌永暦元年には平家貞の子である貞能を肥後守に任じ、肥後・筑後の両国の軍を合わせて綾部城を攻め、日向太郎を遂に降した。

この日向太郎通良の裔から綾部氏・嬉野氏・白石氏・西郷氏・本告氏・土井氏などが現われ、肥前国の武士として各地に割拠するのであるが、松浦党のように党的結合は遂にみられなかった。

綾部城が落ちてからは、平氏の勢力が肥前においても強くなり、仁安二年(一一六七)には杵島郡が平清盛の大功臣となつて、平氏の勢力が更に強く肥前国に及んできた。しかし、平清盛が没すると、次第に源氏になびく武士もあらわれ、治承五年(一一八一)二月には、松浦党は肥後の菊池氏、筑前の原田氏、豊後の緒方氏などとともに、源氏に依りて平氏打倒のため戦っている。

寿永二年(一一八三)源義仲が京に入り、平氏は安德天皇を奉じて西下したが、その時松浦党は平氏と行動を共にし、一の谷の戦いでは、松浦党の源久の義子である松浦太郎高俊が戦死している。⁽¹⁵⁾壇の浦の戦いでは、平家物語に「松浦党三百余艘にて二陣につづく。」と、あるように、松浦党は平氏の主力的存在となっているが、戦いも半ばすぎには松浦党は平氏をはなれて、源氏に味方し、平氏滅亡の一つの大きな起因となった。

(3) 神社と仏教文化

a 神社

延喜式によると、神祇官が祈年祭・月次祭・新嘗祭に官幣を案上に奉斎する大社、祈年祭に官幣を案下に奉斎する小社、国司が祈年祭に国幣を奉斎する大社・小社の四種に分けられ、前の二社を官幣社、後の二社を国幣社と称した。

神社には神戸が設定され、神封・神田なども給せられた。八世紀後半ごろから神々に位階を授与する例が始まり、律令体制の動揺が激しくなった九世紀以降は神階叙授の傾向が顕著になっていった。

延喜式に記載されている神社、いわゆる式内社には、呼子町加部島の田島神、基山町の荒穂天神、大和町川上の予等比咩神がある。荒穂天神は、鳥栖地方唯一の式内社であって、社格は小社である。貞観二年（八六〇）に、従五位上から正五位下に昇叙されており、十九町五反の神領を有していた。

鳥栖市の東屋（四阿屋）明神は、延喜二十年（九二〇）に従五位下に叙せられていて、神領三町三反を給せられていた。三根町天建寺



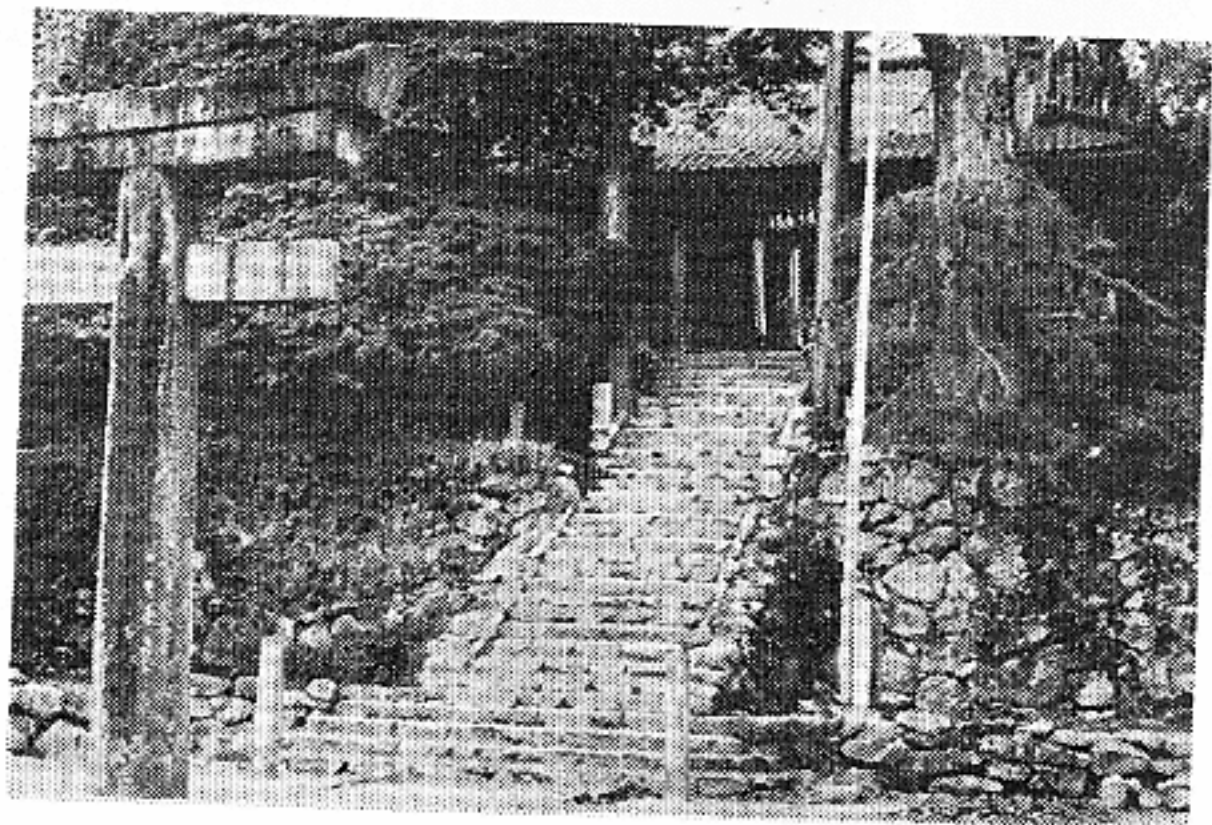
写真IV-20 基山町の荒穂神社

の葛木神社は、貞観十五年（八七三）に葛木一言主神として従五位下に叙せられており、河上神社文書に一品社として神領十一町三反とあるのは、この葛木神社のことであろう。また、平安時代の後期から北茂安町の千栗八幡社の名もあらわれてくる。

b 仏教文化

肥前風土記には神埼郡と佐嘉郡の二郡にそれぞれ一寺とするされているが、寺院名はあげられていない。しかし、佐嘉郡の一寺は、肥前国衙近くに設けられた肥前国分寺で、神埼郡の一寺は異論もあるが東脊振村の辛上廃寺であろうと考えられる。

鳥栖地方の基肄・養父・三根の三郡については、風土記に記載された寺院はないが、奈良時代の終りごろまでには、城山四王院と塔の塚廃寺の二寺が建立されていたのではないかと考えられる。城山四王院は、奈良時代の宝亀四年（七七三）に基山町の基肄城内に建立された寺であるが、基肄



写真IV-21 牛原町の四阿屋（あずまや）神社

城趾内には諸処に礎石群があり、城郭関係の建造物が設けられていた関係からどこに寺が建てられていたかは明らかでない。とにかく、奈良時代に長門の長門城や筑前の大野城などに設けられた四王寺と同じように、この基肄城内に仏力によって外敵を鎮圧しようとして仏法守護の四天王をまつたものであろう。しかし、この城山四王院の廃絶の時期は、基肄城の終末とともに明らかでない。

塔の塚廃寺は、上峰村の坊所にあつて、その寺院の規模や寺域など明らかでない。しかし、出土している遺瓦から

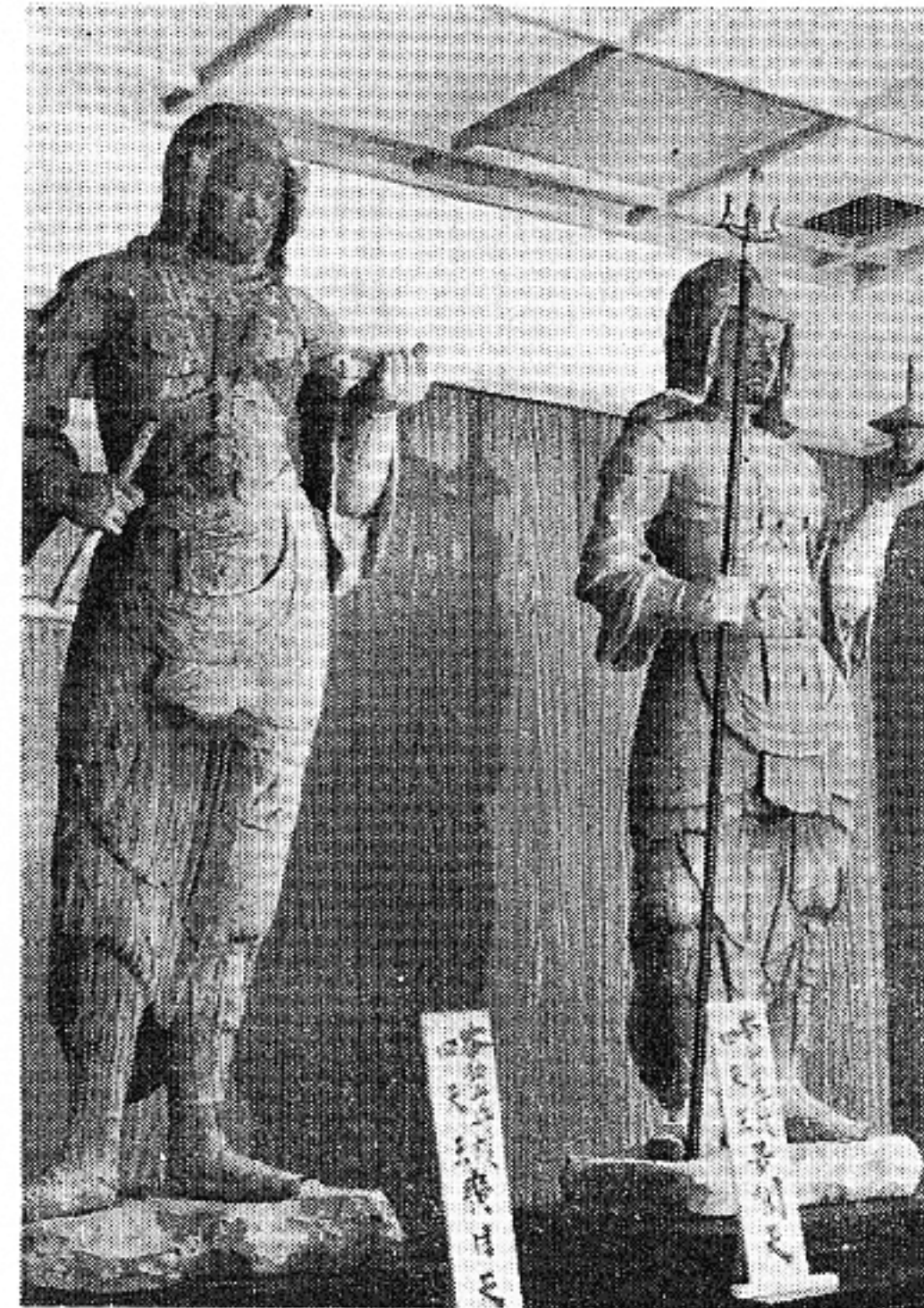
みて、奈良時代後期に建立された寺院であろうと推定されている。この寺は、恐らく筑紫米多国造の末裔である米多君一族か、神埼郡から三根郡を分郡したと風土記に伝える海部直鳥の一族かによって、建立された寺院ではないかと推定されるが、その創建や廃絶の時期など明らかでない。

基山町園部に小松観音の名で知られた天台宗の大興善寺がある。大興善寺は、養老元年に僧行基が創建し、平安時代に慈覚大師が中興したと伝える由緒ある寺院であって、現在ではつつじの名所として知られている。

この寺に重要文化財に指定されている木造広目天立像と木造多聞天立像の二軀の仏像が安置されている。広目天は像高一・四九^分寸で檜材、多聞天は一・四六^分寸で栴檀材、ともに彫眼で素地をあらわしている。頭体部を一木彫成とし、背削を施し、両肩および両手首を短ぎ付けてある。

広目天は、かぶとを戴き面は僅かに左下を向き、瞋目・開口し、甲を着す。左腕をまげ掌上にして卷子を握り、右腕を屈けて筆をとり、腰を左にひねり両足を開いて立つ。

多聞天は、かぶとをかぶり甲を着て、面を僅かに下向け、左腕を屈けて塔を捧げ、右腕をまげて鉞を執る。腰を僅かに左にひねって両足を開いて立つ。



写真IV-22

基山町大興善寺の広目天立像(左)
と多聞天立像(国重要文化財)

この二軀の仏像は、四方守護の四天王像の中の二軀であって、天部像にみられる誇張躍動の風はなく、沈静の趣がある。造立についての資料はないが、藤原時代の前期から中期にかけての作風が感じられ、県内では彫像年代の古い仏像の一つである。

注 (1) 松尾禎作「鳥栖地方の庄公分布」

- (2) 類聚四代格
- (3) 日本三代実録
- (4) 日本三代実録
- (5) 類聚国史
- (6) 日本後記
- (7) 続日本後記
- (8) 日本文徳天皇実録
- (9) 日本三代実録
- (10) 日本文徳天皇実録
- (11) 日本三代実録
- (12) 日本三代実録
- (13) 類聚三代格
- (14) 松尾禎作「中原村の史話伝説」昭30・11・3
- (15) 北波多村史、上巻昭36・9・1

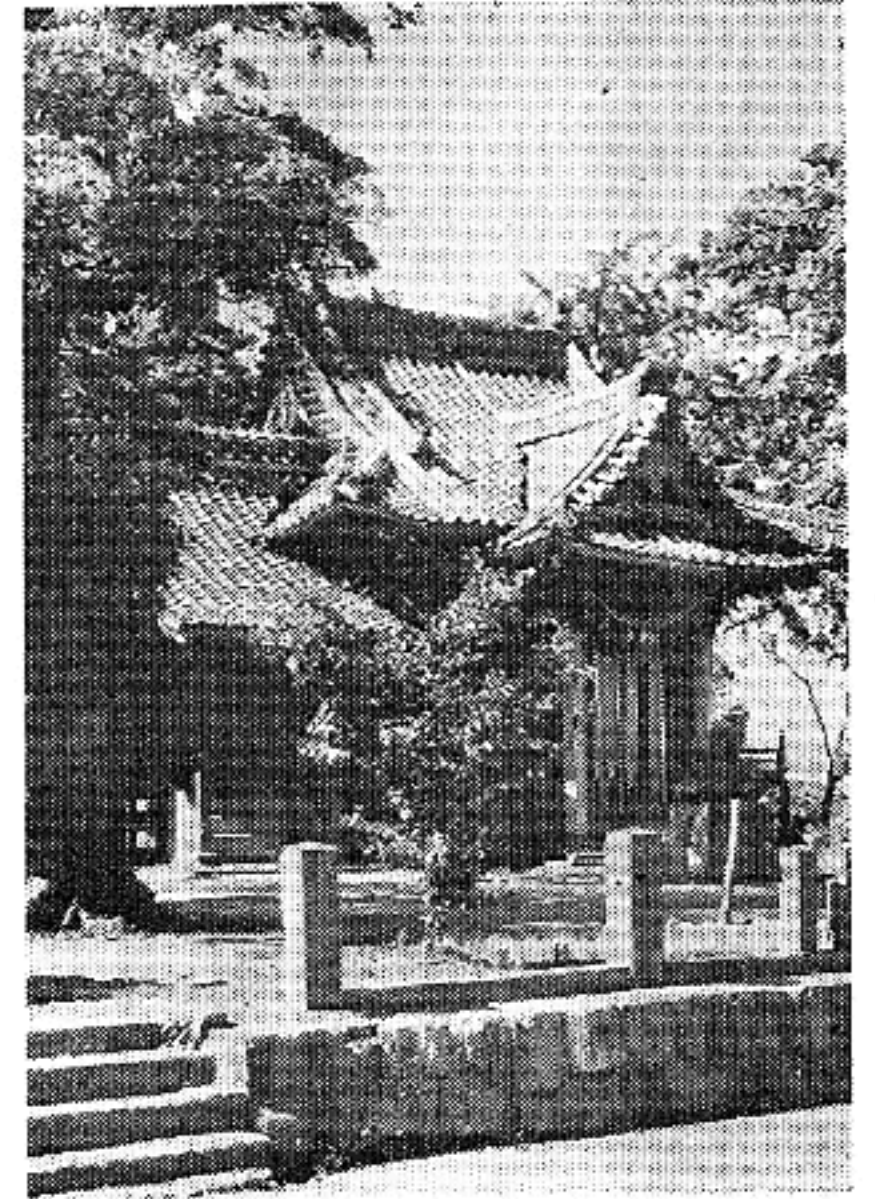
V
中
世

1 鎌倉幕府の成立

(1) 鳥栖地方の地頭御家人

平安時代の末期、院政の内部矛盾から発した保元・平治の乱は、院の傭兵であった武士を政界の中枢へ進出させるもとをつくった。

平清盛は、保元の乱の翌年保元二年(一一五七)、大宰大貳に就任し九州における支配権を手におさめ、対宋貿易にも積極的にとりくみ、平氏政権の基礎をつくった。しかし、平氏の九州支配は平穩なものではなかった。京都において源氏を中央政界から放逐した平治の乱後には、佐賀県杵島郡、長崎県高来郡一帯に勢力をもっていた肥前国住人日向太郎通良の反乱が約一年にわたって続いた。また治承元年(一一七七)の平氏打倒の陰謀(鹿力谷事件)が発覚し、同四年には後白河法皇の皇子以仁王の平氏追討の令旨が発せられて、全国的に源平の内乱期に入る。しかし九州においては源平の争乱とは無関係に、独自の反律令的、反平氏政権的反乱があいついで起こった。肥後の菊池隆直・豊後の緒方惟能・薩摩の阿多忠景等の乱は、京都においても「筑紫又有叛逆之者」(『玉葉』治承四年九月十九日)と注目されている。この治承四年九月には、源頼朝が石橋山に敗れ再起を期している時期で、いまだ源氏優勢前であるところに注意しなければならぬ。しかし、平氏勢力も大宰府府官(役人)の原田種直をはじめ山鹿秀遠・板井種遠等の平氏



写真V-1

本鳥栖町の老松宮、水影神社

家人が北九州を中心に強い勢力をもっていた。⁽¹⁾ こうした平安時代末期の九州の情勢は、平氏勢力とこれに反抗する反律令的反乱勢力下において、律令制を否定しつつ、領主勢力の基盤の上に立って、領主層を御家人として組織して、政権を樹立しようとする源氏Ⅱ頼朝政権にとっては、九州の統治はもつとも困難な地方の一つであった。

寿永四〇文
治元年(一一

八五)、長門国(山口県)の壇の浦に平家を滅亡させた源頼朝は、建久三年(一一九二)征夷大将軍となり鎌倉に幕府を開いた。頼朝はこの間に文治二年には義経・行家追討を名目に、全国の国々に守護を設置し、荘園内には御家人を地頭として補任(任命)した。また文治五年には奥州に藤原氏を討ち、守護・地頭を手足として全国に鎌倉幕府の支配権を及ぼしていった。

鎌倉時代の肥前国の守護は、表V・1に示すとおりであるが、一方地頭として鳥栖地方に在任した御家人については以下のべるとおりである。

a 曾禰崎氏



写真V-2 現在の曾根崎町一帯

鳥栖地方の地頭御家人は史料により曾禰崎氏・土々呂木氏・藤木氏・綾部氏等を知ることができるが、史料が断片的であるために、その全体を知るには至らない。まず曾禰崎氏についてはつぎの文書に見ることができ。

文書① 在御判

下 平通隆

可令早停止備後権守高経非論安堵、肥前国基肄郡内曾禰崎并堺別符行武名地頭職事右件所々高経与通俊依致相論、勘決両方理非之处、通俊已抱道理、早為地頭可令安堵、但於有限所当年責者、従本所下知、任先例可致其沙汰、抑此所々為平家領之由、載通隆之証文、然者擬没官、可令進止之状如件、任人宜承知、依件用之、以下

文治三年五月九日

文書② 下 平通隆

可任 鎌倉殿御下文、停止備後権守高経非論、為地頭令知行肥前国基肄郡内曾禰崎并堺別符行武名事右、去五月九日御下文今日到来備、右件所々高経与通隆依致相論、勘決両方理非之处、通隆已抱道理、早為地頭司令安堵、但於有限所当年責者、従本所之下知、任先例可致其沙汰、於此所々為平家領之由、載通隆之証文、宜然者擬没官可令進止之状如件、任人等宜承知、依件用之、以下者、任御下文停止高経之非論、為地頭可令知行之状、如件

文治三年六月十七日

表V-1 鎌倉時代 肥前国守護

年 代	守 護
建久?—弘安3—	武 藤 氏
—弘安?—永仁3—	北条為時、定宗
—永仁5—元弘	鎮西探題兼補

(佐藤進一『鎌倉幕府守護制度』による)

權大典紀
大監惟宗朝臣 在判

この文書①は源頼朝下文とよばれ、文書②が大宰府政所下文といわれるものである。文書①によれば源頼朝が平通隆に曾禰崎および堺別符行武名の地頭職を安堵し、ついでこれをうけた大宰府政所が文書②によって、さらに平通隆に地頭職の安堵を施行しているのである。平安時代最末期の平氏の全盛時代には、平氏が大宰府の機構を掌握し、また神埼荘の南部(道海島)を日宋貿易の拠点とするなど、北九州は平氏の強い勢力下にあった。そのため鎌倉幕府を樹立した源氏政権も北九州には容易に勢力を伸長することができず、文書①の將軍源頼朝の直接の下文(命令)だけでなく、文書②にみられるように大宰府政所の旧律令制機構の権威を用いて、その行政的権限を必要としたのである。文書②の末尾の三人の署判は前二者が大宰府政所の府官(役人)であり、最後の「藤原」は頼朝が鎮西(九州)支配のために九州に下向させた天野遠景である。遠景の九州下向は、平氏勢力を一掃し、幕府の支配を貫徹しようという意向のあらわれである。⁽²⁾

つぎに文書①、文書②二つに示されていることは、平通隆が源頼朝から基肄郡の曾禰崎と堺別符行武名の地頭職(地頭としての権限)を備後権守高経という人物と相論のすえ、頼朝の裁決によって安堵されたことを示している。そして、この曾禰崎と堺別符行武名は「此所々為平家領之由」とともに平氏方の所領であった。頼朝は全国に散在する平氏方の所領を没収して(これを「平家没官領」といふ)これらを自らの御家人に恩賞として与えた。曾禰崎、堺別符行武名も、平家没官領として御家人平通隆に与えられたものである。

地頭職を与えられた通隆は、「有限所当年貢」すなわち限りある定められた年貢・労役を、「従本所之下知」荘園領主の命令に従って、先例のように徴収せよと命じている。地頭であり御家人である通隆は、日常的には荘園年貢の徴収

にあたり、他方、地頭職にともなう得分(収入)を得、それによって、下人・所従をかかえて幕府への奉公(軍事力の負担)を行なうのである。この場合の地頭得分がどのくらいであったかは明らかでない。なお本所(荘園領主)は大宰府天満宮安楽寺であったと思われる。(後掲)

ついで、建久四年(一一九三)四月三日、平通友は通隆の場合と同じく、頼朝から政所下文によって、曾禰崎と堺別符行武名の地頭職を与え(安堵)られている。

將軍家政所下、肥前国基肄郡内曾禰崎并堺別符行武名

補任 地頭職事

平通友

右人、補任役職之状、所仰如件、住人宜承知、勿遠失、以下

建久四年四月三日

案主清原在判

知家中原在判

令大藏丞藤原在判

別当前因幡守中原在判

散位藤原朝臣在判

〔「曾根崎元一氏所蔵」『大分県史料』(49)〕

この將軍家政所下文は地頭蔵が平通隆から平通友に譲渡されたものを鎌倉幕府が承認し、補任していることを示している。通友への地頭職補任は通隆の場合のように大宰府政所の行政機構に依頼することなく、幕府から直接の補任であって、これは幕府権力の浸透を示すものであろう。

さて、通隆、通友が(おそらく親子と思われる)知行する曾禰崎と堺別符行武名の規模はどのくらいのものであったら

うか。曾禰崎については不明であるが、行武名については、曾禰崎文書の建久八年（一一九七）七月の「肥前国田帳断簡」によるとつぎのようになっている。

（○前略）

基肄郡五百四十九丁五反二丈

同南郷百五十丁六反

行武七十丁掃部頭沙汰 地頭曾禰崎平太通友

（○後略）

（『統群書類従』雑部二二四）

とある。これは曾禰崎氏が建久田帳のうち自分に關係する所領部分を抜書したものであると思われる。基肄郡五四九丁五反余のうち、基肄郡が南北両郷に分れ、南郷が一五〇丁六反であり、そのうち行武名がそのほぼ半分の七〇丁を占め、その地頭が曾禰崎平太通友であることを示している。規模がわからない曾禰崎とあわせると百丁を越すものと思われ、かなり規模の大きな地頭であったといえよう。

曾禰崎氏は、通隆から通友の代になって地名曾禰崎（現地名曾根崎）を姓として名乗ってきたが、こうした平家没官領に地頭として入って来た曾禰崎氏はおそらく関東から派遣された御家人であろう（「下り衆」という）。このように新しく所領を安堵された場合を新恩安堵という。

b 綾部氏

曾禰崎氏のような新恩安堵に対し、以前からその土地を生活の基盤として知行していた所領を安堵された場合を旧領安堵という。この旧領安堵にあてはまる鳥栖地方の御家人に綾部氏がある。

十一月十日、下文日肥前国綾部四郎大夫通俊、賀瀬新太郎通宗（通俊之弟）奥州御供之条、入神妙之御家色、早可用肥前国第一之御家人、雖有科罪、三箇度可有御免云々（『歴代鎮西要路』卷三文治三年）

頼朝のこの下文は、綾部通俊、賀瀬通宗の兄弟が、頼朝の奥州出陣に供奉して大いに頼朝の意にかなない、その結果肥前国第一の御家人に推され、万一罪をおかすことがあっても三度までは宥免することが認められた、ということである。ところが頼朝が藤原泰衡を討つため奥州に出兵したのは、文治五年七月であり、右の記録に記するところとは二カ年の差がある。この記事は、『歴代鎮西要路』の編者が偽文書をそのまま信じたための誤りであろう。しかしこの通俊・通宗兄弟が頼朝に従って奥州まで行ったかどうか、その真偽はともかくとして、綾部通俊・賀瀬通宗の両人が御家人として実在したことはまちがいなからう。『肥前国風土記』には「三根漢部郷あやべ郷」の地名が記されており、この漢部が綾部になって現在にその地名を残している。綾部の地にはすでに豊後国（大分県）宇佐八幡宮の荘園として綾部荘が成立していた。綾部氏はこの綾部荘に居住する開発領主が武士化して綾部姓を名乗るようになったものである。

「大川文書」（『九州史料叢書』）と「綾部文書」（九州大学国史学研究室蔵）に所収される綾部氏系図をもとにして作製したものが表V-2の綾部氏系図である。綾部氏の所領については文書の不備により全く判明しない。藤木氏・土々呂木氏についてはそれぞれ藤木氏は1の(2)、土々呂木氏は3の(3)において述べる。



写真V-3

藤木町の宝満宮境内

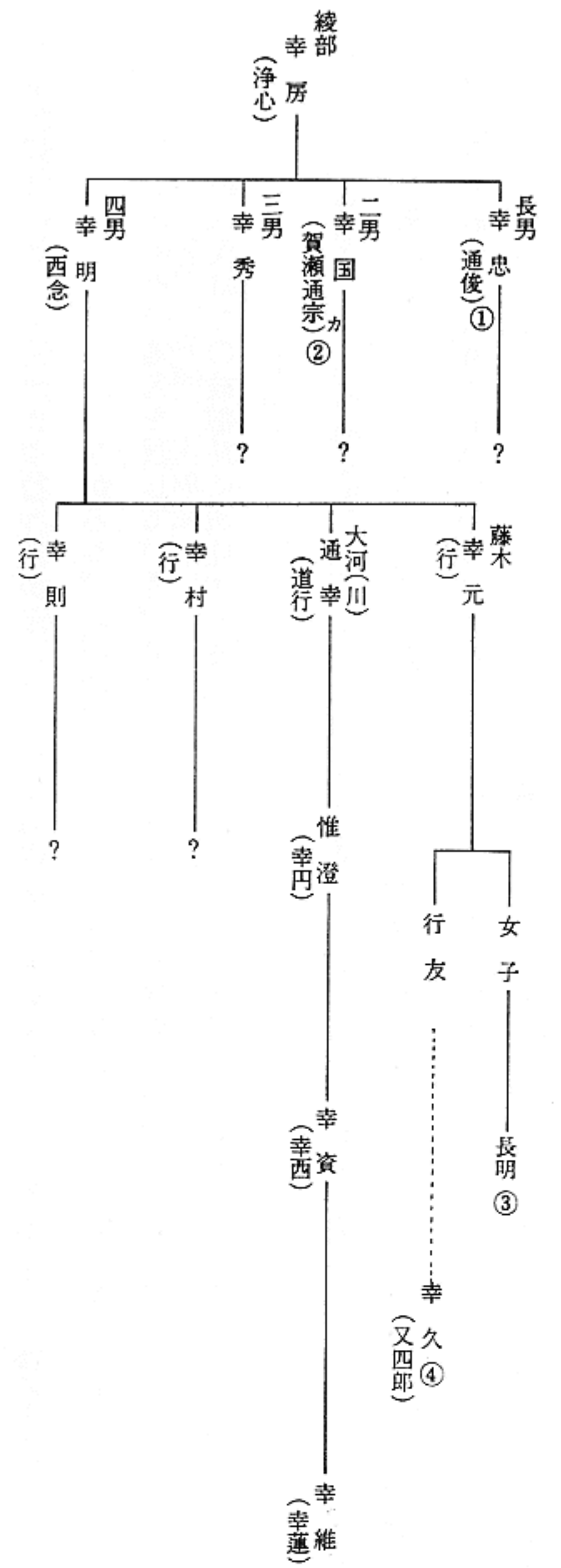
娘は塚崎長明を代理人に、娘の継母は藤木行重を代理人に立てて争った。係争地は「藤木村内屋敷・名田」と「宰府地式所」である。まず前者について双方の主張点と幕府の判決をまとめ、継母方は、娘は父との仲が悪く、娘は父から「義絶」されて所領内から追出され、父行元から娘への譲状は返還させられているので娘の相続権はないとする主張に対し、娘方は、父行元との仲違いの事実はなく、むしろ父との関係は別居して「小屋」を建てたときには、父が実際に見分してくれているし、父が所労の時は看病し臨終に至っては飲食物の世話もして、父娘間の仲はよかった。しかるに継母が、父に対して娘の悪口をいったために、父は娘への譲渡を解消してしまい、また継母方が提出している譲状は偽書であるということこそ

表V-2にみるように、綾部氏の一族に藤木氏がある。ここでは、これら御家人の生活の一端を知るために、この藤木行元の娘と行元の後妻（娘の継母）との間におこった所領をめぐる訴訟について述べる。この訴訟の内容は、幕府の判決文である建長七年（一二五五）九月十三日の関東裁許状によって知ることができるが、これを要約すれば次のようである。

(2) 地頭御家人の生活

藤木氏の娘とその継母

表V-2 綾部氏系図



綾部氏系図注

- ① 綾部文書、「藤原姓綾部氏系図」に幸房の息に幸忠あり、その尻付に「前名四郎太夫通俊後文治三年右大将頼朝公奥州……」とある。
- ② 『暦代鎮西要略』にみゆる「加瀬新太郎通宗は、この幸□か幸秀であろうと思われるが、大川文書、正治二年（一二〇〇）二月藤原幸明讓状にみえる「賀世殿」は世々瀬ではないか。
- ③ (2)項（二五一頁）にみる塚崎長明。
- ④ 綾部文書「筑後国岩田庄地頭職 親監法師 廿三分、為勲功賞藤木又四郎幸久可令知行者天氣如此、悉之以状 建武元年三月廿一日 左衛門権佐（花押）」

の無効の訴えをしている。娘と継母との対立点は右のようであるが、幕府は、後家（継母）方が提出した建長元年十月五日、同四年四月十日の二通の讓状を真書として、それを所持していることを証拠にして、後家方の勝訴とした。裁許状に所引される二通の讓状の内容は、「讓渡藤原氏女仁藤木仁所給女子之由」（元年讓状）のように藤木屋敷・名田に後家と娘の所領が錯綜していたことを認め、「坪之藪之為親不思議那留仁依天悔還天讓渡代女」（同）、「所給女（娘）讓状坪取天進之」（四年讓状）と娘分を「悔還」し「坪取」て、全部を後家に讓渡し、讓渡の方法は、いわゆる一期分として生涯を限って相続させ、死後は子息の弥三郎か四郎に相続させよとしている。

一方「宰府地式所」（おそらく太宰府天満宮を領家にもつ田地であろう）については、後家が基本になる証拠の文書をもたないから不審な点が残るとして、武藤資能に立会いをもとめて、双方が所持している証文を出しあい、十分に究明して結着をつけよということ、最終的な裁決は下さなかった。このような両者の主張点、幕府の裁判の態度から、当時の武家の様子を推察することができる。武家の一族の中心は惣領が一族庶子の統率者として、家督・遺産の管理・相続の権限を有し、幕府（將軍）に対しては一族を代表して番役等の軍役の奉公を行なうものであった。こうした惣領制は鎌倉時代が下るにつれて弱まり、庶子の独立傾向が強まった。鎌倉時代には、この争論にみられるように遺産の相続権が女子にもあり、婚家先においても相続権が保持されていた。しかし女子の相続権には、継母の場合にみられたように、讓渡権のない「二期」相続の風習が次第に一般的になった。それでも鎌倉時代の武家の女性は、相続権の存在から日本歴史の中にあつて比較的地位は高く、『十六夜日記』の筆者阿仏尼にみられるように行動的であつた。武士の生活の基盤は屋敷地であり、屋敷の中に館をかまえ、館の囲りには名子小屋・田畠等をめぐらし数反歩から一町歩ほどの広さをもっていた。そして屋敷地の周辺には自己の名田をかかえていたのである。藤木行元は少くとも藤木屋敷と綾部屋敷をもっていたことがわかるが、こうした単位が地頭御家人の生産力と軍事力の基盤になった。そして

て有力な御家人は、行元が「宰府地二カ所」を収得したように、財力にまかせて、所領の拡大につとめたのである。

2 荘園制の展開

鎌倉時代における鳥栖地方の土地の支配関係はどのようなようになっていたのだろうか。鎌倉時代の土地制度によれば、それは公田である国衙領と私領となった荘園に二分される。鳥栖地方における公田は国衙領と荘園の存在を知る史料として、正安五年(一二九二)八月六日付の「河上宮造管用途支配惣田数注文」(「河上神社文書」『佐賀県史料集成』第一巻)がある。(以下「惣田数注文」と略記す)当時、一宮は神社造営のための費用を一国全体に平均して課徴する「一國平均の役」という権限をもっていた。肥前国一宮である河上神社は、この権限にしたがって、肥前国全体に造営費用を徴収するための、「惣田数注文」を作成したのである。

表V-3はこの「惣田数注文」から鳥栖地方の部分を抜き出したものである。この表によって基肄・養父両郡のうち、ほぼ半数が荘園になっていることがわかる。荘園のうち大宰府天満宮安楽寺領が圧倒的に多く、安楽寺に距離的に近く、安楽寺の膝下荘園であるところにその特徴がある。ついで豊後国宇佐八幡宮弥勒寺領が残り全部を占めている。

つぎにこれら荘園について、その成立と鎌倉時代における動向を記していこう。

まず大宰府天満宮安楽寺領(以下天満宮領と略記)については、大宰府天満宮文書の「天満宮安楽寺草創日記」(大宰府・太宰府天満宮・博多史料)続中世編(四)によって説明を加える。

小倉荘 永観二年(九八四)、時の大宰大貳菅原輔正が安楽寺内に常行堂・宝院・中門廊・廻廊などを建立し、これら建造物の経営のために小倉荘五十六町を安楽寺に寄進した。菅原輔正は円融天皇の侍読をつとめたことがあり、その関係から円融天皇の祈願のために建造したのである。「惣田数注文」には小倉荘五十六町八反とあり、八反の増加をみている。この差は記載の誤りか、開墾によるものか不明である。

表V-3 鎌倉時代、鳥栖地方の荘園と公領

		町	反	丈
荘	大宰府天満宮安楽寺領			
	小倉荘	56	8	
	鳥栖荘	45	2	
	幸津荘	50	2	
	幸津新荘	55		
	幸石動荘	47		
園	その他	80		
	綾養部荘	70		
	養父部荘	27		
	(元千栗領)	30	3)	
	村田部荘	127		
	齒東屋(四阿屋カ)	86	7	
公田	基肄郷	157	8	3
	基肄郷	327	3	3
	養父郷	232	2	
	養父郷	193	6	
	(「百二十七丁元米云々」)	残六十	六丁六反)	
	義徳保	70		
瓜	(「号天神御領相除」)			
	生野保	79		4

正応五年「河上宮造管用途支配惣田数注文」より

鳥栖荘 永保三年(一〇八三)安楽寺安養院に筑前国長田荘四十町二丈とともに鳥栖荘が寄進されている。この時の鳥栖荘の規模はわからないが、「惣田数注文」には四十五町二反とある。
幸津荘・幸津新荘 鳥栖荘と同じ永保三年に「幸津両荘」として百五十町二百六十歩が安楽寺内浄土寺東堂に寄進されている。「惣田数注文」は幸津荘五十町二反、幸津新荘五十五町とあり、計百五町二反になるが、この約四十五町の差異がどこからくるものかは明かでない。

表V-4 鳥栖地方の荘園と安楽寺塔堂本尊の関係

年 代	塔 堂	本 尊	荘 園 名
永承2 (1047)	新 三 味 堂	阿弥陀如来5躰	神 辺 荘
永保3 (1083)	宝 塔 院	不 明	石 動 荘
〃	安 養 院	阿弥陀仏(丈六)	鳥 栖 荘
〃	浄 土 寺 東 堂	阿弥陀如来三尊	幸 津・新 荘

石動荘 石動荘は鳥栖荘・幸津両荘と同じ永保三年安楽寺宝塔院に寄進された。規模は四十七町で、「惣田数注文」と同じである。

神辺荘 永承二年(一〇四七)安楽寺新三昧堂に寄進された。規模は五十町である。「惣田数注文」には八十町と記され、三十町の増加をみている。

以上が鳥栖地方の天満宮領荘園であるが、永観二年に寄進された小倉荘を除いて、鳥栖荘・幸津荘・幸津新荘・石動荘・神辺荘がいずれも平安時代の藤原摂関政治末期に寄進されている。これを宗教の面からいえば、浄土信仰がもつとも栄えた時期に集中しているのである。

寛仁三年(一〇一九)藤原道長は出家して、法成寺を建立し、藤原頼通が宇治の平等院阿弥陀堂(鳳凰堂)を創建したのが天喜元年(一〇五三)である。筑前の安楽寺にも浄土信仰が伝えられそのための塔堂が多く建立され、塔堂の経営費用のためにこれらの荘園が寄進されたのである。これらの塔堂の本尊仏は表に示すと表V・4のとおりである。鳥栖地方の天満宮領荘園は、中央において「公地立錐の地なきか」と嘆かれるほどに、荘園が藤原氏に集中された時期で、京都における浄土教信仰が地方へ伝播成立した時期でもある。

つぎに豊後国宇佐宮弥勒寺領(以下宇佐宮領と略記)には綾部荘と養父荘・村田荘・基肄郡重枝名田・豆津別符がある。

綾部荘 現三養基郡中原村であるが、綾部荘は、長久三年(一〇四二)七月荘園として成立したものである。(立券荘号)荘園の領域を定め、国衙に納める租税を免除される特権(不輸権)を肥前国々衙・大宰府政所から承認されていた。

養父荘 養父荘の成立は年代不明であるが、承久二年(一二二〇)十二月の石清水文書によると、弥勒寺の検校祐清

が権別当僧都棟清に譲与処分した荘園の中に、綾部荘と養父荘がある。また同じ年月日不明の石清水文書に収める宇佐宮弥勒寺喜多院所領涯進には、綾部荘三十町、上養父荘二十町と記され「惣田数注文」に掲げる綾部荘七十町、養父荘二十七町とかなりの開きがある。

綾部荘は、先に述べた鎌倉御家人綾部氏の本拠地である。おそらく綾部氏の開発によって開かれた田地を宇佐宮に寄進して荘園になったものと思われる。綾部氏は綾部荘の荘官として荘務にあずかっていたのである。

村田荘 「惣田数注文」にみえる村田荘百二十七町は「八幡宇佐宮御神領大鏡」(『大分県史料』以下「宇佐大鏡」と略記)に記載される村田別符と同じであろう。「宇佐大鏡」は規模が百三十町、(あるいは二百町とも記されている)加地子三十石、副米二十一石とあり、「国半不輸」と記している。この記載によって荘園の規模と荘園年貢の量が比較される。

豆津別符 基肄郡重枝名田は、「宇佐大鏡」によると「宮役起請田廿四丁三反卅、官召物、副米七石、加地子米十二石一斗九升、国半不輸」とあり、また豆津別符は「畠地、官召物、麦地子、桑代、苧、在家、門布」とある。

以上、天満宮領や宇佐宮領のように荘園領主がわかるものほかに、園部荘八十六町七反、東屋(四阿屋)荘三町三反のように領主が判明しない荘園がある。史料的にも「惣田数注文」によってその規模がわかるだけで、成立年代もその後の動向についても全く判明しないものがある。また鎌倉時代の史料に荘名がみられず、南北朝以後にみられる下野荘・姫方荘についてはのちに述べる。

3 鳥栖地方御家人の動向

(1) 元 寇

a 鳥栖地方御家人の出陣

文永十一年（一二七四）と弘安四年（一二八一）の二度にわたる元軍の襲来は、鎌倉時代に於ける日本の社会に与えた影響は大きく、鎌倉幕府倒壊への端緒をつくったといっても過言ではないであろう。とくに二度の来襲を直接にうけた九州は非常に大きな影響をこうむった。

フビライの国書の返答を拒否した鎌倉幕府は、元軍の襲来にそなえ、九州在地の御家人に臨戦態勢をとらせるとともに、九州に所領を有し、鎌倉に在住する御家人には九州に下行することを命じた。

元軍の第一回の襲来は文永十一年十月で、蒙古・高麗の船隊九百余艘と三万三千の兵が対馬・壱岐からさらに松浦郡沿岸を侵略し、進んで博多湾にせまった。幕府軍は博多に九州の御家人を集結し、十月二十日元軍を博多の西海岸に迎え撃った。しかし元軍の戦闘方式は、幕府軍のように互いに名乗り合う一騎打ちによる個人戦ではなく、集団で一せいに攻めかかるもので、武器も毒矢・火薬などが使用された。幕府軍はこの集団戦に漸次不利となり、夜に入り水城（福岡県太宰府町）に退きここに防御線をはった。ところが、元軍はその夜の大暴風雨のため、多くの船艦を大破、

沈没させて敗退してしまった。これがいわゆる文永の役である。

この文永の役には、九州の全御家人が防戦に動員されたため、当然鳥栖地方に在住する御家人も合戦に参加した。その例は曾禰崎氏である。

將軍家政所下 豊後国田染郷内糸永名綿貫左衛門入道跡

可令早曾禰崎法橋慶増為地頭職事

右、文永十一年蒙古合戦賞在郷名字相違之間、所成改也者、早守先例、可致沙汰之状所仰如件、以下

弘安元年七月八日

案主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別当相模守朝臣（時宗）在御判

（「曾根崎元一氏所蔵文書」「大分県史料」(九)

右の文書にあきらかなように、曾禰崎法橋慶増は文永の役に出陣した恩賞として、豊後国田染郷内の糸永名の地頭職を宛行なわれた。糸永名は、弘安八年に作られたといわれる「豊後国田染郷」に、国東郡一六三八町のなかの「糸永名三十町 肥前国御宗人曾禰崎淡路法橋慶増（地）」と記され、その規模三十町であることがわかる。この法橋慶増は、さきの通友とどのような関係にあるのかは不明であるが、一族内の者であろうという推測はできる。曾禰崎氏は後に鳥栖地方にはみられなくなり、豊後国田染郷を中心に活躍するようになるが、その契機はすでにこの時に見られるのである。

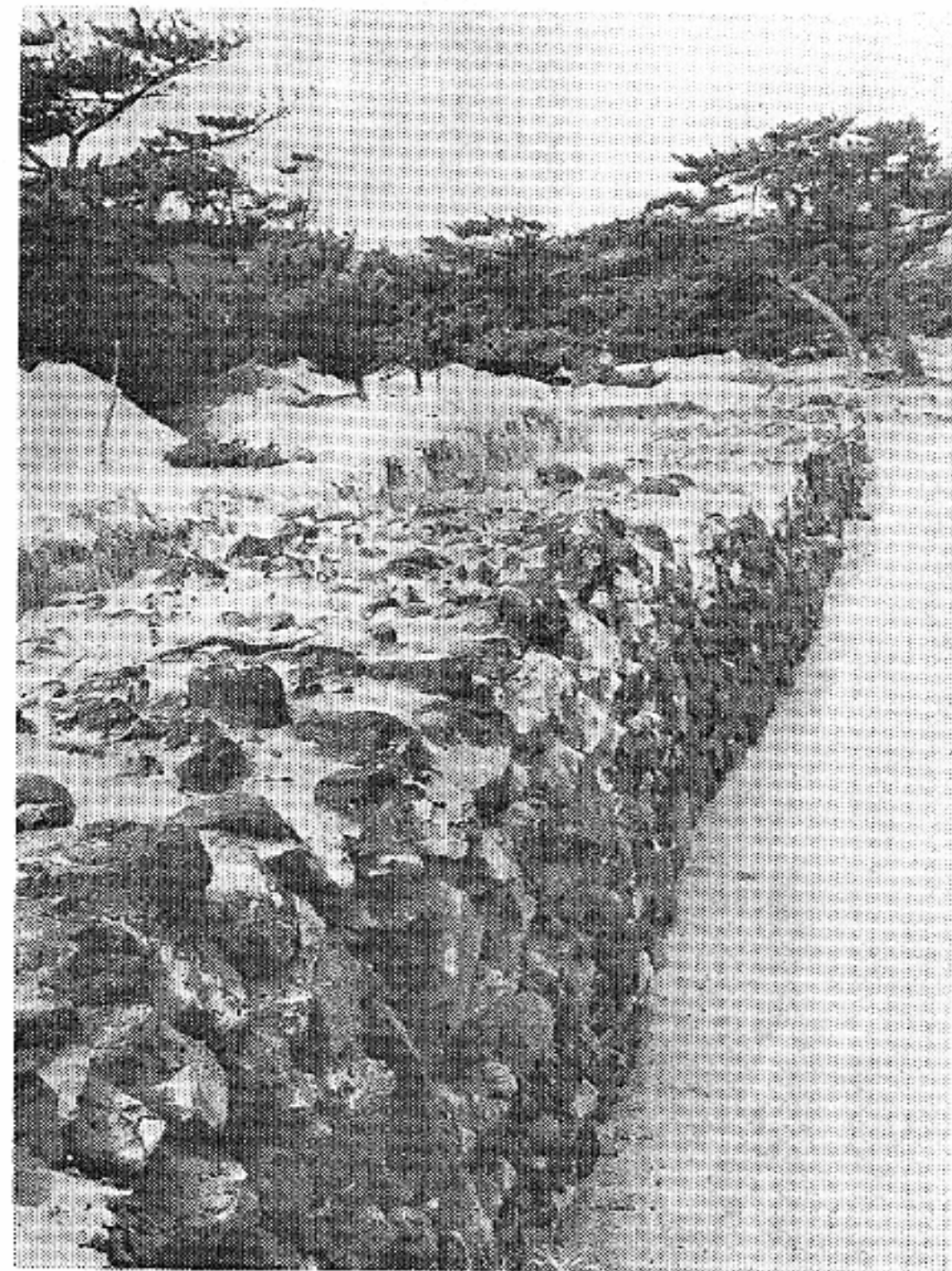
また同じ「豊後国田染郷」には、「速見郡下倉成名十六町、肥前国御家人綾部小次郎道明跡後家善阿女子小田原五郎景郷配分為知行云々」と記され、これは肥前国御家人綾部小次郎道明が、かつて下倉成名十六町を知行していたこと

を示しているが、道明も慶増と同じく文永の役に出陣して、下倉成名を恩賞として与えられたものであろう。道明は綾部氏の一族とおもわれるが、表V-2表に掲げた綾部氏系図内の位置は不明である。

このように、文永の役において、鳥栖地方に居住していた御家人が、合戦に動員され恩賞を与えられていることは右の二つの例によってもあきらかなことである。

最初の元軍襲来は、暴風による偶然によって撤退したが、幕府はつぎの襲来に対して構えた。すなわち九州の御家人に対し「異国警固番役」を制度化して恒常的なものとし、鎌倉番役を免除して北九州沿岸の警備にあたらせるようにした。幕府はまた、博多湾を中心にして東西にわたる石築地いしつちを築造させ、いわゆる元寇防塁を築造させた。これからの制度や事業は御家人の経済的負担となり、また永く領地をはなれて異国警固番役に従うことは、所領の支配を弱めて、御家人の生活を苦しいものにした。

第一回の日本侵略に失敗した元軍は、弘安四年(一二八一)、東路軍は船隊九百艘と四



写真V-4

福岡市今津の元寇防塁跡 —指定史跡—

(昭和43年8月 福岡市教委撮影)

前面高 2.0m 後面高 1.6m
 基底部幅 2.8m 上面幅 2.5m
 玄武岩と花崗岩が交互に積まれている。

万二千人の兵、江南軍は船隊三千五百艘と十万の兵をもって一気に攻め入る体制をととのえて、再び博多湾にせまった。六月上旬、東路軍は対馬・壱岐を侵略して南下し、博多湾沿岸に上陸しようとしたが、石築地によって阻止された。六月六日、幕府軍は志賀に仮泊中の元軍に小舟で夜襲をかけ、八日には海陸両様の攻撃によって、ついに志賀島を撤退させ、さらに壱岐にまで退かせた。こうして東路軍の戦術が思うにまかせないでいるところに、七月末江南軍が到着して東路軍と合流し、新しく態勢をととのえて進撃を開始しようとした。しかしその矢先、七月二十九日夜、またもや暴風雨によって元軍の船艦は大半が破損し、残りの船艦は逃げ帰ってしまった。これが弘安の役である。この両戦役のことは、肥後国御家人竹崎季長が戦役の功による恩賞を求めて、その証拠にするために描いた「蒙古襲来絵詞」によって知ることができる。

弘安の役後、幕府は第三回目の襲来を予測して、異国警固番役を継続し石築地の修築にあたらせた。こうして九州の御家人と非御家人を問わず全武士を北九州沿岸の警備に動員し、幕府は御家人が恩賞の申請や所領の訴訟のため九州の現地をはなれて、鎌倉や京都の六波羅に行くことを禁止し、訴訟機関として鎮西探題を新設した。⁽³⁾

b 元寇の恩賞

弘安の役は、文永の役と同じく暴風雨という自然現象により、最終的には侵略される事態を避けることができたが、博多湾沿岸における九州在地武士の元軍に対する勇猛果敢な戦闘があったればこそ、暴風襲来までもちこたえたのである。その果たした役割は高く評価しなければならぬ。しかし、一般にこの文永・弘安の役は鎌倉武士の国家防衛の自覚が総力をあげて戦い得た成果であるといわれているが、果してそうであろうか。鎌倉武士は、自分の所領をまもり、將軍の軍忠にあずかって恩賞地を獲得し、所領の拡大をはかることが彼らの生活の基本である。したがって、元軍の襲来にあたり、防衛戦に従うことは、みずからの所領の擁護であるし、その防衛戦争が幕府の命令である以上、

その命令に従い、戦争に勲功をあげることは、幕府から相応の恩賞を得ることを当然ながら期待していた。彼らは、あくまでこうした考えに立って勇敢に戦ったのである。その結果が元軍の侵略を防いだのである。

したがって、戦後処理としての恩賞問題は、幕府・御家人の間に解決されなければならない大きな問題として残った。しかし通常の国内戦争と異って、勝利を得ても相手方からの一片の没収地もなく、戦功者の要求にまかせて恩賞地を配分することはできなかった。幕府の九州出先機関、鎮西探題は一カ所の地頭職を数人に細分して配分したり、肥前国神埼荘の場合のようによくじをもつて、五〜十町の狭少な面積の所領を配分したりした。先に紹介した曾禰崎慶増は、神埼荘の田地五町その他をくじ引きによって配分給与された。

弘安四年蒙古合戦勲功賞肥前国神埼庄配分事
一人肥前国曾禰崎淡路法橋慶増

田地伍町

牟知里

卅三坪八段二丈内四段西依

卅四坪八段三丈中

卅五坪七段四丈

卅六坪六段二丈

新田里

一坪八段

二坪九段

三坪九段内六段東依

屋敷

竹林郷河依十一坪

一字 小有松

畠地

蒲田郷小倉里

十八坪三段二丈 有松

右、就孔子配分如此、有限仏神事不可有懈怠、如件

正応二年三月十一日

沙 弥在判

沙 弥在判

(前掲「曾根崎文書」)

こうしたわずかの恩賞では合戦において払った代償としてはあまりに少く、下人・所従をかかえ、常に軍備を補強する義務を負っている地頭御家人の経済力は、衰微せざるを得なくなっていく。また庶子が惣領から独立していく社会風潮にあって、庶子に分割する所領も乏しく、地頭御家人の間には漸次、幕府への不満がつのつていった。

c 岩門合戦と鳥栖地方の御家人

文永・弘安の役後、とくに弘安の役の恩賞に腐心していた鎌倉幕府は、その内部においては、幕府草創以来の有力御家人と執権北条氏の専制をささえる得宗との対立がはげしくなった。とくに安達泰盛と得宗被官の平頼綱の対立は

ついに弘安八年十一月爆発し、安達泰盛・宗景父子をはじめ安達氏一門は執権貞時に滅ぼされてしまった。この事件は霜月騒動または弘安合戦といわれている。この霜月騒動にかかわって滅ぼされた御家人は全国で五百余人におよんだといわれ、事件の根の深さをうかがうに十分である。

この事件は九州において、九州の三大守護の一氏少貳氏の内紛として波及し、いわゆる岩門合戦がひき起こされた。岩門合戦は、少貳氏の経資と弟景資の間の嫡子と庶子の対立が激化しておこったものであるが、一般の地頭クラスの嫡子と庶子の間の惣領権をめぐる争いとは異なり、少貳氏の嫡子と庶子が少貳氏の有する守護の権益と鎮西支配をめぐる行政的諸権限をかけた一族内の権力闘争であった。弟景資は蒙古合戦の際、軍事指揮者として地頭御家人の合戦勲功をとりまとめる要職にあり、この重職を介して九州の御家人と深い関係を結んでいた。景資はこれら御家人の支持を期待しつつ、幕府の有力御家人安達氏と結び、北条氏専制を打倒するとともに少貳氏の家督をかけた戦いをいどんだのである。⁽⁴⁾

岩門合戦に参加した御家人は全体としてはよくわからないが、兄経資方に動員され、その勝利によって恩賞にあずかった者の一部について、「比志島文書」(『九州史料叢書』)の弘安九年閏十二月二十八日「蒙古合戦并岩門合戦勲功地配分注文」に、二十八人の御家人を数えることができる。宛行なわれた恩賞地は筑前・筑後・肥前・豊前・豊岐の各国にまたがっている。これらのうちに鳥栖地方に関係をもつ御家人を抽出するとつぎのようになる。

- 土々呂木又六家直 (兵庫馬三郎能範) 肥前国松浦庄内石垣村同跡
- 綾部右衛門三郎重幸 (乙大丸) 同三分一同前 (岩崎執行職成直跡)

土々呂木四郎左衛門入道為能 同三分一同前

同七郎家基 筑前国蒲田別符倉永名

曾禰崎経孫(談略)法橋慶増 豊前国佐野次郎丸兵庫二郎丸入道跡

以上のように、土々呂木氏三人・綾部氏・曾禰崎氏各一人計五人が、兄経資方に従ってそれぞれ恩賞を得ている。各人名の下に記載されている地名が恩賞地であり、それに附記されている人名は、合戦において弟景資方について敗れた御家人である。このほか、綾部氏の一族大河氏は、恩賞地豊前国下長谷村田畠在家の替地として大豆津村田畠在家を与えられた。⁽⁵⁾

右にかかげた諸氏のうち、曾禰崎氏については、曾禰弥文書のうちに宛行状がある。

可令早曾禰崎淡路法橋慶増領知

豊前国佐野次郎丸 (兵庫次郎兵衛事) 入道跡

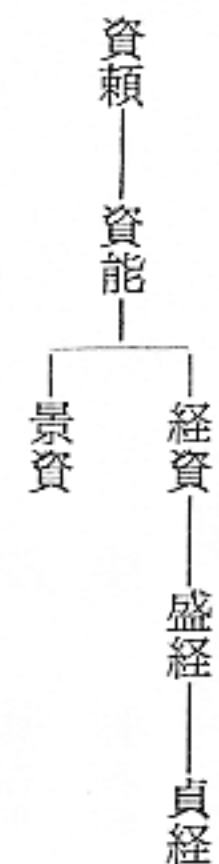
右、依去年石門合戦之忠、所被宛行也者、早守先例可致沙汰之状、依仰下知如件

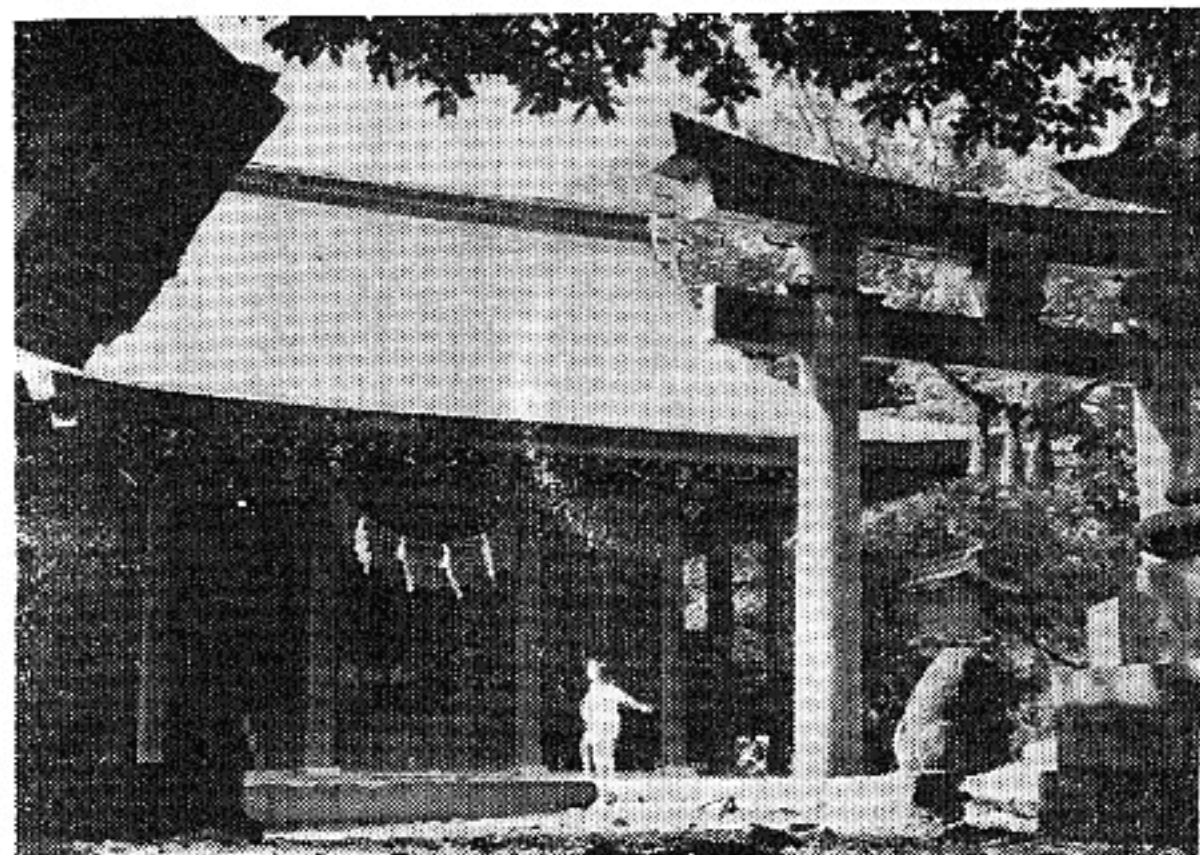
弘安九年十月廿九日

相模守平朝臣 (北条貞時)
陸奥守平朝臣 (北条業時)
(前掲「曾根崎文書」)

この岩門合戦は、九州統治にかんする少貳氏の家督をかけた兄弟の争いに始まったが、それに終ることなく、幕府はこの事件によって弟景資方についてかなり多数の御家人を処分し、所領を没収し、この没収所領を蒙古合戦の恩賞地に代替して配分することができた。このように考えると、岩門合戦は単なる兄弟間の争いとしてみなされるだけでなく、恩賞地配分に苦慮する幕府の陰謀が秘匿されていたのかもしれない。それはともかくとしても、結果的には蒙

表V-5 少貳氏系図





写真V-5 千栗八幡宮(北茂安町)

古合戦の恩賞地問題に大きな解決の機会を与え、恩賞を求める御家人の不満を解消することになったのである。しかしその解決法は、多数の御家人を処分した結果はじめてなしえられたことであり、いわば幕府にとっては自己の存立基盤の一部を切り捨て縮小して残った基盤に肥料を与えたようなものであった。全体からみれば、幕府の弱体化はまぬがれなかった。

(2) 神領興行法の施行

a 神領興行法

鎌倉幕府は、正和元年(一三二二)末、鎮西五社すなわち宇佐八幡宮・宮崎社・高良社・香椎社・大宰府天満宮を対象として、これら五社の神領が売却されたり、押領されて「神領非器之輩」すなわち神領を伝領する資格のない武士・名主の手に移っている神領を無条件に返付させる法律を施行した。いわゆる「神領興行法」である。⁽⁶⁾ 神領興行というのは、神領を振興・復興させる意味で、神殿の修造を行ない、神事をとどこおりなくおこなうことをいうのである。元来鎌倉幕府は神社信仰を、幕府と全国に散在する地頭御家人との精神的紐帯としてとらえていた。幕府の法典である御成敗式目(貞永式目)には、神社の修造につとめ、神事をおろそかにすべきでないことをその第一条に掲げている。これは神威をおそれ、神威にたのんで精神の安定をはかる当時の武士の精神生活をよく物語るものである。蒙古襲来に際し、主要社寺に異賊防衛・異国降伏を祈禱させているのもそのあらわれである。しかし、彼ら地頭御家人にとって、彼らの自己発展は一に所領の拡大にあった。それは、対象が神事を興行する経済的基盤である神領とでも

例外ではなく、神威をおそれ、神祇信仰にあつい武士が、その一方で神領をも自己の手中におさめていったのである。それは地頭御家人(在地領主)の草の根のような強さであり、社会の秩序を変えていく能力をもあわせもっていたのである。幕府の施行した神領興行法は、こうした地頭御家人の自己発展にブレーキをかけるものであった。

b 千栗八幡宮と御家人国分季高

神領興行法は現実には、具体的にどのようなように施行されたのであろうか。現在鳥栖地方には二つの例をみることできる。

一つは、現在鳥栖市の西南にある千栗八幡宮の場合である。正和元年十二月十六日の鎮西裁許状(鎮西探題北条政頭)によれば、探題は千栗社の雑掌惟幸の訴えをうけて、御家人国分季高が知行する千栗禰千松名内の田地を神領興行法により惟幸に返付することを命じている。その経緯は国分季高が延慶年間(一三〇八〜一三一〇)に宇佐宮弥勒寺領であった千栗禰千松名の田地を惟幸から質券によって買い受けて知行していたのであった。惟幸はそれを神領興行法をタテにとって季高に無断で稲を刈り取ってしまった。季高はこれを肥前国守護にその非法を訴え、一方惟幸はその解決を鎮西探題に訴えたのである。神領興行法の主旨からすれば、当の所領がかって宇佐弥勒寺領であり、神官惟幸の知行する神領であったことは明白であるし、また当事者の季高が神領を伝領する資格をもたない武士であることも自明のことであった。この訴訟は惟幸に有

利に裁決されることはおのずからあきらかであった。しかし季高には、従来の武士社会の慣行から買得地を一方的に無償で没収される理由はなかったのである。ところが探題は「季高為非器之身、不能知行」すなわち、季高は神領を伝領する資格を有する身分でないので、知行することはできないとの理由で、惟幸に返付することを命じたのである。季高にはこれを承服する理由はなかった。

この季高と惟幸の場合は私的な売買による伝領を神領興行法によって元に戻したわけであるが、この場合よりもさらに極端な例は幕府が一度恩賞として宛行なった所領を元に戻させた場合であった。

c 宇佐八幡宮と御家人大河幸蓮

綾部氏の支族大河氏が「岩門合戦」の勲功賞として豊前国下長谷の替地として、元来宇佐宮領であった大豆津別符を与えられたことはさきに述べた。大豆津別符は「大川文書」によると、肥前国御家人横大路弥三郎種経に下司職を押領され、年貢も対捍されていた。鎌倉幕府は、正応四年(一二九一)正月十八日、宇佐宮の訴えにより、種経の押領を止めさせ、年貢の納入を命じている。⁽⁸⁾その後、嘉元二年(一三〇四)五月十日、幕府の下文によって大川氏に与えられたのである。与えられたのは大河惟澄幸円の庶子伊福七郎行長^(幸)の後家宇慈悲王であったが、慈悲王は幸円の嫡子三郎幸資幸西の嫡子幸継幸蓮を慈悲王の養子として、大豆津別符を譲り渡した。ところが、大豆津別符にはまた預所増慶なる者がいて、幸蓮の知行を妨げ、年貢を押領していた。鎮西探題は一度これを止めさせている。⁽⁹⁾

その間、正和二年(一三一二)九月十六日、鎮西探題は、神領興行法により、宇佐宮擬少宮司愛輔に返付することを命じた。しかし大河幸蓮にとっては、叔父行長^(幸)の恩賞地の替地として幕府から与えられた由緒をもつ所領であるため、容易には愛輔に引渡さなかつたので、双方の相論になった。それより十五年後の嘉暦二年(一三二七)十月十六日、鎮西探題は御教書を発し、愛輔の子孫身輔・前輔兩人と幸蓮に対し次のような相論の決着を申し渡した。⁽¹⁰⁾これに

よると、鎮西探題は大豆津別符全域にわたる神領興行法の適用の不当を認めざるをえなくなった。結局幸蓮が実際に知行している田畠屋敷のうち豊前国下長谷村地頭職の替地として与えられた「岩松田壱町九段、自在丸田三町」以外の田畠・屋敷についてはすなわち、幸蓮が押領している部分についてのみ神領興行法を適用するとしたのである。鎮西探題の裁許状の改変は幕府と鎮西探題の信用をおとし、権威を動揺させていった。

大河幸蓮は、神領興行法の適用をめぐる相論の過程において押領の事実が発覚され、押領の停止を命ぜられたのであるが、幸蓮はこの命令に従わないばかりでなく、鎮西探題の使節が裁許状の執行を迫るのに対し城郭を構築して、「幸蓮引卒勢、擬及喧嘩」と手兵をそろえ、使節と口論に及んだ。⁽¹¹⁾鎮西探題は御家人大膳弥太郎と矢俣弥藤太に城郭を破却することを命じている。この結末は不明であるが、鎮西探題から派遣される使節が、御家人として幸蓮と共通の利害を鎮西探題に対してもっており、これら使節がどれだけ本気で鎮西探題の命令を執行しようとしたかはわからない。おそらく鎮西探題の命令は果されずに終わったであろう。

鎌倉幕府は創設当初、地頭御家人の利益を保護するたてまえに立っていたが、十三世紀の末から十四世紀初めにかけて、地頭御家人の利益保護の性格は弱くなっていった。幕府が地頭御家人を保護し、地頭御家人が幕府に報恩するという関係はだんだん薄くなってきたのである。このことは鎌倉幕府崩壊のきざしがはっきりと見えて来たことを意味している。

(3) 鎮西探題と土々呂木氏

前にも述べたように轟木に本拠をもっていた土々呂木氏が、元享三年（一三二三）河上神社から鎮西探題に訴えられた。⁽¹²⁾その理由はつぎのようである。



写真V-6

長崎街道筋にひらけた轟木町

土々呂木四郎左衛門西能は河上社領の「御馬免肆町^(四) 三十講免壹町 八講莊嚴免伍段^(五) 神宝免壹町」の計六町五反を知行していたが、そのうち「神用物」としての年貢を、一町につき銭壹貫文・米壹石つまり銭六貫五〇〇文・米六石五斗を年々河上神社に納めることになっていた。しかし、土々呂木西能はこれを弘安六年以来納めないで、対捍していた。河上神社の雑掌禪勝は、このような理由をあげて、鎮西探題に年貢（神用物）の納入をとりはかってもらおう訴状を提出したのである。しかし、探題は西能に対し、これを弁明し、釈明する陳状の提出を度々催促したにもかかわらず、その提出に応じなかった。探題は御家人神崎執行兼則に命じて、事の正否を調べさせたところ、西能はこれに対してようやく報告書（請文）を提出した。探題はついに陳状がないまま、訴状と請文によって裁判を進めることになった。

西能が提出した請文は、自分は河上社の「御馬所檢校」であるから、毎年五、八月の神事（おそらく流鏑馬^{やぶさめ}の祭事を指していると思われる）には馬を引いて進上しているとのみ記されて、訴えられている田地六町五反にかかわる年貢二米・銭については何ら言及されていない。鎮西探題は、元享三年十月五日田地六町五反の下地については論ずることなく、勝手な講文を提出し、出廷もしないことに対して、「難遁難洪之咎」として田地六町五反にかかわる銭・米を弁済せよと裁決した。西能にとっては、時の法律に照らして自分の行為が非合法であることはあきらかなことであるし、まともに裁判になれば敗訴することは百も承知のことであつたらう。西能にしてみれば予測していたとおりの裁決で、当然その裁決に従わなかった。河上神社は早速、西能が鎮西探題の下知（裁決）に背いて銭・米を納めないことを探題に申し出た。鎮西探題北条英時は同年十一月二十八日御教書を発して、西能にその従わないことを処罰することを達した。⁽¹³⁾もとより西能に効目のあろうはずもない。

この西能にみるような例は、全国いたるところにあらわれはじめた。ここにはもはや幕府と御家人を結ぶ紐帯は存在しなかったのである。神領興行法の項でも述べたように、地頭御家人にとって生きる道は武力をもたない社寺荘園の年貢を「対捍、横（押）領」することによってしか果されなかった。またその地頭・御家人の側に耕作者の支持がなくなっていたであろうとも推測できる。

鎌倉幕府を支える地頭・御家人は、幕府を自らの保護者とみていないばかりでなく、自らの成長を妨げる敵対者として見はじめてきたのである。あたかも翌元享四年（一三二四）九月（正中に改元）、後醍醐天皇による幕府打倒の計画が発覚した。いわゆる正中の変である。後醍醐天皇のもとにはしり、討幕をはたそうとする地頭・御家人は天皇の倫旨に重さを感じたというよりも、鎌倉幕府への不信感に政治行動の方向を決めさせたのである。

注 (1) 水崎雄文「治承年間における鎮西の叛乱、菊池・緒方氏の場合について」(『九州史学』第24号) 同「鎌倉初期における九州政治情勢」(『同』第30・31号)

(2) 瀬野精一郎「鎌倉幕府の成立と九州地方の動向」(『歴史教育』八巻七号)

川添昭二「鎌倉期における少弐氏の動向」(『右同』十六巻十二号)

(3) 瀬野精一郎「鎮西御家人と元寇恩賞地」(『九州史学』第14号)

川添昭二『鎮西探題史料集』(上)・(下)

(4) 川添昭二「弘安八年筑前岩門合戦について」(『九州史学』第16号)

(5) 「大川文書」、元亨三年十二月五日、鎮西探題裁許状案(『九州史料叢書』28)

(6) 川添昭二「鎮西探題と神領興行法」(『社会経済史学』二十八巻三号)

(7) 千栗八幡宮文書、「鎮西下知状(裁許状)」

(8) 大川文書、正応四(一二九一)年正月十八日、関東下知状(裁許状)(『九州史料叢書』28)

(9) 注(5)に同

(10) 大川文書、鎮西探題御教書案

(11) 大川文書、嘉暦三年十二月十六日、鎮西探題御教書案

(12) 河上神社文書(『佐賀県史料集成』七)

(13) 右同

4 鳥栖地方の南北朝合戦

(1) 南北朝争乱の幕あけ

元弘三年(一一三三)五月、京都の六波羅探題が足利尊氏によって滅ぼされ、ついで新田義貞によって、鎌倉が攻略された。同月二十五日には、幕府の九州出先機関であった鎮西探題が、菊池氏を主導力とする九州全域にわたる武士に攻められ、探題北条英時はついに自害した。ここに約一世紀半にわたって続いた鎌倉幕府は滅んだのである。六月五日後醍醐天皇は京都に還り年号を建武と改めた。建武新政の開始である。しかし後醍醐天皇の復古政策と鎌倉幕府討壊に連なった武士等との共存は永く続かず、新政に対する武士の不満が高まっていった。このとき建武二年、北条氏の残党北条時行の反乱(中先代の乱)を討伐した足利尊氏が、鎌倉において建武新政府に対し公然と反旗をひるがえした。しかし、翌三年二月、京都入りを果せなかった尊氏は九州へ敗走し、その途中光厳上皇の院宣を入手し、これをもって少弐・大友の雄族をはじめ、九州の諸武士の結集をはかったのである。尊氏を迎えうつ後醍醐天皇方の菊池氏は、現在の福岡市東部の多々良浜に陣をしいた。三月二日に始まった両軍の合戦は、周知のように尊氏の一方的勝利に帰した。

このとき鳥栖地方では、綾部氏の一族藤木又四郎幸久が、建武元年三月二十一日建武新政府から勲功賞として筑後



写真V-7 北茂安町千栗付近

国岩田荘（現小郡市）の一部を与えられていて（一五〇頁綾部氏系図注④）、幸久が鎌倉幕府討伐に出兵したことが判明する。また、足利尊氏の九州下向の際には同じく綾部文書にみえる足利尊氏軍勢催促状によると、つぎにみるように、幸久は多々良浜合戦における対菊池戦に尊氏から一族をひきいて出兵するよう要請されている。

相催庶子可致軍忠之状 如件

建武三年三月三日

（足利尊氏）
（花押）

阿夜部又四郎殿

阿夜部（綾部）又四郎は、おそらくこの尊氏の求めに応じて出兵したことであろう。

九州の経略に一応の展望をひらいた尊氏は、九州支配の足がかりを握り、その統轄者として一色範氏を大宰府に残し（鎮西管領）同年四月大挙上京した。

しかし、尊氏の東上後、菊池武敏はただちに挙兵、四月中旬、肥後在陣の鎮西管領一色範氏の軍を破って北上し、筑後に進出して来た。このしらせを聞いて尊氏は、随行して東上中の仁木義長を急ぎ九州にもどし、菊池軍鎮圧にあたらせた。

肥前国龍造寺一分地頭孫三郎季利謹言上

欲早且任軍忠実、且依傍例、下賜御判、備将来亀鏡事

右去四月廿八日千栗御座之時、馳参、同五月二日松浦御越之時、令御共之刻、菊池武敏以下輩、筑前国^(ママ)下津郡構城郷之間、同十六日寄彼所、致合戦候畢、然早下賜御判、備将来亀鏡、弥為施弓箭面目、粗言上如件

建武三年六月 日

（証判）

承了

（仁木義長）
（花押）

〔龍造寺家文書〕『佐賀県史料集成』(3)

これによって季利が仁木義長の軍に参加し各地に転戦したことがわかり、さらに仁木義長は証明のための証判を加えているのである。⁽¹⁾後の恩賞配分のさいの証明書となるものである。この文書によると、まず仁木義長は四月二十八日、三根郡の千栗に、尊氏に結集する反菊池の諸軍を招集（軍勢催促）して態勢をととのえたが、五月一日筑後御井郡床川に於て菊池武敏軍に敗れ、翌二日肥前松浦郡まで退却した。武敏はさらに北上して筑前下座郡平塚原に陣をしい

たが、仁木軍は五月十六日、再び攻勢に転じて下座郡の武敏軍を破り、敗走する武敏軍を筑後に追い、ついに菊池軍の本拠地肥後の菊池地方にまで攻め込んだ。こうして千栗を出発した仁木軍は菊池軍の北上をひとまず阻み、建武三年六月、尊氏を追って東上した。

仁木義長の東上後、武敏は再び兵を挙げ、恵良惟澄とともに八月に筑後上妻郡にまで兵を出したが、激戦のすえ敗れて九月には菊池に退いた。ところが翌建武四年（一三三七）には、菊池氏の惣領武重の帰国によって局面は一変し、菊池軍の攻勢が活発になった。武重は前年の五月、東上する尊氏・直義に備中（広島県）福山城を追われ、また五月二十五日の湊川合戦に敗れ、後醍醐天皇を供奉して、二十七日比叡山に退いた。それより十月十日後醍醐天皇は京都に帰還、十一月二日光明天皇に皇位を譲った。これについて尊氏は七日、京都室町に幕府を開き「建武式目」十七条を定め室町幕府開設の基本方針を示した。後醍醐天皇は京都に帰還のち脱出して吉野に逃れこの地に朝廷を開いた。ここに南北朝時代がはじまるのである。この間に武重も京

都を脱出し本領肥後に帰ったのである。

帰国した武重は、建武四年二月兵をあげ、一方これに対する鎮西管領一色範氏は、二月七日武重攻略のため兵を集めて勲功のないものからは所領の五分の一を没収するという厳しい命令を出した。

惣領武重の帰国によって、戦意昂揚の菊池方は本拠肥後はもとより、筑後・豊後・薩摩等にも菊池に与みする武士が挙兵した。しかし、菊池方も一色範氏が配する軍勢を容易に破ることはできず、また範氏方も菊池方を制覇するところが困難なまま各地で激しい合戦がくりひろげられた。

翌建武五年（八月に暦応に改元、南朝＝延元三年）には、足利尊氏は、少式頼尚を九州に帰らせ、筑前・肥後・豊前の守護に任じ、菊池軍攻略にあたらせることにした。こうして九州における南北両朝の形勢は少貳軍を加えた北朝（幕府）・鎮西管領側に優勢となり、その上武重の死によって、南朝（菊池軍）の劣勢は決定的となった。この後、康永元年（一三四二）（南朝＝興国三年）、後醍醐天皇の皇子懐良親王が南朝の全国制覇の一環として薩摩に上陸するまでの間は、鎮西管領方優勢のうちに、九州の政情は比較的平穏にすぎた。

(2) 合戦と恩賞

建武三年から五年までの南北朝争乱の幕あけは、現在の鳥栖市域においても従来にみられなかった動きがあった。⁽²⁾ 鎮西管領一色範氏は、建武四年九月、肥前国御家人後藤六郎朝明に神辺荘松吉名田地二十町の地頭職を勲功の賞として宛行なった。

後藤六郎朝明申、肥前国神辺庄古飯諸次郎入道妻尼了一跡内、松吉名田地式拾町^{高地屋敷可}依田^{依田}数分限^{地頭職事}、為勲功之賞、宛行訖、早原田々中三郎相共、可沙汰付下地於朝明、至余残者、載起請之詞、可被注申、仍執達如件

建武四年九月十一日

沙^(一色道猷)弥^(花押)

城戸六郎左衛門尉殿

〔佐賀県史料集成〕

右の文書にみるように一色範氏（道猷）は、城戸六郎左衛門尉と原田田中三郎を使節に立て（相奉行）、もと古飯諸次郎入道の妻が有していた神辺荘内の松吉名田地二十町の下地（土地）を後藤六郎朝明に沙汰付（実際に施行すること）することを命じたのである。兩人はこの命令を奉じて、朝明に沙汰付したことを鎮西管領一色範氏に報告している。⁽³⁾ この恩賞は建武三、四年の菊池武敏・武重討伐の勲功を賞したのであるが、肥前の有力御家人の一人である後藤氏をひきつける手段でもあったであろう。

また一色範氏は、肥後から北上して筑後に出陣する南朝菊池軍との攻防に意を集中させているとき一つの失敗が

あった。それは従来北朝（幕府軍）に従っていた肥前国の小領主石動彦三郎・山浦定恵坊・原口十郎三郎らの有する所領を範氏が武雄神社および肥前の有力御家人深堀氏の一族高木三郎時広に宛行したのである。所領の防衛と拡大のみ従って動くこれら小領主にとって、一方的な所領の篡奪は黙許できないことであつた。彼らは早速、南朝方に寝返つたのである。以下、二つの例を「武雄神社文書」と「深堀文書」によつてたどつてみよう。

入神への報恩と悪党の意地——武雄神社と石動彦三郎の場合——

一色範氏は、建武五年五月三根郡石動村の大蔵左衛門尉跡のうち十町の地頭職と屋敷を武雄神社に寄進した。

寄進 肥前国武雄

同国石動村内田地拾町大蔵左衛門尉跡内地頭職屋敷以下事可依田数

右、当社者、為異国降伏之尊神、連日現奇瑞、度々亡賊徒云々、爰去々年建武三四月以来、菊池已下凶徒追討之間、仰先蹤之有誠、致祈願、依退治之無疑、寄此地、然早社宮等弥勵懇丹、可致 天下泰平四海安全殊 將軍家御息災延命御子孫繁榮之勤、仍寄進之状如件

建武五年五月廿八日

（『佐賀県史料集成』②）

右の文書にみるように、範氏は、息災延命と合戦の勝利を武雄神社に祈願し、それを托するために所領を寄進したのであるが、その寄進にさいし次のように述べている。武雄神社は、蒙古の襲来にさいし、蒙古軍を降伏させた尊い神であり、いくたびも「奇瑞」をおこし、また賊徒を亡ぼしたこともあつたといわれている。最近は、一昨建武三年四月以来一色軍が菊池氏らの南朝方を追討しているあいだは、南朝軍が退治されるように祈願していたので、この地を寄進する。今後共、天下泰平・四海安全を保ち、足利將軍家の無事、子孫繁榮の祈願に励んでもらいたい。以

上が範氏が所領を寄進する理由と今後の条件である。

そして、範氏は佐留志太郎と吉田弥次郎兩人を現地石動村に使節として派遣し、寄進の実施（打渡）にあたらせた。⁽⁴⁾すなわち、寄進地からの年貢が無事に武雄神社に納められるよう、現地の農民に指示し周知徹底させる役目である。

ところが、翌暦応二年（一三三九）三月、武雄神社は範氏にあて、早く寄進を施行するようにしてもらいたいの書を送つた。⁽⁵⁾この武雄神社の申状によると、使節の佐留志太郎と吉田弥次郎兩人が現地石動村に行き、寄進の施行をしようとしたところ、異議を唱え阻止する者があらわれた。⁽⁶⁾そのため実施できなかったというのである。範氏は再び兩人を使節に立て、現地に出かせ十分その事情を調査させた。⁽⁶⁾それによると石動村の一分地頭石動彦三郎、同三郎五郎、同郷房の三人が多数の悪党を従えて、城郭を築いてたてこもり、いつでも合戦が出来るようにした上で武雄神社に寄進地として渡すことを阻んでいたのである。彼ら三人が阻む理由として主張する点は、かつて大蔵左衛門尉の所領であつたこの二十町は、今は欠所になつている（領主がいふこと）が、我々三人は南朝討伐の合戦において勲功があり、その恩賞を要求しているので、この欠所地十町歩の田地と屋敷は、我々三人で知行するのが当然であると強調しているのである。彦三郎らと以前の領主大蔵左衛門尉とはおそらく主従関係にあつたと思われ、彦三郎らは主人の大蔵左衛門尉なきあとの欠所地は、勲功も十分ある自分らが引継ぐことは当然と考えていたのであろう。

このような事情を知つた範氏は、九月二十四日、三たび佐留・吉田兩人に対し彦三郎ら三人が恩賞を要求して、城郭をかまえ、合戦に及ばんとして所領を明け渡さないでいるが、もう一度現地に赴いて年貢を武雄神社に納めるように措置することを命じた。⁽⁷⁾しかしこれもまた失敗したらしく、翌暦応三年六月四日には、範氏はなお佐留・吉田兩人に対して、彦三郎らが多く軍勢・悪党を城郭にかかえ、合戦のかまえをとつていて、武雄神社に引き渡さないという報告を何度も出しているが、理由のないことであつて、近日中に現地に赴いて彦三郎らが構えている城郭

を破壊して、武雄神社に年貢が納められるようにせよと命じ、最終的態度をとるにいたった。⁽⁸⁾

(3) 小領主の闘争

一方、深堀時広に与えられた所領の方はどうであつたらうか。一色範氏は、暦応二年（一三三九）五月九日、深堀時広に養父郡山浦原口の田地四町と三根郡神埼荘田地三町の地頭職を勲功賞として与えた。（宛行）

肥前国山浦原口田地肆町 原口六郎三郎 同庶子等跡内 同国神埼庄田地参町 伊倉次郎 地頭職 畠地已下事、為勲功之賞、所充行也、早守先例、可致沙汰、仍執達如件

暦応二年五月九日

深堀高木三郎五郎殿

（一色道猷）
沙弥（花押）

右の文書にみえるように、一色範氏（道猷）が深堀時広に与えた山浦原口は現鳥栖市山浦の一部と考えられるが、そのうちの四町の地頭職が宛行なわれたのである。ところが、その山浦原口の田地四町は、原口十郎三郎重兼と庶子山浦定恵房準幸らが知行していたのである。範氏は横大路次郎入道と国分彦次郎兩人を使節に立て、下地を深堀時広に沙汰付（年貢が徴収できるように所領の支配権を与える）しようとしたが、⁽⁹⁾原口十郎三郎重兼と山浦定恵房準幸の異議申立てにより、果されなかった。範氏は翌暦応三年以後数年にわたって、山浦原口の田地四町を深堀時広に沙汰付すべきことを横大路、⁽¹⁰⁾国分両使節に再三にわたって申し付けたが、いずれも重兼らの異議にあって、使節の使命は果されずに終わっている。

以上の二つの例は、いずれも一方が弱少な在地領主に対し相手が有力なる神社と御家人である。範氏にとっては、

武雄神社に今後の合戦の勝利を祈願させ、軍事的に大きな力をもつ御家人深堀氏の歓心を求めて永く味方にひきつけておくことが、将来の九州支配に大きな支えとなると判断したのであろう。しかし、石動彦三郎や原口十郎三郎重兼らにとっては、在地にあって文字通り「一所懸命」の地を守り抜き、また獲得しようとしている所領を、範氏の九州支配のための手段に供されてはたまったものではなかったのである。彼らは、合戦に出兵してそれが果されないとすればその甲斐もないので、すぐに主人を替え、南朝（菊池軍）についたのである。当時はこうした武士にとっては、自分の望みをかなえてくれそうな主人ならば、相手は誰でもよかつたのである。それは南朝、北朝を問わず、双方の武士に共通してみられることであつた。

5 南北朝の進展と幕府統治

(1) 鳥栖地方の政治的地位

a 南朝と鳥栖地方

興国三年（一三四二）（北朝年号＝貞和元年）五月、懷良親王はようやくにして薩摩にたどりついた。九州における南朝の拠点として征西府を設置するためである。懷良親王が九州においてもっとも頼りにし、九州南朝の中核となるのは、菊池氏と阿蘇氏の庶氏惠良惟澄であった。菊池氏は武重の死後、惣領がきまらないままに不安定な状態が続いていたし、また惠良惟澄は阿蘇大官司の惣領に対抗するために南朝に接近していたのであるから、恩賞の保証がないかぎり、その協力の程度はわかったものではなかった。九州全域にわたって南朝勢力は非常に弱いものになっていた。懷良親王は惠良惟澄に、薩摩についた翌六月二十日曾禰崎莊地頭職を与えている。惠良惟澄の歓心をかうためである。

肥前国曾禰崎庄地頭職、為勲功賞可令知行者

天氣如此、悉之、以状

興国三年六月廿日

惠良小次郎館（惟澄）

（五条頼元）
左少弁（花押）

『大日本史料』阿蘇文書（一）

この文書は後醍醐天皇の倫旨であるが、後醍醐天皇の全国征覇の意図をうけた懷良親王が九州支配をめざして最初に示した戦略であった。しかし、懷良親王が曾禰崎莊に着目したのは惟澄の歓心をかうだけの目的だけではなかったと思われる。懷良親王の最終目標は、肥後・筑後を北上して、筑前に入り、大宰府に陣を構えて、九州に威令を及ぼすことであった。そのためには、筑後から筑前に進出する際の要所をおさえておく必要があったのであろう。また、曾禰崎莊の領家（莊園領主）が大宰府天満宮安楽寺領であったことも次に数えられる戦略の一つであったであろう。天満宮領の地頭職と南朝方を確保することは、やはり大宰府を攻略するさいの地ならしであった。しかし、懷良親王の計略は思うにまかせず、正平十一年（一三五六）（北朝＝延文元年）六月、惠良惟澄は、征西府に対し、恩賞地として宛行なわれた豊後国日田莊地頭職・肥後国守富莊地頭職、それに肥前国曾禰崎莊地頭職の知行が出来ないことを言上し、早急に知行が行なえるようとりはからってもらいたい旨願い出ている。⁽¹¹⁾懷良親王の方策はなかなか実現しなかった。しかし、正平三年（一三四八）（北朝＝貞和四年）正月、懷良親王は比叡山を出発して以来十三年を経てようやく肥後国菊池にまで地歩を進めることができた。後醍醐天皇の全国統治の計略が九州においてどうにか緒につきはじめたのである。そして、このころ「南朝の遺臣」菊池武光は菊池家の家督をついた。⁽¹²⁾

b 鎮西管領の施政

一方北朝方、室町幕府＝鎮西管領一色範氏は、この間九州の南朝方不振がさいわいして比較的安定していたが、鎮西管領一色範氏に対する信頼をさらに強めるまでに至らず、むしろ範氏に対する信頼感は薄れていった。範氏は観応元年（一三五〇）六月五日、大宰府天満宮安楽寺和歌所に肥前国鳥屋村内田地八町、同山浦村内田地五町など計三十町の地頭職を寄進した。これは、かつて範氏が建武四年九月、肥後の菊池武重をうったために大宰府に在陣していたとき、「依被厳重瑞夢」とてまず筑後国岩田莊田地三十町を天満宮和歌所に寄進した。ところが、この地が博多聖福寺

の寄進地であったので、その替地として貞和二年（一三四六）十一月、同じく筑後国三潯荘その他を寄進した。しかるにこれもまた手違いであったため、三度寄進地を変更し、あらためて山浦村等を寄進したのである。鎮西管領範氏の九州統轄者の面目は全く丸つぶれである。もっともこの三度目の寄進は松浦飯田左近将監の「請文」が残っているので、一応は下地を沙汰付したことを証明している。しかし、現実にはどうであったかはわからない。ともかく、この五町の田地が永く天満宮に沙汰付されたならば、五町の地頭職の得分は天満宮に和歌を奉納する行事の費用につかわれたことになる。なお、この場合も田地五町が山浦のどのあたりを指しているかはわからない。

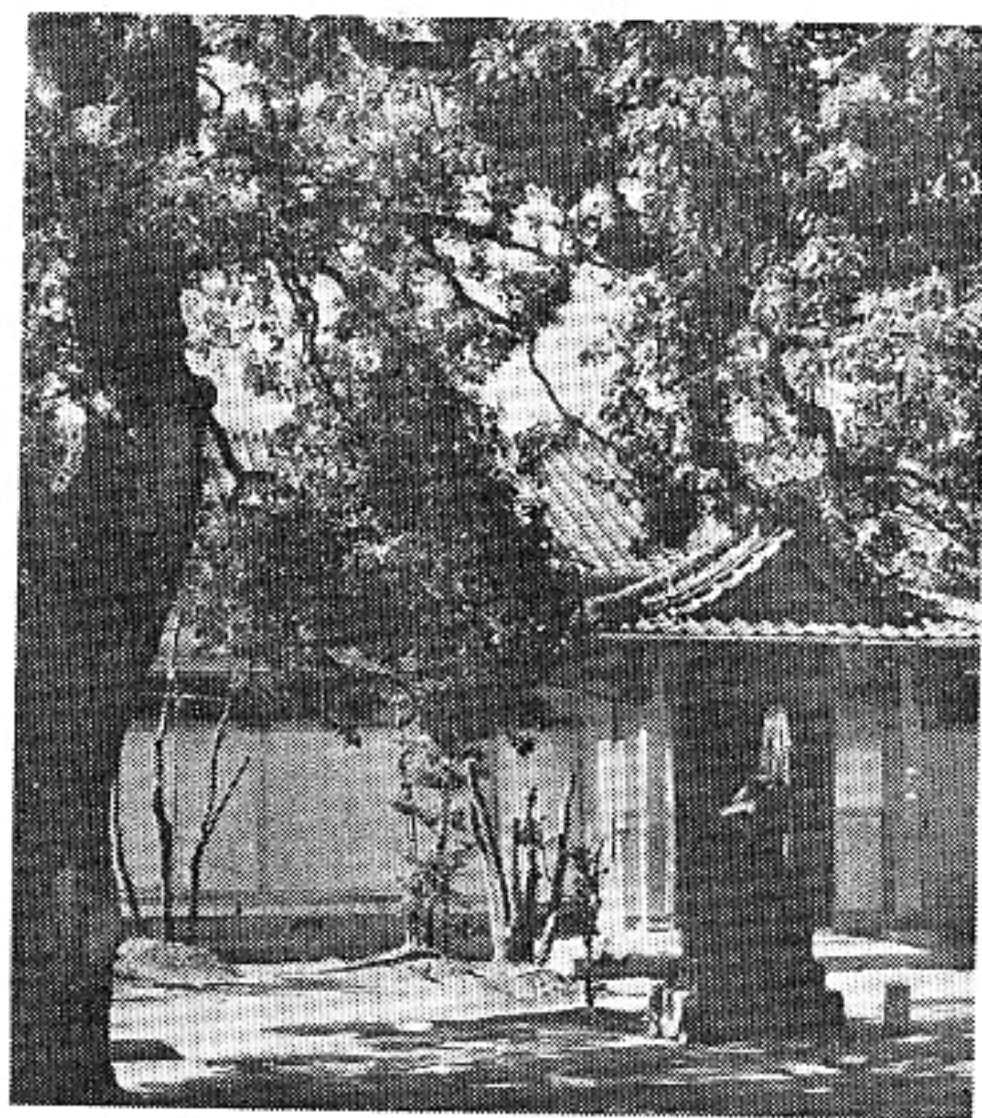
(2) 観応政変と鳥栖地方

幕府Ⅱ鎮西管領対南朝Ⅱ征西府の膠着状態は、貞和五年（一三四九）におこった幕府内部の内紛「観応政変」によって俄然大きくゆれうごくことになる。京都において將軍尊氏と弟直義の対立が激化し、尊氏の庶子で、直義の養子になっていた直冬が九州に追われて下って来たのである。そして鎮西管領対征西府の対立に直冬の勢力が加わり、そ

の対抗関係を複雑にしたのである。⁽¹⁵⁾

尊氏に追われる身になった直冬は、中国から四国を経て、九州に逃げ、九月の中頃肥後に上陸した。直冬を迎えたのは、後に直冬から肥前国守護に任命される河尻幸俊である。直冬は、肥後に着くと、自分は尊氏の命令によってやってきたのだとか、「両殿」（尊氏・直義）を安心させるために西下したのだと、九州各地の武将に軍勢催促をよびかけている。こうした直冬の軍勢催促にに応じて、多くの武将が帰属しはじめ、直冬の勢力は貞和五年のうちに管領方、征西府方に匹敵するほどに大きくなり、九州を大きく三分する勢力関係ができあがった。とくに直冬勢力を決定づけたのは、少式頼尚の管領方から直冬方への参加であった。少式頼尚は直冬方につくや早速他の武将にも直冬勢力下につくことを勧奨している。少式氏は元来、尊氏の厚い信頼をうけ、室町幕府の中においても重要な地位にあったのであるが、あえて、尊氏Ⅱ鎮西管領一色範氏と袂を分つに至った。その原因は、鎮西管領一色範氏によって鎌倉時代以来北九州に築いてきた地位をくずされてきたことに対する反感意識にあったと言われている。

翌貞和六年二月二十七日幕府は北朝年号貞和を観応に改元した。しかし、直冬は以後も貞和年号を用い、ここに南朝年号正平とともに九州において同一年代に三つの年号がそれぞれ使い分けられるようになった。大勢力になった直冬方は、五月ごろには肥前の大部分を手中に収め、直冬は少式頼尚とともに大宰府に本拠をおくまでになった。直冬・頼尚に追われた管領一色方は、肥前草野城に逃がれて尊氏の救援を待っていたが、尊氏の西下の途中、直義の京都攻撃が始まり急ぎ帰京してしまった。孤立無援の一色方は、翌観応二年三月三日、京都において尊氏・直義の一時和解となり、直冬が幕府Ⅱ尊氏の承認になる鎮西管領の地位を獲得するにおよび、全く孤立することになった。そして一色方については南朝方Ⅱ征西府に降りてしまったのである。直冬はこれ以降年号を幕府年号の観応を用いるようになった。こうして、九州の政治、軍事地図は、南朝・一色方と直冬方に二分されることになった。



写真V-8 飯田町の天満宮

さて、直冬はどのようにして短期間のうちに一大勢力をはることができたのであろうか。足冬が発給した史料をみると

文書① 下 深堀弥五郎政綱

肥前国養父郡内拾五町一色入道家人小久曾四郎三郎跡事

右為恩賞之地、所充行也、守先例、可領知之状如件

貞和六年三月三日

(足利直冬)
(花押)

〔深堀家文書〕『佐賀県史料集成』(四)

文書② 下 後藤兵庫允光明

肥前国養父郡内村田庄地頭職、筑後国竹野新庄河北郷内安永民部五郎日向国都於郡一方半分地頭職事

右為由緒之地之間、所使恩賞也、早守先例、可致沙汰之状如件

貞和六年九月廿日

(足利直冬)
(花押)

〔後藤家文書〕『佐賀県史料集成』(六)

文書①は肥前国御家人深堀弥五郎政綱に、養父郡内の田地十五町を恩賞として宛行なったものである。この田地十五町は養父郡のどこにあたるのか、他にそれを示す史料がないので判断できない。またその地が「一色入道家人小久曾四郎三郎跡」とされるが一色範氏の家臣小久曾四郎三郎がどんな人物であったかこれも不明である。はっきりしていることは、かつて一色方の武将が知行していた所領を没収して、深堀政綱に恩賞として与えたということである。文書②は、同じく肥前国御家人後藤兵庫允光明に肥前国養父郡村田庄地頭職その他二カ所を「由緒の地」であるからとして恩賞として与えたものである。この「由緒」ということが光明にとってどのような関係をもつものであるかわからないが、以前に宛行なわれていたのをここで改めて安堵したのもかもしれない。

この二例は、直冬軍が一色勢力を東部肥前において駆逐した占領地に、直冬方に軍忠をつくした兩人に恩賞を与えたことを示しているが、この二例の文書の形式の特異な点は、まず、最初に「下」で始まり、宛名があつて、最後が「……之状如件」で終わっている下文形式をとっていることである。これに対し一色範氏の恩賞宛行状の場合は、最後が「仍執達如件」と御教書形式であり、奉書の系統に属するものである。範氏の発する宛行は下位者が上位者の意図命令をうけて発する文書であつて、範氏の上位に室町幕府が存在し、その幕府権力の下位者としての地方行政機関(鎮西管領)の公式文書である。これに対して直冬の恩賞宛行状は、直冬が自分の意志によって自分の権限でもって発した文書で下文そのものが即直冬の意志を現わしているのである。九州の武将にとって、遠く隔たる京都の幕府に將軍の意志を代行する管領の御教書よりは、軍勢を催促し、着到状・感状を与える当人が目の前で、本人の意志において迅速に直接恩賞を与える直冬の方によほどの權威と信頼をよせたものであろう。範氏の度々の使節の派遣によつても効力のない恩賞の宛行ないにあきっていた彼らの目に、直冬は頼り甲斐のある強者に映ったことであらう。一度直冬へ傾斜した趨勢は雪だるま式に大きくなっていったのである。

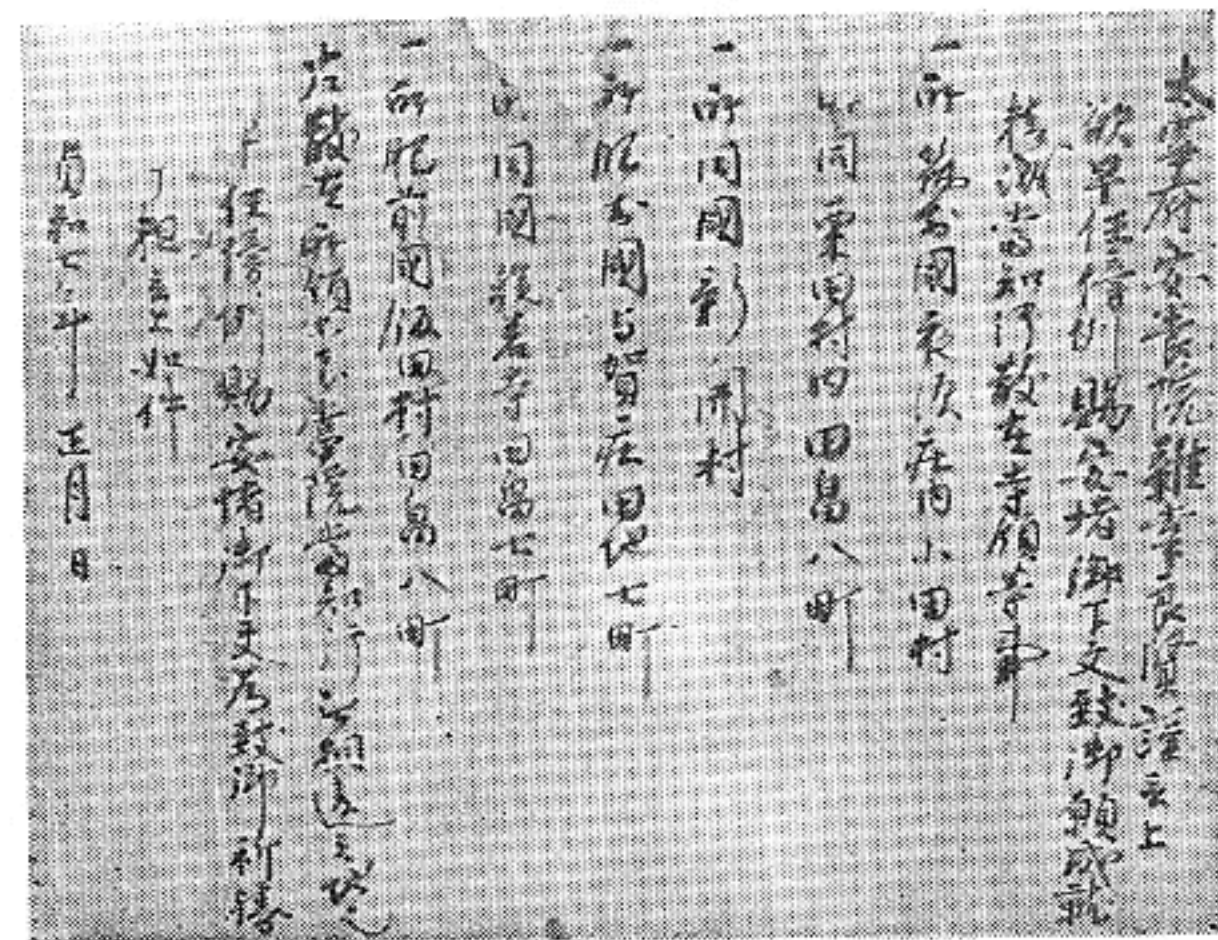
大宰府入りを果たした直冬は、翌貞和七年一月二十三日、大宰府天満宮安楽寺安養院に「肥前国飯田村田畠八町」を含む、筑前肥前に散在する寺領六カ所を安堵して(16)この安堵の方式はいわゆる「裏書安堵」といわれるものである。安養院の雑掌良賢がすでに知行している寺領の安堵を申請した文書の裏に直冬が署判をして、知行の現実性を認定して、安堵を行なったものである。その速決主義は注目すべきものがある。また雑掌良賢は安堵を求めた文書の年号に幕府方の観応、南朝方の正平を用いず、貞和を用いている。大宰府は直冬の完全な掌握下におかれていたのである。

さきに、京都における尊氏・直義の一時的和解により、九州においては鎮西管領を追われた一色が南朝方と征西府につき、直冬・頼尚連合軍との衝突は時間の問題であった。観応二年の夏から秋にかけて、肥前・肥後・豊前・豊後

・筑前・筑後の各地において両軍血みどろの攻防戦がくりひろげられた。ところが、京都における尊氏・直義の一時的和解は、七月に入り直義が幕府内部において失脚し八月には北陸に追われる身となった。尊氏は直義を討つべく、一時南朝と和解してしまつた。「正平一統」である。九州では、さきに「一統」を果していた南朝Ⅱ征西府と一色範氏は思いもよらぬところで一度に南北両朝から正当性を認められ、同時に直冬は鎮西管領の座からすべりおちてしまつたのである。こうして九州における直冬の地位はあやういものになってきた。

ここにおいて、幕府Ⅱ一色・南朝Ⅱ征西府対直冬・頼尚という形に九州の政治地図はふたたび塗りかえられたのである。翌文和二年二月には、直義は鎌倉で毒殺された。一度直冬のもとに走つた九州の武将たちの離反は早く、直冬の手からばたばたとぬけ出していった。そして直冬は同年十一月大宰府周辺において一色軍に敗れ、九州を脱出した。もつとも、直冬は九州に在る間に中国地方に勢力を扶植し、その計略の目途をつけるまでの時間を九州で過したともいわれ、そうだとしたら直冬にとっての九州脱出は東征であつたのである。

直冬脱出後の九州の政治・軍事情勢は再び一変する。「正平一統」によって自己本来の地位である鎮西管領を回復した一色範氏はもはや南朝Ⅱ征西府と袂をつらねておく必要はなかつた。一方直冬からはなれた少式頼尚は、中国に渡つた直冬が南朝についたのと機を一にして征西府についた。かくして、鎮西管令一色方と南朝Ⅱ征西府の菊池・



写真V-9 足利直冬裏書安堵状の写
大宰府天満宮蔵 (本文注<16>参照)

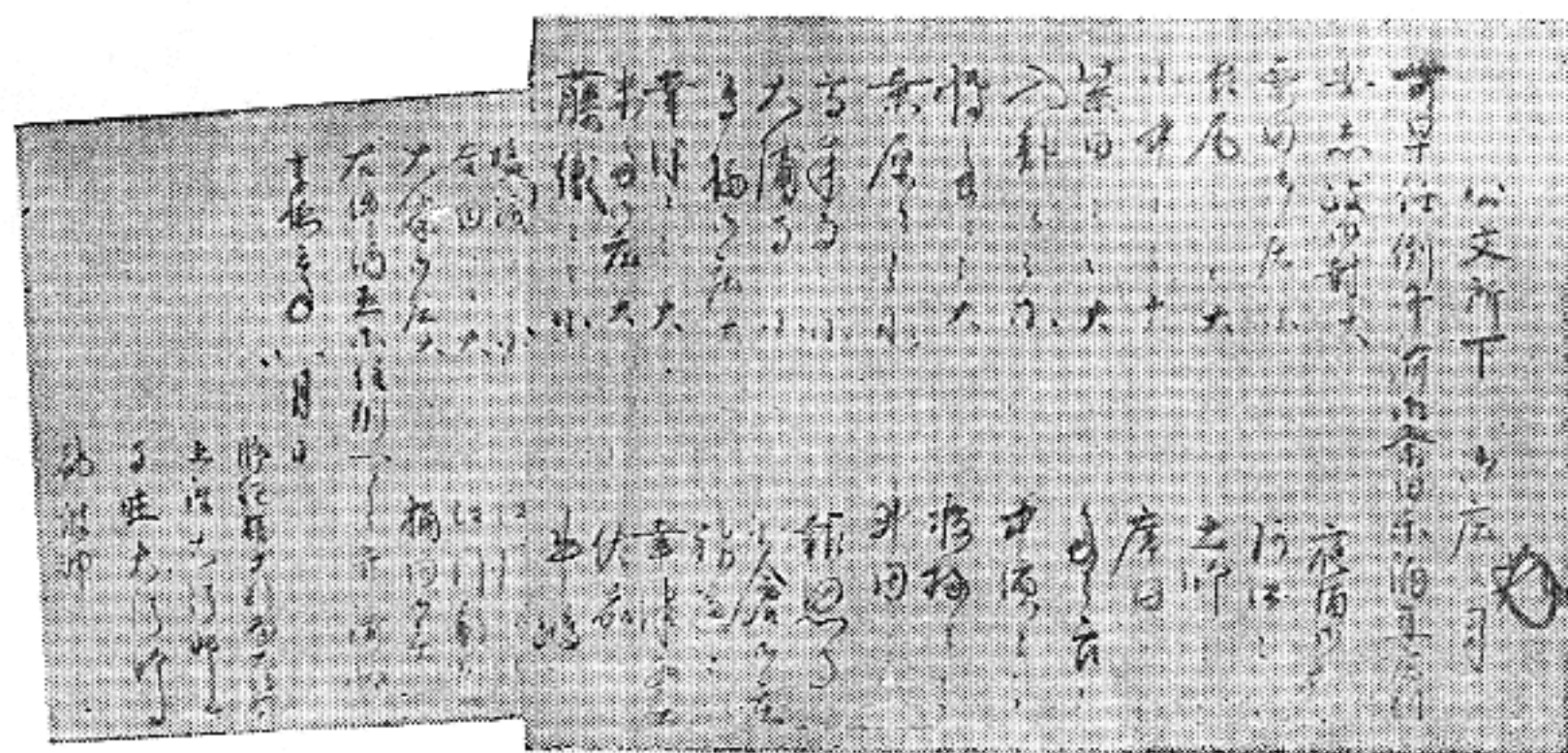
少式連合軍は各地で戦闘をくりひろげることになつた。まさに合従連衡を演出した如き観がある。昨日の敵は今日の友であつた。

(3) 荘園制の動揺

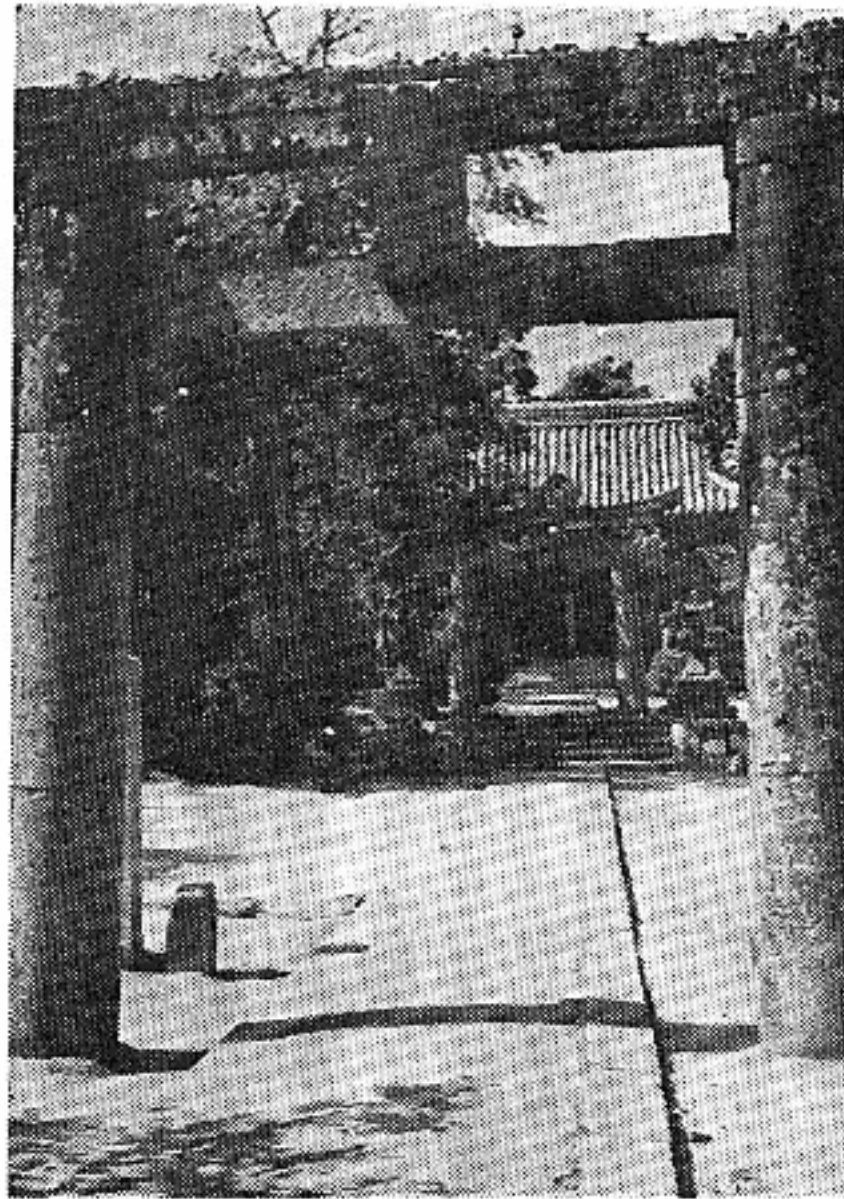
観応三年(一三五二) (南朝Ⅱ正平七年) 二月、大宰府天満宮安楽寺は寺領目録をつくつた。その中に収められた肥前国内に散在する安楽寺領を抜き出すと次のようになる。

(○前略)

- | | |
|----------|---|
| 一肥前国一円 | 鳥栖庄 |
| 小倉庄 | 同新庄 |
| 幸津庄 | 石動庄 |
| 神辺庄同萱方村 | 蠣久庄 |
| 米多庄 | 佐嘉庄 <small>御方若槻下孫六郎号
預所致濫妨也</small> |
| 藤織庄凶徒押領之 | 仁王講田 |
| 牛嶋庄同片多江村 | 松浦庄 <small>荒木久田安六名関東
寄附之、不従社家所勤</small> |
| 上野(下カ) | |
| 野庄 | |



写真V-10 観応三年の大宰府天満宮安楽寺寺領目録 (大宰府天満宮蔵)



写真V-11 幸津町の天満宮



写真V-12 儀徳町の天満宮

が、これは「御方押領之」をうけるものであり、当時大宰府が北朝||鎮西管領方の支配下にあったところから「御方」は管領方を指すものと思われ、管領方の武士が年貢を押領（横領）して天満宮に納めないうことを示している。つぎは「当宮」すなわち安楽寺天満宮の「根本御領」は古くからの由緒ある所領（社領）であるけれども、地頭御家人・甲乙人らが押領して年貢が納められていないところとして、藤木村、基肄南郷蓮原里、基肄中山井天台寺があげられている。最後は將軍家すなわち足利尊氏が寄進した曾根崎莊地頭職である。これは大般若経を恒に誦経するため費用にあてるものとして寄進されたものであろう。この曾禰（根）崎莊地頭職は鎌倉時代に御家人曾禰崎氏に宛行なわれて、安堵されていたものであるが、曾禰崎氏の手をはなれ、天満宮に寄進されて、伝領されたことがわかる。前に述べたように、征西府が阿蘇惟澄に宛行なった曾禰崎莊地頭職は、天満宮の知行下にあつたため、惟澄の知行が不可能であったことの理由がここに示される。二つの権力が同じ所領を同時にそれぞれ宛行なった場合の法の実効

曾禰崎庄内談議内（ママ） 同小楠南里田地

半不輸

□戸倉光御方押領之半免御領小松丸同之

牛原御領同之 半免行成名同之

苳生野同之 倉上庄同上

巨勢庄 義得別府同上

雖為当宮根本御領、地頭御家人甲乙人輩同押領所

清法寺 山田東郷七箇所村

藤木村 基肄南郷蓮原里

基肄中山井天台寺 荒木田庄

上切候
保郷

將軍家御寄進所

曾根崎庄地頭職長日大般若経料所

（『大宰府・大宰府天満宮・博多史料』中世篇④）

右の目録の中から鳥栖地方の莊園をあげると、まず、小倉莊・鳥栖莊・幸津莊・幸津新莊・神辺莊（萱方村を含む）が加えられている。また曾禰崎莊談議内・小楠里田も新たに加えられている。つぎに、半不輸田、すなわち安楽寺領として莊園年貢がすべて安楽寺の収入にならないで、国衙の支配が部分的に残っている不完全な型をとっている莊園をさすが、牛原御領・半免行武名・苳生野・倉上莊・義得別府がかかげられている。この五カ所は「同之」とある

力を示すよい例であるといえよう。

以上のように肥前国に散在する天満宮領は、その大半が東肥前すなわち基肆・養父郡に集中していることがわかる。またそのほとんどが武士や甲乙人によって押領されてしまい、天満宮への年貢がほとんど納められていない。それは全国的な傾向ではあるが、とくに基肆・養父両郡一帯が南北朝の争乱期に入り、常に戦場になって、天満宮の日常的支配が不可能になっていたことが大きな原因であろう。

(4) 征西府の全盛と九州探題今川了俊

足利直冬の東上後、正平八一三三三文和二年一三五三菊池武光は、一色軍に攻めこまれた大宰府の少式頼尚を救うべく、軍勢を率いて北上し大宰府の南方針摺原において、一色軍を破った。敗走した一色軍は一時肥前綾部城に留まり、ついで筑前に向った。⁽¹⁷⁾

菊池氏の軍事力を中核とする九州南軍は、数年前肥後菊池に懐良親王を迎えて征西府の勢力は漸次優勢に向った。正平十年、菊池武光の軍勢は、筑前の少式頼尚と呼応しながら肥前・筑前へと長征し、その間十月には、ついに一色範氏を九州から追放することに成功した。こうして菊池軍は北九州をほぼ略定し、その後南九州の平定を目ざし日向の畠山直顕の討伐に向った。

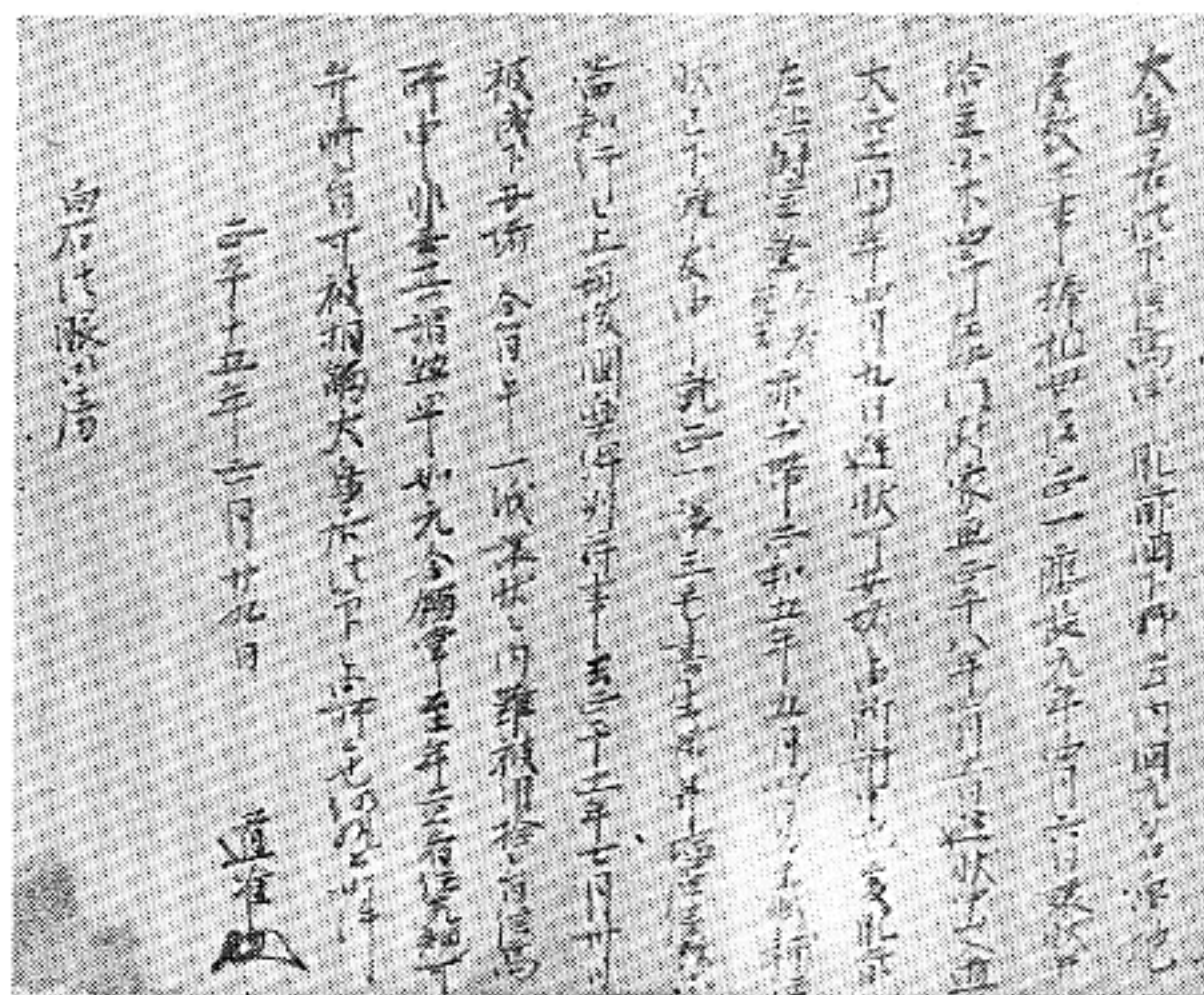
しかし、この間に、一時南朝に下っていた豊後の雄族大友氏時が再び幕府方に寝返り、また菊池が豊後に大友氏時を攻めている間の正平十四年一三五九三月、少式頼尚は大宰府において菊池武光に背反した。ここに再び菊池、少式両軍は対立関係になり、両者の衝突はまぬがれぬところとなった。ついに同年八月、菊池・少式両軍は頼山陽の漢詩によってよく知られる大保原の合戦筑後川の戦いをおこした。

勝敗は菊池の夜討により決せられ、少式頼尚は大宰府の北宝満山に逃げ帰った。菊池軍も多くの死傷者を出し、なお戦闘を続けることは不可能であった。翌十五年正月、菊池武光は甥の武安を肥前に派遣し、神埼郡仁比山に城を構えて、東肥前をおさえ、ここから小城・松浦へと攻め入った。そして正平十六年一三六一七月から八月にかけて菊池武光は少式頼尚を大宰府に攻め退却させた。かくてようやく懐良親王は大宰府に在所を移すことができた。以後十年の正平年間の後半は、征西府は大宰府に拠って全九州を掌握し、征西府の全盛期を迎えたのである。この期間に征西府が発した鳥栖地方に關係する文書は多くはないが、正平十五年六月二十九日、懐良親王は安楽寺大鳥居信高に下野庄内の国元名畠地屋敷を安堵している。

大鳥居法印信高中、肥前国下野庄内国元名畠地屋敷等事、捧祖母尼正一慶長元年四月六日讓狀并給主小木四郎左衛門尉家兼正平八年四月十一日避狀中山入道大空同十年四月九日避狀可安堵之由所訴申也、爰肥前左衛門尉宗登今者死去亦出帶正和五年五月四日名主職補任狀已下雖支申、就正一讓三毛書生職并塩原屋敷等当知行之上筑後国樂得別符事、去正平十一年七月卅日被成下安堵、令旨畢一紙讓狀之内、難被用捨之旨、信高所申非点其謂然早如元令領掌、至年貢者、任先規可并濟之旨、可被相触大鳥居法印之由所候也仍執達如件

正平十五年六月廿九日

道准花押



写真V-13

「道准奉書」による下野村の部分大宰府天満宮蔵

一方、幕府方の勢力は大保原合戦の後全く振わなくなった。幕府は鎮西管領一色範氏東走後、その後任に斯波氏経、つづいて渋川義行を鎮西管領に任命して派遣した。しかし斯波氏経は筑前から豊前・豊後を右往左往するのみで帰京した。また渋川義行は中国路から西下できず、ついに九州に上陸することはできなかった。ついで幕府は今川了俊を九州探題として下向させることにした(今川了俊以後従来の鎮西管領は九州探題と呼ばれるようになった)。今川了俊は子息の義範を豊後から、弟の仲秋を肥前からそれぞれ進発させ、了俊は豊前から進入して、大宰府の征西府を攻撃することにした。肥前に向かった仲秋は応安四年(一三七七)十一月松浦に上陸し、呼子・金屋・相知に進み、翌応安五年正月には武雄方面にまで進入した。なお了俊は応安四年十二月十九日豊前門司に上陸し、途中南軍の城を抜きつつ南下して、翌応安五年三月肥前からの仲秋と現在の福岡市高宮において合流した。四月八日大宰府の北方佐野山に陣し大宰府を包囲する陣をしき、八月にはいってようやく了俊は大宰府攻撃を開始した。そして十二月ついに大宰府の征西府を攻略し、菊池武光は懐良親王とともに筑後の高良山にのがれた。ここに征西府は十年間の極盛期を終え、大宰府は再び幕府方、九州探題の手に入った。高良山に陣する征西府に対し、了俊は基肄郡の城(基)山に陣をかまえ、攻撃の準備を備えた。応安六年南軍は、筑後川をはさんで神埼の本折(告)城の攻防戦が始まり、翌七年の前半は、了俊は彼杵、高来郡の南朝勢力を討って背後の脅威をなくした。八月に入ると、筑後高良山の征西府の軍勢は筑後川を渡河して来た。九州探題もこれに応戦して筑後川をはさんで一進一退の攻防戦を続けた。征西府にとっては前年十一月十六日、菊池武光が死没し武光なき後の最後の決戦であった。しかし、十一月十二日九州探題の全軍は筑後川を渡河し、敗走する菊池軍を追って八女郡から、肥後へと追討した。

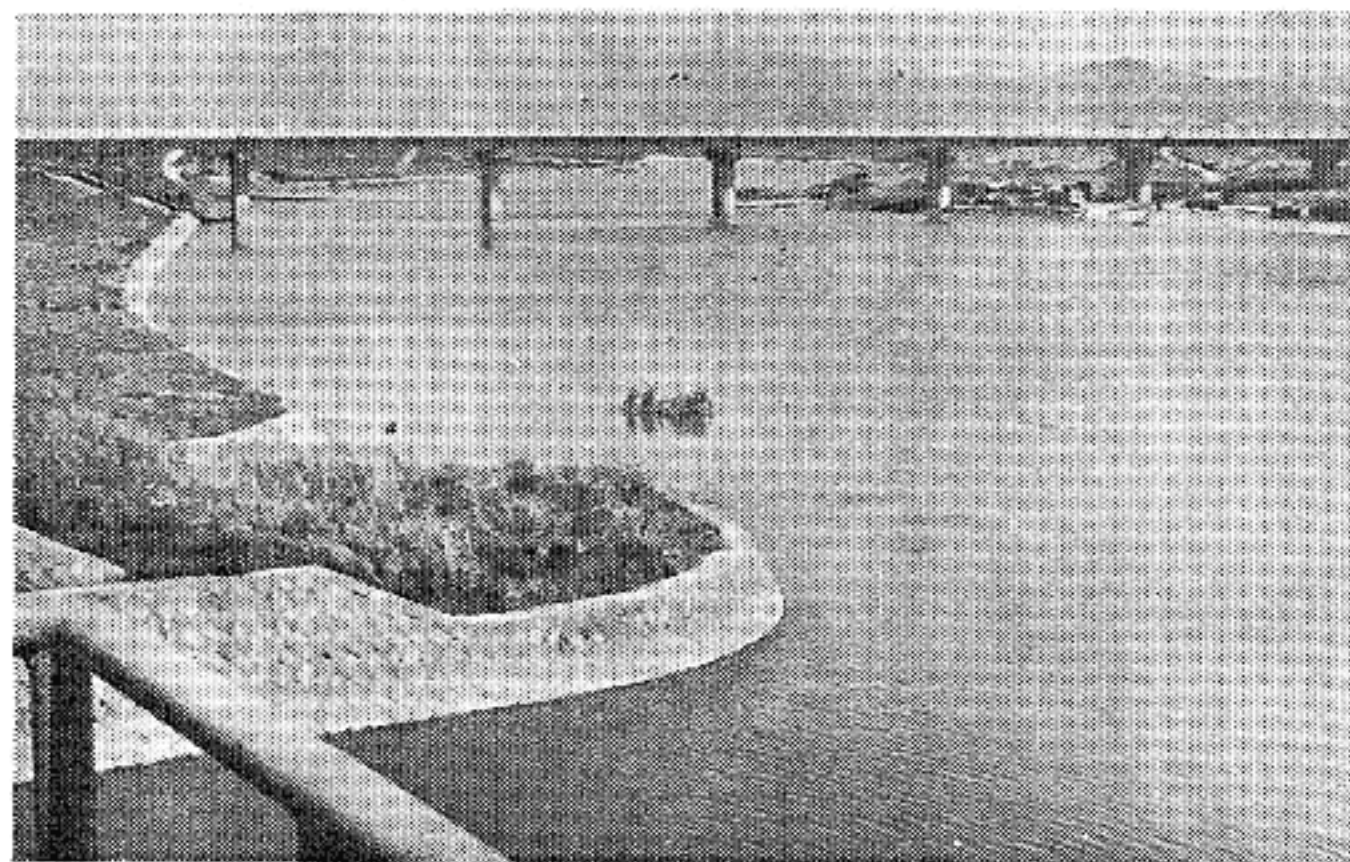
その後の戦局は急速には九州探題側に有利にはならなかったが、漸次探題側の収束に向い、明德三年(一三九二)十月南北朝の合一が果されると、九州南軍の主力であった菊池武朝・阿蘇惟武らは講和に応じ、五十七年にわたる南北両朝の攻争は終った。⁽¹⁷⁾

ところが今川了俊は、応永二年(一三九五)閏七月、突然九州探題を解任され、京都に召還された。後任には翌三年三月渋川満頼が新探題に任命された。

今川了俊は、このようにして約十年間に菊池軍をはじめとする南朝勢力をほぼ駆逐し、一色範氏をはじめとする歴代の探題が果しえなかった九州征圧をなしとげたのである。この今川了俊の成功はどこにあったのであろうか。

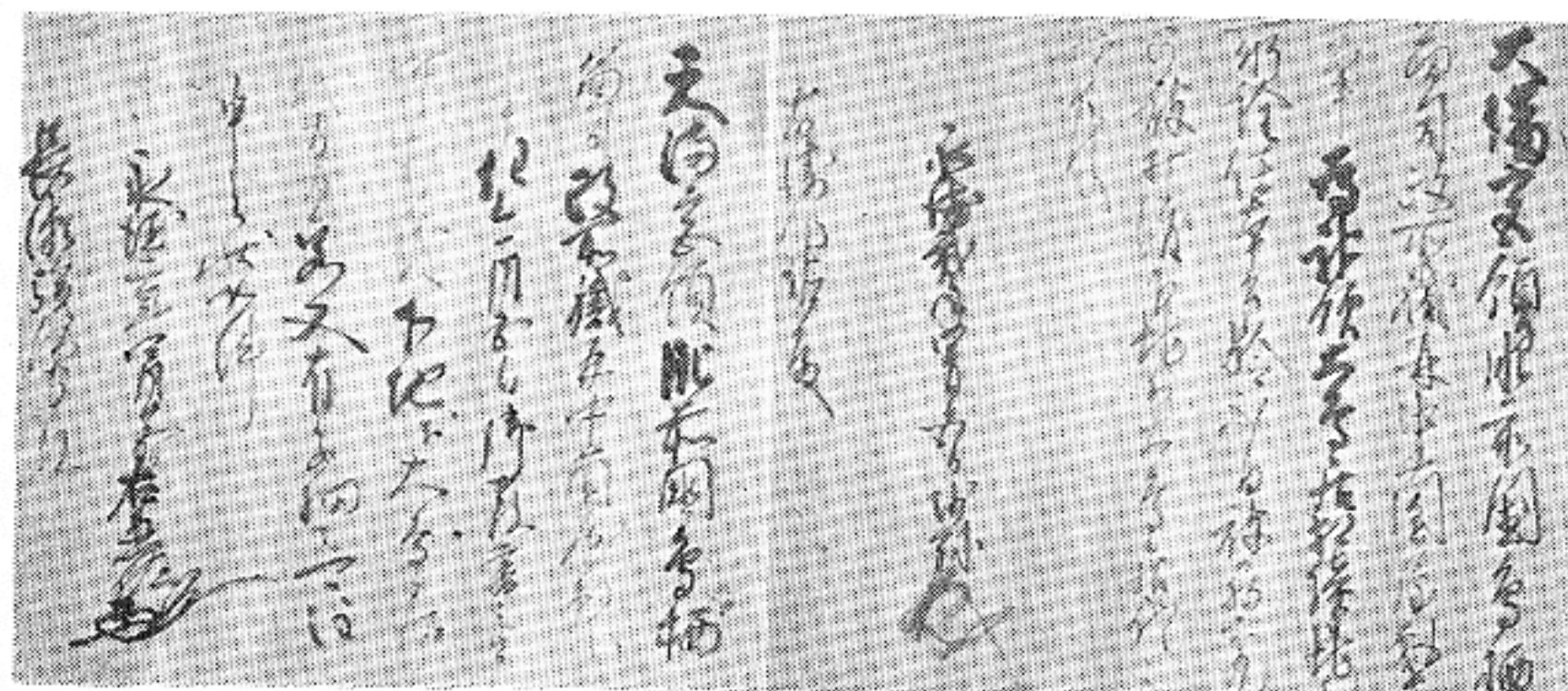
今川了俊は大宰府の征西府がほぼ全九州を掌握している状況のもとに九州に上陸した。了俊には九州探題の軍事力として在地の小領主を組織するために宛行なうに必要な所領はほとんどなかった。了

俊は軍事費の財源に荘園の年貢の半分を一時的に預置く半済の施行を求めた。半済は、最初足利尊氏によって観応三年近江、美濃、尾張に施行され、応安元年には地域的制限がとりはらわれた(半済のことを別にまた「応安の大法」ともいう)。九州においては、今川了俊が応安六年(一三七三)三月九日、肥前彼杵郡に半済を施行し、⁽¹⁸⁾彼杵郡内の在地領主(彼杵一揆中)に郡内の荘園年貢の半分を兵糧料所(軍事費の財源)として預け置いた(一時的に宛行なうこと)。これが九州に



写真V-14

もと筑後川の本流だった現在の宝満川(右岸から新浜橋)



写真V-15 今川了俊の打渡状
本文注(19) (大宰府天満宮蔵)

おける半済の史料にみえる最初のものである。今川了俊はこの後三十件の半済を施行したことが史料の上から報告されているが、そのほとんどが筑前・筑後・肥前・豊後に集中している。そして、兵糧料所として半済をうけた武士(半済給人という)はほとんどが在地領主であり、残りは今川了俊の一族と被官(家臣)である。今川了俊は在地における武士に対して半済を行なうことによって、彼らを南朝から引き離し、探題方に引き寄せ軍事力として編成していくとともに、一方で了俊自身が率いて来た直轄軍の一族および被官らの兵糧にあてたのである。一方、半済の対象になった荘園は、大宰府天満宮領・宇佐八幡宮領などの膝下荘園で、荘園領主(本所・領家)の抵抗があっても、武力をとまわらない寺社領であった。寺社領は在地武士が鎌倉時代の正和の神領興行法により占領を止められている土地で、彼らにすれば喝望の所領であった。了俊の施策はこうした在地武士の状況にうまく対応したのである。⁽¹⁹⁾しかしながら、こうしに半済を手段として、在地の武士を結集し、一族・被官の軍事費を捻出する方法は、了俊にとって征西府を討討する過程においては有効であったが、南軍撤退後にはもはや不必要なものであった。しかも一度掌握した半済分の兵糧はおろか、これを拠点にして、さらに荘園の下地(土地そのもの)の支配にまで及ぼうとする在地武士の動きは、荘園体制を前提とする室町幕府——九州探題にとって看過できない問題であった。九州探題

今川了俊は、荘園を侵略する在地武士に対して度々禁止を命じている。今川了俊の荘園体制を擁護しつつ、半済を施行して南軍にあたるという戦略は、結果的には荘園体制をますます動揺させる方向へと向かったのである。鳥栖地方の半済に関する史料はみられないが、今川了俊が永徳二年(一三八二)四月五日、大宰府天満宮に鳥栖留司政所職と中園屋敷を打渡した史料がある。これによると、鳥栖留司政所職と中園屋敷は「神領」として大鳥居氏が代々相続していた。だから基本的な公的証拠にてらして、大鳥居氏の代官に打渡すというものであるが、在地の武士達によって押妨されている状況を前にしてこれを止めさせ、天満宮に年貢が納められるように取計らったものである。史料はまず今川了俊が弟の今川仲秋に命じ、仲秋はこれを長瀬駿河守に施行させていることを示している。⁽²⁰⁾こうした荘園に対する在地武士の侵略の例を、今川了俊が京都に召還された直後の応永二年(一三九五)十月三日の次の史料をみよう。

小鳥居菅方法眼信定代申、肥前国萱方村事押領云々、何様事哉、
早可被明申ゆ也、仍執達如件

応永二年十月三日

神辺式部入道殿

〔大宰府史料〕続中世篇(一)

大宰少式(貞頼) (花押)

右の文書は、少式貞頼(頼尚—冬資—貞頼と少式氏の家督は引継がれた)が小鳥居信定の代官の訴えにより、神辺式部少輔が天満宮領である萱方村を押領しているのを「何様事哉」と批難し、



写真V-16
少式貞頼の書下しによる萱方村の部分
(大宰府天満宮蔵)

これを停止させている。鳥栖市神辺地方に住んでいた在地武士である神辺式部少輔の荘園侵略の現実を示しているのである。少式貞頼は今川了俊なきあと、こうした室町幕府・九州探題の行政的権限をひきついたのであろう。

注 (1) 川添昭二「鎮西管領」考(上)(下) (『日本歴史』第二〇五・二〇六号)

(2) 後藤家文書『佐賀県史料集成』六

(3) 前同

(4) 武雄神社文書『佐賀県史料集成』(4)

(5) 前掲同文書

(6) 前掲同文書

(7) 前掲同文書

(8) 前掲同文書

(9) 前掲同文書

(10) 前掲同文書

(11) 『大日本史料、阿蘇文書』第一卷

(12) 山口隼正「南北朝期の肥前国守護について」(『鹿大史学』十五号)

(13) 『大宰府史料』中世編(4)

(14) 『大宰府史料』中世編(4)

(15) 山口隼正「観応政変と九州」(『九州史学』第43号)

(16) 『大宰府史料』中世編(4)

(17) 川添昭二『今川了俊』・『菊池武光』・『今川了俊関係史料』(上)(下)

(18) 「深堀家文書」川添昭二『今川了俊関係史料』上

(19) 正木喜三郎「九州における半済の意義」(『九州史学』第44・45号)

(20) 川添昭二『今川了俊関係史料』下

6 戦乱の時代

(1) 戦乱を追って

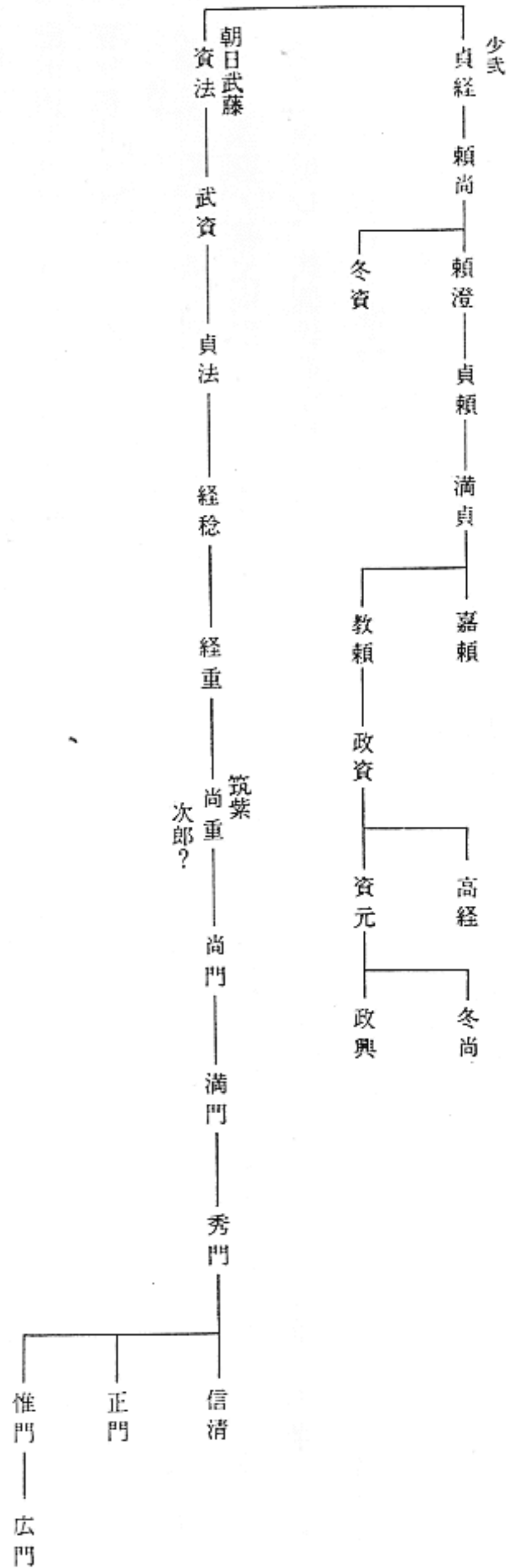
明徳三〇元中九年(一三九二)、南北朝の合一がなされ、九州においても一時は戦乱が収束されたかにみえたが、応永三年(一三九六)に下向した九州探題渋川満頼に対し、菊池武朝、少式貞頼が連合して対抗し、戦乱はあらたな様相を呈した。

少式貞頼は筑後において菊池軍とともに戦い、敗れて肥前に逃げこんだ。応永五年(一三九八)探題渋川満頼は、肥前の少式・千葉^(小城)討伐のため、大内義弘の援助をえて、綾部城に陣をしいた。これに対し、菊池・赤星・少式の連合軍は八年二月、探題が布陣する綾部城を攻めた。同九、十、十一年にわたり、綾部・千葉において両軍の攻防が続き、ついに十二年三月赤星武績は綾部城を攻略し、探題渋川満頼は筑前に脱出した。ここに再び東肥前は探題の手をはなれた。しかし、応永三十年(一四二三)ごろには、同二十五年(一説に二十七年)に九州探題になった渋川義俊(前探題渋川満頼の嫡男)が九州探題となり、現鳥栖市牛原に勝尾城を築き綾部城とともに探題陣所とした。少式貞頼の子満貞はこれをさかんに攻め、三十一年には筑紫冬門(教門)⁽¹⁾が牛原勝尾城を攻めた。少式満貞の攻勢は翌三十二年まで続き、探題義俊は筑後に追われ、長門の大内持世に援軍を求めた。義俊と大内持世は少式氏を肥前に攻め、少式方は一

少武政資は文明十一年（一四七九）十一月十九日、筑紫満門に筑前・筑後・肥前にわたる広大な所領を安堵した。その中に基肆・養父両郡地方の所領がみられ、後に筑紫氏が鳥栖地方を本拠とする戦国大名に発展していく。左はその因を示す史料の一部である。

(2) 鳥栖地方と筑紫氏

表V-6 少武氏および筑紫氏系図



三）、探題教直の子万寿丸（教直は文明十一年綾部に没）を攻め、同十八年ごろ念願の大宰府入りを果たした。政資の勢威は大いにあがった。



写真V-17 勝尾城跡（現在の城山）

族の馬場・筑紫・朝日氏らの奮戦によってこれを防いだ。義俊はついに綾部の探題陣所を奪回できず（筑後、現大川市酒見）に蟄居した。

また満貞の子嘉頼は永享七・八兩年にわたり、大内持世に対して兵を挙げたが八年十二月、追われて対馬（長崎県）に逃れた。

少武氏は再興のために少武政尚（後に政資）をたてた。そして応仁の乱（一四六七～七七）の後文明十五年（一四八

正長元年（一四二八）正月、九州探題は義俊に代って、満頼の猶子満直が任命され、筑前鳥飼（福岡市）に居住した。永享元年（一四二九）、菊池武興は筑後に出陣し、少武満貞がこれに合体して、探題・大内軍と戦った。同三年には、大内軍は少武氏によって、肥前松浦から筑前萩原（糸島郡）にまで追撃されて大内軍の肥前進攻は完敗した。翌四年、大内持世は前年の雪辱を期して大軍を率いて少武満貞を大宰府に攻め、同五年九月満貞は敗れ、自殺した。大内氏に滅ぼされた少武満貞の弟少武頼房（横岳）は肥前の豪族千葉・高木・龍造寺・小田・江上・姉川等を率いて探題渋川満直を討ち、肥前神埼に討死させ、また菊池武興は筑後酒見（大川市）に前探題義俊を殺した。同年十月満直の子万寿丸（教直）が探題に任命され、綾部城に居住した。

(○前)

① 一肥前国基肄養父両郡事

養父村別而在嘉頼御判

(○中)

② 一御判之地所々、満貞・嘉頼・教頼御判

(○中)

一肥前国基肄郡金丸拾貳町当知

一養父郡真木村之内五町

(○後)

〔大宰府史料〕続中世編(一)

①の部分は、基肄・養父両郡を安堵しているが、その内容は詳らかでない。しかし養父村は嘉頼の証判をもつ安堵状があったことを示し、筑紫氏の支配がほぼ達成していたことを思わせる。②は満貞・嘉頼・教頼三代の証判によって安堵された所領を示し、金丸十二町、真木村五町はほぼ十分な支配が行なわれたと思われる。前節に述べたように、応永年間に東肥前に活躍しはじめに筑紫氏は、ここに深い関係をもつようになったのである。その後、少貳政資の勢力は大宰府を中心に勢力が強くなり、容易に大内氏の侵入を許さなかったが、明応六年(一四九七)一月、大内義興は政資を大宰府岩屋城に、政資の子高経を勝尾城に攻めた。政資は晴気城に、高経は勢福寺にそれぞれ逃げたが、四月には父子共晴気城において自害した。この合戦において、筑紫満門は大内方につき、勝尾城攻めに加わって、高経敗退後は満門が勝尾城に居をしめるようになる。少貳氏は政資の三男資元に家督をつがせ、神埼の勢福寺を居城とし

た。ついで、大永三年(一五二三)、資元は勝尾城の筑紫満門と和平し東肥前の回復につとめた。享祿三年(一五三三)○大内義隆は杉興連を遣し、基肄・養父両郡から三根郡に侵入した。このとき少貳側の筑紫(満門の子尚門)・横岳・朝日等の武将は多く大内方に寝返ったが、資元は龍造寺家門の援軍を得て、田手野路宿に大内勢を破り、かえって筑紫尚門はじめ有力な武将を戦死せしめて義隆の企図をはばんだ。⁽²⁾

(3) 龍造寺氏の台頭

天文二年(一五三三)には、大内氏の臣陶興房・杉興連らが、筑後掃部助正門を武蔵城(福岡県筑紫野市)、宗筑後守秀恒の鏡山城、筑紫四郎右馬助惟門の勝尾城を降し、ついで十二月には馬場周頼の綾部城を陥落させ、さらに少貳資元・冬尚父子がたてこもる勢福寺を攻めた。大内方は美津山に陣をして越年し、戦況は天文三年に入り、両軍対峙のまま七月を迎えた。七月中旬、前日来の豪雨に両軍休戦中のところへ、水ヶ江城の龍造寺兼家の兵が美津山剋岳の陶軍を夜襲し、陶軍は全滅してしまった。この龍造寺軍の戦果は、以後肥前の政治的主導権が少貳氏より龍造寺氏の手に移るものになった。大内義隆は陶軍全敗の報を聞き、自ら出陣して勢福寺の資元・冬尚父子を包囲してしまった。十月三十日、義隆は龍造寺兼家に少貳資元父子との和睦をとりつけさせ、義隆と資元の和睦がなった。しかし、資元は天文五年陶興房に追われ、多久城において自害した。一方、冬尚は天文五年冬蓮池の城主小田資光に擁せられ、昨年(後)の勢福寺における大内氏との和睦を龍造寺兼家の謀計だとして、龍造寺を攻めかえってこれに敗れた(木原合戦)。その後天文十年、冬尚と兼家との和平がなったが、十三年には綾部城主馬場周頼が冬尚を擁して兼家を討ち、十四年正月兼家を筑後一木(大川市)に敗走させた。兼家の子隆信は、永祿二年(一五五九)正月十一日勢福寺に冬尚を攻め、

ついに冬尚を自害せしむるに至った。

少弐冬尚の死後、龍造寺氏はいまだ肥前全体を征圧するにはいたらず、諸氏の対立が続いた。永禄年間、龍造寺は豊後の大友氏に東肥前を攻められていたが、元亀元年（一五七〇）八月、いわゆる「今山合戦」の夜襲によって、大友軍を敗走させ、肥前における勢威を堅実にした。龍造寺隆信は、翌元亀二、三年にかけ、大友方についた東肥前の諸氏を攻めこれを平定し、東肥前をおさえるとともに、島津、大友とともに九州に鼎立する形勢をつくった。

元亀三年三月隆信は、筑紫越後家貞の居城朝日山、筑紫広門の居城勝尾城および綾部城の攻略に出陣し、これら諸城をことごとく破り、筑紫一族は隆信の軍門に降った。

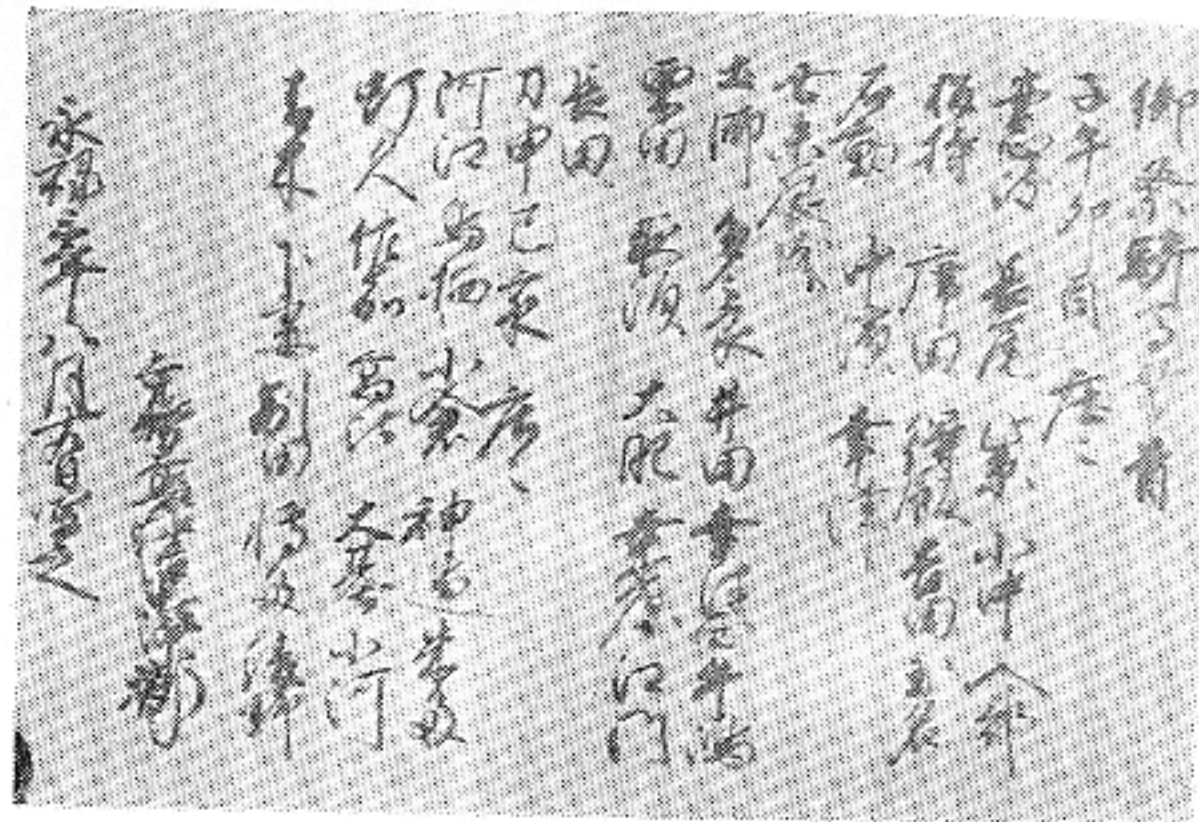
その後筑紫広門は龍造寺隆信とともに、大宰府の大友の与力高橋紹運をしばしば攻め、戦場は大宰府から南へ筑後地方へと広がった。しかし、両者の決定的勝敗は容易につかず、天正十三年まで続いた。

(4) 荘園制の崩壊

さて、十五世紀の後半から十六世紀にかけて戦乱に寧日なかった当時の鳥栖地方荘園の有様はどうであったろう。

宇佐宮領の綾部荘・村田荘については、関係史料が全く残っていないところから、そのほとんどが、宇佐宮の支配から離れてしまっていたと思われる。また肥前国一宮の河上社についても同じことがいえる。戦乱は社寺の荘園支配をほとんど無効にしていたのである。しかし大宰府天満宮領はわずかながら支配力を保っていた。永禄三年（一五六〇）八月十九日に転写された天満宮の「御祭騎貫首支配帳」（『大宰府・太宰府天満宮・博多史料』続中世編四）によると鳥栖地方荘園に関する部分は子、午、卯、酉の年に石動荘・幸津荘、丑、未、辰、戌の年に幸津西荘、申、巳、亥の年

に鳥栖荘・神辺荘が挙げられ、それぞれの年に各荘園から天満宮の祭りのときに馬を献上するならわしになっていたことが示されている。しかし、このならわしも実際にとまで行なわれていたかわからない。たとえば、大永三年（一五二三）三月二十五日には、前年、少弐政資・高経を滅ぼした大内義興は天満宮領の姫方荘が伊勢重氏に押領されているのを停止し、安楽寺上座坊裔然にもどすように処置している。しかしながら、姫方荘は天正十五年（一五八七）六月ごろにつくられたと思われる「天満宮坪付」（『前掲史料』続中世編四）には



写真V-18
御祭騎馬貫首支配帳



写真V-19
天満宮領姫方荘坪付(いずれも大宰府天満宮蔵)

天満宮領之内公文上座坊分之事

肥前国基肆之内姫方庄三十町之内

一所四町八段 当知行
同郡之内 姫方之庄三十町之内
一所廿五町式段 廿ヶ年不知行
(以下略)

とあり、姫方庄三十町を支配すべき上座坊は三十町のうちわずか四町八反を知行しているにすぎない。残り二十五町二反は二十年間不知行になっており、二十カ年も年貢を押し領されているのである。当時、中世社会にあって不知行二十カ年ということは、年紀法によって法的に土地の支配権は他人に移っていることを示し、実際には二十カ年をはるかに上回る以前から不知行になっていたのである。こうした例は、数多くある。「天満宮領坪付」のなかから鳥栖地方に関係する部分を抜き出すと、次の通りである。

太^(幸府安カ) 楽寺天満宮領坪付之事

御供屋別当知行分

(略○中)

①^(肥前国カ) 養父郡内下野庄

(一カ)

所屋敷十式ケ所

日別御供味増料所

執行坊知行分

②^(肥カ) 前国基肆郡小倉庄

拾五町知行 此内廿七町五反当

日別御仏餉料所々

(略○中)

安祥寺知行分

③^(肥前国カ) 養父郡内

十式町

(略○中)

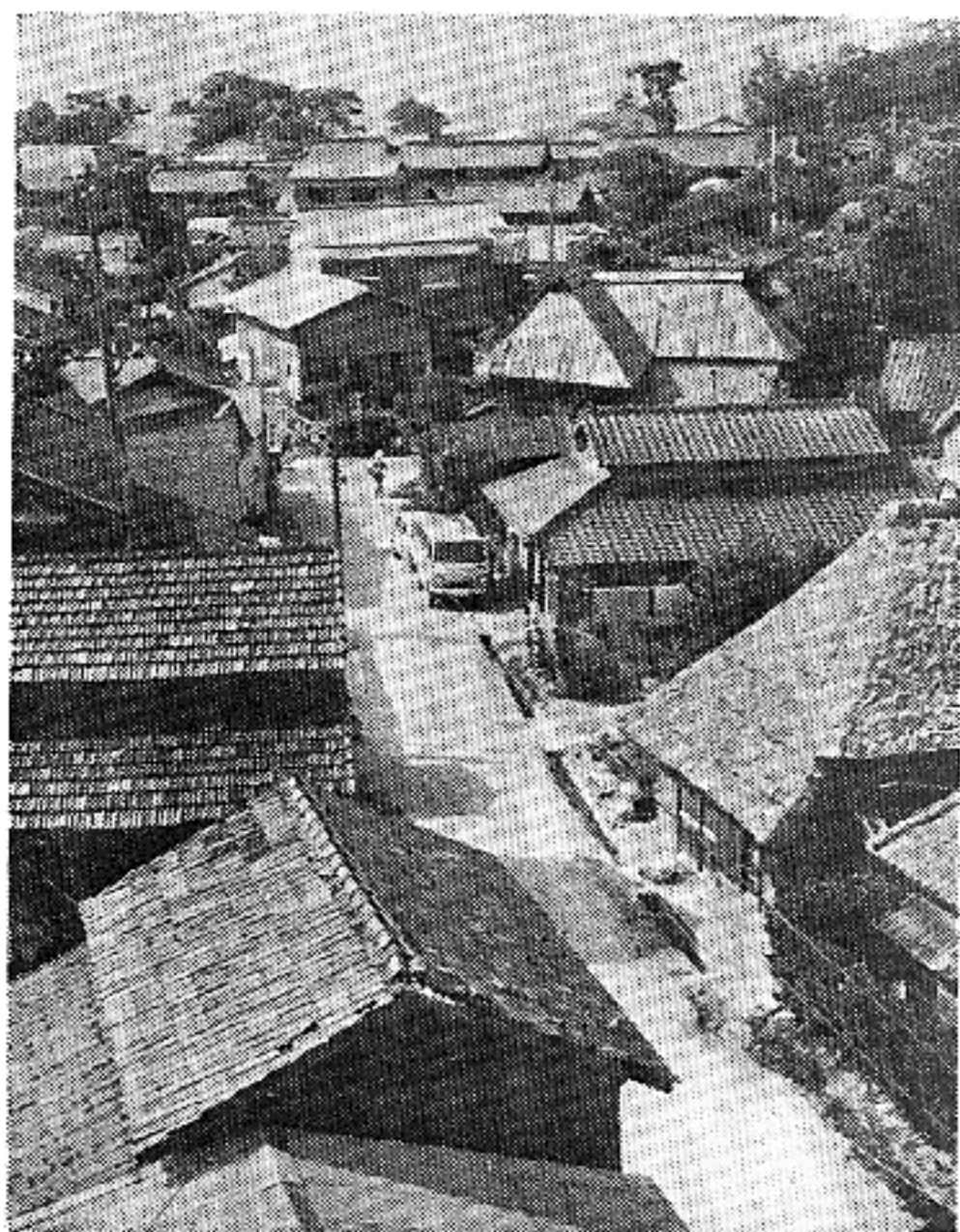
上座坊知行分

④^(肥) 筑前国基肆郡内姫方庄

一所三拾町 此内四町八反 当知行

(略○下)

(大宰府史料「天満宮坪付」統中世編(4))



写真V-21 現在の下野町の一部



写真V-20

「安楽寺天満宮領坪付」(大宰府天満宮蔵)

これによると、まず大宰府天満宮が辛うじて支配を続けている荘園はわずか四カ所に減じてしまっていることに注目したい。神辺荘・石動荘の記載がなく、養父郡内の鳥栖荘・幸津荘・幸津新荘は、そのうちの二カ所は○の項に記載される荘園のいずれかであるが、残る二荘園は全く天満宮の支配から離れてしまっている。また②の小倉庄はかつて五十六町余の規模であったが、そのうち年貢が収納されているのは、二十七町五反にすぎない。①の下野庄もかつては「国元名畠地」が存在したことが判明しているが、それが屋敷地のみで二十カ所になっている。③の姫方庄は先に述べたとおりである。こうした天満宮の荘園支配の後退を示す史料の中で、別の意味で注目されるのは④の下野庄は毎

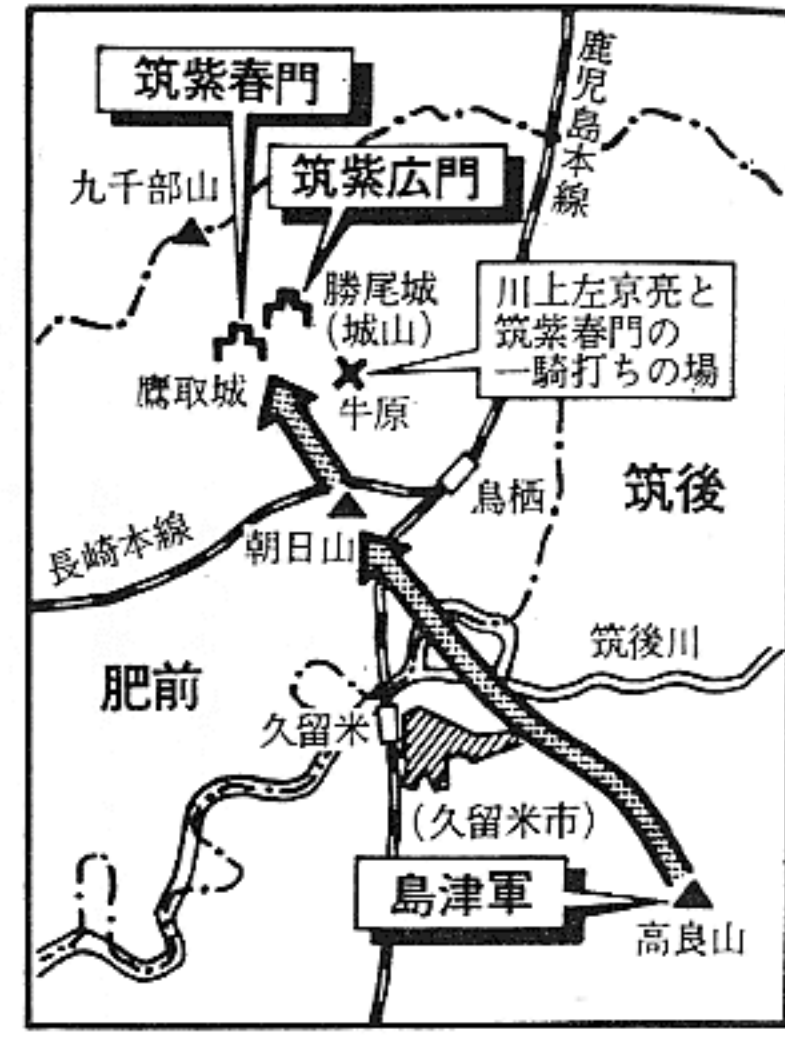
日使用する味噌を供給するものとして、㊦の小倉荘は毎日奉供する御仏飯のためにあったことなど、荘園年貢の目的がはっきりしていることである。

(5) 豊臣秀吉の全国統一

天正十三年（一五八五）十一月、龍造寺・島津・大友の三氏は豊臣秀吉の命によって和平を結んだ。しかしこれも一時的なものに終り、翌十四年六月には和平が破れてしまった。島津氏が北上を始めたためである。肥後を征圧して北上する島津方には三池鎮実・蒲池鎮連・星野鎮種の南筑後の勢がつき、龍造寺方には草野家清・西牟田家親・田尻鑑種・高良山座主騨主らの北筑後の勢が従い、また島津を迎える大友方には牛原（現在鳥栖市）の勝尾城主筑紫廣門が龍造寺からはなれて与し、それに立花左近将監統虎・高橋紹運が筑前立花城・岩屋城にそれぞれ居を構えていた。北上する島津軍は、大友方に与同した筑紫勢を最初に、ついで大宰府に入り高橋紹運を討つ戦略を立てていた。龍造寺は島津方に味方し、神埼まで陣を進めて戦況を観望した。龍造寺は一応は島津方についていたものの戦況の如何によって、その去就を定める余裕を残していたのである。

七月六日は、久留米高良山に陣をしき、筑紫氏の支城朝日山・一の岳・一の瀬・鷹取に対して軍勢を配し、また筑紫廣門の居城山浦の勝尾城に対しては瓜生野口より攻略を開始し、勝尾城の麓新町を焼き払い所々に火を放った。筑紫勢は島津の大軍に抗し難く、まず朝日山、鷹取城が落ち、ついに筑紫廣門は本拠勝尾城を開け渡して七月十日大善寺（現久留米市）に幽閉された。

現在、鳥栖市牛原町には、島津方の武将川上左京亮の首塚と伝えられる苔むした石碑がある。筑紫廣門は弟の春門を

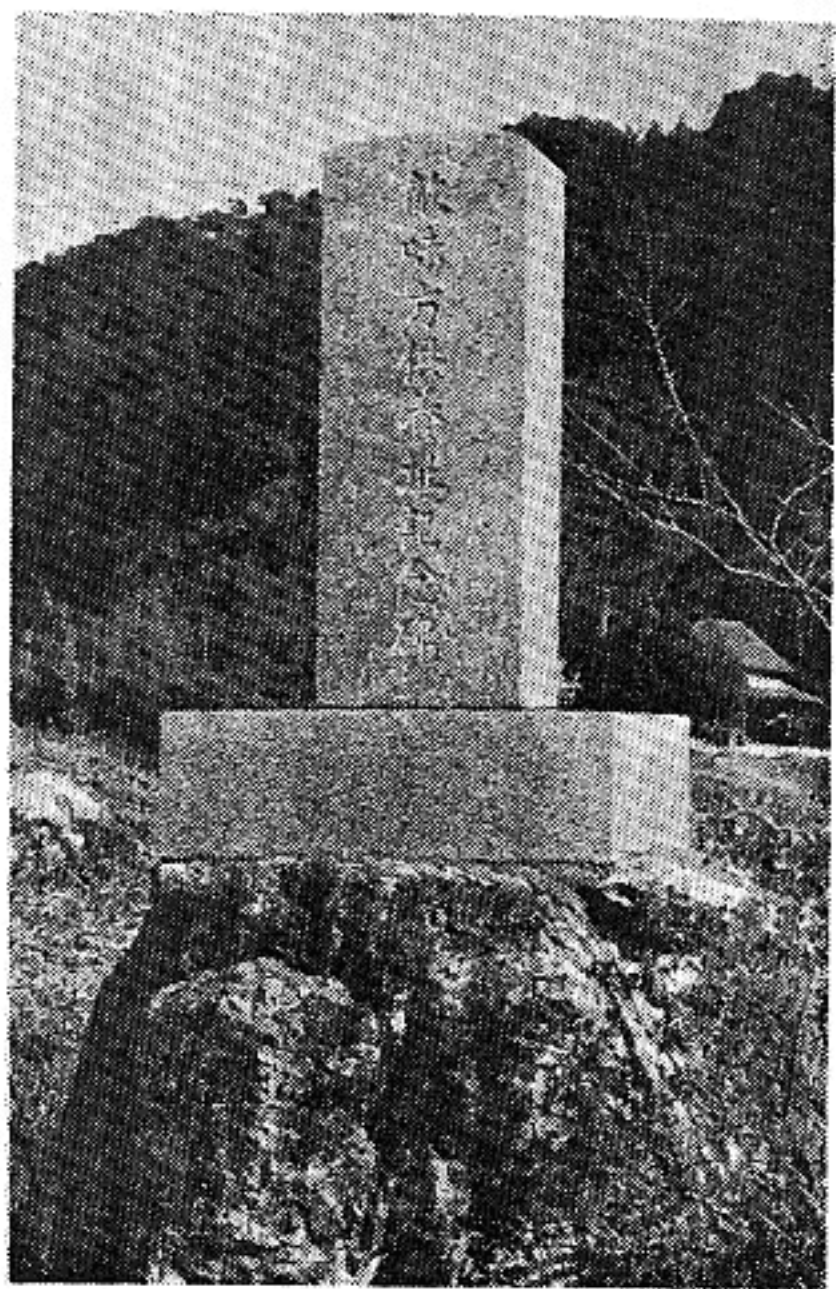


図V-1 勝尾城攻防配陣図

勝尾城に向かいあう鷹取城に配し、谷あいを攻め上る島津軍を両峯から塞ぎ止めようとしたのである。おそらく筑紫軍は要所に逆茂木を立て、上から大小の石、矢それに鉄砲を間断なく撃ち、守衛にあたったことであろう。しかし、屈強な島津軍につきつぎと要衝を突破されて、まず鷹取城が落ちたのである。このとき、鷹取城の大将筑紫春門は、部下の制止をきかず、ただ一騎敵中を突破して、島津軍の四天王の一人といわれ、鳥原の戦いに龍造寺隆信の首をとった川上左京亮をとらえ、一騎討をいどんだ。両者馬上で争いながら、組み合ったまま落馬し、双方もみあううちに、刺ちが

え、春門、左京亮ともに討果てたという。この春門・左京亮一騎討は、今日種々な戦記物に伝えられ、先に述べた左京亮の首塚、または左京亮の子孫によって建てられた石碑などにより、土地の人に語り親しまれている。しかし、実際には両軍の大将級の一騎討はほとんどありえなかったことではないだろうか。春門が十七歳の血気にはやる若武者だとしても、敵兵にかこまれた峻阻な坂を一騎で敵の陣中に突入することはとうてい考えられない。やはり落ちのびても再起をはかるといのが武士の生きる道であり、たとえ、春門が敵陣に突入しても、大将というのは攻勢にある島津軍のずっと後方にいて前線に立つことではない。この話はおそらく、川上左京亮が不慮の死にあい、これを相手方の敵将春門との一騎討に仕立て上げたものであろう。昭和十二年、肥前史談会は、勝尾城が落ちたあと島津義久が当地で敵味方の盛大な供養を行なったという故事にならい、「敵味方供養址記念碑」を建立した。

筑紫氏を降して大宰府への関門を開いた島津勢は、七月十四日、肥後・肥前・筑後の武將をひきいて大宰府に入



写真V-22

城山山麓の敵味方供養址記念碑
(牛原町)

り、岩屋城にたてこもる高橋紹運を攻めた。兩軍鉄砲による攻防を繰り返したが、二十七日ついに岩屋城は落城し紹運は戦死した。大宰府を掌中にした島津氏は、なお立花統虎を筑前立花城に攻めようとしたが、島津方も岩屋攻略による戦死者が多く、長期在陣が不可能となり、薩摩に帰った。

坂を発し、翌四月二十七日出水を抜き、五月八日ついに島津義久は秀吉の軍門に降った。秀吉は薩摩からの帰途六月七日以後筑前宮崎(福岡市箱崎)にしばらく滞在、ここで九州の国分けを行ない、各大名に所領を宛行なった。鳥栖地方に関してその具体的な内容は次章(近世)において詳述される。

さて、九州征圧を終った秀吉は、六月十九日キリスト教宣教師の国外追放令を出し、七月二日帰坂の途についた。ところが翌天正十六年肥後において地侍が一揆(国人一揆)したが、肥後の大名佐々成政はその鎮圧に決定的な戦果をあげることができなかった。この間秀吉は兵糧米三千石を肥後に送りつけることにしたが、その際三根郡千栗を輸送の中継点にしている。千栗は現在旧筑後川をへだてて、久留米市長門石に対しては、当時は東から西へ下っていく筑後川の本流が南に大きく曲流する地点にあたり、筑後川水運の要地であったと思われる。小早川文書によると至肥後兵糧米三千石被遣之候、然者、徒小倉ちりく迄中余よて、黒田勘解由・森老岐守手前より、其方請取之、ち

りくへ相届、龍造寺民部太輔ニ相渡、舟よて早々熊本浦迄相着、検使共ニ可相渡由、可被仰付候

(○中略)

二月廿日

(秀吉朱印)

小早川左衛門とのへ

(『大日本史料』家わけ小早川文書)

とあり、龍造寺文書には

至肥後兵糧米三千石被遣候条、ちりく迄者森老岐、黒田勘解由并小早川可相着候間、於彼地、其方請取之、舟甲付、至肥後熊本浦まで相届、則浅野弾正、戸田民部少輔、加藤主計、生駒雅楽頭、峰須賀、福島左衛門大夫、小西ニ可相渡候也

二月廿日

(秀吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ

(『佐賀県史料集成』第三卷)

とある。この二通の秀吉の朱印状によると秀吉は、三千石の兵糧米の輸送を小倉から黒田孝高・毛利吉成、その途中から小早川隆景にリレーさせ、千栗において龍造寺政家が請取り、準備した舟に積込んで、筑後川を下り有明海を渡って熊本浦まで送り届けることを指示している。熊本では「検者」として浅野長政・戸田勝隆・加藤清正らが受取ることになっている。秀吉が肥後の国人一揆鎮圧に総力を注ぎ込んでいる様がよくうかがわれる。千栗は九州を縦断する交通路において、水陸をつなぐ重要な地点であったのである。豊臣秀吉の九州征圧の結果、永い戦乱に終止符が打たれ、戦乱のない社会はその後徳川幕府にうけつがれていく。

秀吉の全国支配の政策の基本は検地と刀狩にあった。検地は土地を丈量し、田畠一筆につき耕作人を定め、生産高をすべて米に換算して石高で表示した。耕作人を定める際には武士と農民を分離し、農民のみを直接耕作者とし、刀

劍・鉄砲等の武器の所持を禁止した。こうして中世社会にみられた農耕に従事しながら武士的身分をもつ地侍の存在を許さなくなり、農民から地侍へ、地侍から武士へという半ば際限のない武士(戦闘要員)補給の社会構造を分断してしまったのである。合戦に破れた大名は新たに武士を補給することができず、再起不能の運命におかれた。こうして戦国の争乱は終息した。

最後に、基肄・養父地方の中世における特色を述べる。中世における九州の政治的特徴は大宰府支配の動向にかかっていた。とくに全国統一政権が弱体化してくる南北朝以後、九州における戦乱の争点は常に大宰府の争奪にあり、そのために肥後・肥前から北上して大宰府にせまる際には、基肄・養父一帯が最後の関門になったのである。また博多から南下して大宰府を押えても、基肄・養父地方を手中に収めなければ背後に敵をかかえていることになった。このように大宰府を完全に掌握することは、最終的には基肄・養父地方の支配力にその帰趨がゆだねられていた。ところがそのような大宰府の政治的地位が、豊臣秀吉の全国制圧(中央集権)の一環として把握された結果、大宰府の政治的地位は相対化され、低いものになってしまった。秀吉の全国統治はもはや大宰府の政治的地位を奪い去ったのであってそれは、ひいては基肄・養父の政治的軍事的価値の低下をもたらしたのである。基肄・養父地方は大宰府の政治的価値の地理的な最後の砦であった。地理的存在の砦はたびかさなる争奪戦にあってもそのたびに構築することができたが、政治的価値の崩壊は砦の地理的存在理由をなきものにした。

注(1) 冬門(教門は表V-6少弐系図の尚重がその実名であろう。(白井信義「筑紫氏に就て」『歴史地理』七十六巻二号)

(2) 右に同じ

(3) 木村忠夫「戦国大名と太閤検地」(『九州史学』第33・34号)

VI 田代領の政治と経済(前期)